

福井市地域防災計画

[一般災害対策編]

福井市防災会議

昭和37年	作成
昭和54年	修正
平成5年	1月修正
平成11年	12月修正
平成14年	3月修正
平成19年	2月修正
平成21年	12月修正
平成25年	3月修正
平成26年	3月修正
平成27年	3月修正
平成29年	3月修正
平成30年	10月修正
令和2年	10月修正
令和4年	3月修正
令和5年	8月修正
令和7年	3月修正

《一般災害対策編：目 次》

第1章 総 則

第1節	計画の方針	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節	福井市の概況	10
第4節	福井市の既往の主な災害	13
第5節	福井市災害対策本部	17

第2章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及計画	21
第2節	防災訓練計画	25
第3節	自主防災組織育成計画	27
第4節	都市防災化計画	30
第5節	交通施設災害予防計画	32
第6節	上水道・下水道施設災害予防計画	34
第7節	通信及び放送施設災害予防計画	35
第8節	電力施設、ガス施設災害予防計画	37
第9節	情報収集・連絡体制等整備計画	39
第10節	災害応急体制整備計画	43
第11節	水害予防計画	46
第12節	火災予防計画	49
第13節	危険物施設等災害予防計画	51
第14節	土砂災害予防計画	52
第15節	避難計画	55
第16節	救急救助・医療救護予防計画	61
第17節	災害備蓄計画	64
第18節	要配慮者安全確保計画	66
第19節	廃棄物処理予防計画	71
第20節	文教予防計画	73
第21節	ボランティア受入れ体制整備計画	75
第22節	暴風・竜巻等災害予防計画	76

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織動員計画	77
第2節	応援要請計画	86
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	91

第4節	情報収集・伝達計画	95
第5節	通信運用伝達計画	113
第6節	水防活動計画	115
第7節	消防活動計画	116
第8節	災害広報計画	120
第9節	避難及び避難所計画	123
第10節	被災者救出計画	134
第11節	交通規制計画	136
第12節	警備・保安計画	138
第13節	輸送計画	144
第14節	食料供給計画	150
第15節	生活必需品供給計画	153
第16節	給水計画	156
第17節	救急救助・医療救護応急計画	159
第18節	防疫及び保健衛生計画	162
第19節	災害廃棄物処理応急計画	166
第20節	障害物除去計画	170
第21節	行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画	172
第22節	公共施設等災害応急対策計画	174
第23節	交通施設応急対策計画	190
第24節	電力施設応急対策計画	193
第25節	ガス施設応急対策計画	195
第26節	通信及び放送施設応急対策計画	197
第27節	危険物施設等応急対策計画	200
第28節	応急住宅対策計画	202
第29節	文教対策計画	205
第30節	商工業対策計画	210
第31節	農林水産業等対策計画	212
第32節	要配慮者応急対策計画	216
第33節	ボランティア活動支援計画	219
第34節	降雪期の交通確保計画	221
第35節	災害救助法による救助計画	224
第36節	土砂災害応急対策計画	226
第37節	暴風・竜巻等災害応急対策計画	227

第4章 災害復旧計画

第1節	被災者援護計画	228
-----	---------	-----

第2節	公共施設復旧計画	239
第3節	復興計画	246

第5章 個別事故災害対策計画

第1節	油等流出事故災害対策計画	248
第2節	海上事故災害対策計画	256
第3節	鉄道事故災害対策計画	259
第4節	道路事故災害対策計画	263
第5節	危険物等事故災害対策計画	267
第6節	雪害対策計画	270

第1章 総 則

第1節 計画の方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、福井市防災会議が作成する風水害等の対策に関する計画であって、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、市民の生命・身体・財産を保護するとともに、風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画作成機関

福井市防災会議

3 計画の構成及び内容

この計画は、福井市において想定される風水害等の災害に対して、福井市が処理すべき事務又は業務に関し、地域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画及び個別事故災害対策計画から構成される。

（1）総則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱等、福井市が行う風水害等の対策に関する計画の方針について定める。

（2）災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限にくい止めるための基本的な措置等について定める。

（3）災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）に、これを防御し、又は応急的対応を行うなど、災害の拡大を防止するための応急的に実施する対策の基本的な措置等について定める。

（4）災害復旧計画

風水害等の災害の復旧にあたっての各種援護措置及び公共施設復旧の実施にあたっての基本方針について定める。

（5）個別事故災害対策計画

油流出事故や大規模な事故災害に関する予防計画と応急対策について定める。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

5 細部計画の策定

この計画を具体的に実施するにあたって必要な細部計画については、本市各部局及び防災関

係機関において定めるものとする。

6 国・県の防災計画との関係

この計画は、国が定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに福井県地域防災計画（一般対策編）との整合性・関連性を有するものとする。

7 地区防災計画との関係

市は、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から本計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

8 計画の習熟

本市各対策部及び防災関係機関は、この計画の遂行にあたってそれぞれの責務が十分果たせるよう平素から研修・訓練の実施により、この計画及びこの計画に関連する他の細部計画の習熟に努めるものとする。

また、市民への周知を図るため、広報・啓発活動に努めるものとする。

第 2 節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関及び市民の責務

(1) 福井市

福井市は、災害対策基本法第 5 条の規定に基づき、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに住民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、福井県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災活動を進めるため、防災会議や防災の現場等における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

(2) 福井県

福井県は、災害対策基本法第 4 条第 1 項の規定に基づき、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、市民及び事業者の協力を得て防災活動を実施するとともに、福井市の防災活動を援助し、かつその総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法第 3 条第 4 項の規定に基づき、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、福井市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第 6 条第 1 項の規定に基づき、その業務の公共性又は広域性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、福井市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(一社) 福井市医師会等の公共的団体及び病院等の防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第 7 条第 1 項の規定に基づき、平常時からそれぞれの業務に応じた災害予防体制を整備するとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、福井市の防災活動に協力する。

(6) 市民及び事業者

市民及び事業者は、災害対策基本法第 7 条第 2 項の規定に基づき、「自らのまちは自ら守る」という意識を持ち、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し、助け合うものとする。また、最低 3 日間の自力救済の備えに努める。

また、特に事業者は、事業の継続、地域貢献・地域共存を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (B C P) を策定するよう努めるものとする。

2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 市

福井市

ア 福井市防災会議に関する事務

- イ 防災に関する施設及び組織の整備
- ウ 防災上必要な教育及び訓練
- エ 防災思想の普及
- オ 災害に関する被害の調査報告、情報収集及び広報
- カ 災害の予防及び拡大防止
- キ 救難、救助、防疫等の被害者の保護
- ク 災害応急対策及び災害復旧資材の確保
- ケ 災害対策要員の動員、雇上及び協力要請
- コ 災害時における交通及び輸送の確保
- サ 災害時における文教対策
- シ 被災施設の復旧
- ス 被災市有施設の応急対策
- セ 管内の関係機関等が実施する災害応急対策
- ソ 災害及び災害防止の科学研究並びにその成果の実施
- タ 義援金、義援物資の受入れ及び配分

消防局

- ア 火災等の災害による市民の生命、身体及び財産の保護
- イ 水災、火災、地震等の災害防除及び災害による被害の軽減

(2) 県

福井県

- ア 福井県防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備
- ウ 防災上必要な教育及び訓練
- エ 防災思想の普及
- オ 災害に関する被害の調査報告と情報の収集
- カ 災害の予防と拡大防止
- キ 救難、救助、防疫等被災者の救護
- ク 災害応急対策及び災害復旧資材の確保と物価の安定
- ケ 災害時における交通、輸送の確保
- コ 災害時における文教対策
- サ 災害時における公安警備
- シ 被災産業に対する融資等の対策
- ス 被災施設の復旧
- セ 災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整
- ソ 市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん
- タ 義援金、義援物資の受入れ及び配分

福井県警察（福井警察署・福井南警察署）

- ア 災害情報の収集
- イ 周辺住民及び一時滞在者への情報伝達
- ウ 避難誘導

エ 避難路及び緊急交通路の確保等の交通規制

オ 救出救助

カ 緊急輸送の支援

キ 行方不明者の搜索

ク 検視及び身元確認

ケ 犯罪の予防及び社会秩序の維持

コ 広報活動

福井土木事務所

ア 道路、橋梁及び河川の維持・管理並びに被害施設の復旧

イ 応急仮設住宅の建設

福井市保健所

ア 災害時における防疫、救護等の実施

イ 災害時における公衆衛生の向上及び増進

ウ 医薬品、防疫用薬剤等の調達

福井県税事務所

ア 災害時における県税の特別措置

福井農林総合事務所

ア 農地及び農業施設の防災指導

イ 農地及び農業施設の災害応急対策の指導

ウ 民有林及び林業施設の防災指導

エ 民有林及び林業施設の災害応急対策の指導

越前漁港事務所

ア 県管理漁港施設の維持・管理並びに被害施設の復旧

イ 県管理漁港海岸における海岸保全施設の維持・管理並びに被害施設の復旧

(3) 指定地方行政機関

中部管区警察局（福井県情報通信部）

ア 管内各県警察の指導・調整に関する事

イ 他管区警察局との連携に関する事

ウ 関係機関との協力に関する事

エ 情報の収集及び連絡に関する事

オ 警察通信の運用に関する事

カ 津波警報の伝達に関する事

北陸財務局福井財務事務所

ア 地方公共団体に対する災害融資に関する事

イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関する事

ウ 主務省の要請による災害復旧事業費査定会の立会に関する事

エ 災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付に関する事

北陸農政局福井県拠点

ア 災害時における応急用食料の確保と引き渡しに関する県及び本省との連絡調整

イ 災害対策用備蓄食料の要請、運送及び引き渡しに関する県及び本省との連絡調整

近畿中国森林管理局福井森林管理署

- ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止等の整備
- イ 国有林における予防治山施設による災害予防
- ウ 国有林における荒廃地の復旧
- エ 災害対策用復旧用材の供給
- オ 林野火災の予防

中部運輸局福井運輸支局

- ア 災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請
- イ 災害時における自動車の調達及び被災者、災害必需物資等の運送調整
- ウ 災害による不通区間における迂回輸送、代替運送等の指導

福井海上保安署

- ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに災害における援助、流出油の防除等に関する指導
- イ 船舶交通の障害の除去及び規制
- ウ 海上衝突予防法及び港則法の励行指導
- エ 沿岸水域における巡視警戒
- オ 海象の観測及び通報

福井地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施

福井労働局福井労働基準監督署

- ア 事業場における災害防止の監督指導
- イ 事業場における発生災害の原因調査と再発防止対策の指導

近畿地方整備局福井河川国道事務所

- ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理
- イ 応急復旧資機材の整備及び備蓄
- ウ 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備
- エ 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達
- オ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
- カ 直轄公共土木施設の二次災害の防止
- キ 直轄公共土木施設の復旧

（４）自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣
- エ 防災訓練への参加協力

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社、KDDI(株)北陸総支社、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

- ア 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達
- イ 防災応急措置の実施に必要な通信に対する通信施設の優先的な措置
- ウ 防災応急措置を実施するために必要な公衆通信施設の整備
- エ 災害時における重要通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧

日本郵便(株)北陸支社（各郵便局）

- ア 災害時における郵便業務の確保
- イ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- ウ 災害時における郵便局の窓口業務の維持

日本赤十字社福井県支部

- ア 医療救護及びこころのケア
- イ 救援物資の配分
- ウ 災害時の血液製剤の供給
- エ 義援金の受付
- オ その他災害救護に必要な業務

北陸電力(株)福井支店・北陸電力送配電(株)福井支社

- ア 施設の整備と防災管理
- イ 災害時における電力供給の確保
- ウ 災害対策実施と被災電力施設の復旧
- エ 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施

(一社) 福井県エルピーガス協会

- ア 施設の整備と防災管理
- イ 災害時におけるガス供給の確保
- ウ 災害対策の実施と被災施設の復旧

西日本旅客鉄道(株)金沢支社・えちぜん鉄道(株)・福井鉄道(株)・(株)ハピラインふくい

- ア 施設の整備と防災管理
- イ 災害時における輸送の確保
- ウ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送
- エ 被災施設の復旧
- オ 被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施

日本通運(株)金沢支店福井事業所

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送
- ウ 転落車両の救出等

中日本高速道路(株)金沢支社福井保全・サービスセンター

- ア 道路及び防災施設の維持管理
- イ 被害施設の復旧
- ウ 交通安全の確保

日本銀行福井事務所

ア 災害時における現地金融機関の指導

イ 災害時における金融措置

土地改良区

ア 土地改良事業によって造成された施設の維持管理

イ 災害復旧事業、湛水防除事業及び各種防災事業の調査並びに測量設計業務

日本放送協会福井放送局・福井放送(株)・福井テレビジョン放送(株)・福井エフエム放送(株)・新聞社(支局)

ア 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知

イ 市民に対する災害応急等の周知

ウ 社会事業団による義援金品の募集、配分等の協力

(6) 公共団体その他防災上重要な施設の管理者

(一社) 福井市医師会

ア 災害時における医療救護活動の実施

福井県農業協同組合

ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力

イ 農作物の災害応急対策の指導

ウ 被災組合員に対する融資、あっせん

エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

オ 農作物の需給調整

福井森林組合・美山町森林組合・丹生郡森林組合

ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力

イ 被災組合員に対する融資、あっせん

福井市漁業協同組合・越廼漁業協同組合

ア 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力

イ 組合員の被災状況調査及びその応急対策

ウ 被災組合員に対する融資、あっせん

エ 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧

オ 防災に関する情報の提供

福井商工会議所・商工会

ア 商工業者への融資あっせん実施

イ 災害時における中央資金源の導入

ウ 物価安定についての協力

エ 救助用物資、復旧資材の確保、協力、あっせん

病院等医療施設管理者

ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

イ 災害時における病人等の収容、保護

ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助

社会福祉施設管理者

ア 避難施設の整備と避難訓練

イ 災害時における収容者の保護

金融機関

ア 被災事業者等に対する資金の融資

学校法人

ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施

ウ 被災施設の災害復旧

文化事業団体

ア 市の応急対策等に協力

危険物関係施設の管理者

ア 危険物施設の防護施設の設置

イ 安全管理の徹底

自治会等自主防災組織

ア 自主防災組織等の確立及び訓練の実施

イ 災害時における避難誘導

ウ 市の応急対策等に協力

京福バス(株)

ア 災害時における輸送の確保

イ 災害対策用物資、被災者等の緊急輸送

福井ケーブルテレビ(株)・福井街角放送(株)

ア 市民に対する防災知識の普及と予警報等の迅速なる周知

イ 市民に対する災害応急等の周知

ウ 社会事業団による義援金品の募集、配分等の協力

福井都市ガス(株)

ア 施設の整備と防災管理

イ 災害時におけるガス供給の確保

ウ 災害対策の実施と被災施設の復旧

第3節 福井市の概況

1 沿革

1470年程前までは、一面沼地であった越前平野が、継体天皇（男大迹皇子＝おおとのおうじ）の偉業により、豊穰な沃野となった。その後、九頭竜、足羽、日野の三大河川の合流地点に近い、今の福井市付近が北陸道の要所として人家も増え、町の形を整えてきた。

約500年前、北ノ庄遠江守が居城したことから、この地は「北ノ庄」と呼ばれ、その後、柴田勝家、丹羽長秀、堀秀政等の名将が居城し、その勢いを張った。ついで徳川家康の天下平定後、慶長5年その二男結城秀康が68万石をもってこの地に封じられ、（廃藩時32万石）代々北陸の雄藩として栄え、明治に至った。

寛永元年三代目領主松平忠昌のとき、城中にあった「福の井」にちなみ、「北ノ庄」を廃してこの地を「福井」に改めた。

幕末の藩主は、名君の誉高い松平慶永（春嶽）で、その治下には橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁等幾多の人材が輩出した。

明治22年に市制がしかれ福井市が誕生して以来、鉄道の開通や織物産業等の興隆により、福井県の政治、経済、文化の中心として成長してきた。また昭和6年から昭和46年にかけて隣接する町村等を22回にわたって編入し、市域が拡大した。

この間、昭和20年7月の空襲、昭和23年6月の福井大震災、更に平成16年7月に嶺北地方を中心に未曾有の被害をもたらした福井豪雨と幾多の災害に見舞われたが、市民の不屈の精神によって不死鳥のようによみがえった。

平成10年6月には、福井震災から50年という節目の年を迎え、福井震災50周年記念事業「世界震災都市会議」を開催した。

平成12年11月に特例市に移行した後、平成18年2月1日には、隣接する美山町、越廼村及び清水町と合併し27万の人口を擁する都市となった。

平成31年4月には中核市に移行した。

本市では、福井豪雨災害の教訓を踏まえ、平成17年3月の福井市危機管理対策（福井豪雨）検討会議による提言、また、全ての危機に対する市の危機管理体制を定め、福井市における安全・安心を確保することを目的に、平成18年4月に「福井市危機管理計画」を策定した。

2 自然条件

(1) 地象（地質・土壌・地形）

本市は、福井平野のほぼ中心に位置しており、市街地が集中する低地部は、越美山地、加越山地、越前中央山地、丹生山地、南条山地により三方を山岳に囲まれている。

また、福井平野の北西部には、三里浜砂丘地、加越台地があり、平野の下手をふさいでいるため、軽い盆地状の地形が形成されている。一方、低地部は、九頭竜川、足羽川の両河川によるゆるい扇状地と三角州で形成されている。

本市の地盤は、面積の約6割を占める山地は基盤岩（鮮新世～中新世の堆積岩類・火山岩類）である。一方、低地部の大半は、沖積世の粘性土により形成されている。

(2) 水象

嶺北地方の河川の大部分は、九頭竜川本川及びその支川であり、合流して日本海に注いで

いる。九頭竜川は、その源を福井・岐阜の県境油坂峠に発し、大野市、勝山市を経て、福井平野で冠山より流れる足羽川、夜叉ヶ池を起点とする日野川とを合わせて坂井市三国町で日本海に注いでいる。

(3) 気象

福井市は典型的な北陸型の気候で多雨多湿地帯に属し、年間の降水量は平均2,299.6mm、相対湿度は75%、平均気温は14.8℃、年間日照時間は1,653.7h、平均風速は2.8m/sで南風が最多風向となっている。(数値は平年値)

夏は蒸し暑く、冬は寒気の影響で曇天が多く寒冷な気候である。また、年間の気候は、四季の移り変わりがはっきりしている。

12月初旬から3月下旬までは降雪が多く、昭和38年1月には最深積雪213cm、昭和56年1月には最深積雪196cm、平成30年2月には最深積雪147cm、令和3年1月には最深積雪107cmを記録している。

(観測データは福井地方気象台による)

3 社会条件

(1) 人口

本市域の面積は、平成18年2月の市町村合併により536.19km²となり、人口は、253,803人、世帯数は、108,602世帯である。

人口の推移をみると、昭和30年から60年にかけて伸びが著しく、その後は増加ペースがやや鈍化し、平成8年からは減少傾向にある。

年齢構成の動向を見ると、平成10年に15.9%であった年少人口(0～14歳)は、平成30年には、13.2%に低下している。一方で、平成10年に17.3%であった高齢人口(65歳以上)が、平成30年には、28.1%まで増加しており、高齢社会への移行が急激に進んでいることが分かる。

人口は、住民基本台帳(令和7年2月1日現在の数字)

(2) 経済

交通網の近代化により、1日交通圏や経済圏が拡大して、関西、中京の各経済圏のほか全国的に交流が行われてきた結果、産業構造の改革が進んで、第3次産業が72.2%を占め、第1次産業は1.9%、第2次産業は25.9%となり、第1次産業の減少が著しい。(人口比)(産業比率は、令和2年国勢調査)

また、全国的傾向と歩調を合わせて、市街地周辺部の開発が盛んで、住宅団地のほか商業工業団地の建設が進み、中心市街地ではドーナツ化現象が進展している。

一方、市民の生活環境については、道路、公園、学校、下水道、清掃等の諸施設が強化、拡充されてきているほか、高層ビルの建設、自動車の著しい増加、情報化等、市民生活様式は多様に変化向上し、防災上の対策も極めて多様化したものが要求されている。

主な気象要素の平年値（観測場所：福井地方気象台）

要 素	年平均	は合計	統計期間
現地気圧	1013.0hPa		1991～2020
海面気圧	1015.1hPa		1991～2020
平均気温	14.8		1991～2020
相対湿度	75%		1991～2020
降水量	2299.6mm		1991～2020
日照時間	1653.7h		1991～2020
降雪の深さ、日合計の最大	26cm		1991～2020
降雪の深さ	186cm		1991～2020
平均風速	2.8m/s		1991～2020
最多風向（16方位）	南		1991～2020

主な気象要素の極値（観測場所：福井地方気象台）

要 素	極値（年間）	起 日	統計期間
日最低海面気圧	957.1hPa	1961.9.16	1897.1～2025.2
日最高気温	38.6	1942.7.19	1897.1～2025.2
日最低気温	-15.1	1904.1.27	1897.1～2025.2
日最小相対湿度	6%	2001.4.23	1950.1～2025.2
日最大風速（風向は16方位）	南 30.9m/s	1950.9.3	1897.1～2025.2
日最大瞬間風速（風向は16方位）	南南東 48.8m/s	1991.9.27	1940.1～2025.2
日最大10分間降水量	23.0mm	2020.9.4	1940.1～2025.2
日最大1時間降水量	75.0mm	2004.7.18	1940.1～2025.2
日降水量	201.4mm	1933.7.26	1897.1～2025.2
月最大24時間降水量	198.0mm	2004.7.18	1950.1～2025.2
降雪の深さの日合計	63cm	1963.1.24	1953.1～2025.2
降雪の深さの月合計	497cm	1963.1	1953.1～2025.2
月最深積雪	213cm	1963.1.31	1897.10～2025.2

第4節 福井市の既往の主な災害

本市は福井平野のほぼ中心にあり、市街地が集中する低地を、北方を除いて山地が囲んでいる。低地部には九頭竜川、足羽川、日野川の河川を始めとして、その他の中小河川が流れている。昭和30年代までは堤防の破堤等による広範囲にわたる洪水が起きており、最近では中小河川の氾濫による内水災害が増加しつつある。山地部では、台風等に伴う豪雨による土砂災害の履歴が各所でみられる。

1 風水害

過去の災害記録によると明治年間～昭和30年代には、九頭竜川、足羽川、日野川等の大河川の外水氾濫が起きて、甚大な洪水被害をもたらしている。その後、河川の整備が進み、昭和40年代以後は大河川の洪水災害は減少していたが、平成16年7月には、梅雨前線による局所的な集中豪雨によって大きな被害を受けた。

また、最近では中小河川の内水氾濫による浸水・冠水被害が目立つようになり、水害の発生位置や形態も変化してきている。これは、市街地の拡大に伴う土地利用の変化が一つの原因である。かつては水田等に利用され、遊水効果のあった地域が宅地化されて浸水しやすい地形になってきていることによる。

風水害等の概要は次のとおりである。

(1) 明治年間の水害

九頭竜川、足羽川、荒川等の氾濫により、浸水や建物被害が生じている。特に明治29年9月5日～8日の豪雨では、1万戸余りの家屋が浸水している。

(2) 昭和23年7月24日～25日の水害

同年6月の福井地震後の間もない豪雨であり、地震で被害を受けた堤防等が完全復旧されないままの状態であったため、被害が拡大したものである。

24日午後から豪雨となり、足羽川は午後6時には増水3mを越え、この後も増水を続け、午後8時頃には幸橋付近の市民に足羽山等への避難指令が出された。

一時雨も小康状態となったが、25日午後6時頃から再び豪雨となり、九頭竜川左岸等で堤防が決壊し、当時の市総面積の5分の3の地域が浸水し、罹災戸数は総戸数の40%に及んだ。26日に災害救助法が適用されている。

(3) 昭和25年9月3日のジェーン台風

ジェーン台風は、9月3日午前8時45分室戸岬通過後、午後1時45分神戸付近に上陸し、舞鶴、若狭湾を通り日本海沿岸部を北上した。

県内の最大風速は、53.9m/sとなり、九頭竜川、足羽川、日野川は警戒水位を越えて、土砂崩れ、堤防・護岸の決壊等が生じた。

本市の被害は、死者3人、重傷者24人、家屋全壊186戸、家屋半壊531戸等となった。

(4) 昭和28年7月2日～8日の豪雨

2日夜から降り始めた雨は3日～4日と続き、4日午後3時までの雨量は、山間部で100mmを越え、福井地方の平野部でも98mmに達した。九頭竜川、足羽川、日野川、荒川等の河川が氾濫し、沿川各地に被害が続出した。

本市の被害は、床上浸水101戸、床下浸水691戸等となった。

(5) 昭和28年9月22日～26日の台風第13号水害

台風第13号は紀伊半島南端の潮岬から紀伊半島東岸を北上し、伊勢湾から本州上を縦断し、釧路沖に達するコースをとった。風は強く、降水量は多かった。

25日午後3時頃から暴風雨となり、最大瞬間風速は市内で $N27.3\text{ m/s}$ を記録している。

本市の被害は、床上浸水6,554戸、床下浸水4,640戸、罹災者33,400余人となった。26日午後8時30分に災害救助法が適用されている。

(6) 昭和34年8月13日の台風第6号、7号水害

台風第6号、7号の影響で福井地方は9日から雨となったが、12日の朝からは豪雨となり、13日～14日と降り続き、山間部で46mm、平野部で200mmに達した。

本市の被害は、足羽川増水で13日午後1時頃桜橋が流失し、また荒川の氾濫より13日午前3時30分頃から東部地域一帯が泥海と化し、浸水家屋は7,000戸弱となった。13日午後1時に災害救助法が発令されている。

(7) 昭和36年9月16日の第二室戸台風

昭和9年の室戸台風にも劣らない規模の台風であり、進路もほとんど同じコースをたどった。

九頭竜川、足羽川等の大小河川が氾濫し、県内では堤防、道路の決壊等の被害が生じた。

本市では、下一光町で17戸のうち家屋全壊3戸、家屋半壊・大破13戸となり、また、足羽川の増水により荒川に逆流し、溢水被害が生じた。

その結果、死者1人、重傷者3人、建物全壊32戸、建物半壊55戸、床上浸水757戸、床下浸水3,112戸、合計罹災戸数3,956戸、合計罹災者16,945人等の被害となった。

(8) 昭和39年7月8日～9日の水害

本市では、7日から降り始めた雨は9日正午までに174mmとなり、市内の各河川はいずれも増水し、九頭竜川、足羽川、日野川、荒川では、8日にいずれも警戒水位を越えた。9日午前6時頃から荒川が溢水し、足羽川が満水状態になり、流域の浸水家屋が増えてきた。午前8時50分頃には、未更毛川左岸堤防が安田町と羽坂町の境界付近で決壊した。9日午後5時に災害救助法が発令されている。

被害は、家屋半壊1戸、床上浸水1,627世帯、床下浸水1,441世帯となった。

(9) 昭和55年10月26日の高波災害

低気圧による高波が発生し、26日夜から夜半にかけて鮎川町、白浜町、小丹生町、大丹生町等で住家浸水、道路破損等の被害が生じた。

(10) 昭和56年7月2日～3日の集中豪雨

1日から4日にかけて梅雨前線が中部日本から西日本にかけて停滞し、活動が活発であった。2日夜半前から3日未明にかけての県北部の雨は1時間に40mm前後の集中的なものであった。

本市では、重傷者2人、建物全壊6戸、建物半壊12戸、建物一部破損5戸、床上浸水79戸、床下浸水914戸、道路決壊47箇所、田畑の冠水273.8ha等の被害が生じた。

(11) 平成10年9月22日～25日の台風7号風水害

台風7号は室戸岬から北北東に向かって進み、最大風速は20mを超え、雨量も1時間に40mmを記録するなど、激しい雨が短時間で降り注いだ。総雨量でも250mmに達した。

本市では、死者2名、建物半壊1戸、建物一部破損20戸、床上浸水17戸、床下浸水146戸、道路通行止102箇所、田畑の冠水が261ha等の被害が生じた。

(12) 平成16年7月18日～19日の福井豪雨災害

7月18日未明から降り始めた雨は、時間最大雨量75mm、4時間で174.5mmという集中豪雨となり、福井市内の各地で、河川、用水等が越水、氾濫した。18日13時34分には足羽川左岸の堤防が破堤し、木田地区、豊地区を始めとする橋南地区に大量の土砂と水が押し寄せ、甚大な被害となった。

また、一乗地区では、早朝より一乗谷川から大量の土石が流出し、両側の住宅数十件が全半壊するなどの壊滅的な被害を受け、下流においても道路や橋脚の崩壊が相次いだ。

本市では、全壊11世帯、半壊39世帯、一部損壊82世帯、床上浸水2,514世帯、床下浸水8,673世帯の計11,319世帯が被災し、災害救助法の適用を受ける大災害となった。

2 土砂災害

土砂災害は、地すべり、斜面崩壊（山崩れ、がけ崩れ：一般には土砂崩れと表現されることも多い）及び土石流に大きく分類される。

本市の土砂災害の記録は、ほとんど豪雨に伴うものである。

土砂災害の概要は次のとおりである。ただし、昭和13年以前の土砂災害記録は文献等には残されていない。

(1) 昭和14年12月4日の土石流

五太子山で土石流（山崩れ）が発生し、14名の死者が出た。

(2) 昭和47年12月2日の山崩れ

土砂採取に起因する山崩れが金屋町の安居山に発生し、家屋全壊1戸、家屋半壊1戸、家屋一部損壊2戸の被害が生じた。

(3) 昭和54年10月1日の土石流・斜面崩壊

1日1時30分頃東平町で土石流が発生し、3時頃南居町で斜面崩壊が発生している。

(4) 昭和55年8月20日の地すべり

下一光町の通称三本松山で約2haの地すべりが発生した。1日最高160mmの移動を記録した。

(5) 昭和56年7月3日の豪雨に伴う斜面崩壊

梅雨前線の停滞による集中豪雨により、山崩れ（八幡山、足羽山等）がけ崩れ（内山梨子町、花堂等）が発生した。

本市の斜面崩壊は、合計36箇所であった。特に、花堂北2丁目の八幡山南側斜面で3日午前2時20分頃発生したがけ崩れでは、男性2人が生き埋めになった。

(6) 平成18年7月豪雨に伴う斜面崩壊

7月15日から19日にかけての梅雨前線の活動により、本市では、時間最大雨量31.5mm、連続雨量413mm（15～19日）を観測した。市内各所で土砂災害が発生し、

19日の0時10分頃に、中野1丁目で住宅裏の斜面崩壊が発生し、2名の死者が出た。

3 その他の災害

(1) 火災

春期には、空気が乾燥し火災が起こりやすく、強い季節風によって大火になりやすい要因となり、また、冬期には暖房器具などの使用が火災の発生要因となって貴重な財産が失われ、死傷者が発生している。

この火災も近年は市民の防火意識の向上が図られ、年間火災発生件数が平成21年から減少している。

(2) 雪害及びその他の災害

雪害の概要は次のとおりである。

ア 昭和38年の豪雪（昭和38年1月24日～31日）

1月初旬日本海の低気圧が異常に発達し、中旬には日本海で停滞し、嶺北山間部で100～150cmとなった。下旬には再び雪が激しくなり、1月31日には本市で積雪深213cmとなり、100年来の大雪といわれた。家屋被害167戸、融雪床上浸水4戸、融雪床下浸水39戸、融雪非住家浸水5戸等の被害が生じた。

イ 昭和55年の融雪による浸水（昭和55年12月26日～31日）

松岡町より下流域で融雪による浸水被害が生じた。

ウ 昭和56年の豪雪（昭和56年1月）

県内では、昭和55年12月27日から1月中旬にかけて、3回にわたって大雪が降り、中でも12月27日～28日、1月4日～5日及び10日～14日は非常に強い降雪があった。

この雪により本市では1月15日に積雪深196cmを観測している。

エ 平成30年の豪雪（平成30年2月）

県内では平成30年2月4日から強い冬型の気圧配置となり、嶺北を中心に5日～13日にかけて大雪となった。本市においては、最深積雪が147cmとなり昭和56年豪雪以来37年ぶりの記録的な大雪となった。

オ 令和3年の大雪（令和3年1月）

県内では令和3年1月7日から強い冬型の気圧配置となり、嶺北を中心に7日～10日にかけて大雪となった。本市においては、9日に日降雪量が54cm、最深積雪が107cmとなった。

(3) ロシアタンカー油流出事故（平成9年1月）

平成9年1月2日に島根県沖の日本海で沈没したロシア船籍「ナホトカ号」からの油流出事故は、日本海沿岸各府県に多大の被害を与えた。

特に福井県においては、船首が流れ着いた三国町を始め、福井市など12市町村にわたり大量の重油が漂着した。

本市へは、1月8日、浜住町地係の海岸に細かい重油塊が漂着したのを始め、10日には鷹巣海岸一帯に大量の重油が漂着した。

本市で回収された重油は1,156.4kl、重油回収従事者は29,622人に達した。

第5節 福井市災害対策本部

1 福井市災害対策本部の組織及び運営

福井市災害対策本部の組織及び運営の方法については、災害に即応できるように定める。

(1) 対策本部の構成

対策本部の組織は次のとおりとする。

(福井市災害対策本部組織図)

対 策 会 議	本部長		市長
	副本部長		副市長
	本 部 員	参 与	上下水道事業管理者 教育長
		各部局長等	部長、消防局長、議会事務局長、監査事務局 長、農業委員会事務局長
	各部局連絡責任者 その他必要と認める班長等		調整参事等連絡会議構成員 各所属長

部名	班名
総務部	職員班、文書法制班、行政 DX 推進班、秘書班、広報プロモーション班、総合政策班、地域振興班、移住定住交流班、女性活躍促進班
財政部	財政班、施設活用推進班、契約班、市民税班、資産税班、納税班
市民生活部	市民班、市民サービス推進班、市民協働・ボランティア推進班、環境政策班、環境廃棄物対策班、収集資源センター班、クリーンセンター班、新クリーンセンター建設事務所班
福祉健康部	福祉政策班、生活支援班、障がい福祉班、地域包括ケア推進班、要配慮者支援班 保健総務班、地域保健班、生活衛生班、健康管理センター班、保険年金班、介護保険班
こども未来部	こども政策班、こども保育班、こども家庭センター班、こども育成班
商工労働部	商工振興班、企業立地推進班、観光振興班、文化振興班、自然史博物館班、美術館班、郷土歴史博物館班、スポーツ班、しごと支援班、公営競技事務所班
農林水産部	農政企画班、林業水産班、農村整備班、園芸センター班、中央卸売市場班
都市政策部	都市整備班、都市計画班、地域交通班、自転車利用推進班
建設部	監理班、道路班、河川班、公園班、足羽山公園事務所班、営繕班、住宅政策班、市営住宅班、建築指導班

工事・会計管理部	工事検査班、技術管理班、出納班
危機管理監	危機管理班
消防部	消防班
上下水道部	経営管理班、上下水道サービス班、水道管路班、水道施設班、簡易水道班、下水管路班、下水施設班
教育部	教育総務班、学校教育班、保健給食班、生涯学習班、文化財保護班、図書館班、みどり図書館班、桜木図書館班
支援第1部	庶務班、議事調査班
支援第2部	監査班
支援第3部	農委班

本部室	室長	危機管理監
	副室長	危機管理副監
	その他の職員	危機管理班及びその他各部の各班のうちから室長が指名した者

(2) 本部長（市長）

本部長は、対策本部の事務を総括し、対策本部職員を指揮監督する。

(3) 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(4) 本部員（参与・各部長）

参与は本部の運営及び対策について意見を述べ、本部長及び副本部長を補佐する。各部長は、本部長の命を受け、それぞれの災害対策本部の各部を統括する。

(5) 本部室

本部長は、本部を設置した場合、同時に本部の事務の一部を行うため、本部室を危機管理課に設ける。

ア 構成

(ア) 室長

本部室に室長を置き、危機管理監をもって充てる。

室長は、本部室の職員を指揮し、分掌事務を掌理する。

(イ) 副室長

本部室に副室長を置き、危機管理副監をもって充てる。

副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代理する。

(ウ) その他の職員

危機管理班及びその他各部の各班のうちから本部室長が指名したもの。

(6) 部

対策本部に部を置く。

ア 各部長

(ア) 各部長は、別表に掲げる者をもって充てる。

(イ) 各部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

部	部 長	部	部 長
総務部	総務部長	工事・会計管理部	工事・会計管理部長
財政部	財政部長	消防部	消防局長
市民生活部	市民生活部長	上下水道部	経営部長 事業部長
福祉健康部	福祉健康部長		
こども未来部	こども未来部長	教育部	教育部長
商工労働部	商工労働部長	支援第1部	議会事務局長
農林水産部	農林水産部長	支援第2部	監査事務局長
都市政策部	都市政策部長	支援第3部	農業委員会事務局長
建設部	建設部長		

イ 副部長

(ア) 副部長は、各部局の理事及び次長職等をもって充てる。

(イ) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

ウ 各部の組織

(ア) 班

部に班を置き、班名及び班の分掌事務は、資料のとおりとする。

(イ) 班長

班長は、各所属の長をもって充てる。ただし、要配慮者支援班の班長については、福祉健康部次長の職をもって充てる。

班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、班員を指揮監督する。

(ウ) 班員

班員は、班長の所属する課又は機関の職員とする。ただし、要配慮者支援班の班員については、福祉健康部の職員の中から選出する。

2 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第5項の規定に基づき、本市の地域防災計画の定めるところにより、当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、災害地に設置することができる。

「現地災害対策本部」を設置した場合及び廃止した場合は、直ちに防災関係機関に通知する。

(1) 設置期間

原則として、その担当区域において災害応急対策が終了するまでの期間とし、設置を決定した日から起算して一月を設定する。なお、その設置期間は延長できるものとする。

(2) 設置場所

当該災害現場の直近又は担当区域内の安全な場所とする。

(3) 組織

ア 構成

現地災害対策本部に、現地対策本部長及び現地対策本部員を置く。

イ 現地対策本部長

(ア) 現地対策本部長は、本部長が任命する。この場合の予定者としては、原則として副本部長とする。

(イ) 現地本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

3 危機情報センター

市域における災害発生時又は災害発生のおそれがあると認められるときに、応急対策等又はその初期段階において情報連絡体制を強化するために危機情報センターを設置する。

(1) 設置基準

次の状況において必要と認めるときに設置する。

ア 福井市災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置するに至らない災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災対本部に準じた応急対策等を実施する必要があるとき。

イ 気象状況等により災害発生のおそれがあるときで、情報連絡体制を強化する必要があるとき、又は災対本部の設置に備える必要があるとき。

(2) 組織

ア 危機情報センターにセンター長を置き、危機管理監をもって充てる。

イ センター長を補佐するため、副センター長を置き、危機管理副監をもって充てる。

なお、センター長に事故があるときは、副センター長がその職務を行う。

ウ 危機情報センターに各部局連絡責任者として各部局危機管理推進員を置き、調整参事等連絡会議の構成員をもって充てる。

なお、調整参事等連絡会議の構成員に事故があるときは、当該部局長の承認を得て代理者を充てることができる。

エ 危機情報センターを設置した場合、その応急対策等については、災対本部の分掌事務を準用し実施する。

(3) 会議

ア 会議は、センター長、副センター長、各部局危機管理推進員で構成し、センター長が主宰する。

イ 会議は、センター長が必要と認めるときに招集するが、災害の状況により、各部局危機管理推進員を限定して招集する。

ウ 会議は、災対本部に必要な事項の連絡調整を行う。

(4) 事務局

危機情報センターの事務局を危機管理課に置く。

4 その他

危機情報センターを設置するに至らない災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（大雨警報等に伴う警戒体制等）各所属による応急対策等の実施が必要であると危機管理監が認めたときは、その応急対策等について、災対本部の分掌事務を準用し実施する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

風水害等の災害発生時に、住民及び市職員、防災関係機関が的確な防災対策を講じられるよう、平常時に行う防災知識の普及啓発についての計画を定める。

1 市民に対する防災教育

災害時においては、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であり、自らが「自分の命は自分で守る」という意識と行動が重要である。このため、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、風水害、土砂災害等の正しい知識や防災対応等防災知識、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識の普及を図る。

(1) 「広報ふくい」等による防災知識の普及

全世帯を対象に配布する「広報ふくい」・市ホームページ・パンフレット・防災ハンドブック・テレビ・ラジオ・SNS等を通じて、市民の防災知識の情報発信・周知を図る。

ア 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等の備蓄
イ 非常持出品の準備(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、お薬手帳等)

ウ 警報・注意報等発表時の心得

エ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の周知

オ 避難情報(緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難)の周知

カ 早期避難の重要性等災害発生時の心得、適切な避難のタイミング

キ 土砂災害の前兆現象

ク 災害時の消火、救出救助、応急救護

ケ 災害発生時の危険箇所の周知

コ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルール of 取決め等)の確保

サ 市地域防災計画の概要

シ 要配慮者への配慮

ス 防疫の心得及び消毒予防方法

セ 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

ソ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

タ 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

チ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 防災に関する講習会及び説明会の開催

防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。

そのため、防災研修を実施できるリーダーの育成に努める。

(3) 避難所・案内標識

避難所や避難所案内標識を設置し、周知を図る。

(4) 防災ビデオ上映会及び展示会等の開催による防災知識の普及

防災に関するビデオ上映会や防災用品等展示会の開催及びビデオの貸し出し等を行い、防災知識の向上及び普及を図る。

(5) 救急普及啓発車等による防災知識の普及

救急普及啓発車等による移動防災教室等を開催し、防災知識の向上を図る。

(6) 社会教育を通じての啓発

各種のサークル、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会を通じて防災に関する知識の普及啓発を図り、市民が社会の一員として地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財に対する防災活動の普及を図る。

(7) 各種団体に対する啓発

研修会、講習会等を通じて防災に関する資料の提供やビデオの上映会を開催するなど各種団体に対して防災知識の普及に努める。

(8) 相談窓口等

風水害対策等に関わる所管事項については、市民の相談に積極的に応じるものとする。

(9) 洪水・土砂災害ハザードマップ等の周知・活用

水害、土砂災害に備えるため洪水・土砂災害ハザードマップ、下水道内水ハザードマップ等を広く市民に周知するとともに、活用の推進を図る。

(10) シンポジウム・ワークショップの開催

防災に関する市民向けのシンポジウム・ワークショップを開催し、防災意識の高揚を図る。

(11) 防災知識啓発行事等の開催

防災週間等に合わせて、防災知識啓発行事や防災訓練等を行い、防災知識の普及に努める。

2 防災に従事する職員に対する防災教育

災害時における防災対策を推進し、地域における防災活動を率先して実施するために防災に従事する職員としての必要な知識や心構えなどの教育を、研修会等を通じて行う。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について考慮するよう努める。

(1) 防災研修会等の実施

水防等の防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関等の協力を得て防災研修会を開催するとともに、市地域防災計画及び関係法令等の習得のため研修会を開催する。

(2) 災害時の職員の動員体制と役割分担

災害時に迅速かつ的確に対応するため、職員の動員体制及び役割分担について研修会等を通じて習得に努める。また、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等を作成、活用し、職員に周知を図る。

(3) 防災訓練への参加

職員の防災技術の習得や防災意識の高揚を図るため、積極的に各種防災訓練への参加を図る。

(4) 見学、現地調査等

防災関連施設、災害警戒箇所等の見学、現地調査を実施し、適正な判断力と行動力を養成する。

(5) 防災関係機関の実施する講習会等への参加

防災関係機関の実施する各種講習会、研修会等に積極的に参加し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

3 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童・生徒等の発達段階に応じて、災害時に起こる危険性について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。

このため、児童・生徒等に対し、安全教育の一環として教科、学校行事等の教育活動全体を通じて災害時の対応等の理解を深めるよう指導するものとする。

また、若い世代からの防災に関する意識を促すため、防災訓練の実施や防災センターを有効に活用するとともに、自主防災組織、自治会、公民館など地域関係者との連携を踏まえた防災教育に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある（洪水・土砂災害ハザードマップにおける浸水想定区域や土砂災害警戒区域に該当する）学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

4 要配慮者等に対する防災知識の普及

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児など要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者向けのパンフレットやリーフレット等の発行により防災知識の普及に努めるとともに介護者や地域住民に対して、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレットや「広報ふくい」等により啓発普及活動を行うものとする。（第2章第18節「要配慮者安全確保計画」参照）また、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー・相談支援専門員等）の連携により、高齢者や障がい者等の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やDVの被害に遭わないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、性別によって災害から受ける影響に違いがあることから、男女双方の視点に配慮した防災体制を確立するため、防災や災害対応における男女共同参画意識の醸成を図るものとする。

5 自主防災組織に対する防災知識の普及

自主防災組織の育成、強化を図るため、研修会や講習会を実施し、防災リーダーの育成や多様な世代が参加できるような環境の整備に努める。併せて、女性の参画の促進に努める。

6 ボランティア活動の環境整備と啓発

(1) 環境整備

災害時のボランティア活動が、効果的に行われるよう関係団体等による連携体制の構築とともに、災害ボランティアの研修やボランティアコーディネーターの養成に努める。

(2) 啓発

ボランティア活動への参加を啓発するとともに、ボランティアをする人、ボランティアを受ける住民双方に対しても、ボランティアの意義を理解してもらうための啓発を推進する。

(第2章第21節「ボランティア受入れ体制整備計画」参照)

7 防災関係機関による啓発

電力会社、通信会社、交通機関等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関して、住民等が実施すべき安全対策等について広報を行うものとする。

8 水防訓練

- (1) 関係団体と連携して、水防団員に対して水防技術の習得及び水防思想の普及を図る。
- (2) 出水時における水防関係機関等への情報伝達を的確かつ迅速に行うための伝達演習、洪水予報演習、水防警報等の災害情報演習を行う。
- (3) 洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護訓練等の総合的な演習を行う。
- (4) 水防団員に対して、水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習等水防技術講習会を行う。

9 災害教訓の伝承

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、映像や資料を広く収集、また、適切に保管し、広く一般に公開するよう努める。

第2節 防災訓練計画

風水害、土砂災害等の災害時の防災活動を的確かつ円滑に実施するための訓練は、積み重ねることにより大きな効果が期待できるものである。そのため、行政を始めとする防災関係機関の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的な活動が不可欠であり、防災行動能力の向上を図るため、関係機関と連携し、複合災害にも対応した実践的な防災訓練を実施し、その習熟に努めるものとする。

1 訓練の実施

(1) 防災訓練及び総合防災訓練

災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、住民自らの「自分の命は自分で守る」という行動力と、風水害、土砂災害に対する知識の向上を図るため、防災訓練等を実施する。

ア 実施日

原則として、毎年1回実施するものとする。

イ 訓練参加機関

市、市消防団、防災関係機関、災害時応援協定自治体、災害時応援協定機関、自主防災組織、自治会、地域住民等

ウ 訓練概要

市内において風水害、土砂災害等による被害が発生したとの想定で、市、自治会並びに自主防災組織等を核とした住民主導型訓練を中心に、地域の実情に即した各種対応型訓練を実施する。なお、訓練を実施するにあたり、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、支援体制が整備されるよう努めるとともに、若年層の参加や男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(2) 水防訓練

水防管理団体は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水位、雨量観測、水防団要員の動員、資機材の輸送、水防工法、気象予警報の伝達等について訓練する。

(3) 防災関係機関等における訓練

防災関係機関等においては、市などが実施する防災訓練について積極的に参加・協力し、災害時に処理すべき事務又は業務の検証を行うとともに、個々が定める各種マニュアルに基づき、各種訓練の実施に努めるものとする。

(4) 通信連絡訓練

災害時の電話線等途絶の場合、無線通信の円滑な遂行を図るため、無線設備設置先の防災関係機関や協定締結自治体等の協力を得て通信訓練を適宜実施し、連携体制の構築を図るものとする。

(5) 図上訓練

ア 職員対象

災害時の対応手順を習熟するため、具体的な被害を想定した図上訓練を定期的実施する。

イ 市民対象

より安全な避難活動を行うための図上訓練を積極的に推進し、市民の防災意識の高揚及

び啓発に努める。

(6) 災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練

災害時の円滑かつ効果的なボランティア活動の推進のため、災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練の実施に努めるものとする。

2 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第3節 自主防災組織育成計画

住民の隣保協同の精神に基づき、災害時の初期消火活動や避難誘導等を行うため、地域住民による自主的な防災活動を推進する自主防災組織の整備及び育成を図る。

また、災害時には自治会長や民生・児童委員及び各種団体間で連携できるよう、日頃から協力体制の構築に努めるものとする。

1 組織の育成

防災に対する知識の普及や地域の連帯を図るため、広報紙、市ホームページ、パンフレット、防災訓練等を通じて地域住民に対する啓発活動に努め、自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を図る。また、育成にあたっては女性の参画促進に努める。

2 主な活動等

- (1) 防災知識の普及に関すること
- (2) 災害時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導等の応急対策に関すること
- (3) 防災訓練・防災研修会等の実施に関すること
- (4) 防災訓練用資機材の整備に関すること
- (5) 高齢者、障がい者等の要配慮者への対応に関すること
- (6) 避難所運営に関すること
- (7) その他必要な事項

3 組織の編成及び活動形態

自主防災組織の編成等は、自治会又はその集合体を単位とし、活動形態は、表2-3-1のとおりとする。

表2 - 3 - 1

編成 / 活動	平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
情 報 班	○ 防災に関する知識の普及 ○ 情報の収集・伝達訓練の実施 ○ 講習会等の開催	○ 災害情報の収集・伝達 ○ 防災関係機関への災害状況の通報 ○ 避難指示等の伝達
消 火 班	○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 消火用機材の準備と管理 ○ 初期消火訓練の実施	○ 災害時の出火防止の呼びかけ ○ 初期消火活動
救出救護班	○ 応急手当の知識の普及 ○ 応急手当等の訓練の実施	○ 負傷者等の救出活動と応急手当等救援活動
避難誘導班	○ 避難路・避難場所等の周知と現状把握 ○ 避難誘導用機材の準備と普及 ○ 避難訓練の実施と要配慮者の把握	○ 避難場所等の指示 ○ 要配慮者の避難と手助け ○ 避難誘導
給食給水班	○ 炊き出し訓練の実施 ○ 給水訓練の実施	○ 応急物資・応急給水等の手助け ○ 炊き出し等の給食活動 ○ 給水活動
避難所運営班	○ 避難所の現状把握 ○ 自治会等会員の把握	○ 避難者等の調査・防災関係機関への報告 ○ 避難所の自主的な運営活動

4 自主防災組織の防災訓練

(1) 防災訓練計画

防災訓練計画は、参加者の経験や実績、地域の特性等を踏まえ、きめ細やかな配慮をもって参加意欲を高めるよう創意工夫をこらした計画とする。また、自主防災組織が中心となり、行政、自治会、消防団、婦人会等の各種団体と連携した図上訓練等の各種訓練の実施促進を図るものとする。

特に、D I G訓練（災害図上訓練）、H U G訓練（避難所運営図上訓練）等を通じ、自助、共助を図るものとする。

(2) 訓練体制の整備

ア 市と連携した体制

自主防災組織の訓練体制は、災害時に初期消火、避難誘導、救出救護、情報収集等ができる体制整備を行う。このためには、市と密接に連携した訓練を行い、自主防災組織の防災力の向上を図るものとする。

イ 事業所等における自衛消防組織等との連携

地域に所在する事業所等の自衛消防組織等との共同訓練を行い、自主防災組織の連携強化を図る。

(3) 訓練の規模等

自主防災組織の訓練は、小学校区単位を基本とする。

ただし、組織の状況によっては、自治会や複数の自治会の単位で実施する。

5 自主防災組織の防災リーダーの育成

自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、防災センター、防災ステーションで効果的で実践的な研修等を実施し、防災リーダーの育成に努める。

また、県が実施しているリーダー研修会にも積極的に参加者を募る。

6 助成制度

自主防災組織、自主防災組織連絡協議会の防災活動及び防災資機材の整備を推進するため、助成金を交付する。

(1) 自主防災組織

設置補助	自主防災組織の設置に要した費用（会議費、器具・備品等）に対して補助を行う。
------	---------------------------------------

(2) 自主防災組織連絡協議会

資機材補助	自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえで必要な防災資機材の購入に要した費用に対して補助を行う。
活動事業補助	災害に備えた連絡協議会の訓練及び自主防災組織の結成等の啓発事業に対して補助を行う。

7 事業所等の自衛消防組織等

消防局は、不特定多数の者が勤務又は出入りする施設については、消防計画に基づき自衛消防組織等の育成・指導に努めるものとする。

また、消防法により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、設置を推進する。

8 地区防災計画の作成

自主防災組織連絡協議会をはじめ、市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう自主防災組織連絡協議会や市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第4節 都市防災化計画

市は、建築物の不燃化・耐震化、都市空間の確保・整備、市街地再開発事業、土地区画整理事業、要配慮者に対する防災施設の整備等を図ることにより、過密化した都市環境の整備及び防災対策の改善を推進する。

1 建築物不燃化の推進

防火・準防火地域の指定により建築物の不燃化の推進を図り、災害時の火災延焼拡大による被害防止に努める。

2 都市防災空間の確保・整備

避難場所である都市公園に必要な応じて、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送設備、ヘリポートの整備、避難路や道路防火帯更には広域防災体制に欠かせない幹線道路の整備に努め、災害時における避難場所、避難路の確保、火災の延焼防止及び救護活動の円滑な実施を図る。

国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。ネットワーク機能の向上のため、中部縦貫自動車道の整備や、福井外環状道路の計画の具体化を進める。

更に河川空間の整備として河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要な応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、国、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

3 市街地再開発事業の推進

都市化の進展に伴う環境の悪化及び災害危険性の増大に対処するため、市が市街地再開発事業を推進することにより、高密度な既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、公共施設の整備、市街地の合理的かつ安全な土地利用及び都市機能を更新して、都市災害の防止を図る。

4 土地区画整理事業の推進

市街地及びその周辺地域において、土地の区画及び公共施設の新設等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的に整備することにより、生活環境の整備及び都市災害の防止を図る。

5 ライフライン施設整備計画

都市生活を維持するうえで不可欠な上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設は地震や水害による被害を受けやすい。また、災害時のライフラインの回復は、応急対策の実施に大きく影響する。

市、北陸電力(株)福井支店、西日本電信電話(株)福井支店等の関係防災機関は、施設整備を積極的に推進し、各事業者に対し現有施設の耐震化を推進するほか、防火性の向上と共同溝の整備を目指す等、発災後の早期復旧の方策検討を要請していく。

6 要配慮者に対する防災施設の整備

「安全で住みよい街づくり」を推進するため、災害時における避難を容易にすることを目的として、地下道、公共建築物等の公共施設において階段のスロープ化、手摺りの設置等都市防災施設の環境整備に努める。

7 風水害等に強いまちづくりの推進

治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

また、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県及び市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないことを基本とし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

風水害等に強いまちづくりの推進にあたっては、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策について、国土強靱化地域計画に基づく施策や立地適正化計画の防災指針に位置付けるものとする。

国、県及び市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。なお、流木災害の激甚化や河川氾濫への対応については、流域治水の取り組みと連携しつつ、森林整備による土壌保全強化等による流木対策を推進するものとする。

県、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第5節 交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者及び管理者は、災害時の交通システムを維持するため、各施設等の設計や交通ネットワークの充実などによる強化及び被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じるものとする。

1 道路施設

道路管理者は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害時の応急復旧体制の整備を図る。

(1) 道路等の整備

災害時における道路機能の確保のため、法面等危険箇所について調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

ア 道路法面、盛土欠落危険地調査

道路隣接法面の路面への崩落及び路体の崩壊が予想される箇所の調査を実施する。

イ 道路の防災補修工事

道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急を実施する。

(2) 橋梁等の整備

災害時における橋梁機能の確保を図るため、橋梁の安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

(3) 歩道橋の整備

災害時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について、安全点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

(4) 道路啓開等

道路啓開は、「福井県域道路啓開計画」に基づくものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。

(5) 未然防止活動

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備に努めるとともに、警察及び消防等との連携のもと、適切な道路管理に努めるものとする。

2 鉄道施設

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化を推進するとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 施設、整備の防災構造化

ア 風水害による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。

イ 耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。

ウ 列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全

施設整備事業を推進する。

(2) 列車防護装置の整備

ア 地震発生時の列車安全運転確保のため、感震器の設置を推進する。

イ 列車無線を整備する。

ウ 線路保守上、特に危険性のある箇所又は工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

(3) 防災関係資機材の整備及び点検

クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、電線等を整備、点検するとともに、重機類については、民間企業から緊急に協力が得られるようあらかじめ体制を整える。

(4) 避難誘導及び応急復旧体制の整備

異常事態発生時に旅客の避難誘導を円滑に行うとともに、鉄道施設の応急復旧体制を整備する。

3 漁港施設

県及び市は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地及び漁船の係留施設を整備する。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

市は、発災後の緊急輸送又は地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第6節 上水道・下水道施設災害予防計画

上水道、下水道施設の災害予防のための計画である。

1 上水道施設

災害による水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備及び給水体制の整備を図る。

(1) 施設の整備

水道施設整備事業及び配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針及び水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を図る。

(2) 応急復旧用資機材の整備

原水処理用薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

(3) 応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

2 下水道施設

(1) 管渠等の災害予防計画

ア 集中豪雨等の災害に対処するため、常時管渠の流通状況を点検把握し、堆積物の除去及び損傷箇所の補修を行い、下水の流通が阻害されないように努める。

イ 下水路の樋門の維持管理及び開閉等については、関係機関との連絡協議を密にして、災害の予防軽減に遺漏のないように努める。

ウ 道路冠水の排水、下水道管のバイパス管、又はポンプ場の浸水被害防止として河川へ直接排水できるように、境浄化センター内に移動式ポンプ車を配備し災害の予防軽減に努める。

(2) ポンプ施設等の災害予防対策

ア ポンプ施設等は、常時機能が最大限発揮できる状態に維持管理を行うとともに、現有能力を正確に把握し、その保全に万全を期する。

イ 停電時における動力源の常時確保に努める。

ウ ポンプ施設等の水害対策として、中頻度（年超過確率：1/200～1/80）又は中高頻度（年超過確率：1/80～1/30）の降雨規模による洪水に対応するため、施設の耐水化に努める。

(3) 施設の整備

下水道施設の整備推進は、浸・湛水等による災害予防と軽減にとって不可欠であるため、未整備地域の整備推進を図る。

(4) 応急復旧体制の整備

災害により被災した下水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制整備を図る。

市は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第7節 通信及び放送施設災害予防計画

災害時に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止及び放送電波の確保を図るため、機関ごとに万全の予防措置を講じる。

1 電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸支社等は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

(1) 災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い万全を期する。

- ア 豪雨、洪水又は津波の発生のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化
- イ 暴風、豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風、耐雪構造化
- ウ 地震、火災災害に対する主要な電気通信設備の耐震、耐火構造化
- エ 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成

(2) 災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器を配備する。

- ア 非常用衛星通信装置
- イ 非常用電源装置
- ウ 非常用交換装置
- エ 非常用無線装置
- オ 非常用伝送装置
- カ 応急ケーブル

(3) 災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

- ア 伝送措置（伝送路切替、回線切替、臨時回線の作成等）
- イ 交換措置（回線変更、利用制限等）
- ウ 手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）
- エ 大ゾーン基地局運用措置（災害規模が大きいとき、運用検討後実施する。）

2 放送施設災害予防対策

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)、福井ケーブルテレビ(株)及び福井街角放送(株)は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備について予防措置を講じるとともに、災害報道体制を整備するものとする。

(1) 放送設備等の耐震対策及び浸水防止対策を強化する。

(2) 非常用資機材及び消耗品等を定量常備する。

(3) 放送設備等の整備、点検

災害警戒時には、次の設備について整備点検を行う。

- ア 電源設備（非常用電源設備を含む。）
- イ 中継、連絡回線設備
- ウ 放送設備、空中線関係設備

第8節 電力施設、ガス施設災害予防計画

電力施設、ガス施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

1 電力施設災害予防計画

電力事業者は、災害による電力設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設・設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。また、電気施設の耐震性及び浸水防止対策の強化を図るものとする。

(1) 風水害、地震対策

ア 発電設備及び変電設備

施設、付属設備及びその防護施設についての点検、整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

イ 送配電設備

重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

橋梁及び建物取付部における耐震性の強化を図る。

電線付近における飛来物に対する予防対策をとる。

(2) 落雷対策

変電設備に耐雷遮へい及び避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。送配電設備については、架空地線及び避雷器を設置して雷害対策を強化する。

(3) 雪害対策

送配電設備について支持物及び電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講じる。

(4) 通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源及び予備電源の確保及び移動無線応援体制の整備等を図る。

(5) 電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需用家を除く一般需用家の電気工作物の調査等を行う。

(6) 災害対策用資機材の整備及び輸送体制の確保

ア 資機材の整備

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

イ 資機材の輸送

本店、支店、営業所及びその他の業務機関は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

(7) 防災機関との相互協力体制の確保

災害により電力設備の事故や停電が発生した場合に、迅速かつ的確に対処できるよう、あ

あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

2 ガス施設災害予防対策

ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、更にガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、応急復旧体制の整備を図るものとする。

(1) 製造設備及び供給設備の充実並びに維持管理

ガス発生設備、液化天然ガス貯槽、液化石油ガス貯槽及びガスホルダー等について耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備及び保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、巡視を実施する。

(2) 導管及び付属設備の整備

導管、整圧器及びバルブ等の付属施設については、保安規程に定められた方法で設置するとともに、導管については耐震性を考慮したものを使用する。また、これらの設備については、保安規程に定めるところにより、定期的に点検、検査、巡視を実施する。

(3) 災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、移動無線系による通信体制を活用するとともに、導管材料等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

(4) 防災機関との相互協力体制の確保

市街地においてガス漏れによる事故が発生した場合に、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくものとする。

第9節 情報収集・連絡体制等整備計画

災害時に、住民、市及び防災関係機関が的確に情報の収集及び伝達が行えるよう、情報の収集・伝達体制等の整備について計画を定める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、災害に対し万全を期すため、県及びその他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、県及びその他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 情報収集の方法（収集先、収集内容、通信手段、要員）

イ 情報伝達の方法（関係機関の連絡先、伝達内容、通信手段、要員）

ウ 休日夜間等の時間外の対応

エ 通信障害時の対応

(2) 情報の収集・伝達にあたる要員の強化

各防災関係機関は、休日、夜間、休憩時等における情報の収集伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

(3) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、北陸地方非常通信協議会（福井ブロック）と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移动通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移动通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移动通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

(2) 防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、県及びその他関係機関と連携して応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、防災資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

ア 社会環境に関する資料

- ・種々の縮尺の地図
- ・地域の人口、世帯数、要配慮者（「高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等」をいう。以下同じ。）の概要
- ・緊急輸送道等道路に関する資料
- ・配慮すべき施設（地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等）に関する資料

イ 災害の影響予測に関する資料

- ・浸水想定区域図
- ・土砂災害警戒区域等

ウ 防災資機材等に関する資料

- ・防災資機材の備蓄・配備状況

エ 関係機関の連絡体制に関する資料

- ・関係機関の連絡体制表

オ 避難に関する資料

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所に関する資料

3 通信手段・経路の多様化等

市は、防災対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

(1) 市防災行政無線・防災情報自動応答装置

防災行政無線の整備状況は次のとおりである。

市内においては、固定系（同報系）はデジタルの60MHz帯の周波数を利用し、災害対策に必要な伝達をすることが可能である。

移動系は、260MHz帯の周波数を利用した半固定型無線を、市関係部署、公民館のほか、防災関係機関や生活関係機関にも配備しており、災害対策に必要な情報を伝達することが可能である。

また、市内に設置されている防災行政無線から放送された内容を電話で確認できる防災情報自動応答装置で、災害対策に必要な情報を伝達することができる。

(2) 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）

防災行政無線設備、市庁内に全国瞬時警報システム（J - A L E R T）設備を接続し、屋外拡声子局、戸別受信機、移動系無線機により緊急情報を放送することで住民及び関係機関等へ迅速な災害情報の伝達を図る。

(3) 防災気象情報メール、SNS等

防災気象情報メール、福井市公式LINE等のSNS、Yahoo!防災速報（アプリ）を

登録している市民や職員に対し、気象情報、災害時の避難指示等の災害・緊急情報を配信し、情報を伝達する。

(4) 緊急速報メール（エリアメール等）

福井市内に在圏しているNTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話に緊急地震速報、津波警報等の情報を一斉に配信を行い、市民へ周知を行う。

(5) 災害に強い伝送路の構築

市は、県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

(6) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話の防災への活用に努める。

(7) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

(8) 通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じたときには、国（総務省）と事前の調整を実施する。

(9) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

(10) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理に努める。

4 住民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報伝達内容の整理

市は、災害の経過に応じて住民に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、住民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 情報伝達手段の整備

市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民への的確な情報を常に伝達できるよう、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

(3) 相談窓口の設置

市は、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定める。

(4) 要配慮者等に対する情報伝達体制の整備

市は、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 報道機関等の活用

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、CATV、防災気象情報メール、携帯端末の緊急速報メール機能（エリアメール）、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。また、災害情報をテレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（県の災害情報共有システム）を活用する。

第10節 災害応急体制整備計画

市は、災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策計画」に反映させる。

1 警戒態勢をとるために必要な体制の整備

市は、災害の発生するおそれがある場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、災害時に市長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

3 長期化に備えた動員体制の整備

市は、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

4 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

(2) 市は、避難指示の発令にあたり、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

5 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内の市町による協定の締結をするなど、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向け

て、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるため、応援・受援計画を作成し、本計画に位置付けるよう努める。

7 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

8 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- (3) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (4) 市は、避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。
- (5) 市は、物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした防災拠点、防災行政無線、備蓄倉庫、避難所や庁舎等の72時間対応可能な非常用電源等の整備に努めるとともに、対応する災害に応じて浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努めるものとする。

9 業務継続性の確保

市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化

等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第11節 水害予防計画

集中豪雨や台風等による水害等の被害を事前に予防し、住民や水防関係機関に対していち早く適切な情報を提供することにより、災害活動体制の確立や住民等に対する効果的な避難等について役立てるものとする。

1 防災体制の強化

市その他の関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備・充実を図り、水防体制に万全を期する。

2 治水事業の推進

集中豪雨、台風等による洪水の防止を図るため、水系一貫した治水整備計画を充実し、河川改良及び河川維持修繕事業の実施を推進するとともに、長期的かつ計画的な都市河川対策を推進する。

(1) 河川改良事業

河川の本川については、狭部の拡幅、堆積土砂の堀削、浚渫、護岸、水制等の施工、河積の拡大及び河道の安定を図る。

(2) 河川維持修繕事業

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に食い止めるよう堤防の維持、護岸、水制及び根固工の修繕、堆積土砂の除去等を実施する。

3 水防資機材等の備蓄

(1) 備蓄

水防活動に必要な資機材の備蓄を図る。

(2) 点検

観測施設、備蓄資機材等について平素から計画的な点検を行い、改善補充等機能の維持に努める。

4 河川等の管理強化

河川等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流地域における異常出水の防止に十分配慮して行う。

5 警戒避難体制の整備

住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

国や県が管理する洪水予報河川や中小河川について、各管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連

携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

市は、避難情報を円滑に発令するため、タイムライン等により、水位や降雨の度合等に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定める。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

6 洪水予報等の伝達方法

洪水予報等の伝達方法として防災行政無線、戸別受信機、防災気象情報メール、緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用する。

7 地下空間の浸水対策

- (1) 地下街等の地下空間についてその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を図るため、必要な情報を地下街等の管理者等に提供するように努める。
- (2) 地下街等の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛防災組織を設置するとともに、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

8 要配慮者利用施設の避難対策

- (1) 要配慮者が利用する施設についてその利用者の円滑かつ迅速な避難を図るため、必要な情報を要配慮者利用施設の管理者等に提供するように努める。また、管理者等に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。
- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責務

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成し、自衛防災組織の設置に努めるものとする。作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

9 大規模工場等の浸水対策

- (1) 大規模工場等について浸水の防止を図るため、必要な情報を大規模工場等の管理者等に提供するように努める。

なお、大規模工場等の基準は、工場、作業場又は倉庫であって、延べ面積が10,000㎡以上であることとする。

- (2) 大規模工場等の所有者又は管理者の責務

計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

10 親水施設利用者の安全確保

親水施設の管理者は、施設の安全性及び利用者の安全確保のため、施設の点検やパトロール等を実施する。また、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、警報発表時には緊急パトロールを実施するとともに、平常時の施設利用に関する啓発及び必要に応じた看板等の設置を行う。

11 アンダーパス部等の冠水対策

- (1) 道路管理者は、アンダーパス部区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨を掲示板等により周知する。
- (2) 道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助活動に遅れが生じないよう処置する。

12 洪水・土砂災害ハザードマップ等の整備

浸水範囲や浸水深、避難場所などを示した洪水・土砂災害ハザードマップ、下水道内水ハザードマップ等を積極的に整備し、住民等に配布を行い、講習会等を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池などのハザードマップの作成についても、関係機関と連携しつつ、作成を行う。

13 水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県及び市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「九頭竜川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第12節 火災予防計画

風水害等の発生時における出火防止を図るため、平常時における火災予防対策を定めるとともに、消防体制の充実、強化に努める。

1 出火防止

風水害等の災害発生時の初期行動及び火気使用設備・器具等の安全化並びに適切な管理により、火災の出火率を大幅に低減できることから、次の事項について市民、事業所等に対して安全指導を行い、防災知識の普及・高揚を図る。

(1) 予防広報の実施

市民の防火意識の高揚を図るため、講習会・座談会等を積極的に開催するとともに、マスメディア、ポスター・チラシ等による広報及び消防車両による巡回広報を実施する。

(2) 予防査察の実施、防火管理者等に対する指導及び防火意識の高揚

予防査察を計画的に実施し、防火管理者等に対し、出火・延焼危険の排除、避難路の確保、消防用設備等の設置・維持管理及び災害時の対応要領について指導し、防火対象物からの出火防止に努める。また、火災予防運動の実施、防火講習会、広報活動の推進等により、広く市民の防火意識高揚と啓発を図る。

(3) 住民指導の強化及び一般住宅の防火診断の実施

あらゆる機会をとらえ、住民の防火に関する知識及び災害に対する備え等の普及に努めるとともに、一般家庭の防火診断を実施し、一般住宅からの出火防止に努める。

(4) 自主防災組織に対する指導

自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促すとともに、自主防災組織の育成指導に努める。

(5) 危険物等の適正な管理

危険物、化学薬品、火薬類等の流出及び転倒防止並びに適正配置の指導、保管施設の耐震不燃化の促進に努める。

(6) 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理

未設置住宅への設置を徹底するとともに設置後の適正な維持管理について指導を図る。

2 初期消火体制の強化

風水害等の災害に伴う出火に際しては、各家庭、自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等による初期消火活動が非常に重要となってくる。このことから次の事項を積極的に推進する。

(1) 一般家庭等に対する住宅用防災機器等の普及

各種訓練、防火座談会、防火診断等を通じ、消火器・エアゾール式簡易消火具・住宅用スプリンクラー等初期消火器具の普及に努める。

(2) 市民及び事業所に対する訓練・指導の充実強化

市民及び事業所に対する防火意識及び防災行動力の向上を図るため、初期消火訓練を始め、各種訓練への参加促進及び自衛消防組織等に対する訓練・指導の充実強化に努める。

3 火災の拡大防止

風水害等の災害発生時には、同時多発火災の発生と拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図りその被害の軽減に努める。

(1) 消防体制の強化

ア 消防署所の整備及び装備の充実強化

庁舎の耐震構造化、非常用電源の整備を図るとともに、消防装備の充実に努める。

イ 消防水利施設の確保

災害時における消防水利の確保を図るため、耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

(2) 消防団の体制強化

ア 消防団の活性化

地域防災の要となる消防団は、地域の安全確保に不可欠であることから、広報紙等を通じて地域及び事業所等へ消防団のPRを行うとともに、幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける。

イ 消防車両等の整備・充実

大量動員可能な消防団をより効果的に運用するため、消防車両等の整備・充実に努め、地域防災対応力の向上を図る。

(3) 消防広域応援体制の強化

消防相互応援協定に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。

(4) 情報収集体制の強化

通信施設の整備を図るとともに、緊急情報連絡網等を利用した迅速かつ的確な情報収集体制の強化に努める。

第13節 危険物施設等災害予防計画

風水害等の災害により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏えい、爆発、火災等により周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。

また、学校や研究施設等における危険物、薬品等についても転倒・落下により火災発生等の危険がある。

このことから、危険物施設等の現況を事前に把握するとともに、法令基準の遵守及び施設・設備の耐震化に関する指導並びに自衛消防組織等の充実を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に関しては、第一義的には、福井県石油コンビナート等防災計画による。

1 石油類等の危険物施設の安全対策

石油類を始めとする危険物は日常生活に欠くことのできない存在となっていることから、危険物事業所等に対して次の指導を実施し、施設の安全対策を図る。

(1) 施設の安全指導

ア 危険物施設について査察等を実施し、施設の位置、構造及び設備が法令上の技術基準に適合した状態を維持するよう指導する。

危険物保安監督者の選任、危険物の取扱いについての技術基準の遵守、予防規程の作成等保安管理体制の確立を指導する。

(2) 保安教育及び訓練の実施指導

ア 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会、研修会を開催し、保安管理の向上を図る。

イ 危険物取扱事業所に対し、危険物安全週間、火災予防運動週間等の機会をとらえて、隣接事業所との連携等も考慮した、より実践的な防災訓練等の実施を指導する。

(3) 自衛消防組織等の充実強化

危険物取扱事業所に対し、災害発生時における対応の特殊性を考慮した自衛消防組織などの活動要領の作成など質的な充実と、隣接事業所間の相互応援体制の確立を図るよう指導する。

2 学校や研究施設等における薬品等の出火防止対策及び安全対策

毒物劇物、化学薬品を取り扱う学校や研究施設等に対し、消防法に基づく届出の徹底と転倒・落下防止措置等、保管の適正化を指導する。

3 高圧ガス製造施設等の安全対策

高圧ガス製造施設等の安全対策は、保安意識の高揚、指導・取締りの強化及び自主保安体制の確立を重点的に推進する。

4 放射性物質保管施設の安全対策

放射性物質保管施設等の設置者は、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

第14節 土砂災害予防計画

集中豪雨・台風等により発生する土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ等）による人的、物的被害を防止するための措置及び警戒避難体制について定める。

危険地域の名称		説明
土砂災害警戒区域等	土石流	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
	地すべり	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象、又はこれに伴って移動する自然現象
	急傾斜地の崩壊	傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象
山地災害危険地区	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊による災害（落石による災害を含む。）が発生するおそれのある地区
	地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生するおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区

土砂災害警戒区域等とは

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1 土砂災害対策

(1) 対策事業の促進

土砂災害による被害を未然に防止するため、砂防事業や急傾斜地対策事業、地すべり対策事業、治山事業など、国、県事業の促進を図る。

(2) 情報の伝達

災害広報計画に定める伝達手段にて土砂災害に関する情報を発信し、更に土砂災害警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設等については防災行政無線等にて土砂災害に関する情報を伝達する。

(3) 避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的

に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

県及び福井地方気象台は、土砂災害警戒情報等の防災気象情報が、避難指示等の発令基準と警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(4) 知識の普及

土砂災害による被害を軽減するためには、住民自らの自主的な避難行動が重要であることから、土砂災害のおそれのある区域についてハザードマップやインターネットを用いて住民に周知するとともに、前兆現象など土砂災害に関する知識の普及に努める。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

(5) 訓練の実施

市は、土砂災害警戒区域について、住民等を安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図るため、防災教育や防災訓練に努める。

2 土砂災害警戒区域の指定等

土砂災害のおそれのある区域について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）」に基づき、県と協力して土砂災害警戒区域等の指定を促進する。

3 パトロールの実施

市内に点在する土砂災害のおそれのある箇所の防災パトロールを行うとともに、危険地域以外についても異常の有無を監視するものとする。

4 危険地区の住宅移転事業の促進

土砂災害の防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地からの住宅の移転を促進する。

5 警戒避難体制の整備

土砂災害防止法により指定を受けた土砂災害警戒区域等につき、県や指定区域を有する自治会（自主防災組織）等と連携して警戒避難体制の整備に努める。

市は、警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設があるときに利用者に円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について、本計画に定めるものとする。

6 孤立する可能性のある地域への対策

土砂災害により道路が寸断され、孤立する可能性のある地域の自治会長に対しては、電話回線の切断に備えた連絡手段を確保する。

7 二次災害の防止体制

豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物、宅地及び土砂災害警戒

区域等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を推進するものとする。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第15節 避難計画

市は、風水害等の災害から住民等を安全な場所に避難させるほか、住居を失った被災者を一時的に保護するため、あらかじめ避難場所及び避難所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備を図るよう努めるものとする。

1 避難場所の種類及び指定

(1) 避難場所及び避難所の種類

ア 避難場所（一時避難場所）

緊急時において安全を確保するための場所又は施設

指定緊急避難場所	市が災害ごとの安全性等を考慮し、指定する安全を確保するための場所又は施設
自治会避難場所	自治会や自主防災組織が自主的に指定し、自主参集する避難場所

イ 避難所

被災者が生活を送るための施設

指定避難所	市が、規模及び設備等を考慮し、指定する被災者が生活するための公共施設
自主避難所	避難指示等の発令までには至らないが、市民の不安を解消するため、市が事前に公民館や小学校体育館に開設する避難所
自治会避難所	指定避難所以外で自治会や自主防災組織が自主的に開設する避難所
拠点避難所	各公民館区において2箇所以上の避難所を開設した場合、各地区における避難者数の取りまとめ、必要物資の取りまとめなどの拠点、又は救援物資の配送集積の拠点として運用する避難所
福祉避難所	一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者に、特別に配慮された避難所

(2) 避難場所等の指定

市は、公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定する。

また、緊急的に避難する緊急避難場所と専ら避難生活を送る場所として整備された避難所と区別できるよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

ア 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、市民に対して周知

を行う。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

市は、指定緊急避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、市民に対して周知を行う。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

イ 指定避難所

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、市民に対して周知を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、また、重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、又は政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、市民に対して周知を行う。

【階層ごとの施設・設備】

階 層	施 設・設 備
自治会	・自治会の集会所、神社、駐車場、広場等を自治会避難場所とし、自主参集場所として設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地 区	・各公民館・小学校を避難所として設定 ・情報端末となる防災行政無線、パソコン等情報機器を整備し、生活必需品や防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能等を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ・健康管理センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

2 避難場所等の整備

(1) 避難場所の整備

ア 指定緊急避難場所の周知

市は、日頃から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により指定緊急避難場所の住民への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

イ 防災機能の確保

近隣の自主防災組織と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

(2) 避難所の整備

ア 指定避難所の周知

市は、日頃から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布、看板等の設置等により指定避難所の住民への周知徹底に努める。

イ 耐震診断による安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、昭和46年度から昭和55年度までに新築又は増改築した建物について耐震診断を実施し、その結果に基づき計画的に耐震補強工事を実施する。

ウ 生活物資、防災資機材の備蓄

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、常備薬、炊き出し用具、毛布などの物資のほか、防災資機材についても備蓄に努める。

エ 要配慮者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、要配慮者に配慮した施設の整備に努める。

オ 通信手段の確保

防災行政無線を活用するとともに、防災気象情報メールや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

カ 生活環境の確保

避難生活に必要なトイレ等の増設、停電の長期化に備えた非常用電源の多様化や発電機及び燃料の確保など避難生活環境の向上に努める。また、夜間停電時に備え、非常用電源を備えた外灯を整備し、避難誘導に資するとともに照明の確保に努める。

また、市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

キ 学校等を指定する場合の措置

学校等を避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、避難所として機能させるため、教育委員会及び学校等と避難所としての利用・運営方法等について事前に協議するものとする。

ク その他の施設の利用

指定した避難所だけでは不足する場合や、高齢者等の利用に配慮した避難所が必要となる場合には、必要に応じて公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所として活用することも考慮するものとする。

ケ 感染症対策

感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と福井市保健所が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。また、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

コ 新たな技術を用いた設備の活用

県及び市は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう導入を進め、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

3 避難所運営体制の整備

災害時、速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び要員の確保等をあらかじめ定める。

(1) 避難者の自治体制

避難者は、自治会、自主防災組織を中心とし、福井市危機管理計画で定められた「避難所運営要領」に基づき、協力して避難所の運営にあたる。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

市は、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(2) 施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所開設時には、避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

4 避難路の整備

避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努めるものとする。

5 避難場所等及び避難方法の事前周知

市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。なお、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。避難場所及び避難所の位置と避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図るものとする。また、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を

行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについても周知する。

- (1) 避難場所標識板（町名表示板、街区表示板等）や案内板の設置
- (2) 広報紙やパンフレット等の配布
- (3) 防災マップ、洪水・土砂災害ハザードマップ等の作成及び配布
- (4) 市ホームページ
- (5) 防災訓練等の実施

6 避難場所等開設体制の確立

(1) 施設管理者による鍵の管理体制の整備

施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難場所又は避難所を迅速に開設できるような体制を整備する。

7 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合など、自力では帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が大量に発生した場合に備え、福井駅西口中央地区を始めとする人、機能が集積するJR福井駅周辺などにおいて、周辺施設と帰宅困難者支援施設に関する協定を締結するなど、対策に努める。

また、企業等に対し、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくこと、必要な物資を備蓄することなどを促す。

8 広域一時滞在に係る応援協定の締結等

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。その際は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

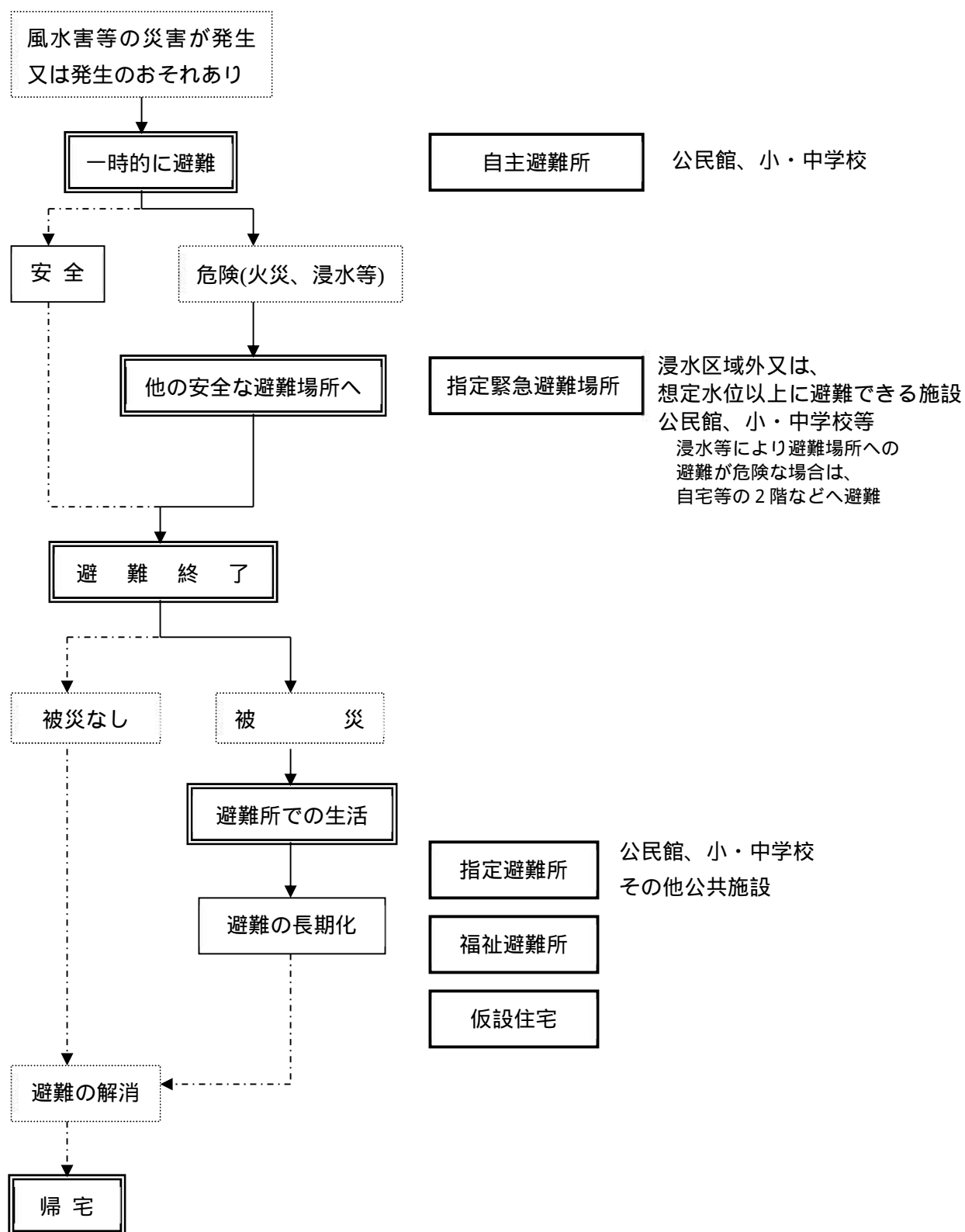
9 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

10 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

避難場所及び避難所の役割



第16節 救急救助・医療救護予防計画

風水害等の発生時において、建築物の倒壊・落下物等により多数の救急・救助事象の発生が予測されることから、迅速かつ的確に対応するため、救急・救助体制及び資機材の整備と応急手当の普及啓発を実施するとともに、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護を行うため、事前に必要な体制の整備を図る。

1 救急体制の整備

風水害等の発生時において、多くの救急事象が発生することが予想されることから、行政、関係機関の役割を明確にし、迅速かつ効率的な救急活動に努める。

(1) 救急資機材等の整備・充実

高規格救急車及び高度救命処置用資機材の整備を推進するとともに、現場応急救護所に必要な資機材を計画的に整備する。

(2) 応急救護所の開設訓練

災害時、各署所を応急救護所として開設し、多数の負傷者に対応できるよう、応急手当用品を計画的に配備するとともに、救急週間等に応急救護所の開設及び応急手当訓練を実施する。

(3) 救急救命士の養成

救急救命士を全ての救急隊に複数配置するため、計画的に養成していくとともに、救急資格者の養成に努める。

2 救助体制の整備

風水害等の災害時における救助事象に迅速かつ的確に対応するため、次の救助資機材整備に努める。

(1) 高度救助資機材の整備

救助救出活動の迅速性、効率性を確保するため、高度救助資機材の整備に努める。

(2) 簡易救助資機材の配備

地域防災の要である消防団に対して、救助活動についての指導を積極的に行うとともに、コミュニティ防災資機材等を配備して、救助活動の強化を図る。

3 市民に対する応急手当及び救助法の普及啓発

風水害等の災害時における救急・救助活動に備え、市民に応急手当及び救助法の普及を図り、迅速かつ的確な救急・救助体制の確立を図る。

(1) 応急手当の指導

災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの市民が応急手当をできるよう、救命講習を主とした応急手当の指導に努める。

(2) 救助法の指導

災害時には、一刻も早い救助が必要であることから、市民参加の防災訓練時に簡易救助器具等を使用した救助法の指導に努める。

4 災害医療救護体制の確立

福祉健康部は、風水害等の災害から地域住民等の生命、健康を守るため、福井市医師会、福井市歯科医師会、日本赤十字社福井県支部、医療機関及び各医療関係団体等の協力を得て医療救護体制の整備を行う。

(1) 救護所（治療の優先順位による患者の振り分けを伴う医療救護活動を行う所）

ア 救護所の指定

福祉健康部は、避難所に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所をあらかじめ指定し、住民に周知する。

イ 救護所における救護班の配置

福祉健康部は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体等と協議のうえ、救護所に医師、看護師及び補助者を始め、災害ボランティアや地域医療経験者等状況に応じて必要な救護班を配置する。

ウ 救護班の業務

トリアージ、診断、治療、応急処置及び病院又は診療所への搬送、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。

エ 救護所の点検

福祉健康部は、災害が発生した場合に備えて平常時より救護所の設備等の点検を行う。

(2) 救護センター（救護所の医療救護活動及び医療救護活動に関する情報を統括するとともに、状況に応じて歯科医療及び精神科医療を行う）

ア 救護センターの指定

福祉健康部は、健康管理センターを救護センターとし、住民に周知する。

イ 救護センターにおける救護班の配置

福祉健康部は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部、福井市歯科医師会及び医療関係団体等と協議のうえ、状況に応じて救護センターに歯科医師及び精神科医師等、必要な医療救護班を配置する。

ウ 救護センターの業務

救護所及び医療機関等の情報把握に努めるとともに、救護所の医療救護活動を統括し、必要に応じて各避難所の巡回診療を行う。

(3) 後方支援病院

福祉健康部は、救護所等の後方支援病院となる災害拠点病院及び地域災害支援病院に患者受入れの協力を要請する。

ア 地域災害支援病院

救急医療における病院群輪番制病院及び救急告示医療機関は地域災害支援病院として災害拠点病院と連携し、災害時における救護所等からの患者の受入れを行う。

イ その他の医療施設

上記以外で患者の収容能力のある医療機関についても、災害時における患者の受入れに協力する。

5 患者等の搬送体制の確立

福祉健康部及び消防局は、県、福井市医師会、医療機関及び関係医療団体の協力を得て、以下の搬送体制の確立を図る。

- (1) 患者の搬送体制
- (2) 医療従事者の搬送体制
- (3) 医療資器材の搬送体制

6 救急連絡体制の確立

福祉健康部は、「福井市防災行政無線（移動系）」等を活用し、対策本部、福井市医師会、医療機関及び医療関係団体等の救急連絡体制の確立を図る。

7 医療資器材等の確保

- (1) 救護所等の災害時における必要な医療資器材等の確保

福祉健康部は、福井市医師会、日本赤十字社福井県支部及び医療関係団体と協議し、救護所等に必要な医療資器材を確保する。

- (2) 災害時における医療資器材の供給に係る協定

福祉健康部は、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため市内の医薬品業者団体及び医療器具業者団体等と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

- (3) 救護所等への供給体制の確保

福祉健康部は、救護所等開設後、速やかに各救護所へ必要な医療資器材を供給する体制を確保する。

- (4) 災害時における輸血用血液の供給体制の連携

福祉健康部は、医療機関等における災害時の輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社福井県支部との連携を図る。

8 病院等防災マニュアル等の策定

- (1) 病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき防災訓練を行う。また、診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じた防災マニュアルを作成し、防災訓練を行う。

- (2) 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

ア 災害対策委員会の設置

防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

イ 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）

ウ 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）

エ 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）

オ 人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策

カ その他（医療施設等の確保、自家発電装置の運用法等）

第17節 災害備蓄計画

風水害等の災害時には、家屋の倒壊、焼失により食料・生活必需品の確保が困難となり、また救出救護活動のための医薬品及び防災資機材に対する緊急の需要も高まると予想される。従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食料・生活必需品等の確保を目的とした備蓄体制の整備、啓発を図る。

1 非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて、市民及び地区による食料備蓄や行政による備蓄、民間の流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等を積極的に活用することにより、総合的な備蓄体制を確立し、発生後3日分相当の食料等の確保に努めるものとする。

(1) 各家庭による備蓄

災害に備えて、市民及び地区による食料備蓄や行政による備蓄、民間の流通業者並びに応援協定締結市町等との協定等を積極的に活用することにより、総合的な備蓄体制を確立し、最低3日間、推奨1週間分の食料等の確保に努めるものとする。

(2) 各地区による備蓄

自主防災組織等は、地区住民に対する備蓄を行い、備蓄台帳等により備蓄物資の管理に努めるものとする。また、できる限り地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(3) 行政による備蓄

福井市備蓄計画に基づき各地区の小学校、公民館等に整備した地区防災備蓄施設及び防災センター、防災ステーション、地域ふれあい広場等の拠点備蓄施設での備蓄を行う。また、市有施設の空きスペースの活用を考慮する。

拠点備蓄施設での食料等の備蓄は、想定避難者数の1日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

ア 通常の備蓄

被災者に対する食料等は「クラッカー」等の長期保存可能な物とし、生活必需品は「毛布」及び「簡易トイレ」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努める。

イ 要配慮者に配慮した備蓄

要配慮者向けにミルクや柔らかい食品などの食料備蓄に努める。

ウ 女性や乳幼児等に配慮した備蓄

生理用品、乳幼児用おむつなどの備蓄に努める。

エ アレルギー対応食品の備蓄

食品アレルギーに対応したミルクやアルファ化米などの備蓄に努める。

オ 山間部集落の備蓄

山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地区の食料備蓄について配慮する。

カ 感染症対策に配慮した備蓄

マスクや消毒液などの備蓄に努める。

(4) 流通業者等からの確保

卸、小売業者等と災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定的な確保に努める。

(5) 他の地方公共団体からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

2 医薬品及び医療救護用資機材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、福井市内の医師会及び医療関係団体と協議し、必要な医薬品及び医療救護用資機材の確保に努める。

また、不足に対応するため、市内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

(第2章第16節「救急救助・医療救護予防計画」・第3章第2節「応援要請計画」・第3章第17節「救急救助・医療救護応急計画」参照)

3 その他応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動等の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、救出・救助用等の資機材を計画的に備蓄するとともに、関連業者や応援協定締結市町等の応援により確保を図る。

(第2章第3節「自主防災組織育成計画」・第3章第2節「応援要請計画」・第3章第20節「障害物除去計画」参照)

第18節 要配慮者安全確保計画

災害時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な行動をとることに配慮が必要な要配慮者の安全を確保するための予防措置について計画を定める。

1 要配慮者への対策

(1) 要配慮者

災害時に何らかの支援が必要な者をいう。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の特に配慮を要する者が対象となる。

(2) 支援体制

ア 日常的な把握

地域においては、日頃からの声かけ、安否確認等を通じて見守り活動を行うなど、要配慮者の心身の状況把握を行う。

イ 情報伝達

市は、避難行動要支援者の特性に応じ、情報伝達が迅速かつ円滑に行われるよう努める。また、あらゆる手段を用いて避難に関する情報の伝達をする。地域においては、避難行動をとるための判断や情報の受信ができない者に対して避難の呼びかけを行う。

ウ 防災訓練の実施

地域住民や要配慮者は防災訓練に積極的に参加することで、要配慮者の居住情報を共有し、避難に関する情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、迅速な避難支援体制を整備する。

2 避難所環境の整備

(1) 要配慮者受入れ体制の整備

一般避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいような専用スペースを優先的に確保し提供する。また、避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、要配慮者に配慮した施設の整備に努める。

(2) 福祉避難所の確保・周知

市は、一般避難所等での生活が困難で、避難所生活に何らかの特別な支援が必要となる要配慮者と付き添いの家族等の避難施設として、災害時応援協定を締結している福祉避難所を確保する。また、福祉避難所には受け入れを想定していない被災者が避難してくることがないよう、あらかじめ福祉避難所を指定する際に受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 福祉避難所の活用

市は、要配慮者の身体障害者障害程度等級や要介護認定を参考として、避難所での生活が困難なおそれのある要配慮者に対しては、避難所において発生する災害関連死等の二次災害を防ぐことを目的として福祉避難所を活用する。

一般避難所において、要配慮者やその家族等支援者から福祉避難所への避難の申出がある場合で、かつ受入れ対象に該当する者がいる場合、速やかに調整を行う。ただし、一般避難所内に要配慮者スペースがあり、そのスペースにおいての避難生活が可能な場合は、福祉避

難所への受入打診は行わず環境整備を行う。

また、本人・家族等は福祉避難所と事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

3 社会福祉施設等における整備

(1) 防災業務計画の策定

社会福祉施設等の管理者は、防災機関への早期通報、入・通所者の安全な場所への誘導・搬送等の防災対策を速やかに実行するため、職員の役割や動員体制、保護者への緊急連絡方法、地域との協力体制の確認などについて計画を定めるものとする。

(2) 情報連絡体制、応援・地域協力体制の確保（時間内・時間外）

社会福祉施設等では、施設職員等で構成する防災組織を設置し、職員等の役割分担の明確化、緊急連絡網の整備を図るものとする。

また、日頃から地域の自主防災組織や消防署・警察署・近隣の同種施設等と連絡を密にし、緊急時の応援協力体制の確立に努める。

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に対する施設の安全性を高めるため、日頃から施設の点検をし、必要に応じて施設の計画的な改修に努める。

また、施設内の防災設備についても定期的な点検を行い、適切な整備を図るものとする。

イ 食料、水、生活必需品、障害者用機器等の備蓄

社会福祉施設等では、災害に備えて3日分の食料や水、生活必需品、ハンディキャップを補うための用具、機器などの備蓄に努める。

また、施設内で日常使用する医薬品や衛生材料等についても一定量の備蓄の検討を行う。

ウ 被災者（在宅要配慮者）受入れ体制の整備

社会福祉施設等管理者は、市域内で災害が発生し、在宅の要配慮者が定員数を超えて緊急に一時入所することを想定した、受入れ体制を検討しておくものとする。

また、近隣の同種施設とネットワークを形成し、相互の協力体制が速やかに組めるよう努める。

(3) 保育園等との連携

小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。また、引き渡しの方法について、保護者との間でルールを決めておくものとする。

4 外国人への対策

(1) 防災知識の普及啓発

防災パンフレットやホームページ、SNS等を活用し、災害に対する日頃からの備えや避難に関する情報等、防災知識の普及啓発を図る。

また、平時から国際交流団体などと連携して、日本語教室や交流会等の場を利用し、市が主催する防災訓練や防災知識に関する研修などの情報提供を行う。

(2) 防災・気象情報の多言語化

外国人の避難誘導の際に、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化の情報伝達

体制等の整備に努めるものとする。

(3) 外国人の避難体制の整備

災害時に、拠点となる避難所で、避難所を担当する市職員が外国人に対して最低限対応ができるよう、多言語資料の充実を図る。

また、観光振興班は外国語の通訳ボランティアを確保できるよう、県や国際交流団体などの協力を得て、外国人支援体制の整備に努める。

5 避難行動要支援者への対策

(1) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。ただし、家族から日常的に支援を受けることができる者又は施設・病院等への長期入所・入院者を除く。

避難行動要支援者として、主として次の者を対象とする。

- ア 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する身体障害者
- イ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ウ 要介護認定3～5を受けている者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- オ 福井市ひとり暮らし等高齢者登録資格認定者
- カ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(2) 名簿の作成と配付

市は、災害時の支援を希望し、避難支援等関係者に情報を提供することに同意を得た者の名簿（同意者名簿）を作成する。同意者名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日、年齢
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 緊急時連絡先（電話番号、本人との関係）
- キ 避難支援等を必要とする事由
- ク その他避難支援等の実施に必要な事項

(3) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者のことをいい、市から配付される名簿により避難行動要支援者本人や避難支援者とともに災害時の支援体制を協議し、個別避難計画を作成する。本市においては次の者を避難支援等関係者とする。

- ア 自治会、自治会連合会
- イ 自主防災組織、自主防災組織連絡協議会
- ウ 市（地区）社会福祉協議会
- エ 民生委員・児童委員
- オ 福祉委員
- カ 消防機関

- キ 警察機関
- ク 地域包括支援センター
- ケ 介護支援専門員
- コ 相談支援専門員

(4) 避難支援者

災害時に避難行動要支援者に対して直接の避難支援を行う者をいう。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者に対する支援は、支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、災害時には可能な範囲で避難支援を行う。

(6) 情報の収集と共有

災害時に避難行動要支援者の避難支援を行うためには、平常時からの避難行動要支援者の把握と避難支援等関係者間の情報共有が必要である。そのため、避難支援等関係者は日頃から地域での見守り活動等を通して、避難行動要支援者の情報収集に努めるものとする。

ア 情報収集

市は、要配慮者に関する情報を災害対策基本法の規定により行政内部で目的外利用（福祉目的の情報を防災目的に）する。また、避難支援等関係者から寄せられる避難行動要支援者の情報も収集し、地域が実態に即した支援を行うことができるように情報を取りまとめる。また、必要に応じて関係機関からの情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

イ 情報管理

市は、個人情報の保護に関する法律及び福井市情報セキュリティポリシーに基づき適切な情報の管理運用を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。名簿情報の提供にあたっては、名簿情報の漏えい防止のための必要な措置（提供地域の限定、複製の禁止、取扱者の限定、使用後の適切な廃棄、チェックリストでの確認、市又は公民館への返却等）を講じたうえで提供する。

避難支援等関係者は、市から提供を受けた情報を厳重に管理しなければならない。また、正当な理由なく当該名簿情報に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 個別避難計画の作成

市は、危機管理課や福祉健康部など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、避難支援に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(8) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送する

ため、地域住民等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第19節 廃棄物処理予防計画

災害時には、家屋の浸水及び損壊等により大量のごみが生じ、また上下水道施設の損壊と機能低下により未処理のし尿が発生することが考えられるので、ごみ及びし尿の収集処理方法並びに応急復旧方法を定め、環境衛生の万全を図る。

し尿等の処理に関わる予防対策は、災害発生時における被災地域等の住民生活環境の保全や精神的な安定を図るため重要となる。このため、し尿等処理の予防計画について定める。

1 ごみ処理

(1) 保健衛生上の点から次のものを優先して収集する。

- ア 腐敗性の高い生ごみ及び応急対策上又は生活上重大な支障を与えるごみ
- イ 浸水地域のごみ及び重要性の高い施設（避難所、病院等）のごみ

(2) 収集方法

災害により発生するごみは、通常の処理方法によるほか、処理施設の機能低下等により処理能力が不足する場合は、次の方法によるものとする。

- ア ごみの臨時集積場等へ、住民の自主搬入により処理する。
- イ 臨時体制や車両の借り上げ等の措置をとり、収集能力を増強してあたる。

(3) ごみの臨時集積場

災害時に生じるごみを一時に収集処理することが困難な場合は、必要に応じて、運搬上及び保健衛生上等の適当な場所に臨時集積場を定める。

(4) 資機材の調達

ごみ処理活動に必要な資機材は、災害の状況に応じて関係業者等から調達するものとし、その調達方法をあらかじめ定めておくものとする。

2 し尿処理

(1) 収集順位

浸水地域等の保健衛生上悪条件の地域及び重要性の高い施設（避難所、病院等）のし尿を優先的に収集する。

(2) 収集処理方法

し尿は収集し、し尿処理施設で処理することを原則とする。ただし、処理施設の損壊や機能低下等が生じた場合は、臨時の処理方法として、次の方法によるものとする。

- ア 仮設トイレの設置
- イ 近隣市町への処理要請

(3) 資機材の調達

し尿処理活動に必要な資機材は、災害の状況に応じて、関係業者等から調達するものとし、その調達方法をあらかじめ定めておくものとする。

3 災害時の水洗トイレ等の使用に関する市民への知識普及及び啓発

- (1) 家庭内の風呂等を利用した水の確保方法
- (2) 簡易・仮設トイレの使用方法

- (3) プール水、農業用水路、河川等を利用した水洗トイレの使用方法
- (4) 簡易トイレ・トイレトペーパーの備蓄及び仮設トイレの設置場所
- (5) 自主防災組織等による地区独自のトイレ対策の実施

4 簡易・仮設トイレの備蓄等及び設置計画

災害発生による建築物の倒壊・焼失、上下水道の破損等により、トイレが使用できない状態に備えるため、要配慮者への配慮を含む簡易・仮設トイレの備蓄等や設置体制を確立する。

(1) 簡易トイレの備蓄計画

ア 簡易トイレの備蓄については、想定避難者数に対応できるよう整備・充実に努める。

イ 備蓄場所

備蓄場所については、各地域における防災備蓄倉庫や公共施設等に分散して備蓄する。

(2) 仮設トイレの確保及び設置基準

ア 仮設トイレの確保

確保については、基本的にはリース業者からの借り上げによる仮設トイレとする。

また、不足する場合は、県及び応援協定締結市町等に応援を要請する。

イ 仮設トイレの設置基準

仮設トイレは、避難所や公園等に設置し、最低、避難者数50人に1基(450リットル/日)の割合を目途に設置する。

なお、設置数は、被害状況や避難者数、水洗トイレ等の使用可否等の状況を判断し、設置する。設置場所は、収集が容易な場所で要配慮者等の使用を考慮して、できるだけ囲いや壁際に設置するものとする。

(3) マンホールトイレ等の整備計画

ア マンホールトイレの整備

モデル事業を実施した上で、計画的な整備に努める。

イ 障がい者に配慮したトイレの整備

オストメイト対応トイレ等の多目的トイレの整備について、公共施設への導入に努める。

5 災害廃棄物の発生への対応

(1) 広域処理

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は災害の種類に応じ、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

(2) 処理計画

市は、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画(災害ごみ処理マニュアル)を策定する。

第20節 文教予防計画

学校教育における日常の防災に関する措置について定める。

市及び県は、学校における体系的なかつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、避難訓練と合わせた防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

1 学校教育対策

(1) 校長の事前措置

校長は、災害時における防災対策を万全なものとするため、次のような事前措置をとる。

ア 安全教育の推進

学校や地域の実情に応じて、学校安全計画を策定する。

(ア) 防災教育の推進

校長は、児童・生徒が防災上必要な知識、技能及び態度を身につけられるよう、家庭及び地域との連携を図りながら防災教育を推進するとともに、教職員を校内・校外の研修に積極的に参加させる。

(イ) 避難訓練

校長は、災害時の多様な状況を想定した避難訓練（初期対応・二次対応）を実施する。

イ 学校における防災管理と組織活動

(ア) 各学校における体制整備

校長は、災害時に備え、下記の事前、発生時、事後の危機管理マニュアル（防災）を作成する。

・事前の対策

教職員の役割分担並びに担当教職員が不在の場合の代行措置、施設・設備等の点検・整備、防災用具等の整備、防災教育の実施、職員の緊急出動体制、家庭との連絡、地域社会との連携など。

・災害時の対応

災害時における児童・生徒の安全確保、避難誘導、児童・生徒の安全確認、災害情報の収集伝達、被害状況等の報告、下校措置（集団下校・学校待機・引き渡ししの判断）など。

・事後の対応

引き渡し状況の集約、学校教育班への報告、避難所開設・運営の協力、教育活動の再開、心のケアなど。

(イ) 日常の備えと安全点検

日常の備えとして必要な物品、災害時の教職員の連絡網、児童・生徒名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備するとともに、あらかじめ作成した点検リストに基づきこれらを日常的に点検する。

また、学校の各施設・設備等及び避難経路の安全が確保されているか、定期的に点検する。

(ウ) 保護者、地域、関係機関との連携

学校医等の地域の医療機関、PTA及び地域の自主防災組織から災害時において協力が得られるよう、連携を深めておく。

引き渡しの方法について、学校と保護者の間でルールを決めておく。

第2.1節 ボランティア受入れ体制整備計画

風水害等の災害時に迅速かつ的確に災害応急対策を実施するためには、行政や防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。

そのため、被災地内外から駆けつけるさまざまなボランティアの受入れや派遣要請等が円滑に行なわれるよう、関係機関と連携し、事前の育成対策等を図るものとする。

1 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に行政や防災関係機関等が行う応急対策の支援や、被災者の生活や自立を支援することを目的に、自発的に能力や時間をその対価を求めずに提供できる個人・団体」と定義づけられる。

(2) 災害ボランティアの役割

災害ボランティアに対するニーズは多種多様であり、ボランティアの役割も被災状況や経過時間等を勘案し柔軟に対応する必要がある。そのため、行政・事業者・ボランティアが連絡を密にし、連携して効果的に対応するよう努めるものとする。

2 災害ボランティア受入れのための事前体制の整備

災害救援ボランティア活動を円滑に行うため、平時より福井市防災士の会、ふくい災害ボランティアネット、福井市社会福祉協議会、福井市ボランティア連絡協議会、福井青年会議所、ふくい市民国際交流協会及び福井市で構成される「福井市災害ボランティアセンター連絡会」を設置し、連絡体制の構築を図るとともに以下の活動を行う。

(1) 災害ボランティアの研修

災害ボランティアセンター連絡会は、ボランティア団体の自立的活動が定着・拡大するのに必要な人的資源の養成を支援するとともに、活動上必要な知識や技術を提供する。

(2) ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアセンター連絡会は、災害時の被災地の状況に効果的に即応し、必要な活動体制を組み立てられるコーディネーターを養成するよう努める。

(3) ボランティア団体間のネットワークの推進

災害ボランティアセンター連絡会は、平常時から災害ボランティアに関わる諸団体が、地域や拠点において相互に交流・協力を深め、それぞれの主体的活動を生かした民間団体間のネットワークを築いていけるよう支援する。

(4) 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

更なる防災知識の習得や意識の高揚を促すため、災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施する。

第2.2節 暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が被害の軽減・防止を図るための計画である。

1 暴風・竜巻等の防災対策

暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

2 情報の収集・伝達体制の整備

暴風・竜巻等による被害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報や竜巻注意情報を発表し県及び市に伝達する。

また、竜巻情報が発表された場合において、県、市及び関係機関は、気象情報（気象庁HP、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

3 住民への普及啓発

暴風・竜巻等による被害を軽減防止するため、以下の点について、住民に普及・啓発を行う。

（1）被害の予防対策

ア 強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の情報入手手段（テレビ、ラジオ）を確認する。

イ 身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。

ウ ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

（2）暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

ア 雨戸・シャッター等を閉める。

イ ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。

ウ 建物の中心部等の窓から距離のある場所へ移動する。

（3）暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

ア 電柱や街路樹等の付近を避けて、堅牢な建物に避難する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織動員計画

本市域に風水害等の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、迅速に災害状況を集約し、的確な応急対策活動を行うために、組織動員体制について定める。

1 福井市災害対策本部の設置

市長は、市の区域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。

(1) 設置及び廃止基準

ア 設置基準

市域において風水害等による大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、必要があると認める場合。

イ 廃止基準

災害応急対策が概ね完了した場合又は発生するおそれがなくなったと認める場合。

(2) 設置場所

初動対応として対策本部は、市役所本庁舎に設置し、災害状況に応じて福井市防災センターに移すものとする。

(3) 設置又は廃止した場合の周知

対策本部を設置又は廃止した場合は、直ちに次に掲げる関係機関等に通知等を行うものとする。

ア 県知事に対する報告

イ 防災関係機関への通知

ウ 報道機関への発表

エ 報道機関等を通じた市民への周知

オ 対策本部表示の本庁舎前等への掲出

(4) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要因の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。

2 職員配備体制

職員配備体制については、以下のとおりとする。また、各部、各班で業務継続計画や災害対応マニュアル等の作成に努める。ただし、消防局の職員配備体制については、別に定める。

(1) 配備体制の基準

配備区分	配備基準	活動内容
第1号配備	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合 ・ 特別警報が発表された場合 ・ その他本部長が必要と認める場合	・ 危機情報センターの準備及び設置 ・ 気象・河川情報の収集・伝達体制及び災害情報の収集体制をとる ・ 警戒体制及び小災害に対処できる出動体制をとる ・ 広報体制をとる ・ 避難対策の体制をとる
第2号配備	・ 災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大になるおそれがある場合 ・ その他本部長が必要と認める場合	・ 災害対策本部の設置 ・ 本部の職員を、状況に応じ必要数又は全員配備し、災害応急対策が最大限機能する体制をとる

(2) 部別ブース員

部内の所属業務内容を把握した主幹職員級（総務部、財政部、市民生活部、福祉健康部、こども未来部、商工労働部、農林水産部、都市政策部、建設部、消防局、上下水道局、教育委員会事務局）で構成する。

主な業務は、災害対策本部室の設置時に各部のブースにて情報連絡員として従事し、災害情報の収集や各所属への指示など各部との綿密な情報伝達を行う。

(3) 準備班員

市庁舎のおおむね半径3キロ以内に居住する副主幹以下の職員10名程度で構成する。

主な業務としては、危機情報センター、災害対策本部立ち上げの準備及び危機管理課と連携して災害情報の収集等を行う。なお、地震、津波以外の災害については所属長の指示に従い、指定された場所での災害対応業務、又は危機情報センター、災害対策本部立ち上げの準備及び危機管理課と連携して災害情報の収集等を行う。

(4) 避難所対応班員

主幹以下の職員（建設部、消防局、上下水道局、職員課、秘書課、広報プロモーション課、市民協働・ボランティア推進課、危機管理課、林業水産課、農村整備課、要配慮者支援班の職員、議会事務局の運転業務員及び係長を除く。）で、避難所対応班は「対応員」、「地区支援員」、「広域支援員」から構成するものとする。

大規模な災害（地震、ゲリラ豪雨等）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、所属長の指示に従い、指定された場所での災害対応業務、あるいは避難所開設業務を実施する。なお、交通の遮断等により、勤務場所に参集できない場合は、最寄りの公民館に参集し、災害対策本部の指示に従う。

避難所対応班の班長は速やかな避難所の開設と運営、公民館参集職員の取りまとめ（避難所配置職員への指示及び選出含む）、班の連絡体制網の確立を行うとともに、施設管理者（学

校長、公民館長等）との地域内の連絡体制を確立する。副班長は班長を補佐（班長不在時の代行）する。

避難所対応班の班長及び副班長は、班員が参集途上に見聞した災害状況を取りまとめ、災害対策本部（危機情報センター）に報告する。また、班長は、自らの判断、又は災害対策本部（危機情報センター）の指示により、担当地区の災害状況を調査し報告するものとする。

（５）勤務時間外の配備体制

ア 第1号配備

第1号配備が指令された場合、第1号配備を構成する準備班、危機管理班、各班長及び各班長が指名した職員、各部局危機管理推進員の職員に配備を指令する。

あらかじめ第1号配備を指名されている準備班、危機管理班、各班長及び各班長が指名した職員、各部局危機管理推進員は、テレビやラジオ・防災気象情報メール・緊急速報メール等で第1号配備基準に該当することを覚知した場合、配備指令を待つことなく直ちに配備につくものとする。

時 間 外	第 1 号 配 備
配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合 ・ 特別警報が発表された場合 ・ 市長が職員の動員・配備が必要であると認めたとき
部別ブース員	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター）（班長の指示） 業 務：・ 部局間の連絡調整 ・ 危機情報センターの設置・運営
準備班員、 危機管理班（危機管理課）	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センターの設置 ・ 危機情報センター会議の開催 ・ 被害状況等の情報収集 ・ 指定場所での災害対応
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：自宅待機 業 務：・ 状況に応じた対策事項等の指示
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：自宅待機 業 務：・ 部長との連絡調整及びサポート
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】	参集場所：勤務場所 業 務：・ 所管施設の被害状況、各課（室）内の被害状況の把握 ・ 状況に応じた各所属班員の招集指示 ・ 状況に応じた所属班員の安否の確認
各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センター会議 ・ 担当部における被害状況の取りまとめ ・ 各部における連絡調整
係長、避難所対応班員	参集場所：指定場所・自宅待機（班長の指示）

	業 務：・指定場所での災害対応 ・指定場所での避難所業務 ・市内の被害調査（随時）
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・各班で決められた業務
上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による
消防部の班員	消防局で定める対策計画による

イ 第2号配備

第2号配備が指令された場合、第2号配備を構成する本部員を始めとする全職員は、直ちに指定された場所へ参集するものとする。

時 間 外	第 2 号 配 備
配 備 基 準	・災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大になるおそれがある場合 ・その他市長が必要と認める場合
本部室員(危機管理班及びその他各部の各班のうちから本部室長が指名した者)、部別ブース員、準備班員	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：・部局間の連絡調整 ・災害対策本部の設置・運営 ・被災現場から収集された各種情報の取りまとめ ・対策会議の開催
本部員（参与・部長、消防局長、議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務：各種応急対策等の指示
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：勤務場所 業 務：部長との連絡調整及びサポート
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐、係長等】	参集場所：勤務場所 業 務：・所属班員の安否確認 ・応急対策実施に対する準備（計画） ・災害対策本部の運営支援 ・所管施設等の被害状況の把握
各部連絡責任者 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎 業 務：・担当部班員への情報連絡調整 ・担当部での情報の取りまとめ ・各部長、副部長と各班長との連絡調整
避難所対応班 対応員	参集場所：指定場所・自宅待機（班長の指示） 業 務：・市内の被害調査 ・指定場所での避難所業務 ・地区の被害調査（災害対策本部の指示）
避難所対応班 地区支援員、広域支援員	参集場所：勤務場所（又は最寄りの公民館） 業 務：・指定場所での災害対応

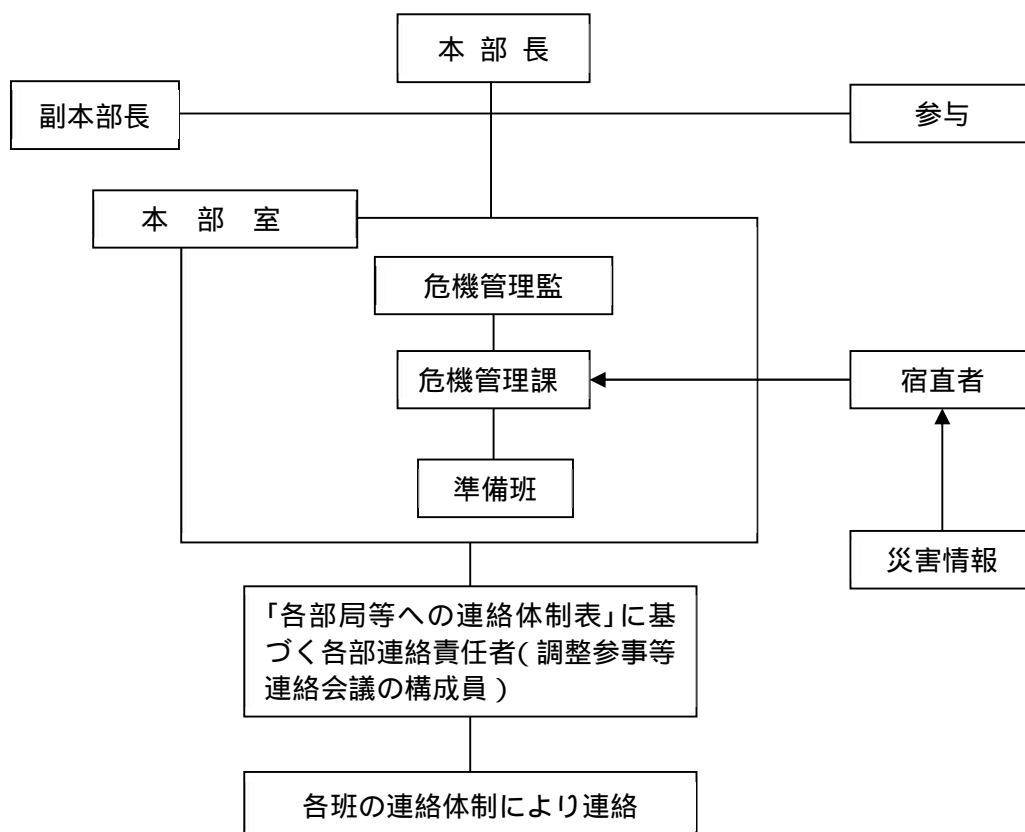
	・指定場所での避難所業務
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・応急対策等
上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による
消防部の班員	消防局で定める対策計画による

（6）時間外における配備基準の要件となる情報の伝達方法

下記の勤務時間外の伝達経路図により行う。

なお、回線の途絶により電話連絡が不可能な場合は、テレビやラジオ等で配備基準に該当するかどうか判断するものとする。

（勤務時間外の伝達経路図）



(7) 勤務時間内の配備体制

ア 第1号配備

第1号配備が指令された場合、直ちに危機情報センターを設置し、各部局危機管理推進員は、各部局の情報収集、連絡調整にあたる。

時 間 内	第 1 号 配 備
配 備 基 準	・ 気象警報が発表され、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合 ・ 特別警報が発表された場合 ・ 市長が職員の動員・配備が必要であると認めたとき
部別ブース員	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター）（班長の指示） 業 務：・ 部局間の連絡調整 ・ 危機情報センターの設置・運営
準備班員、 危機管理班（危機管理課）	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センターの設置 ・ 危機情報センター会議の開催 ・ 被害状況等の情報収集 ・ 指定場所での災害対応
本部員（参与・部長、消防局長 議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：勤務場所 業 務：・ 状況に応じた対策事項等の指示
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：勤務場所 業 務：・ 部局との連絡調整及びサポート
班長等（所属長等） 【課長、副課長、課長補佐等】	参集場所：勤務場所 業 務：・ 所管施設及び各課（室）内の被害状況の把握 ・ 状況に応じた応急対策活動の実施
各部局危機管理推進員 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎（危機情報センター） 業 務：・ 危機情報センター会議 ・ 担当部における被害状況の取りまとめ ・ 各部における連絡調整
係長、避難所対応班	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務：・ 各所属における情報収集及び災害対応 ・ 指定場所での避難所業務
建設部、支援第1部（運轉業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務：・ 各班で決められた業務
上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による
消防部の班員	消防局で定める対策計画による

イ 第2号配備

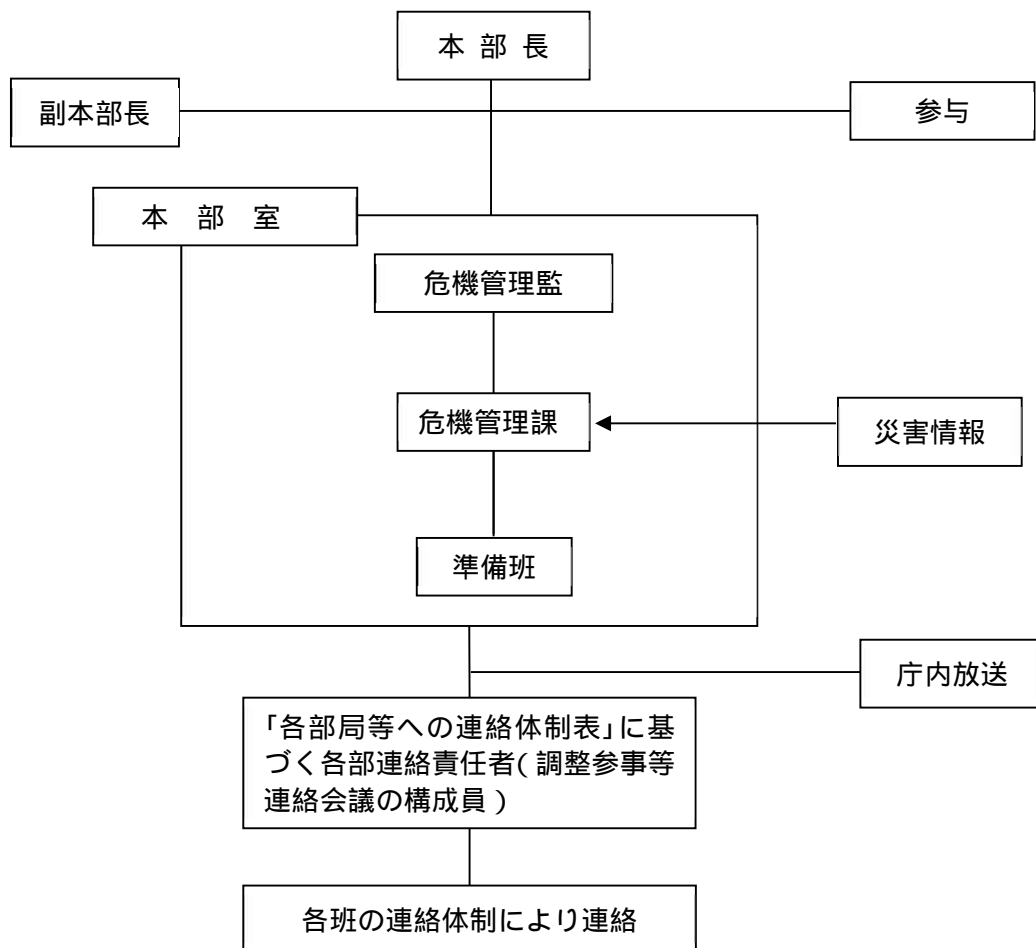
第2号配備が指令された場合、第2号配備を構成する本部室員、各部連絡責任者、各班長のほか全職員に配備を指令する。また、各班長は担当職員への対応を指令する。

時 間 内	第 2 号 配 備
配 備 基 準	・災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合で、被害が甚大になるおそれがある場合 ・その他市長が必要と認める場合
本部室員(危機管理班及びその他各部の各班のうちから本部室長が指名した者)、部別ブース員、準備班員	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務： ・部局間の連絡調整 ・災害対策本部の設置・運営 ・被災現場から収集された各種情報の取りまとめ ・対策会議の開催
本部員（参与・部長、消防局長、議会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長）	参集場所：福井市役所本庁舎（災害対策本部） 業 務： ・各種応急対策等の指示
副部長（各部の理事及び各部局次長等）	参集場所：勤務場所 業 務： ・部長との連絡調整及びサポート
班長等（所属長等） 【課長、副課長、出先の長・課長補佐、係長等】	参集場所：勤務場所 業 務： ・所属班員の把握 ・応急対策実施に対する準備（計画） ・災害対策本部の運営支援 ・避難所対応班員への担当公民館出動指示
各部連絡責任者 【調整参事等連絡会議の構成員】	参集場所：福井市役所本庁舎 業 務： ・担当部班員への情報連絡調整 ・担当部での情報の取りまとめ ・各部長、副部長と各班長との連絡調整
避難所対応班 対応員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務： ・担当公民館区域内の被害調査、避難所の開設及び対応業務 ・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務
避難所対応班 地区支援員、広域支援員	参集場所：指定場所（班長の指示） 業 務： ・福井市災害対策本部の業務分担に基づく業務
建設部、支援第1部（運転業務員のみ）、職員班、秘書班、広報プロモーション班、市民協働・ボランティア推進班、林業水産班、農村整備班、要配慮者支援班の班員	参集場所：各班で決められた場所 業 務： ・応急対策等
上下水道部の班員	上下水道局で定める対策計画による
消防部の班員	消防局で定める対策計画による

(8) 時間内における配備基準の要件となる情報の伝達方法

危機管理班は、配備体制に係る配備基準の要件となる情報を覚知した場合は、あらかじめ定められた各部連絡責任者の伝達系統に従い、速やかに各部職員に伝達する。なお、庁内放送が利用可能な場合は、併せて庁内放送により伝達する。

(勤務時間内の伝達経路図)



(9) 配備状況の報告

各班は、職員の配備状況について、定期的に危機管理班に報告するものとする。

(10) 職員の調整

班長は、対策本部会議で決定した災害応急対策計画に基づき職員の配置について調整を行う。

3 職員の心構え

- (1) 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておく。
- (2) 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、ラジオ、テレビ、防災気象情報メール、緊急速報メールによって情報を得るとともに各部の所属長への電話照会等によって災害の状況、防災指令の発令を知るように努める。
- (3) 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災指令やその他配備命令がない場合であっても、自らの判断で定められた場所に自主参集する。
- (4) 服装及び携行品は、応急活動に便利な服装とし、帽子又はヘルメットを着用し、手袋、タオル、食料、筆記用具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を持参する。
- (5) 参集途上の緊急措置として、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力し、消火・救助を第一とするとともに、最寄りの消防署等に通報する。
- (6) 参集途上で知り得た被害状況等を所属長又は参集場所の責任者に報告する。
- (7) 交通の遮断等により参集できない場合は、本庁又は最寄りの公民館、その他市の出先機関に出頭し、防災行政無線等を活用し、適切に行動する。
- (8) 道路の損壊等で交通渋滞が予想されるときは、オートバイ、自転車又は徒歩にて参集する。

第2節 応援要請計画

大規模な風水害等の災害が発生した場合、市及び防災関係機関のみの対応では、住民等の生命・財産の保護等活動に十分な対応ができないことも考えられるため、他の地方公共団体や民間団体等広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

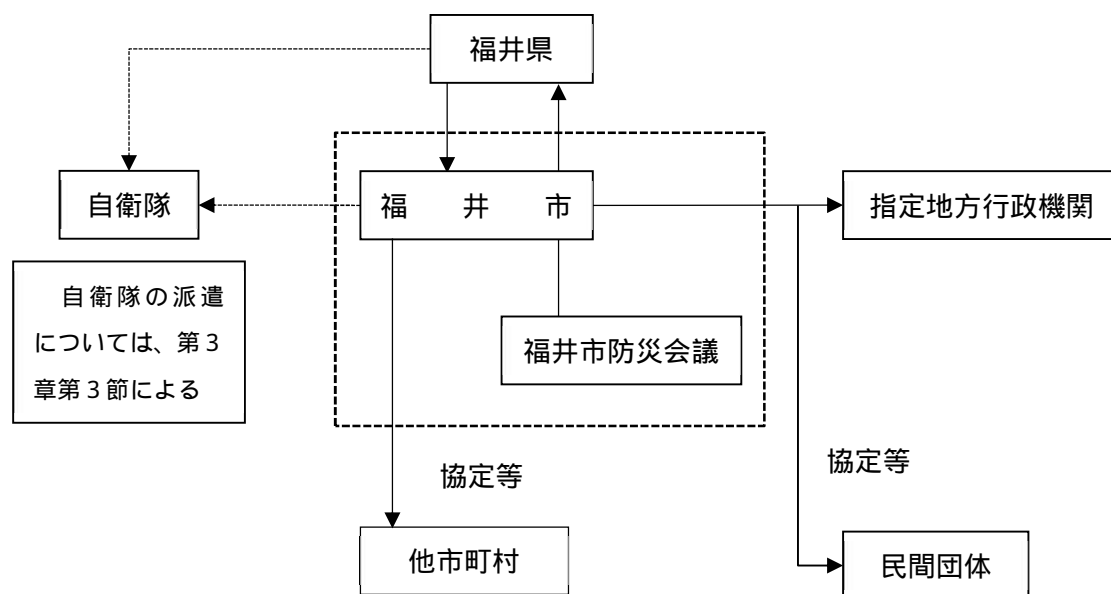
1 防災関係機関等に対する応援要請

市長は、応急対策活動を実施するにあたり、本市だけの対応では困難と判断した場合、防災関係機関等に対して応援要請を行うものとする。

なお、応援要請は本節によるほか、「福井市災害時応援・受援計画」の定めるところにより行うものとする。

県又は市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

【防災関係機関応援要請体系図】



災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）

“ 第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）

“ 第29条（職員の派遣の要請）

“ 第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）

地方自治法第252条の17（職員の派遣）

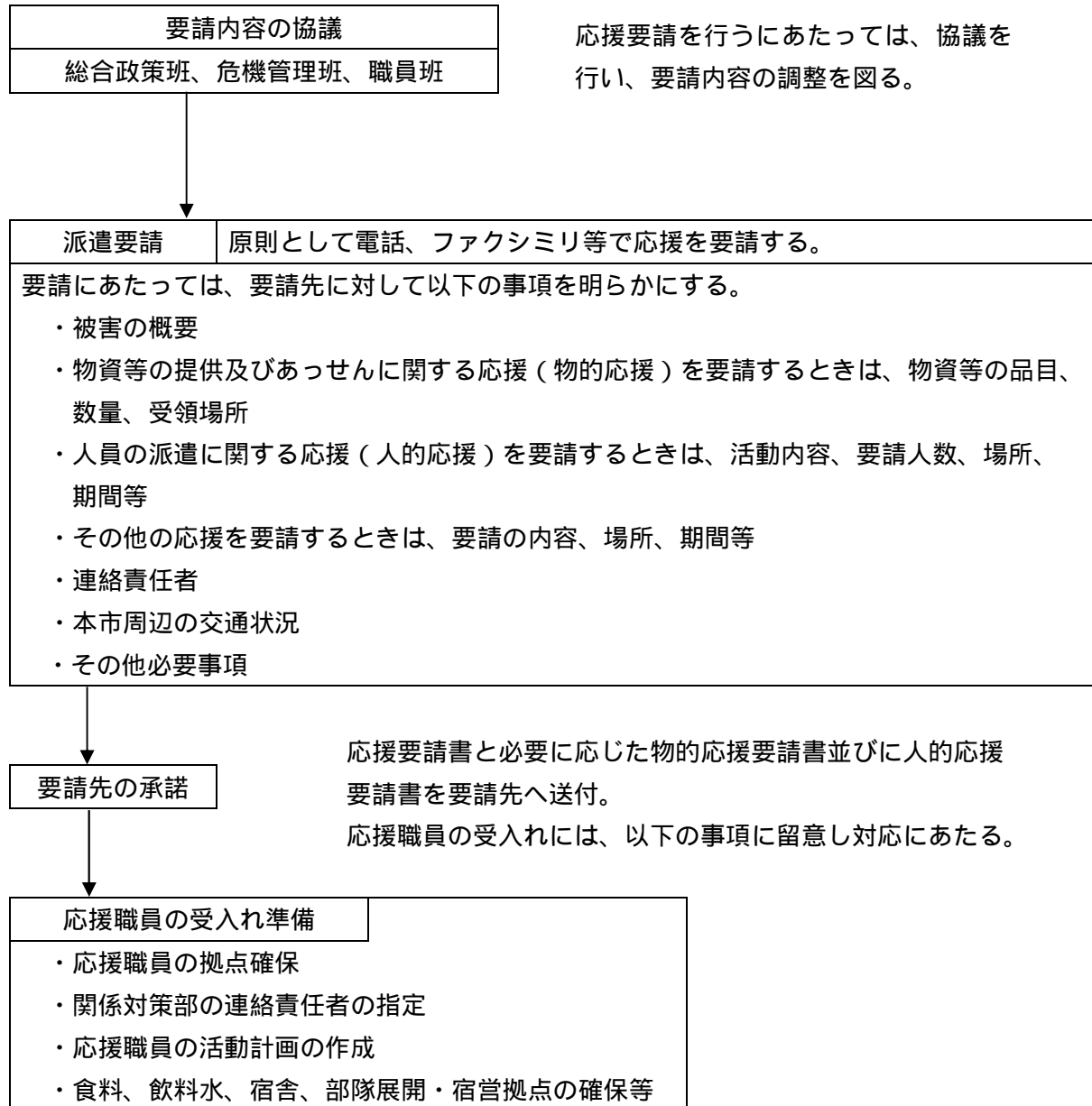
消防組法第39条（市町村の消防の相互の応援）

災害対策基本法第68条の2第1項（災害派遣の要請の要求等）

自衛隊法第83条（災害派遣）

災害対策基本法第68条の2第2項（災害派遣の要請の要求等）

【応援要請手順】



2 災害応援協定に基づく応援要請

災害対策・復旧対策を円滑に実施するために、他の地方公共団体や民間団体等との応援協定に基づき応援を要請するものとする。なお、協定の締結の状況は次のとおりである。

- ・災害時における相互援助協定（川崎市）
- ・北陸3都市災害時相互応援協定（金沢市・富山市）
- ・福井県・市町災害時相互応援協定（県・県内各市町）
- ・自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定（新潟市・仙台市・島原市・釧路市・墨田区・静岡市）
- ・熊本市及び福井市災害時相互応援協定書（熊本市）
- ・福井県警察本部長との協定（福井県警察本部）

- ・災害時の医療救護活動に関する協定書（（一社）福井市医師会）
- ・福井市と福井市内の郵便局の災害時における相互協力に関する協定書
（福井市内郵便局代表 福井中央郵便局）
- ・災害時における協力に関する協定書
（㈱マイステイズ・ホテル・マネジメントかんぼの宿 福井）
- ・福井市及び福井市企業局と福井管工事業協同組合の災害時における協力に関する協定
（福井市企業管理者・福井管工事業協同組合）
- ・福井市と福井ケーブルテレビ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定
（福井ケーブルテレビ㈱）
- ・災害時における相互応援に関する協定（愛知県丹羽郡扶桑町）
- ・災害時における相互応援協定書（岐阜県安八郡安八町）
- ・全国清水町災害応援協定
（北海道清水町・静岡県清水町・和歌山県清水町（現：有田川町））
- ・九頭竜川鳴鹿大堰放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書
（国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所）
- ・災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定（（一社）福井県エルピーガス協会）
- ・災害発生時における人命救助を要する救援作業についての覚書
（（一社）全国クレーン建設業協会）
- ・災害時における応急生活物資等の協力に関する協定（福井県）
- ・公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定
（中部地方支部長（名古屋市長） 愛知県支部長（豊橋市） 三重県支部長（津市長） 静岡県支部長（静岡市長） 岐阜県支部長（岐阜市長） 石川県支部長（金沢市長） 富山県支部長（富山市長））
- ・災害時における公共土木施設の応急対策に関する協定（（一社）福井地区建設業会）
- ・日野川地区水道用水供給事業における緊急時の給水等に関する協定書
（福井県、鯖江市、越前市、南越前町、越前町）
- ・全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定（全中協加盟都市）
- ・災害時における公共施設等の電気設備の保安対策業務の協力に関する協定書
（（一財）北陸電気保安協会）
- ・災害時における公共施設等の電気設備の応急対策業務の協力に関する協定書
（（一社）福井県電業協会）
- ・災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（福井県石油業協同組合）
- ・災害時における公共建築物の応急対策に関する協定（（一社）福井県建築工業会）
- ・災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉施設等）
- ・災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書（（一社）福井県解体工事業協会）
- ・災害時における公共施設等の電化製品等の応急対策に関する協定（福井県電器商業組合）
- ・災害時の人材派遣に関する協定書（（学）大原スポーツ医療保育福祉専門学校）
- ・災害時の人材派遣に関する協定書（福井県医療福祉専門学校）
- ・災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
（（一社）福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

- ・災害時の応援に関する申し合わせ（国土交通省近畿地方整備局）
- ・災害時における応援に関する協定書（ヴェオリア・ジェネッツ(株)中部支店）
- ・災害時における医療救護活動に関する協定書（福井市薬剤師会）
- ・災害時における歯科医療救護活動に関する協定書（福井市歯科医師会）
- ・ふくい減災プロジェクトの協定書（(株)ウェザーニューズ）
- ・東大寺サミット災害時相互応援協定
（涌谷町・小浜市・鎌倉市・奈良市・山口市・美祢市・防府市・太宰府市）
- ・災害時における動物救護活動に関する協定書（福井県獣医師会）
- ・災害時における自転車の調達及び整備等に関する協定
（福井県自転車軽自動車商協同組合）
- ・災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書（福井県民生活協同組合）
- ・福井市・日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団）
- ・大規模災害時における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定書（ハピリン管理組合）
- ・災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー(株)）
- ・災害時における飲料水の供給に関する協定（北陸コカ・コーラボトリング(株)）
- ・災害時における飲料水の供給に関する協定（(株)ダイドードリンコ北陸）
- ・「福井市防災ハンドブック 2018」協働発行に関する協定書
（(株)ゼンリン、福井市自治会連合会）
- ・大規模災害時等における帰宅困難者支援施設の使用に関する協定
（北陸財務局 福井財務事務所）
- ・災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便(株)）
- ・災害時における支援物資の受入及び配送に関する協定書（ヤマト運輸(株)）
- ・大規模火災時における消防用水の確保に関する協定書（福井嶺北地区生コン協同組合）
- ・防火用水機能付加施設の使用に関する覚書（九頭竜川鳴鹿土地改良区）
- ・中核市災害相互応援協定（全国中核市）
- ・特設公衆電話の設置・利用に関する協定書（西日本電信電話株式会社 福井支店）
- ・福井市とあいおいニッセイ同和損害保険会社との地方創生に関する包括連携協定書
（広域自然災害時の共同取組に関する覚書）
（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福井支店）
- ・災害時における妊産婦、母子等への応急救護活動及び支援等に関する協定
（(一社)福井県助産師会福井地区助産師会）
- ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
（福井県及び(公社)日本下水道管路管理業協会）
- ・災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
（福井県及び(公社)福井県下水道管路管理業協会）
- ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
（福井県及び(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部）
- ・災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
（福井県及び(一社)福井県測量設計業協会）
- ・福井市ならびに北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社の地方創生に関する包括連

携協定書（大規模災害時における相互連携に関する確認書）

（北陸電力㈱、北陸電力送配電㈱）

- ・災害時における被災者への支援活動に関する協定書（協同組合福井ショッピングモール）
- ・災害時における物資供給等に関する協定書（ユニー㈱アピタ福井大和田店）
- ・避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書
（福井トヨタ自動車㈱、福井トヨペット㈱、トヨタカローラ福井㈱、ネッツトヨタ福井㈱、
㈱トヨタレンタリース福井）
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定書（㈱平和堂）
- ・災害救助に必要な物資の調達及び建物・駐車場の一部使用に関する協定書（㈱P L A N T）
- ・避難所等における車両からの電力供給及び災害対応の車両貸与に関する協定書
（福井ダイハツ販売㈱）
- ・災害時における天幕等資機材の供給に関する協定
（太陽工業㈱、福井太陽㈱、㈱太陽テント北陸）
- ・災害救助に必要な物資の調達に関する協定（ゲンキー㈱）
- ・災害時における被災者等への支援活動に関する協定書（㈱ベル）
- ・災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定（（一社）福井県産業資源循環協会）
- ・防災減災パートナーシップに関する協定（福井放送㈱）
- ・災害時の人的支援に関する協定書
（（一社）福井市医師会看護専門学校福井市医師会看護専門学校）
- ・福井市と福井街角放送株式会社との災害緊急放送等に関する相互協定（福井街角放送㈱）
- ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（東部商業開発事業協同組合）
- ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（クアトロブーム㈱）
- ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（マルハン福井店）
- ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（東信産業㈱）
- ・異常降雪時における排雪用ダンプトラックの確保に関する覚書（福井県トラック協会ダンプ部会）
- ・災害時における避難者等への支援活動に関する協定（マルハン福井舞屋店）
- ・災害時における段ボール製品の供給に関する協定書（㈱二ホンパッケージ）
- ・災害福祉活動に関する相互連携協定書
（（福）福井市社会福祉協議会、福井ライオンズクラブ、福井中央ライオンズクラブ、福井
本丸ライオンズクラブ、福井葵ライオンズクラブ、福井九頭竜ライオンズクラブ、福井
フェニックスライオンズクラブ、ふくいピュアライオンズクラブ、福井イーストライオ
ンズクラブ、福井 SOUTH ライオンズクラブ、福井みなとライオンズクラブ）
- ・災害時における衛生用品等の供給に関する協定書（三和薬品㈱）
- ・大規模災害時等における一時滞在施設への帰宅困難者の受入れに関する協定
（FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合、まちづくり福井㈱）
- ・災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定
（福井市シェアサイクル事業共同体 構成員：㈱日本海コンサルタント福井支店(代表)、
㈱法美社、㈱ドコモバイクシェア）

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民の人命、財産の保護のため、自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制について定める。

1 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請

本部長は、災害が発生し又は発生しようとしている場合は、住民等の生命又は財産の保護のため必要と認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

ただし、通信の途絶等で県知事と連絡がとれないときは、本部長は、自衛隊に対し、その旨及び災害の状況を通知する。その際、本部長は、事後速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣要請の手続

ア 災害派遣要請の手続は、危機管理班が行う。

イ 本部長は、派遣要請を決定したときは、次の「要請に係る事項」を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書をもって県知事に要請する。

ただし、緊急を要するときは、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに派遣要請依頼書を提出する。この場合において、本部長は、必要に応じて、その旨及び被害の状況を自衛隊に通知するものとする。

派遣要請事項

(ア) 派遣要請依頼日時

(イ) 災害状況及び派遣依頼理由

(ウ) 派遣を希望する期間

(エ) 派遣を希望する区域

(オ) 現地連絡員

(カ) 派遣を希望する活動内容

(キ) その他必要事項

(3) 派遣要請連絡窓口

ア 福井県

災 害 派 遣 担 当 窓 口	電 話 番 号
福井県防災安全部危機管理課	TEL0776-20-0308 ファクシミリ 0776-22-7617

イ 自衛隊

通 知 先	電 話 番 号	課 業 中	課 業 外
第14普通科連隊(金沢市)	076-241-2171	235(第3科)	302(駐屯地当直司令)
第6航空団(小松市)	0761-22-2101	231(防衛班)	225(基地当直幹部)
舞鶴地方総監部(舞鶴市)	0773-62-2250	2224(防衛3室)	62-2255
福井地方協力本部	0776-23-1910(24時間)		

(4) 自主派遣

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請で派遣されることを原則とするが、例えば大規模な災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的にした情報収集のための部隊等の派遣や通信等の途絶等により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

この場合、自衛隊は速やかに県知事又は対策本部へ派遣部隊に関する情報を伝達する。

(5) 派遣要請の範囲

派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、活動内容は次のとおりとする。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難や立退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。

エ 交通規制

警察官が現場にいない場合、自衛隊用緊急車両の円滑な通行を確保するための交通規制や通行を妨害する障害及び車両の除去を行う。

オ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては水防活動を行う。なお、必要な資材については、福井県危機管理課を通じ調整する。

カ 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の消火用具をもって、消防部と協力して消火にあたる。

キ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去にあたる。

ク 応急医療、救護及び防疫

被災者の応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する)

ケ 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度における通信支援をする。

コ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

サ 給食及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災者に対し、給食及び給水を行う。
(米穀及び水は、関係機関から提供されるものを使用する)

シ 入浴支援

ス 救援物資の無償貸付及び譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する政令」(昭和33年総理府令)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付又は譲与する。

セ 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物(不発弾等)等危険物の除去等を行う。

ソ その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

2 派遣部隊の受入体制

本部長が自衛隊の派遣要請を依頼し、その派遣を受けたときの受入体制は、次のとおりとする。

(1) 自衛隊との緊密な連絡

対策本部及び自衛隊は、災害に係る各種情報を的確に把握し、相互に迅速な情報交換を行うものとする。

派遣された自衛隊の部隊(以下「派遣部隊」という)に関する総括担当は、危機管理班とする。

(2) 連絡員の派遣

本部長は、必要に応じて自衛隊に対し、対策本部又は現地対策本部に連絡員の派遣を要請する。

(3) 派遣部隊指揮所の設置

市は、自衛隊の災害派遣業務を調整し、災害応急体制を確立するため、市役所内に派遣部隊の指揮所を提供する。

(4) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣を受け入れる危機管理班は、派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導するものとする。

(5) 派遣部隊の宿泊施設及び野営適地等の提供

派遣部隊には、市の公共用建物等を基本とし、宿泊所又は野営適地を提供する。

(6) 緊急ヘリポートの提供

災害派遣要請を行う場合、緊急ヘリポートとして施設を提供する。

3 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市等が負担するものとし、下記を基準とする。

(1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借り上げ料

(2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費(自衛隊装備品に関わるものを除く)、水道料、電話、通信費及び入浴料等

(3) 派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の調達、借り上げ、修理費

(4) 派遣部隊の救援活動に伴い発生した(自衛隊装備品以外)損害の補償

(5) その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義が生じた場合は、自衛隊と協議・調整するものとする。

4 派遣部隊の撤収要請の手続

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに県知事に対し、自衛隊の撤収を依頼する。

撤収依頼事項

- (1) 撤収日時
- (2) 派遣部隊名
- (3) 事故の有無
- (4) 派遣人員、機材及び従事作業内容
- (5) その他

5 住民の協力

住民は、派遣部隊の作業を傍観することなく、積極的に協力して作業を遂行するものとする。

6 災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市職員、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令
- (2) 他人の土地、建物等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第4節 情報収集・伝達計画

風水害等の災害について事前対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に気象情報等の伝達を行うための体制について定める。

また、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策の基本的な方針を迅速に決定し、効果的な応急対策活動を円滑に実施する上で必要な被害状況や災害関連情報の収集・伝達を行うための体制についても定める。

1 特別警報・警報・注意報等の情報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには、「特別警報」を発表する。

(1) 福井県の予報、注意報、警報、特別警報発表の細分区域

	一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
福井県	嶺北	奥越	大野市、勝山市
		嶺北北部	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町、越前町
		嶺北南部	鯖江市、越前市、池田町、南越前町
	嶺南	嶺南東部	敦賀市、美浜町、若狭町
		嶺南西部	小浜市、高浜町、おおい町

注) 一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、注意報・警報、特別警報の発表に用いる区域。

注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

(3) 注意報、警報及び特別警報の種類及び発表基準

【一般の利用に適合するもの】

種 類		発表基準
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明示される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 浸水害は表面雨量指数基準18以上、土砂災害は土壌雨量指数113以上。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で30cm以上、山地で35cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数 ・七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.8、底喰川流域=9.3、荒川流域=13.4、一乗谷川流域=12.2、芦見川流域=9.4、羽生川流域=11.3、上味見川流域=13.9、狐川流域=8.3、未更毛川流域=8.7、志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、朝六川流域=7、天王川流域=22、浅水川流域=31.1、一光川流域=11、大味川流域=14、山内川流域=6.1 複合基準 ・七瀬川流域=(7,13)、底喰川流域=(7,7.9)、足羽川流域=(7,31.6) 指定河川洪水予報による基準 ・九頭竜川[中角]、日野川下流[深谷]、九頭竜川水系日野川中流[糺橋]、九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が5.5m以上になると予想される場合
	高潮警報	風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位（東京湾平均海面上）が1.3m以上と予想される場合

種 類		発表基準
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数9以上、土壌雨量指数79以上
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で15cm以上、山地で20cm以上になると予想される場合
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	風雪注意報	風雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上になると予想される場合
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想される場合 最小湿度30%以下で、実効湿度65%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間降雪の深さが50cm以上あった場合 ・積雪が100cm以上あって最高気温10以上の場合
	着雪(着氷)注意報	著しい着雪・着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・積雪地域の日平均気温が12以上 ・積雪地域の日平均気温が10以上かつ日降水量が20mm以上
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・7月～8月の日平均気温が平年より3以上低い日が3日以上継続 ・12月～3月の最低気温が平野部-5以下、山沿い-10以下
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想された場合。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数 ・七瀬川流域=11.2、八ヶ川流域=5.4、底喰川流域=7.4、荒川流域=10.7、一乗谷川流域=9.7、芦見川流域=7.5、羽生川流域=9、上味見川流域=11.1、狐川流域=6.6、末更毛川流域=6.9、志津川流域=11.1、江端川流域=12.2、朝六川流域=5.6、天王川流域=17.6、浅水川流域=24.8、一光川流域=8.8、大味川流域=10.8、山内川流域=4.5 複合基準 ・七瀬川流域=(5,11.2)、底喰川流域=(5,5.8)、荒川流域=(5,9.1)、狐川流域=(5,5.1)、志津川流域=(5,11.1)、江端川流域=(5,8.4)、朝六川流域=(5,4.8)、一光川流域=(5,8.8)、大味川流域=(7,10.6)、日野川流域=(7,38.5)、足羽川流域=(7,26.5)、山内川流域=(5,4.5) 指定河川洪水予報による基準 ・九頭竜川[中角]、日野川下流[深谷]、九頭竜川水系日野川中流[糺橋]、九頭竜川水系足羽川[九十九橋]
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想された場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 有義波高が3m以上になると予想される場合
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想された場合。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避

種 類	発表基準
	難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 潮位（東京湾平均海面上）が0.7m以上と予想される場合

【水防活動の利用に適合するもの】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨特別警報	一般の利用に適合する大雨特別警報に同じ。
	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想されたときに発表される。
	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	高潮特別警報	一般の利用に適合する高潮特別警報に同じ。
	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ
水防活動用高潮注意報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ

注)

- 1 特別警報発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。
- 2 警報・注意報の発表基準に記載した数値は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定する大雨警報（土砂災害）・注意報の暫定基準は、震度5強を観測した場合は土壤雨量指数基準を通常の7割とし、震度6弱以上を観測した場合は土壤雨量指数基準を通常の5割とする。
- 3 特別警報・警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表される時には、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の特別警報・警報・注意報のうち、水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(5) 気象情報等

ア 早期注意情報

（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 全般気象情報、北陸地方気象情報、福井県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表する。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する福井県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

ウ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしく

ない状況となったときに、市町の長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。また、大地震が発生した場合に設定する暫定基準は、震度5強を観測した場合は土壌雨量指数基準を通常の8割とし、震度6弱以上を観測した場合は土壌雨量指数基準を通常の7割とする。

エ 記録的短時間大雨情報

県内で、大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、福井県気象情報の一種として発表される。

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、可能性が高まったときに天気予報の発表区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の発表区域（嶺北、嶺南）単位で発表される。

カ 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、市町に伝達される。

キ 災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

（6）その他の予報及び警報

ア 船舶の利用に適合する予報及び警報

地方海上予報及び警報は、大阪管区気象台が山陰沖東部及び若狭湾の海域の海上を対象として発表する。

イ 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

鉄道気象通報及び電力気象通報は、福井地方気象台が発表する。なお、電力気象通報の雷雨予報と雷雨警戒報は富山地方気象台が発表する。

2 水防情報

（1）洪水予報及び水防警報等

ア 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及

び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

福井地方気象台は、九頭竜川及び日野川下流については福井河川国道事務所と共同で、日野川中流及び足羽川については、福井県と共同で発表する。

イ 水位周知河川における水位到達情報

水位到達情報は、県知事が指定した河川について、水位が避難判断水位に達したときに、県知事から市長に通知される情報である。

ウ 水防警報

国又は県が管理する河川の水防警報は、水防法により国土交通大臣及び県知事が実施する。

(2) 洪水予報及び水位到達情報の種類及び基準水位

ア 洪水予報の種類

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及び区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 洪水予報の基準水位

単位（m）

予報区域名 （標題河川名）	水位 観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
九頭竜川	中角	福井市 中角町	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00
日野川下流	深谷	福井市 三ツ屋町	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75
九頭竜川水系 日野川中流	糺橋	鯖江市 糺町	3.20	4.20	4.60	5.50	6.65
九頭竜川水系 足羽川	九十九橋	福井市 照手	3.50	4.80	6.80	7.40	7.79

ウ 水位到達情報の種類

種 類	概 要
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位到達したとき

エ 水位到達情報の基準水位

単位 (m)

河川名	水位観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
足羽川	稲荷	池田町 稲荷	2.50	2.90	3.50	3.80
足羽川	朝谷	福井市 朝谷町	1.20	2.50	2.70	3.50
荒川	原目	福井市 原目町	1.20	1.30	1.40	1.70
江端川	江端	福井市 江端町	1.70	2.60	3.20	3.90
天王川	宝泉寺	越前町 宝泉寺	2.00	2.60	2.70	3.70
浅水川	鳥羽	鯖江市 鳥羽町	4.40	4.90	5.10	6.10
鞍谷川	粟田部	越前市 粟田部	1.30	1.80	1.90	2.50

(3) 水防警報の種類及び発表基準

水防法により国土交通大臣及び県知事が行う水防警報の種類及び発表基準は、次のとおりとする。

ア 国土交通大臣が行う水防警報

(ア) 種類及び発表基準

階 級	警報の種類	内 容
第一段階	待 機	気象予報及び上流の雨量状況等を考慮して水防作業が必要と推定し、要員を待機させるとき。
第二段階	準 備	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の招集準備、幹部の出動等に関するもので気象予報及び上流の雨量状況により水防団待機水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第三段階	出 動	水防団員の出動に関するもので上流の雨量状況により氾濫注意水位を突破し、なお上昇すると推定したとき。
第四段階	解 除	水防作業の必要なしと推定したとき。
適 宜	水防情報	水防活動上必要な水防情報を通知する。

(イ) 対象基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
九頭竜川	中角	福井市 中角町	5.00	7.50	8.50	9.10	10.00
日野川	深谷	福井市 三ツ屋町	4.00	6.00	6.90	7.50	8.75

イ 県知事が行う水防警報

(ア) 種類及び発表基準

警報の種類	内 容
準 備	水防資材の点検、水門等の開閉準備、水防要員の招集準備をする。
出 動	水防活動に出動する。
解 除	水防活動を終了する。

(イ) 対象基準観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
日野川	三尾野	福井市 三尾野	3.50	5.50	6.50	7.00
足羽川	稲荷	池田町 稲荷	2.50	2.90	3.50	3.80

足羽川	朝谷	福井市 朝谷町	1 . 2 0	2 . 5 0	2 . 7 0	3 . 5 0
足羽川	九十九橋	福井市 照手	3 . 5 0	4 . 8 0	6 . 8 0	7 . 4 0
荒川	原目	福井市 原目町	1 . 2 0	1 . 3 0	1 . 4 0	1 . 7 0
江端川	江端	福井市 江端町	1 . 7 0	2 . 6 0	3 . 2 0	3 . 9 0
天王川	宝泉寺	越前町 宝泉寺	2 . 0 0	2 . 6 0	2 . 7 0	3 . 7 0
浅水川	鳥羽	鯖江市 鳥羽町	4 . 4 0	4 . 9 0	5 . 1 0	6 . 1 0
鞍谷川	粟田部	越前市 粟田部	1 . 3 0	1 . 8 0	1 . 9 0	2 . 5 0

3 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 一般的な利用に適合する気象警報・注意報等の伝達

ア 福井地方気象台

福井地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表、切り替え、解除したときは、伝達系統図（表3-4-1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図）により関係機関へ専用通信施設又は公衆通信施設により速やかに伝達するものとする。

通知を受けた関係機関は、更に傘下の関係機関及び一般住民等に速やかに伝達・周知する。

イ 市による伝達

(ア) 特別警報の伝達

市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

(イ) 気象警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

(ウ) 災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報及び指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

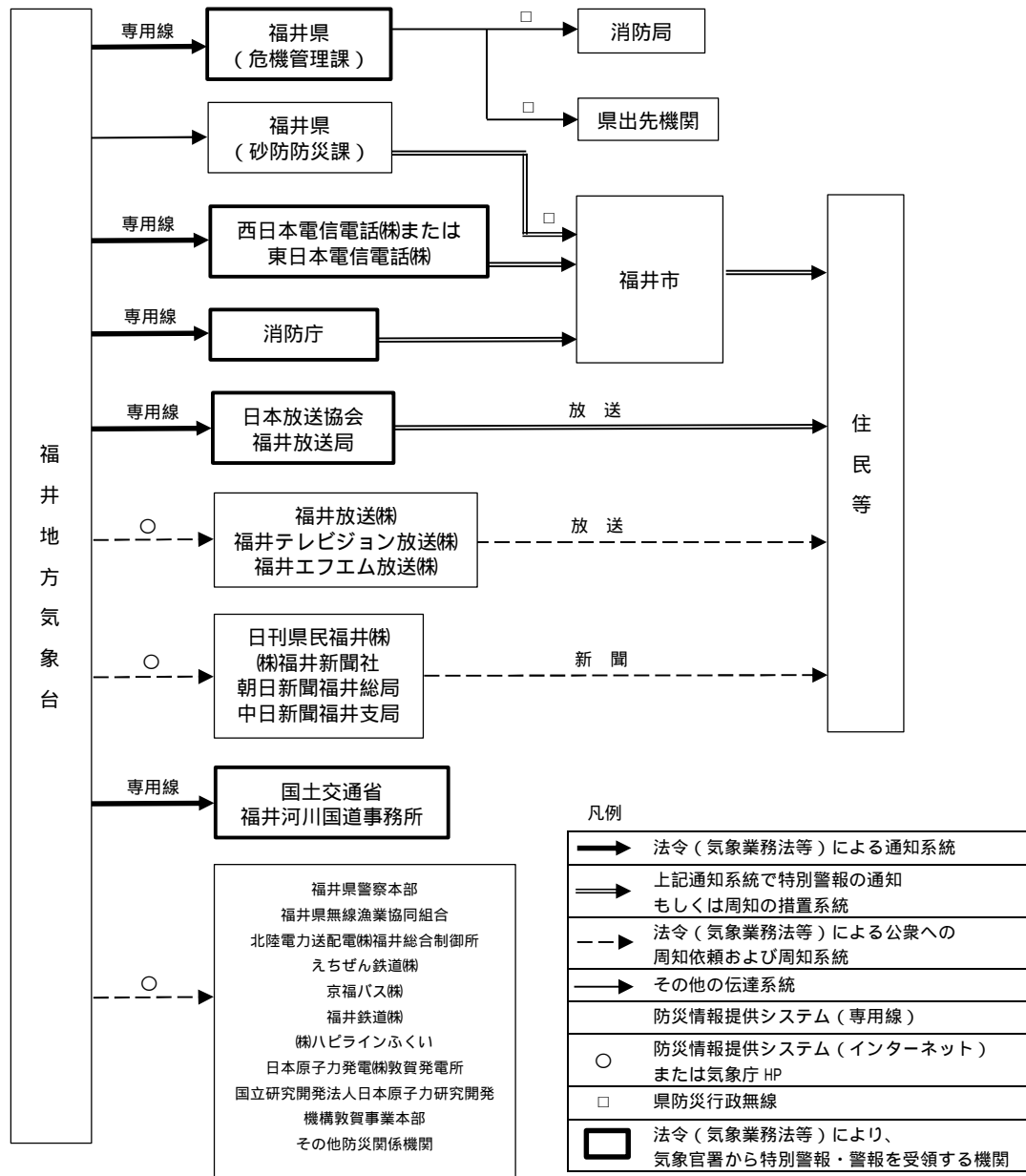
ウ 西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱

西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱は、福井地方気象台から警報の伝達を受けたときは、一般通信に優先し、電話回線又は電信回線により福井市及び他の市町へ伝達する。

エ 放送機関

放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

表3-4-1 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



(2) 船舶の利用に適合する予報及び警報の伝達

福井地方気象台は、大阪管区気象台が地方海上警報等を発表、切り替え、解除したとき、敦賀海上保安部を通じて福井海上保安署に通知する他、漁業無線及び報道機関に伝達し、航行中の船舶や陸上の関係者に通知するよう努めるものとする。

(3) 鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報の伝達

福井地方気象台は、鉄道事業者に対し鉄道気象通報を、電気事業者に対し電力気象通報を通報する。

4 火災警報

(1) 火災警報は、市の区域を対象として市長が、消防法第22条の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。

(2) 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して市が定める。

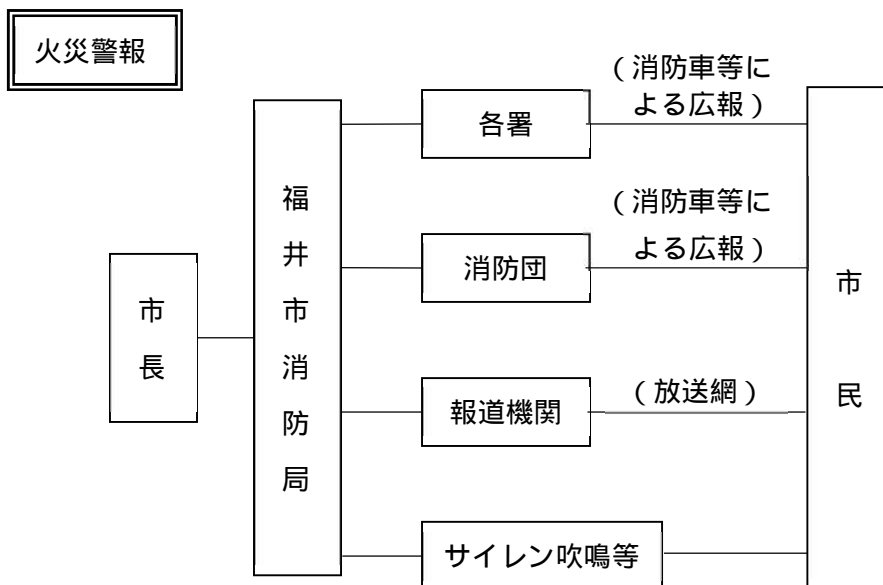
(3) 火災気象通報は、福井地方気象台が行う。

(4) 福井地方気象台が県知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度65パーセント以下、最小湿度30パーセント以下となる見込みのとき。

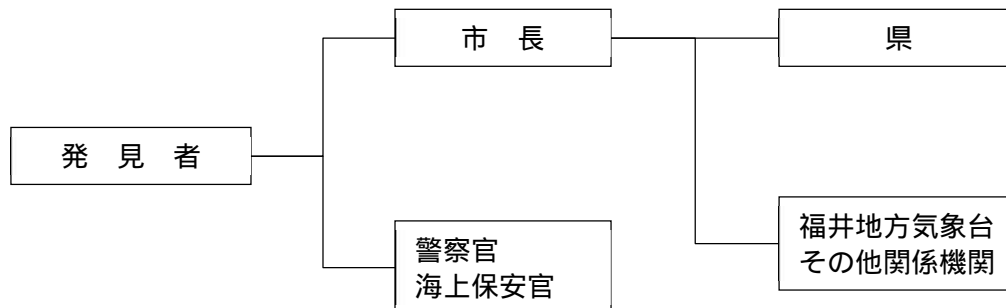
イ 平均風速12メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。)

(5) 火災警報伝達系統図



5 異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報し、市長は速やかに県及び福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。



(1) 市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となるおそれがあるとき
- イ 竜巻、強いひょうがあったとき
- ウ 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき

6 災害情報収集

(1) 災害発生直後における情報の収集

市域で風水害等の災害が発生した場合は、被害の規模を推定し、人命の救助や被害拡大防止など初動期における災害対策の基本的な方針を決定するため、迅速を最優先として関連情報を収集する。

ア 収集する情報の内容（災害発生直後の災害情報）

区 分	主 な 内 容
気象・洪水情報	○ 異常気象及び洪水の情報
人的被害情報	○ 死者及び負傷者の発生情報 ○ 要救助対象者情報
危険発生情報	○ 火災の発生情報 ○ 越水、浸水情報 ○ がけ崩れ情報 ○ 危険物の漏えい、ガス漏れ情報 ○ 樹木、建築物等の倒壊情報
応急対策活動支援情報	○ ライフライン情報 ○ 災害対策活動拠点の被害情報

イ 情報収集の方法

(ア) 勤務時間内の場合

危機管理班及び各部は、災害対策本部事務分掌に基づき、災害発生後におけるこれらの災害情報を収集するものとする。

(イ) 第1号及び第2号配備体制の勤務時間外の場合

危機管理班及び各部は、第1号及び第2号配備体制に従い、自らの勤務場所に参集した職員から参集途上で得た情報を収集し、参集後は災害対策本部の事務分掌に基づき、担当事務の情報について収集する。

(2) 被害情報等の収集

被害の状況等について、危機管理班、各班及び避難所対応班ごとに担当する情報の収集にあたりとともに、各防災関係機関から必要な情報の収集を行う。

ア 市が行う情報収集

(ア) 危機管理班及び各班の情報収集

危機管理班及び各班は、それぞれの担当する事務分掌に関する情報について収集を行うものとする。

(イ) 防災関係機関からの情報収集

危機管理班及び各班は、必要に応じて防災関係機関から情報を収集するものとする。

(ウ) 避難所対応班の情報収集

避難場所又は避難所開設時には、自治会避難場所等に立ち寄り、又は連合会長、自治会長、自主防災組織等と連絡をとり、自治会の被害状況等の情報収集を行う。

イ 防災関係機関が行う情報収集

各防災関係機関は、それぞれの機関が必要とする災害情報の収集を行うものとする。

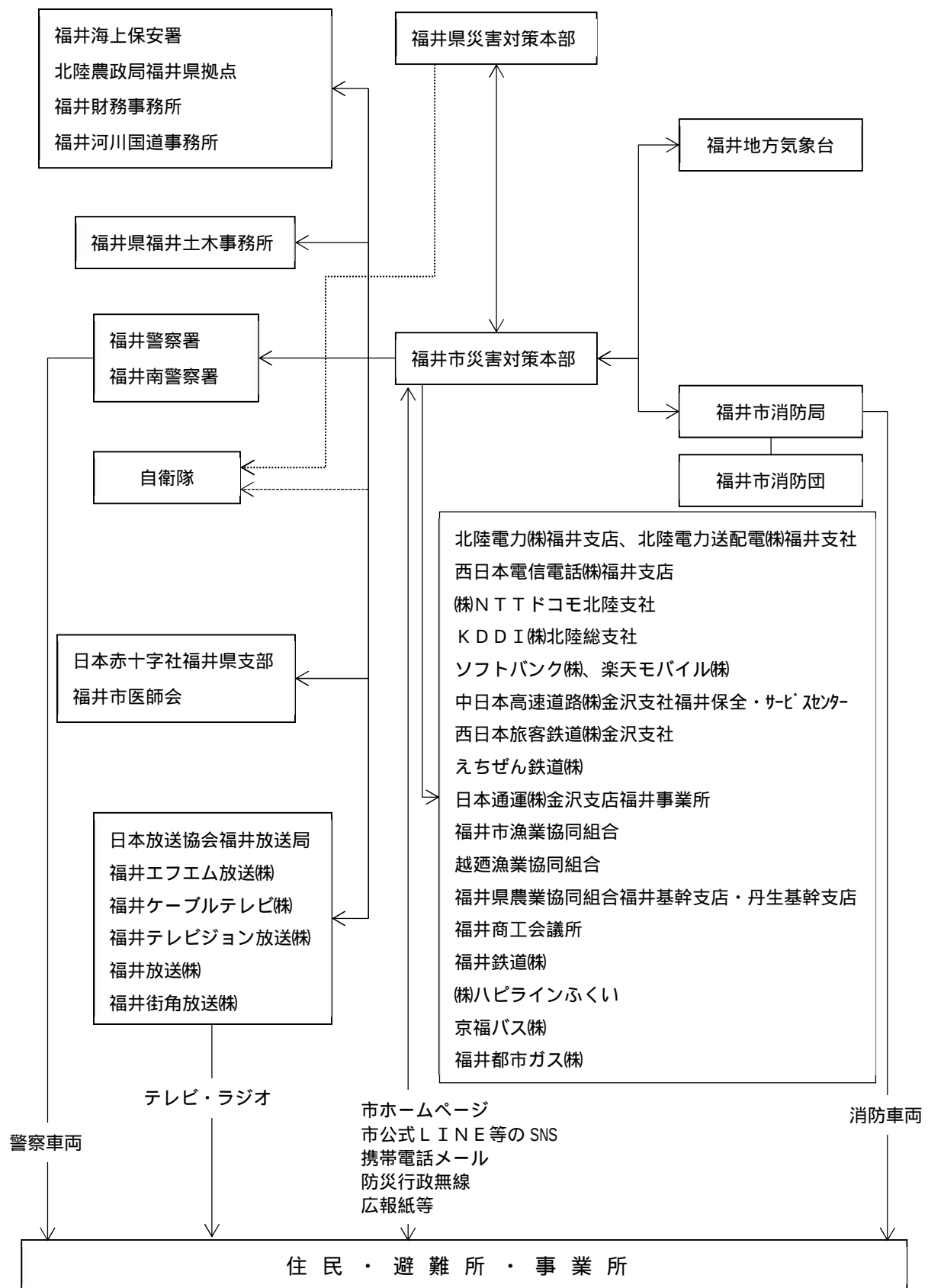
ウ 県への応援要請

被害の調査に技術を要する場合又は被害が甚大で調査の不可能なときは、危機管理班は県に連絡し、関係機関等の応援を求めて情報を収集する。

(3) 被害情報等の伝達系統

表3-4-2による。

表3-4-2 伝達系統図



(4) 情報連絡体制

ア 連絡責任者の設置

防災関係機関との連絡を確実にするため、連絡責任者をあらかじめ指定し、迅速な連絡体制を確保するものとする。

イ 情報連絡員等の派遣

(ア) 危機管理班への派遣

各班は、災対本部との連絡を確保するため、危機管理班に情報連絡員を派遣するものとする。

(イ) 防災関係機関に対する派遣要請

危機管理班は、情報収集及び応急対策の実施等において緊密な連絡体制を確保することが必要な場合は、県（危機管理課）各警察署、その他の防災関係機関等に対し危機管理班に情報連絡員を派遣するよう要請するものとする。

ウ 県、市及び防災関係機関の協力

県、市及び防災関係機関は、各種情報の収集について十分に連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策が円滑に実施できるように協力するものとする。

県及び市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。

(5) 孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、市に連絡するものとする。また、県及び市は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

7 被害情報・状況等の報告

(1) 危機管理班に対する報告

ア 災害概況報告

各班及び「勤務時間外の動員体制」における班員は、災害発生直後に収集した災害情報を集約し、直ちに危機管理班へ報告をする。

イ 被害状況報告

各班は、それぞれの担当する事務分掌に関し収集した情報に基づき、危機管理班におおむね1日1回程度被害の状況について報告する。

ウ 活動状況報告

各班は、職員の配備体制及び応急対策の状況について、危機管理班におおむね1日1回程度報告する。

(2) 県に対する報告

県（危機管理課）への被害状況等の報告は、次により危機管理班が行うものとする。

県に報告できない場合は、総務省消防庁へ直接報告するものとする。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、市が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、市は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、市との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

県は、災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

ア 報告の基準

県への被害状況等の報告は、「消防庁への火災・災害等速報基準」に準じ、概ね次に該当する災害が発生した場合に行うものとする。

- （ア）災害救助法の適用基準に合致する程度のもの
- （イ）災害対策本部を設置したもの
- （ウ）市域における災害は軽微であっても、県内で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- （エ）災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- （オ）災害による被害が当初は軽微であっても、その後の経過で前記の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- （カ）その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 災害即報報告（発生報告）

災害発生直後の段階で被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちにその災害概況を県へ報告する。

ウ 被害状況及び活動状況報告（中間報告、確定報告）

被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

その後は、県の被害報告取扱要領に基づき、逐次、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県へ報告する。

（３）１１９番通報が殺到した場合の報告

消防部は、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県（危機管理課）及び総務省消防庁へ報告するものとする。

（４）防災会議に対する報告

必要に応じて被害状況及び応急対策等の措置について、防災会議に報告するものとする。

8 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の回答を行う。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する措置を講じる。

(1) 照会方法

安否情報を照会しようとする者は次の事項を明らかにして照会を行う。

- ・照会者の氏名、住所（法人の場合は、名称、所在地、代表者の氏名）
- ・被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ・照会をする理由
- ・本人を確認できる書類（運転免許証、健康保険の被保険証、住記カード等）

(2) 提供できる情報の範囲

市は、安否情報の照会を受けた場合は、照会者の区分に応じて次の範囲で情報の提供を行う。なお、照会が不当な目的と認めるとき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合には提供を行わない。

照会者の区分	提供可能な情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） 職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	被災者について保有している安否情報の有無
被災者から提供について 同意がある場合	被災者の同意の範囲内

第5節 通信運用伝達計画

災害に関する各種の情報収集は、災害応急対策を実施していくうえでの基本となるものであるので、市及び防災関係機関が迅速かつ正確に情報収集等を行える体制を整備する。

1 災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、全ての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

2 円滑な通信運用

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(2) 通信の統制

災害発生時には、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるように努める。

3 各種通信設備の利用

(1) 災害時優先電話の指定

市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ輻輳を避けるため災害時優先電話をあらかじめ西日本電信電話(株)福井支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電話の優先利用

非常扱い・緊急扱い通話の申し込みにあたっては、非常・緊急通話102番へ申し込む。

ア 非常扱い通話

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、別に定める事項を内容とする通話については、手動接続通話に優先して接続される。

イ 緊急扱い通話

緊急扱い通話は、火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合で、別に定める事項を内容とするものに対する他の手動接続通話に優先して接続される。

(3) 電報の優先利用

電報発信にあたって電話により非常扱い・緊急扱い電報を発信する場合は、115番通話より行うものとし、その際、非常扱い・緊急扱い電報である旨の申し出を行うものとする。

ア 非常扱い電報

災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、非常扱い通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱い電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

イ 緊急扱い電報

非常扱い電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱い電報として、取り扱われる。

(4) 市防災行政無線の利用

本部及び各部相互の連絡には、移動系無線を利用し、市民への情報伝達には、必要に応じて固定系無線屋外拡声子局、戸別受信機等を利用する。

(5) 衛星携帯電話の利用

市は、携帯電話不感地帯における災害発生時の対策として、衛星携帯電話の配備などの代替通信手段の確保を図るものとする。

(6) 県防災行政無線の利用

県及び他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

(7) 放送施設の利用

ア 福井ケーブルテレビ(株)による災害緊急放送

コミュニティチャンネルで行う臨時放送や、緊急L字文字情報システムを使用した行政チャンネルでの臨時放送を行う。

イ 福井街角放送(株)への災害緊急放送等の要請

「福井市と福井街角放送株式会社との災害緊急放送等に関する相互協定」に基づき、災害緊急放送や臨時災害放送局の開設を行う。

ウ 放送事業者への放送要請

県と連携を図りながら、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するLアラート(県の災害情報共有システム)を活用し、周知する。

(8) 非常時におけるその他の無線施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

市は、「福井県警察本部長との協定」に基づき、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、警察通信設備を優先的に利用する。

(9) その他の連絡手段

ア 広報車等車両による伝達

イ サイレン、警鐘による伝達

ウ 市ホームページ

エ 防災気象情報メール

オ 緊急速報メール(エリアメール等)

カ SNS等(福井市公式LINE等)

第6節 水防活動計画

洪水、高潮及び津波による水害を警戒し、又はこれを防止し、水害による被害の軽減を図るために実施する水防活動は、福井市水防計画書によるものとするが、当該水防計画は、概ね次の事項について定める。

- 1 総則（水防の責任等）
- 2 水防組織
- 3 水防区域と重要水防箇所
- 4 予報及び警報
- 5 雨量・水位等の観測及び通報
- 6 天気予報等の情報収集
- 7 ダム・水門等の操作
- 8 通信連絡
- 9 水防施設及び輸送
- 10 水防活動
- 11 水防信号、水防標識等
- 12 協力及び応援
- 13 費用負担と公用負担
- 14 水防報告等
- 15 水防訓練
- 16 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置
- 17 水防協力団体
- 18 水防功労者表彰と災害補償

第7節 消防活動計画

風水害等の災害から市民の生命、身体、財産を保護し、被害の軽減を図るため、消火、救急・救助等の消防活動計画を定める。

1 消防体制

風水害等の災害に伴う被害を軽減するため、「福井市消防局警防規程」に定めるところにより、次のとおり消防体制の早期確立を図る。

(1) 警防本部及び大隊本部の設置

災害対策本部の設置と同時に、消防活動体制の確立と指揮命令の徹底を期するため、警防本部及び大隊本部を設置する。

警防本部及び大隊本部の組織及び分掌事務は「福井市消防局警防規程」による。

(2) 消防職員の招集及び参集

職員の招集は、「福井市消防局警防規程」に基づく命令とし、参集場所は原則として勤務場所とする。ただし、災害の状況により勤務場所に参集できない場合は、最寄りの署所に参集する。

その他細部については、「福井市消防局非常招集要綱」による。

(3) 消防活動部隊の編成

同時多発火災や多数の救急救助事象等の災害に対応するため必要があるときは、参集職員で予備車等により部隊編成を行う。

2 火災防御活動計画

風水害等の災害時の消防活動については、「福井市消防局警防規程」に定めるほか、次の事項を考慮し、有効かつ効率的に行う。

(1) 初動時の措置

ア 職員、車両及び機械等の安全確保

災害発生時には、職員及び消防車両等の安全を確保し、災害に迅速に対処できる初動体制を確立する。

イ 無線等の緊急一斉点検の実施

無線局の開局、有線及び無線の試験、通信可否の確認を実施するとともに、電気系の緊急一斉点検を実施する。

ウ 消防無線（通信）統制

災害の多発による無線の混信等を防止し、的確な消防活動を実施するため、必要に応じ、基地局統制方式の無線統制を行う。

エ 火災の早期発見及び災害情報の収集

火災等の早期発見を行うとともに、有線・無線の通信施設、参集職員、消防団員及び市民等あらゆる手段を利用し、迅速かつ的確に災害情報の収集に努める。

オ 資機材等の増強

長距離送水及び転戦活動に対処するため積載ホースの増強、倒壊家屋からの人命救助のための簡易救助用資機材等の積載を行う。

(2) 活動の基本方針

消防活動は、市民の生命、身体、財産の安全確保を基本とし、次の方針により行う。

ア 人命の安全確保

火災と人身災害が同時に発生した場合は、消火活動と救助活動の緩急を十分考慮し、人命の安全確保を図る。

イ 消火活動の優先

火災と水災が同時に発生した場合は、原則として火災防御活動を優先する。

(3) 火災防御活動の原則

火災防御活動は、「福井市消防局火災防御活動要領」に定めるほか、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ア 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発した場合は、市民の安全を優先とした避難場所、避難路確保の防御を行う。

イ 重点地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重点かつ危険度の高い地域を優先に防御を行う。

ウ 消火可能地域防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先に防御を行う。

エ 市街地火災防御の優先

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災を優先に防御し、それらを鎮圧した後に部隊を集結し、集中防御を行う。

ただし、高層建築物、地下街等の不特定多数を収容する対象物から出火した場合は、特殊車を活用し、人命救助を目的として消防活動を行う。

オ 重要施設防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防御を行う。

(4) 部隊運用

災害時の部隊運用は、警防本部運用と大隊本部運用とする。ただし、指令施設の損壊、災害の多発等で統制が不能な場合等は、警防本部運用とする。

3 地域における初期消火活動

消防活動については、地域住民、自主防災組織等の果たす役割が大きいことから、防災訓練等を通じて、消火技術等の普及・向上に努めるものとする。

4 消防隊等の応援要請

本部長は、災害の状況を判断して必要と認めるときは、消防組織法に基づく消防相互応援及び緊急消防援助隊等を要請する。

緊急消防援助隊の応援を要請するときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして県知事を通じて消防庁長官に要請する。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別及び状況
- エ 人的及び物的被害の状況
- オ 応援活動を開始する日時
- カ 必要応援部隊
- キ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- ク 指揮体制及び無線統制体制
- ケ その他必要な事項

(1) 福井県広域消防相互応援協定

締 結 市 町		締結年月日
福井市消防局	敦賀美方消防組合	平成18年 3月20日
南越消防組合	若狭消防組合	
大野市消防本部	勝山市消防本部	
鯖江・丹生消防組合	嶺北消防組合	
永平寺町消防本部		

(2) 高速自動車国道北陸自動車道における消防相互応援協定

締 結 市 町		締結年月日
福井市消防局	嶺北消防組合	平成18年 3月20日
永平寺町消防本部		
福井市消防局	鯖江・丹生消防組合	平成18年 2月 1日

(3) 福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域消防相互応援協定

締 結 市 町		締結年月日
福井市消防局	嶺北消防組合	平成18年 3月20日

5 消防団活動計画

消防団は、「福井市消防団の組織及び服務に関する規則施行規程」に基づき、早期に活動体制を確立し、消防署部隊等と連携し、有効な火災防御、救急救助活動及び避難誘導を実施する。

(1) 消防団員の招集及び参集

消防団員の参集場所は、所属分団本部、又は災害発生場所とする。

その他細部については、「福井市消防団の組織及び服務に関する規則施行規程」による。

(2) 消防団の活動

ア 出火防止の広報と消火活動

火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。

イ 人命救助

要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。

ウ 消防署部隊との連携

災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防御活動を行い、消防署部隊が転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。

エ 避難誘導

避難指示等が発令された場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。なお、避難誘導にあたる際には、自らの安全を確保するものとする。

6 他の防災機関との連携

各警察署、自衛隊、関係機関等と相互に密接な協力・連携体制を確立し、円滑な消防活動を行う。

第8節 災害広報計画

災害発生直後から生活再建時期までに災害関連情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、報道機関との連携、広報紙の発行など効率的な広報活動を実施する広報計画を定める。

また、被災者の相談に応じ、少しでも生活上の不安や悩みを解消し、生活の再建と安定を支援するための広聴計画を定める。

1 広報活動

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況を市民に周知するよう災害広報に努める。また、これらを効果的・効率的に行うため、平時から災害時の情報入手方法について市民に周知を行うものとする。

(1) 広報の内容

災害時に市民の求める情報は、時間の経過とともに変化し、被災者を取り巻く状況も刻々と変化することから、概ね次の区分により住民ニーズに応じた迅速かつ的確な広報を行う。

〔災害発生直後〕

- ア 災害の発生状況
- イ 避難指示等
- ウ 二次災害防止に関する情報

〔応急対策初動期〕

- ア 被害状況の概要（人的被害、家屋・建物被害、公共施設被害、その他）
- イ 避難所・救護所の状況（設置箇所、収容状況、今後の見通し）
- ウ 二次災害防止に関する情報
- エ 救援活動の状況
- オ 安否情報
- カ 災害対策の実施状況
- キ 医療機関の活動状況
- ク 水・食料等の物資の供給状況
- ケ その他必要事項

〔応急対策本格稼働期〕

- ア 生活関連情報
- イ ライフラインの被害状況と復旧見込み
- ウ 道路・交通情報
- エ 保健・衛生・医療情報
- オ 生活再建関連情報
- カ 被災者相談窓口の開設状況
- キ 救援物資配布関連情報（種類・配布場所）
- ク 救援物資受け入れ関連情報（不足物資・受入場所）
- ケ ボランティア受け入れ情報
- コ 罹災証明、見舞金・義援金関連情報
- サ その他必要事項

(2) 広報の方法

ア 報道機関との連携

災害発生直後は、主に報道機関と連携し、広範囲かつ迅速な広報に努める。

特に、テレビ・ラジオの利用が有効であることから、日本放送協会福井放送局、民間放送各社及び災害時相互協定を締結している福井ケーブルテレビや福井街角放送に対し広報事項の放送を依頼し、緊急時の災害関係情報の広報を行う。

(各報道機関の連絡先)

名 称	所 在 地	T E L
(株)朝日新聞社 福井総局	大手3丁目11 - 6	22 - 0910
N H K 福井放送局	宝永3丁目3 - 5	28 - 8873
(一社)共同通信社 福井支局	大和田 2 丁目 801	57 - 1040
(株)時事通信社 福井支局	大和田 2 丁目 801	57 - 1640
(株)中日新聞社	大手3丁目1 - 8	22 - 0950
(株)日刊県民福井	大手3丁目1 - 8	28 - 8613
(株)日本経済新聞社 福井支局	宝永4丁目3 - 5	22 - 3490
(株)福井新聞社	大和田 2 丁目 801	57 - 5110
福井テレビジョン放送(株)	問屋町3丁目410	21 - 2234
福井放送(株)	大和田 2 丁目 510	57 - 7802
(株)毎日新聞社	中央 3 丁目 3-21	24 - 0074
(株)読売新聞社	大手3丁目14 - 9	22 - 5220
福井ケーブルテレビ(株)	高木中央 2 丁目 2528	20 - 3377
福井エフエム放送(株)	御幸1丁目1 - 1	21 - 2100
福井街角放送(株)	田原 1 丁目13 - 6	20 - 1111
(株)北陸工業新聞社 福井支局	成和1丁目2105	24 - 7001

イ 報道機関に対する情報提供

必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに迅速かつ的確な報道について協力を得る。

報道機関から対策本部等への取材や情報提供は、プレスルームで行うものとする。

また、プレスルーム設置の際は、掲示板の設置により災害関連情報資料を常時閲覧できる体制を整備する。

ウ ポータルサイト・サーバー運営業者への協力要請

ポータルサイト・サーバー運営業者に対し、避難指示等に関する情報をサイトのトップページに掲載するなど、情報提供の協力を要請する。

エ 広報車による広報

災害の状況に応じて、必要地域へ広報車による広報を実施し、特に必要が認められる地域に対しては、重点的に広報を行う。

オ 広報紙等による広報

情報を被災者に的確に伝えるため、文字情報としての広報紙を作成、配布する。

(ア) 発行

平常時の紙面形態にこだわらず、広報紙の印刷発行を行うものとする。

(イ) 配布場所

通常の配布が困難である場合は、避難所等の被災者に情報を届けられる場所への配布と街頭での貼り出しを行う。また、ホームページ等への掲載や多言語情報発信アプリでの配信を行う。

(ウ) 配送手段

各避難所等への配送は、物資等の配送ルートを利用するとともに、ファクシミリ等の伝達手段も可能な限り活用する。

カ ホームページ等による広報

ホームページ、防災気象情報メール、SNS、Yahoo!防災速報(アプリ)、ファクシミリ、防災行政無線(防災情報自動応答装置)等による情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を行う。

キ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障がい者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図り、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等を可能な限り実施する。

2 広聴相談活動

災害時における被災者からの相談、要望、照会等や全国各地からの問い合わせ等に対応するため、速やかに広聴体制の確立を図るとともに、国、県等防災関係機関及び関係する各班等と連携を密にしながら広聴相談活動を実施する。

(1) 総合相談窓口等の設置

災害の状況により必要と認めたときは、被災者からの相談・要望等を受け付けるため、市役所内に総合相談窓口を設置するとともに、市の行う施策だけでなく、国、県等の他の機関による支援情報を総合的に収集し、住民に提供する。

(2) 巡回相談の実施

災害の状況により必要と認めたときは、職員による巡回相談(避難所等)を実施する。

(3) 専門家による相談窓口の紹介

災害の状況に応じ、法律問題、借地・借家問題、土地・建物の登記手続、減免等の税務相談、住宅の応急修繕など専門的な問題解決のため、専門家による相談窓口を紹介する。

(4) 相談窓口開設の周知

相談窓口を開設したときは、効果的な広報手段により開設の周知を積極的に行う。

第9節 避難及び避難所計画

風水害等の災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮した上で避難所を開設し、避難指示等の判断基準及び伝達マニュアルを基に、住民に対し避難に関する情報の周知徹底を図る。また、焼失等により住居を失った住民を保護収容するため、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

1 避難の指示等

(1) 避難に関する情報の種類と立ち退き避難が必要な住民に求める行動

種類	立ち退き避難が必要な住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する。 ・上記以外の者は、普段の行動を見合わせ始めることや、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く、予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所・指定避難所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。 ・予測される災害に対応した指定緊急避難場所・指定避難所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所・指定避難所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近くの安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として建物内の安全な場所への移動を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生 ・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

(2) 避難指示等と避難行動

避難指示等は、立ち退きを指示すると同時に、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものである。

避難指示等の対象とする避難行動については、避難所に移動することのみでなく、次の全ての行動とする。

ア 指定避難所への移動

イ (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)

ウ 近隣の高い建物等への移動

エ 建物内の安全な場所への待避

(3) 実施者

ア 高齢者等避難、避難指示等の発令は、原則として市長が行い、緊急を要する場合には、消防局長が代わってこれを行う事ができる。また、必要に応じて警察署に住民の避難誘導への協力を要請する。

イ 市長に事故がある場合、次の順位で、避難の指示等を行う。

副市長

危機管理監

ウ 市長以外に、関係法令等に基づく避難の指示等を行う者は次のとおり。

区 分	実 施 者	実施の基準
高齢者等避難	市 長 (災害対策基本法 56)	要配慮者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき 等 【土砂災害】 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、土砂災害の危険度分布が「警戒」となったとき 等
避難指示	市 長 (災害対策基本法 60)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が氾濫危険水位に到達したとき 等 ・堤防に異常漏水、浸食等の発見 等 【土砂災害】 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・近隣で土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)の発見 等 【高潮】 ・高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき
	県知事 (災害対策基本法 60)	市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

区 分	実 施 者	実施の基準
	県知事又はその命を受けた職員 (水防法 29) (地すべり等防止法 25)	洪水・高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法 61) (警察官職務執行法 4)	市長が避難のための立退き指示をすることができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等危険がある場合で特に急を要するとき。
	海上保安官 (災害対策基本法 61)	市長が避難のための立退き指示をすることができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94)	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保	市 長 (災害対策基本法 60)	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき 【水害】 ・氾濫発生情報、大雨特別警報(浸水害)が発表されたとき ・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき 等 【土砂災害】 ・大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認されたとき 等 【高潮】 ・異常な越波、越流が発生したとき 等
	県知事 (災害対策基本法 60)	市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法 61) (警察官職務執行法 4)	市長が避難のための立退き指示をすることができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災等危険がある場合で特に急を要するとき。
	海上保安官 (災害対策基本法 61)	市長が避難のための立退き指示をすることができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	自衛官 (自衛隊法第 94)	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

(4) 留意点

市は、気象情報や河川水位、土砂災害警戒情報等をもとに、時期を失することなく避難指示を発令する。

市は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するものとする。特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難場所を開設して住民に伝達する、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努める。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(5) 避難指示等の判断基準の見直し

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令を適切な時期に行えるよう、必要に応じ避難指示等の判断基準及び伝達マニュアルの見直しを行う。

(6) 避難指示の助言

市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、避難指示又は緊急安全確保の発令にあたり、避難情報の対象地域、判断時期等について必要に応じ助言を求めることができる。

(7) 避難の周知

ア 伝達内容

高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保を発令するときは、災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、受け手側である住民が生命に係る危険であることを直感的に認識する等、具体的に分かりやすい内容で、次の事項を明確に伝達する。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(ア) 発令日時

(イ) 避難対象区域

(ウ) 高齢者等避難、避難指示の区分

(エ) 避難を要する理由

(オ) 避難場所

(カ) 避難の経路(あるいは通行できない経路)

(キ) 住民のとるべき行動や注意事項

イ 伝達手段

防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ、ホームページ、防災気象情報メール、緊急速報メール及びＬアラート等、多様な伝達手段の整備の確保に努めるとともに、あらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに伝達する。

ウ 避難広報の要請

(ア) 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。

また、報道機関に対し、情報が迅速かつ確実に提供される情報提供体制の整備にも努める。

(イ) 県等

県、県警察本部、第八管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

(8) 避難指示等の解除

市長は、十分に安全性を確認したうえで避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

(9) 報告等

ア 県知事への報告

市長は、市が避難指示等を発令したとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示を行った旨の通知を受けたときは、速やかに県知事に報告する。

イ 関係機関への連絡

市長は、避難指示等を発令したとき又は解除したときは、必要に応じ、県の災害情報インターネットシステム等を活用し警察等の関係機関にその旨を連絡する。

ウ 市長に対する通知

警察官等は、避難の指示を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。

2 警戒区域等の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。

(1) 必要な措置

ア 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命じる。

イ 警戒区域を設定したときは、消防部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。

(2) 警察官等がこの職権を行う場合について

ア 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。

イ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長又はその委任を受けてその職権を行う吏員

が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。

ウ 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3 住民等の自主的な避難

(1) 避難の方法

住民は、普段から気象情報等に注意を払い、避難指示等が発令されていなくても身の危険を感じた際は、被害が発生又は拡大する前に自主的な避難に努めるものとする。

また、避難の際は、できる限り近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の支援等に心がけるものとする。

(2) 自治会避難場所の開設

住民等は、危険の切迫又は被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市指定の緊急避難場所への避難が困難な場合、自治会避難場所を開設することができるものとする。その場合は、危機管理班へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。

(3) 自主避難場所の開設

災害が予想されるなど、必要がある場合には、危機管理班は担当職員を派遣し、避難住民の受入れを行うため、市指定の緊急避難場所の中から自主避難場所を開設する。

4 避難誘導等が必要となる場合の避難

(1) 避難の方法

住民が避難する場合において、危険が伴う状況にあるときは、消防部、各警察署は、避難対象地域内住民等の安全な避難誘導に努める。

避難にあたっては、自治会を単位にあらかじめ指定された学校や公園等の避難場所に集団で避難するものとする。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

住民の避難誘導にあたり、都市計画班は、事前に安全な経路を選定し、道路管理者の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険箇所については表示や縄張りをするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難路等の要所に避難誘導員を配置する。なお、避難誘導にあたる際には、自らの安全を確保するものとする。

(3) 他の避難場所への再避難

浸水等で避難場所が危険と判断された場合は、他の安全な避難場所へ再避難させるとともに、報道機関に広報の要請を行うなど、移動先の周知に努める。

(4) 輸送車両や船艇等の利用

避難場所が遠方の場合、状況に応じて車両による避難を行う。

また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 要配慮者等への配慮

避難誘導を行うにあたっては、高齢者、乳幼児、病人、障がい者等に配慮するとともに、地元の自治会、自主防災組織等の協力を得て避難の支援を行う。

5 避難場所及び避難所の開設

風水害、地震、津波など災害の種類、規模によって使用できない施設を考慮し、避難所を開設する。

(1) 避難場所及び避難所開設の周知

市長は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

市長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係者に情報提供又は通報するものとする。

なお、市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに指定避難所を開設するよう努めるものとする。

(2) 開設の方法

危機管理班は、避難指示等の発令により避難所を開設する必要がある場合は、あらかじめ指定した避難所のうちからその災害の状況等に応じて、原則として公民館、小学校、中学校及び市指定の公共施設の順に選定し、直ちに担当職員を派遣して施設管理者（公民館長、学校長等）や地域住民の協力を得て開設する。

(3) 管理責任者の設置

避難所対応班は、避難所を開設したときは速やかに管理責任者を置く。

(4) 大量避難者への対応

避難所対応班は、避難所の収容人員を超えて避難者が参集していると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を収容するとともに、これに該当しない施設についても避難所として指定する。

(5) 避難状況等の報告

避難所の管理責任者は、下記の事項を危機管理班に報告する。

- ア 開設場所
- イ 開設日時
- ウ 周囲の被害状況
- エ 施設の状況
- オ 収容人数及び世帯数
- カ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況
- キ 給食の要否及び給食必要数
- ク 毛布等物資の要否及び必要数
- ケ その他必要事項

6 避難所の運営

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

避難所対応班は、自治会、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者、施設管理者（公民館長、学校長等）等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 自治組織の結成

避難所対応班は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者による自治組織の結成を促し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者自らが相互に助け合い自治的な運営を行えるよう支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に協力を求めるなど、地域全体で避難者を支える体制づくりに留意する。

ウ 女性の参画

避難所の運営における女性の参画を促し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

エ 避難所運営マニュアルの活用

避難所の開設及び良好な生活環境の確保を迅速に行うため、各地区において作成した避難所運営マニュアルを活用する。

(2) 避難者情報の把握

避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握はもとより、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等の情報の把握に努め、県への報告を行うものとする。

(3) 情報の提供

広報プロモーション班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

(4) 要配慮者等への配慮

要配慮者がいる場合には、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難生活で体調を崩さないように避難所において専用スペースの確保や福祉避難所への搬送等、速やかに適切な措置を講じる。

なお、必要に応じて、あらかじめ把握してある社会福祉施設や病院等に緊急一時入所や緊急入院のため搬送する等、保健師やホームヘルパー等による支援を行うよう努めるとともに、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

(5) 避難所における生活環境の整備

避難所における生活環境に注意を払い、食事の供与状況、トイレの設置状況を把握し、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て、入浴、洗濯、ゴミ処理、医師や看護師の巡回、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策など避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性

用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

女性活躍促進班は、避難所における女性や子ども等への配慮について、巡回、確認等を行い、生活環境の確保が図られるよう助言等行うものとする。

また、必要に応じ、家庭動物についても配慮する。

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(6) 健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、医療関係機関と協力して、巡回健康相談をできる限り早期に実施する。

また、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(7) 車中泊、テント泊等建物以外の場所に避難している被災者への配慮

避難所の周辺において車中泊、テント泊等建物以外の場所に避難している避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等を実施するほか、車中泊、テント泊等建物以外の場所での避難が長期にならないよう避難所への避難を促すよう努める。避難所への誘導が困難な場合は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。また、近隣において、大型の駐車場や空き地等を確保するよう努める。

(8) 感染症対策

被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理班と地域保健班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

7 避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活と施設の本来機能の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空室、民間賃貸住宅及び空き家等の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図り、避難所の早期閉鎖に努める。

8 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の協議等

市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 助言の要請

市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

(3) 国による協議等の代行

国は、市及び当該市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行うこととされている。

(4) 避難者の把握

市は、市外等に多数の避難者が発生した場合には、全国避難者情報システムなどを活用し、市外等避難者の把握に努めるとともに、市外等避難者に対する諸手続がスムーズに行われるような体制づくりに努める。

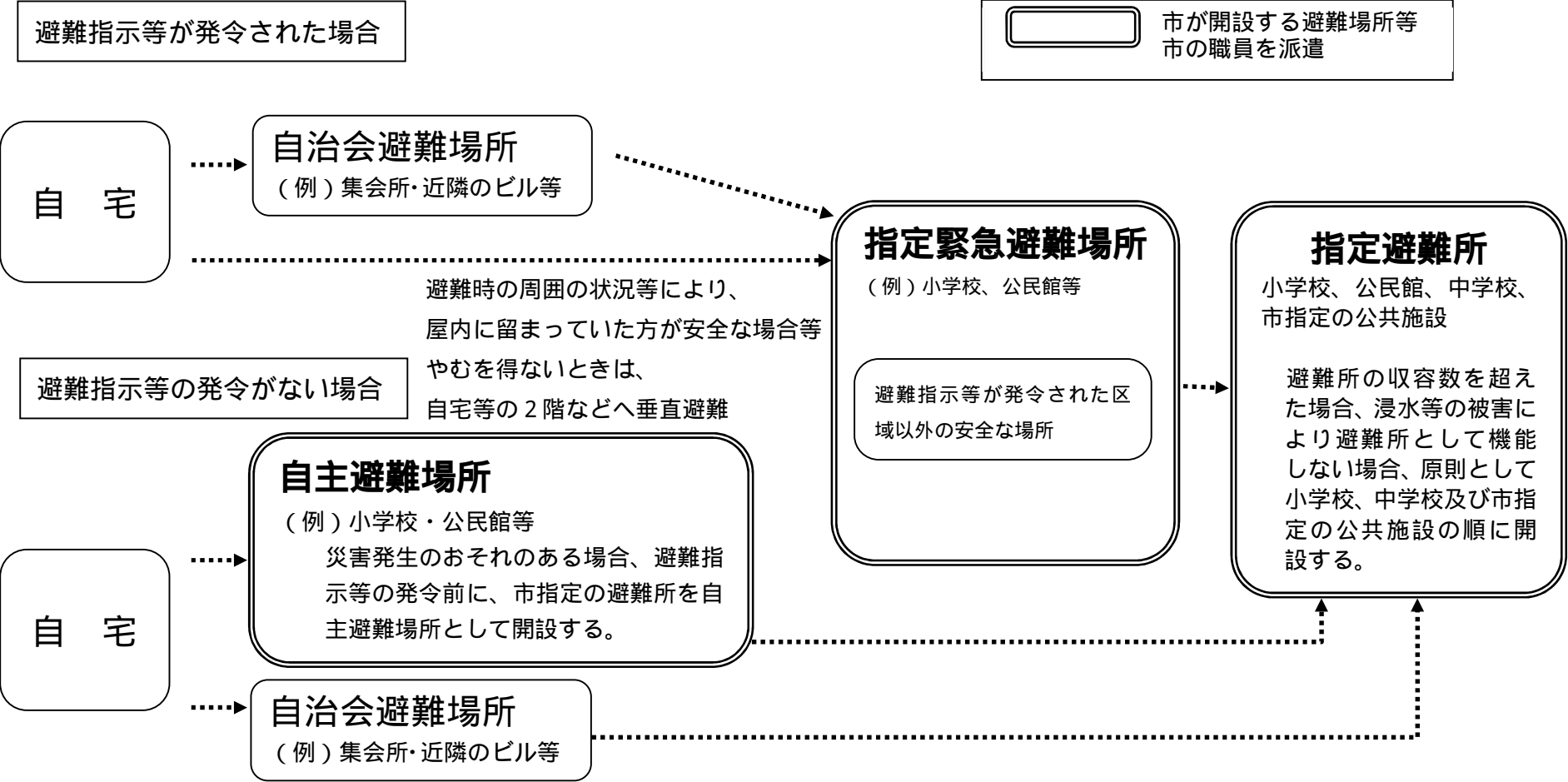
9 帰宅困難者対策

公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、協定締結施設に対し、帰宅困難者支援施設開設の要請を行ない、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

【帰宅困難者支援施設】

施設名	所在地	避難場所	備蓄倉庫	管理者
福井駅西口再開発ビル 「ハピリン」	中央1丁目2-1	3階多目的ホール	地下2階倉庫	ハピリン管理組合
福井春山合同庁舎	春山1丁目1-54	1階共用部分及び 8階の一部	庁舎内倉庫	北陸財務局 福井財務事務所
FUKUMACHI BLOCK	中央1丁目3-5	EAST BLOCK 1階屋 内広場及び2階の 一部 E棟2階共用ロビ ー及び共用多機能 便所	なし	FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合

表 3 - 9 - 1 避難場所等開設の流れ（風水害時）



第10節 被災者救出計画

大規模災害では、多数の要救出者が生じることが予想されるため、市及び関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努め、緊密な連携による救出活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

1 対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にあるものとする。

- ア 火災の際に火中に取り残された者
- イ 災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者
- ウ 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された者
- エ 雪崩、山崩れ等で下敷きになった者

2 陸上における救出

市は、消防団、警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出対策を実施する。

(1) 自主防災組織及び市民

自主防災組織及び市民は、消防団員等と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

(2) 市、警察等の応急対策

- ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を調達し、迅速に救助にあたる。
- イ 被災者の救出は、福井警察署・福井南警察署及び防災関係機関の協力を得て実施する。
- ウ 特に災害が甚大である場合又は上記の機関のみで救出できないときは県知事に対し、相互応援協定に基づいて近隣市町、県警察（機動隊）、自衛隊等の派遣要請を行う。
- エ 現場に出動した者は、危険箇所の監視又は警らを行い、傷病者及び生命の危険にひんしている者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。
- オ 災害の発生したところは、必要に応じて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出にあたる。

3 空からの救出活動

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市は、ヘリポートの適地をあらかじめ選定し、関係機関に要請し、機動的な空からの救出活動を実施する。

- ア 県防災ヘリコプター
- イ 県警察ヘリコプター
- ウ 自衛隊航空機

4 海上における救出活動

(1) 福井海上保安署

- ア 船舶に海難、人身事故等が発生したときは、速やかに捜索救助を行う。

- イ 海上火災発生時において消火及び救出活動を実施する。
- ウ 避難の指示の発令時において避難者の誘導及び海上輸送を行う。
- エ 海上漂流者の救出及び収容を行う。
- オ 船舶内における人命、負傷者、患者の救出及び収容を行う。

(2) 県警察本部

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、福井海上保安署、市町その他の関係機関と連携協力し、被災者救出の措置をとる。

第11節 交通規制計画

風水害等の災害時の交通混乱に対処し、応急対策の的確な実施を確保するため、交通規制措置等について定める。

区 分	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	1 .道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき 2 .道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 (4 6 条)
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	1 . 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2 .道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 .道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき	災害対策基本法 (7 6 条) 道路交通法 (4 ・ 5 ・ 6 条)

1 計画の基本方針

- (1) 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- (2) 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- (3) 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (5) 走行中の一般車両を避難路及び緊急交通路以外の道路又は路外へ誘導退去させ、避難路及び緊急交通路を確保するとともに、速やかに道路被災状況等を調査する。

2 交通規制の実施

警察は、大規模な風水害等の災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

(1) 被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車及び緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両を極力抑制する。

(2) 高速道路の通行禁止（被災直後）

高速道路にあっては、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

(3) 緊急交通路等の指定

ア 公安委員会は主要道路の被害調査結果に基づいて、災害対策基本法第76条の規定によ

り、区域又は道路の区間及び期間を定めて緊急交通路を指定する。

緊急交通路については、各検問所及びルート内主要交差点において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

また交通規制資機材を活用し、支線からの車両の流入を防止する。

(4) 緊急交通路等における車両等の措置

ア 緊急交通路等を走行中の一般車両については、直ちに同路線以外の道路又は路外へ誘導退去させるとともに、一般車両の緊急交通路の通行を禁止する。

イ 緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる物件がある場合、直ちに立退き・撤去の広報、指示を行う。

著しく妨害となる物件については、各警察署・道路管理者等が協力して排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、車両の移動を行うものとする。

(5) 交通規制の結果生じる滞留車両運転者及び同乗者の措置

交通規制の結果、車両が停滞し、その場で長時間停止することになった場合は、適切な迂回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講じる。

3 緊急通行車両の確認等

緊急通行車両の確認等の手続は、次により行うものとする。

(1) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両及び事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車のほか、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等確認標章及び証明書の交付等

県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」に基づき、緊急通行車両および規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

4 関係機関との協力・連携

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施するとともに、必要に応じ警備業者等に交通誘導の協力依頼を行うとともに、交通規制に必要な資機材の準備に努める。

5 市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

第12節 警備・保安計画

風水害等の発生時には、さまざまな社会的混乱及び道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、各警察署、福井海上保安署等の関係機関との緊密な連携のもとに、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し、被害状況を的確に把握することにより、住民等の生命、身体、財産の保護に努める。

1 福井県警察（各警察署）

災害発生時には、多数の死傷者や、火災、浸水、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需品の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する各警察署（以下「各警察署」という）は、「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、住民等の生命、身体、財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行うものとする。

（1）警察における警備活動

各警察署は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行うものとする。

ア 災害発生直前の対策

（ア）市等の関係機関に対する通報

各警察署は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、又は予想した場合は、県警察本部に通報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

（イ）要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、各警察署はこれに応じる。

（ウ）住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域住民に対し、避難のための立退きを指示するものとする。

（エ）災害未然防止活動

各警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防御措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

イ 災害発生直後の対策

（ア）指揮体制の確立

警察署長は、管内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、県警察本部に災害警備本部又は災害警備対策室が設置された場合には、署災害警備本部を、警察本部に災害警備連絡室又は災害警備準備室が設置された場合には、署情に応じて署災害警備連絡室又は署災害警備準備室を設置し、必要な体制を確立するものとする。

（イ）部隊の編成及び運用

各警察署は、署災害警備本部を設置したときは、署部隊を編成し、被害の状況等に応じて運用するものとする。

署災害警備本部長は、本部部隊又は他の署部隊の応援を必要と認めるときは、災

害警備本部長に報告して部隊の出動を要請するものとする。

ウ 警備活動の重点

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 被害の実態把握
- (ウ) 被災者の救出救助
- (エ) 住民の避難誘導
- (オ) 行方不明者相談への対応及び搜索
- (カ) 死体の検視又は調査及び身元確認
- (キ) 警戒区域等への立入制限
- (ク) 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制
- (ケ) 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙
- (コ) 現場広報
- (サ) その他必要な警察活動

(2) 道路交通対策

大規模な災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所及び迂回路の標示、交通情報の収集及び提供、車両の使用制限、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和及び被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行うものとする。

ア 交通規制の基本方針

- (ア) 被災地域での一般車両の走行及び被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (イ) 避難路及び緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (ウ) 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止又は制限する。
- (エ) 一般道についても、一般車両の通行を禁止又は制限するなどして住民の避難路及び緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

イ 交通規制の実施

道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ交通指導員等に交通誘導の協力依頼を行う。

ウ 交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

(3) 関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密に情報交換を行うとともに、それぞれの活動状況を互いに把握し、担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し、警備・保安活動及び災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

(4) 治安維持、犯罪防止対策

災害に乗じて発生する各種犯罪の防止や治安を維持するため、市防犯隊や市沿岸警備協力

隊等と連携、協力し、迅速で的確な災害応急活動を行う。

2 福井海上保安署

(1) 通信の確保、情報収集及び警報等の伝達に関する措置

ア 通信の確保

(ア) 巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。

(イ) 市対策本部へ必要に応じ、無線機等を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

イ 情報の収集

災害の発生が予想されるとき又は発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

ウ 警報等の伝達

(ア) 津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報及び安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

(イ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。

(ウ) 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報及び巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。

(エ) 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部及び関係機関へ通報する。

(2) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇及び航空機等によりその捜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ 海上における行方不明者の捜索及び遺体の収容並びに検視を行う。

オ 救助活動に関し、その規模が大であるため又は事態が急迫し必要と認めるときは、第八管区海上保安本部から自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

(3) 流出油等の防除

ア 大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

イ 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命じる。

ウ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合において、必要があると認められるときは、第八管区海上保安本部を介し、海上災害防止センターに防除措置を講じることを指示し、又は巡視船艇等により応急措置を講じるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関及び関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

- 防除対策推進のための組織体制の整備
- オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達
- 住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難勧告及び陸上交通規制等の措置

(4) 海上交通安全の確保

ア 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

ウ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

エ 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

オ 河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、当該管理者へ通報し、必要に応じて検測及び応急標識の設置等を要請することにより水路の安全を確保する。

カ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、敦賀海上保安部に通報し、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(5) 危険物の保安処置

ア 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

イ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

ウ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(6) 警戒区域の設定

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

(7) 治安の維持

ア 治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

イ 巡視船艇等により、警戒区域又は重要施設の周辺海域の警戒を行う。

(8) 関係機関等への支援活動

福井海上保安署は次に掲げる支援活動を行う。

ア 緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員及び必要な機材並びに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、又は必要性を認めたときは、巡視船艇及び航空機により緊急輸送を行う。

イ 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「第八管区海上保安本部に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事務取扱細則」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付又は譲与する。

無償での貸付又は譲与する場合

○ 無償貸付

災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品の貸付、又は災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具の貸付を行うとき

○ 譲与

生活必需品、医薬品、衛生材料その他の救じゅつ品を災害による被害者その他の者で応急救助を要するものに対し譲与するとき

ウ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲上において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供並びに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

(9) 関係機関との協力、連携体制

風水害等による海上災害に対処するため、福井海上保安署、市災害対策本部、警察、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行うものとする。

ア 市災害対策本部

(ア) 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を密接に行うものとする。

(イ) 港湾管理者及び漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内及び漁港区域内で流出油の防除及び航路障害物の除去等にあたる。

(ウ) 福井海上保安署の活動が、迅速かつ的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請するものとする。

(エ) 海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請するものとする。

イ 警察

(ア) 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

(イ) 油及び有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。

(ウ) 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難の指示及び避難誘導にあたる。

ウ 消防機関

(ア) 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

(イ) 初期消火、延焼の防止にあたっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。

(ウ) 負傷者の収容先医療機関の選定、後方医療施設への搬送、負傷者の救急措置を行う。

(エ) 流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限及び警戒にあたる。

(オ) 関係機関と連携し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

エ 自衛隊

(ア) 第八管区海上保安本部等からの要請に基づき、又は必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

(イ) 被災者の搜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

オ 日本赤十字社福井県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第13節 輸送計画

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要である。

そのため、緊急輸送道路の選定を行うとともに、救援物資等の集積場所等について計画を定める。

なお、物資等の受入れ、輸送については本節によるほか、「福井市災害時応援・受援計画」の定めるところによる。

1 事前避難実施時の避難者の輸送

水害等の災害による二次的な被害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、県、県警察、福井海上保安署並びに自衛隊との連携を強化して、車両、ヘリコプター、舟艇等により、住民等を安全な地域へ輸送するものとする。

2 輸送対象及び輸送手段

(1) 輸送対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等を最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、その輸送対象も被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

第1段階

- ア 事前避難実施時の避難者の輸送
- イ 重傷等の傷病人収容のための輸送
- ウ 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の輸送
- エ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資の輸送
- オ 被災者の避難のための輸送
- カ 緊急輸送道路確保のための緊急復旧要員及び資機材等の輸送
- キ 交通規制等に必要の人員及び物資の輸送

第2段階

- ア 飲料水供給のための輸送
- イ 食料供給のための輸送
- ウ 緊急を要する生活必需品供給のための輸送
- エ 遺体の搬送
- オ 災害応急対策要員及び救援用資機材の輸送

第3段階

- ア 生活必需品供給のための輸送
- イ 災害復旧対策要員及び復旧用資機材の輸送

(2) 輸送手段

ア 自動車輸送

(ア) 緊急輸送道路の指定

県が大規模災害発生時の交通規制計画によりあらかじめ指定している緊急交通路と整

合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

(イ) 指定緊急輸送道路の確保

交通情報の収集

災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や国・県等の道路管理者と県防災行政無線や市防災行政無線により行うものとする。

道路管理者の行う交通規制

道路管理者は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の措置を講じるとともに、県警察本部及び管轄警察署並びに他関係機関に速やかに連絡するものとする。

警察の行う交通規制

県公安委員会は、物資輸送等緊急通行車両の通行を確保するため、被災地域への流入車両等を抑制する必要がある場合には、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき交通規制を実施する。隣県との連携が必要な場合には、警察庁の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。

(ウ) 指定緊急輸送道路の啓開

指定緊急輸送道路啓開の実施体制

災害発生後、速やかに指定緊急輸送道路の調査を行い、通行可能な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能な指定緊急輸送道路については、緊急に障害物等を除去するよう努めるものとする。

情報収集

建設部及び国、県等の関係機関は、指定緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。

また、必要に応じて災害時に(一般)福井地区建設業会や(一般)福井県タクシー協会福井支部、個人タクシー協同組合、嶺北個人タクシー協同組合に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

○ 調査・点検内容

- ・擁壁又は法面の崩壊、落石
- ・橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下又は崩壊路面陥没、水没等
- ・標識類、照明、電柱、電線等の倒壊又は落下
- ・道路沿いの建築物、工作物の倒壊又は落下
- ・街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・放置車両
- ・その他

道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は平常時に使用する業務用資機材によるほか、(一般)福井地区建設業会等の協力により資機材を確保する。また、道路を確保するため、必要な場合は市が所有

する除雪車等の活用を考慮する。

(エ) 輸送車両等の確保

輸送車両等の確保

市で行う輸送は、原則として各対策部で所有する車両を使用し、不足が生じる場合は、施設活用推進班所有の車両を使用する。

上記の方法によりなお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにして、県危機管理課（県災害対策本部）に対し、当該用務で使用する緊急通行車両等の調達のあつせんを要請する。

（要請事項）

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集積場所及び日時
- ・ その他必要事項

なお、必要に応じトラック等の車両については、指定公共機関である日本通運(株)福井支店や（一社）福井県トラック協会に借り上げ（運転手付き車両）を要請する。また、レンタカー等の活用を考慮する。

また、被災者等の輸送については、指定地方公共機関である福井鉄道(株)並びに京福バス(株)にバス等の借り上げ（運転手付き車両）を要請する。

借り上げ等の要請先

借り上げ要請先	所在地	電話	防災行政無線
日本通運(株)金沢支店福井事業所	重立町 22-1	36-5555	933
京福バス(株)	日之出 5-3-30	57-7700	937
福井鉄道(株)福井バス営業所	主計中町 9-11-2	38-7500	936
（一社）福井県トラック協会	別所町 17 - 18 - 1	34-1713	934

運用方法

災害対策本部や各対策部等からの配車請求について、施設活用推進班は所有する車両や借り上げた車両で対応する。なお、配分や料金等の負担については次に定めるところによる。

・ 配車請求

車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引き渡し場所等を明示のうえ、施設活用推進班に請求する。

・ 配車

施設活用推進班は、必要車両を調達し、請求した災害対策本部や各対策部等に引き渡す。

・ 借り上げ料金等

借り上げに要する費用は、市が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

緊急通行車両等の確認申出手続等

- ・ 緊急通行車両等の確認の申出及び標章の掲示等

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両は次により緊急通行車両確認証明書（以下「証明書」という。）及び標章の交付を受けるものとする。

- ・ 緊急通行車両の確認の申出を行い、証明書及び標章の事前交付を受けている車については、緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携行する。
- ・ 証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

なお、当該車両が緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

- ・ 施設活用推進班が借り上げ等で調達した車両については、施設活用推進班が緊急通行車両確認申出書により県警本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

なお、当該車両が緊急交通路を通行する際には、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書を携帯する。

イ 船艇による海上輸送

（ア）海上輸送路の確保

災害時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い福井港区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付ける。

ウ 航空機等による空路輸送

（ア）ヘリポート

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポート等を確保する。

（イ）管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や大阪航空局小松空港事務所、各輸送実施機関と協議して行うものとする。

エ 燃料の確保

契約班は、車両等の燃料について、市指定の供給業者に対して燃料の供給を要請するものとするが、確保が困難な場合は、県知事や関係団体に対して協力を要請し確保するものとする。

オ 物資搬送の協力要請

災害状況に応じ、ボート、舟艇、特殊車両を有する警察、自衛隊等に物資搬送の協力を要請する。

3 救援物資等の集積・配送拠点等

(1) 集積・配送拠点等の設定

他都市からの救援物資の受入れや調達した物資等の集約、各地域への配送仕分け等を行うための集積・配送拠点として表3-13-1及び表3-13-2の場所を設定し、必要な救援物資を迅速に避難所等に供給する。

表3-13-1 (市施設)

施設の名 称	所 在 地	電話番号	防災行政無線番号
防災ステーション	土橋町 3-80-1	20-5161	340
東体育館	東郷二ヶ町 6-6-1	41-4040	555
西体育館(代替拠点)	飯塚町 10-8	33-1414	
南体育館(代替拠点)	下筋生田町 33-1	41-4420	
北体育館(代替拠点)	天池町 5-65	56-3771	

表3-13-2 (協定締結事業者)

事 業 者 名	所 在 地	電話番号	防災行政無線番号
佐川急便(株)	今市町 64-7-1	38-5673	
ヤマト運輸(株)	間山町 3-60	52-2413	

ヤマト運輸(株)については、配送業務のみ

(2) 救援物資等の避難所への配送

ア 救援物資等の対応専門係の設置

救援物資の受付、配送等の対応業務を総合的に行うため、施設活用推進班、納税班、農政企画班、市民税班等の職員からなる専門係を市役所内に設け、福井市災害時応援・受援計画等をもとに業務を行う。

(業務内容)

(ア) 救援物資の受付

(イ) 救援物資の集積状況の把握

(ウ) 救援物資の配送指示

(エ) 集積、配送状況等の情報の提供

(オ) 救援物資配送計画の作成

(カ) 食料、生活必需品等の調達

(キ) 輸送車両等の配車指示、借り上げ等

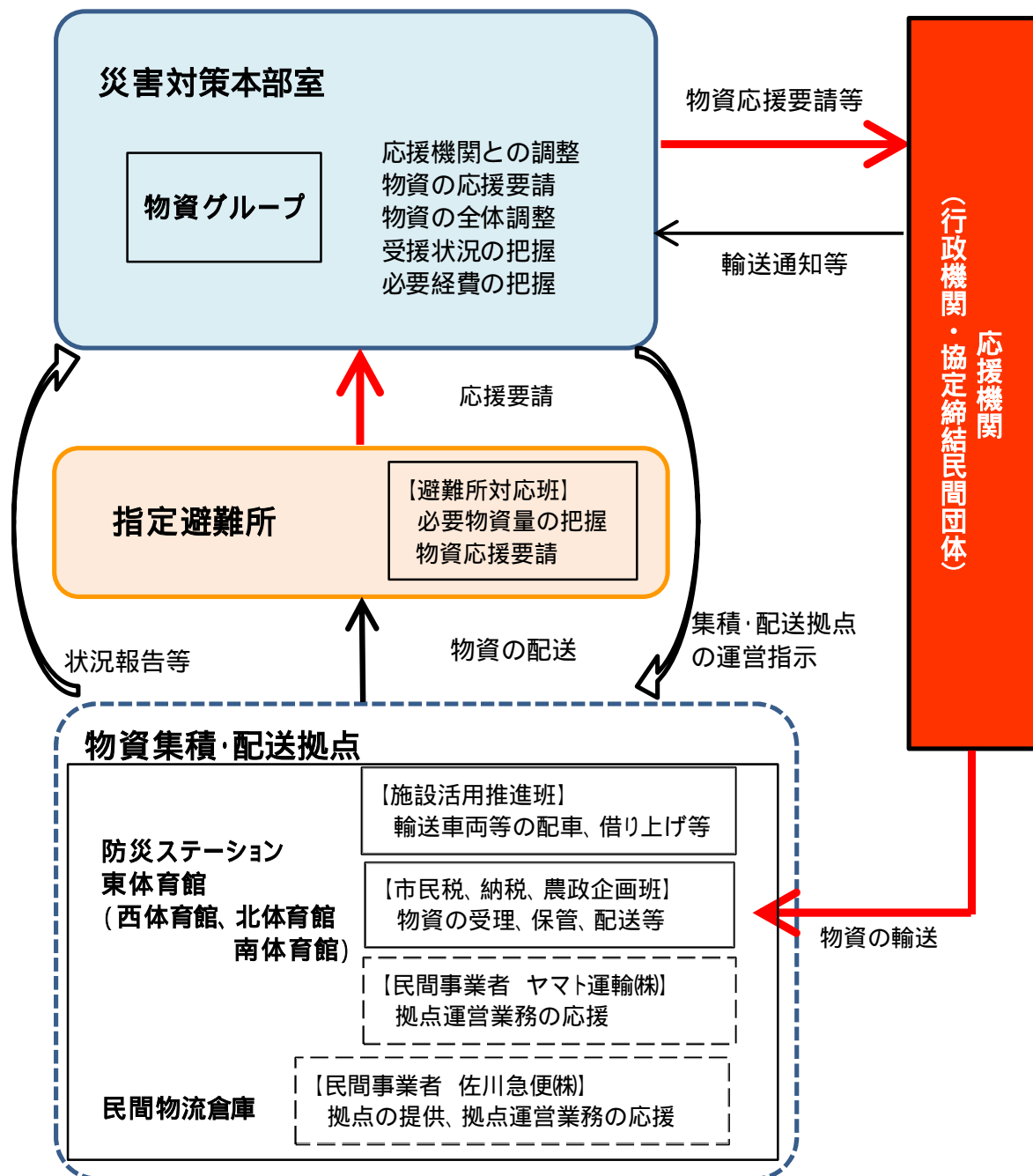
イ 集積・配送拠点への人員配備

集積拠点等へは、施設活用推進班、納税班、農政企画班、市民税班で構成する職員を管理・情報要員として派遣し、集積や仕分け、指示、輸送車両等の配車指示などの業務にあたる。

なお、集積や仕分け等の人員については、各対策部等への動員要請やボランティアの協力による。

配送システムについて図3-13-2に示す。

図3-13-2 救援物資等の各避難所への配送システム図



第14節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策活動従事者に対する食料の調達、炊き出し、供給等を迅速かつ的確に実施するため、食料供給体制等について定める。

1 食料の供給体制

(1) 食料供給の対象者

- ア 応急収容施設（指定避難所等）に収容された者であること
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等のため、食料の確保ができない者
- ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者
- エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
- カ 床下浸水ではあるが自宅において自炊不可能な者
- キ 救出作業、応急復旧作業に従事する者

(2) 食料の種類

- ア 主食は、握り飯、弁当、パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん）、飯缶、クラッカー、乾パンとする。また、幼児用のミルク・牛乳等の給与や高齢者用の食事についても配慮する。
- イ 副食は、漬物、佃煮、缶詰、野菜等で食器を要しないものとする。

2 食料の調達

農政企画班、中央卸売市場班は、被害状況を把握し、財政班と調整のうえ食料の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する食料の調達を行う。

(1) 備蓄食料の活用

災害発生時においては、交通機関等の混乱も予想されることから、農政企画班、納税班は備蓄している食料等から供給を行う。

(2) 流通業者等による調達

災害の規模や流通状況に応じ、農政企画班の要請により契約班は卸売業者や小売販売業者等から食料品を調達する。

(3) 県又は他市町との応援要請による調達

市において食料の調達が困難な場合は、農政企画班、中央卸売市場班は、対策本部に対して県又は応援協定締結市町等に調達・供給を要請する。

(4) 個人、企業等からの義援物資受け入れ

個人、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物及び受入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関等を通じて公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するよう努めるものとする。

3 食料の輸送

(1) 備蓄食料

備蓄食料の輸送は、農政企画班、中央卸売市場班の要請により施設活用推進班が準備する

車両等で納税班が行うものとするが、必要により、日本通運(株)福井支店、(一社)福井県トラック協会等に協力要請を行い、輸送を実施する。(第3章第13節「輸送計画」参照)

(2) 流通食料

流通食料の輸送は、原則として、調達を要請された関係機関及び流通業者が、指示された指定避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町への要請

ア 農政企画班、中央卸売市場班は、県及び応援協定締結市町等への応援が必要な場合、対策本部に対して、集積場等を指定して輸送の応援を要請する。(第3章第2節「応援要請計画」参照)

イ 食料の提供を受けた場合、農政企画班、市民税班は集積場の管理を行い、納税班は、指定避難所への食料の輸送を行う。

4 食料の配付

(1) 農政企画班、納税班は、避難所対応班等の要請に基づいて、必要数量の把握を行い、総合的な供給計画を作成する。

(2) 農政企画班が調達した食料は、避難所対応班が自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難者に配付することとし、配付は原則として、指定避難所において行う。

なお、配付にあたっては、高齢者等の要配慮者への優先的な配付を考慮する。

(3) 避難所対応班は、避難者数を正確に把握し、配付にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努めるものとする。

(4) 在宅の高齢者や障がい者等で、指定避難所に出向くことの困難な者に対しては、各地区の避難所対応班、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等が協力しながら巡回配付に努める。

(5) 交通及び通信途絶により孤立状態にある被災者に対しても円滑な食料の配布に十分配慮するものとする。

5 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 農政企画班、保健給食班は、調整のうえ、自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。なお、学校においては、学校給食再開までは学校調理員も炊き出しに従事し、学校給食再開後は調理指導等の支援を行う。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し、自衛隊及び日本赤十字社福井県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

(2) 炊き出し場所等

ア 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター(学校給食再開まで)とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。

イ 炊き出し用具等が不足する場合は、農政企画班、保健給食班は対策本部に対して、人員、

器具、数量、期間、集積場所等を明示して県及び応援協定締結市町等に応援を要請するものとする。

6 炊き出し等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の炊き出し等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

農政企画班は、次の関係帳簿等を整備し、適時対策本部に報告するものとする。

- (1) 食料品の現品給与簿
- (2) 購入代金等支払証拠書類
- (3) 炊き出し等受給者名簿
- (4) 炊き出しその他による食品給与用物品受払簿
- (5) 炊き出し用品借用簿
- (6) 炊き出し協力者、ボランティア等名簿
- (7) 炊き出し日報

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、炊き出しその他食料の給与の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用する。

第15節 生活必需品供給計画

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・日用品・燃料等の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して、日常生活に最低限必要な生活必需品を供給するため、生活必需品等供給体制について定める。

1 生活必需品供給の対象者

- (1) 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

2 生活必需品等の種類

生活必需品の品目は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝 具 タオルケット・毛布・布団等
- (2) 被 服 肌着（下着類）・普通着・子ども服等
- (3) 身の廻り品 タオル・手拭い・靴下・サンダル・傘等
- (4) 炊事道具 鍋・釜・包丁・茶碗・皿・箸等
- (5) 日用品 石鹸・チリ紙・歯ブラシ・歯磨き粉等
- (6) 光熱材料 マッチ・ローソク・プロパンガス・灯油等
- (7) その他 紙おむつ・生理用品・洗濯バサミ・ハンガー等

3 生活必需品等の調達

契約班、中央卸売市場班は、被害状況を把握し、財政班との調整のうえ物資の購入及び供給計画を作成し、被災者等に対する生活必需品の調達を行う。

(1) 備蓄品の活用

契約班、中央卸売市場班は、災害発生時に生活必需品の供給が必要な場合は、備蓄在庫から供給を行う。

（第2章第17節「災害備蓄計画」参照）

(2) 流通業者等による調達

災害の規模や流通状況に応じ、契約班、中央卸売市場班は、卸売業者や小売販売業者等から生活必需品を調達する。

(3) 県又は他市町との応援要請

市独自で調達が困難な場合は、契約班、中央卸売市場班は、対策本部に対して県又は応援協定締結市町等に調達・供給を要請する。

（第3章第2節「応援要請計画」参照）

(4) 個人、企業等からの義援物資受け入れ

個人、企業等からの義援物資について、受入れを希望する物及び受入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を災害対策本部並びに報道機関等を通じて公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するよう努めるものとする。

(5) 調達の際の留意事項

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災状況を考慮するものとする。

4 生活必需品等の輸送

(1) 備蓄品

市の備蓄する生活必需品の輸送は、契約班、中央卸売市場班の要請により施設活用推進班が準備する車両等で納税班が行うものとするが、状況に応じて日本通運(株)福井支店、(一社)福井県トラック協会等に協力要請を行い、輸送を実施する。(第3章第13節「輸送計画」参照)

(2) 流通品

流通業者による生活必需品の輸送は、原則として、調達を要請された流通業者が指示された指定避難所等に輸送を行う。

(3) 県・他市町等への要請

ア 契約班、中央卸売市場班は、県及び応援協定締結市町等への応援が必要と認めるときは、対策本部に対して、集積場等を指定して生活必需品の提供を要請する。(第3章第2節「応援要請計画」参照)

イ 県等から生活必需品の提供を受けた場合、市民税班は集積場の管理を行うとともに、集積場から避難所への生活必需品の輸送を納税班に要請する。

5 生活必需品等の配布

(1) 契約班、中央卸売市場班は、避難所対応班等の要請に基づいて、供給計画により配布する。

(2) 契約班、中央卸売市場班は、各地区避難所対応班と連携のうえ、自治会、自主防災組織、ボランティア等と協力して生活必需品を配布する。配布場所は、原則として、指定避難所とする。

(3) 契約班、中央卸売市場班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努めるものとする。

なお、配布にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者へ優先的に配布する。

(4) 在宅の高齢者・障がい者等で、指定避難所に出向くことの困難な者に対しては、各地区避難所対応班、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努めるものとする。

(5) 交通及び通信途絶により孤立状態にある被災者に対しても円滑な生活必需品の配布に十分配慮するものとする。

6 生活必需品等の費用及び期間等

災害救助法が適用されない場合の生活必需品等の費用及び期間等は、災害救助法に準じ、災害の規模等を考慮してその都度定めるものとする。

7 関係帳簿等の整備

契約班、中央卸売市場班は、次の関係帳簿等を整備し、適時対策本部に報告する。

- (1) 供給実施記録 (日計票)
- (2) 被服・寝具等受払簿
- (3) 物資の給与状況
- (4) 物資受領書
- (5) 物資調達・支払証拠書類

8 災害救助法の基準等

災害救助法が適用された場合、生活必需品等の給与（貸与）の対象となる者、基準額、期間等は、災害救助法施行細則別表に定める基準等を適用する。

第16節 給水計画

災害時において飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

応急給水にあたっては、緊急を要する医療機関、被災者の収容先等、優先順位を明確にし、衛生対策、要配慮者に十分配慮し、被害状況に応じた適切な給水方法による飲料水・生活水等の給水計画を定める。

1 目標水準

被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活水へと時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。

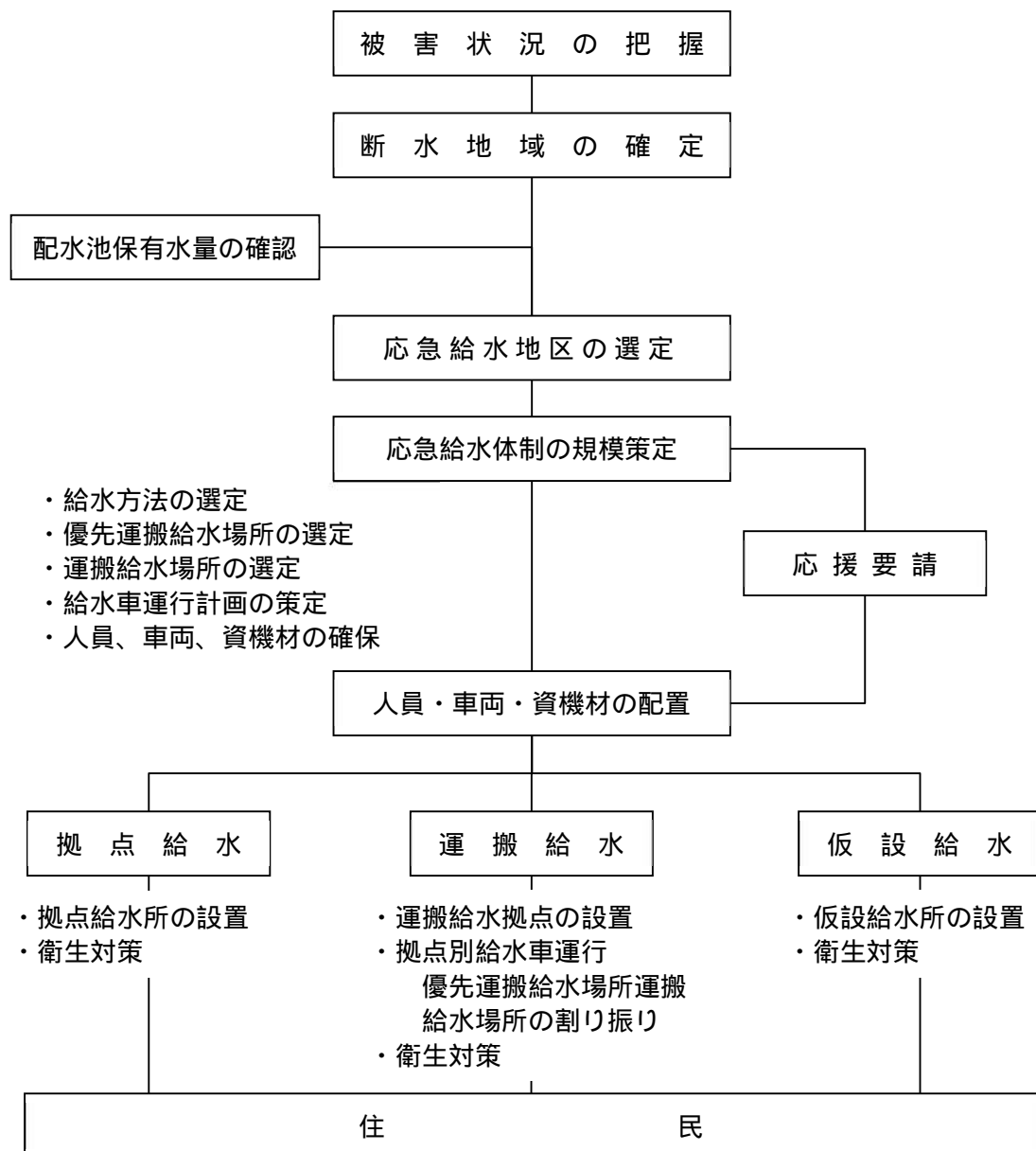
そのため、被災者1人あたりの応急給水量は、地震後3日以内(第1段階)は1人1日3リットル、その後10日以内(第2段階)は1人1日20リットル、更に21日以内(第3段階)は1人1日100リットル、最終的に28日以内(第4段階)は概ね被災前給水量の確保と、段階的に目標水準を定める。給水方法としては、拠点給水、運搬給水、仮設給水により、地区別に適切な方法を選定し、効率的に給水する。

また、段階の経過とともに、復旧の進捗状況にも応じ、柔軟に給水方法の転換、継続、組合せを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り、目標水量の給水を行う。

災害発生					3日	10日	21日	28日
段 階	第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階		第 4 段階	
目 標 水 量	3 リットル / 人・日		2 0 リットル / 人・日		1 0 0 リットル / 人・日		被災前給水量	
主 用 途	生命維持に 必要な飲料水		炊事、洗面等の 最低生活用水		生活用水の確保		被災前給水量の確 保	
給 水 方 法	拠点給水 運搬給水		仮設給水所 拠点・運搬給水		仮設給水所の増設		各戸 1 給水栓	

応急給水の目標水準

2 応急給水のフロー



応急給水のフロー図

3 給水方法

被害状況に応じ、被災地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水により効率的に給水する。

給水方法

給水種類	内 容
拠点給水	非常用（飲料水）貯水装置設置施設に仮設給水栓を設置して給水する 備蓄ペットボトル水を配布する
運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、車両により飲料水を被災地に輸送し、給水する
仮設給水	復旧した配水管に仮設給水栓を設置して給水する 簡易水槽を配置した応急給水により給水する

(1) 拠点給水

非常用(飲料水)貯水装置(45m³・36m³・26m³・16m³)設置施設43施設に給水施設を設け拠点給水所とし、被災者に給水を行う。なお、非常用貯水装置を設置できない15箇所については、ペットボトル水の備蓄を行い、被災者に配布する。

(2) 運搬給水

水道管路班保有の給水車だけでは対応不可能なため、被災状況に応じ、速やかに必要車両、人員の応援を要請する。

各運搬給水拠点に人員、車両、応急給水用資機材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

ア 運搬給水拠点の設置

配水施設の内、3施設を運搬給水の拠点とする。給水地区、給水車の運行計画は被害状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

イ 優先運搬給水場所

人命に関わる医療施設を最優先とし、福祉施設及び被災者の収容先となる指定避難所を優先給水場所とする。

ウ 運搬給水場所

道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が安全に給水を受けられるよう、できるだけスペースに余裕のある地点(公園、広場など)を運搬給水場所として指定する。

運搬給水は、公民館区別での給水を目途とするが、給水体制の整備、復旧の進捗状況によっては、更に小さい間隔で給水する。

(3) 仮設給水

応急復旧の進捗状況に応じ、復旧した配水管の消火栓に仮設給水栓を設置して給水する仮設給水所を設ける。

4 応急給水用資機材の確保

水道管路班が保有している応急給水用資機材では不十分な場合、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急給水用資機材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

水質の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで給水する。

6 応援要請

(第3章第22節「公共施設等災害応急対策計画」参照)

第17節 救急救助・医療救護応急計画

市は、救急・救助活動について関係機関と緊密な連絡のもと、迅速適切な活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命、救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的、物的資源を優先的に配分するものとする。

また、福井市医師会、福井市歯科医師会、医療機関及び医療関係団体と緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む）救護について定める。

1 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な救急救助活動や医療を提供するため、消防部や地域保健班、健康管理センター班は、関係機関等から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 医療機関の被害状況
- (3) 負傷者等の状況
- (4) 診療（施設）機能の稼働状況
（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼働状況及び稼働見込み）
- (5) 医療従事者の確保状況
- (6) 医療資器材等の需給状況

2 救急救助

(1) 救急救助活動

多くの救急救助事象が発生することが予想されることから、事故内容から判断して住民等の生命を守るため、緊急性があり効果が大である事象を選択して実施する。

(2) 消防署所における救護活動

災害発生時において、火災を始め建築物の倒壊等により広域的に多くの救急・救助事象の発生が予想されることから、消防署所を応急救護所として活用する。

(3) 集団救急事象による救護活動

多数の負傷者が発生している災害現場においては、仮設テント等を利用して現地応急救護所を開設し、医師又は救急救命士の指示によりトリアージ及び応急処置活動を行い、医療機関に搬送する。

3 救護所等の設置

- (1) 健康管理センター班は、被災状況に応じて指定避難所に救護所を設置し、救護班を配置する。
- (2) 健康管理センター班は、災害状況に応じて健康管理センターに救護センターを設置し、救護班を配置する。

4 医療救護活動

健康管理センター班は、風水害等による被害の発生状況に応じ、福井市医師会、福井市歯科医師会、医療関係団体及び後方支援病院等の協力を得て、救護所、救護センター及び後方支援

病院等において医療救護活動を行う。また、地域保健班は、後方支援病院となる災害拠点病院、地域災害支援病院及びその他の施設に対して活動要請を行う。

(1) 救護所の医療救護活動

- ア トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施
- イ 診断
- ウ 応急処置
- エ 災害拠点病院及び地域災害支援病院等への搬送手配
- オ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談
- カ 医療救護活動の記録
- キ 健康管理センター班へ医療救護活動状況報告

(2) 救護センターの医療救護活動

- ア 救護所及び医療機関等の情報収集及び情報提供
- イ 歯科医療
- ウ 歯科医療機関への搬送手配
- エ 精神科医師等によるメンタルヘルスケア及び精神科患者の治療
- オ 精神科医療機関への搬送手配
- カ 医療救護活動の記録及び健康管理センター班への医療救護活動状況報告
- キ 状況に応じて避難所への巡回診療及び相談

(3) 後方支援病院における医療救護活動

ア 災害拠点病院

- (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ
- (イ) 地域災害支援病院からの患者の受入れ

イ 地域災害支援病院

地域災害支援病院は、救護所及び救護センター等の後方支援病院として、主に以下の医療救護活動を行う。

- (ア) 救護所及び救護センターからの患者の受入れ
- (イ) 災害拠点病院への患者の搬送

ウ 災害拠点病院と地域災害支援病院は相互に連携を図り、災害時における患者の受入れに際して協力を行う。

5 患者等の搬送

地域保健班及び消防部は、県、福井市医師会、医療機関及び関係医療団体等の協力を得て、搬送計画に基づく搬送体制を確保する。

6 医療資器材等の調達

(1) 地域保健班及び健康管理センター班は、医療器具及び医薬品については、福井市医師会との協定並びに医薬品業者団体及び医療器具団体等との協議に基づき、救護所及び救護センターへ、速やかに供給する体制を確保する。

(2) 地域保健班は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社福井県支部へ供給を要請する。

7 県等に対する応援要請

地域保健班は、災害の発生状況に応じ、被災が著しく、市だけでは対応が困難な場合、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）等救護班の派遣、患者の搬送、医療資機材の調達等を要請する。さらに、近隣市町内の病院・診療所等についても、病人等の収容・保護及び負傷者等の医療・助産救助等を依頼する。

また、災害救助法の適用時には、医療又は助産を行うため、県は災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請し、災害医療アドバイザー、災害医療コーディネーターを必要に応じ配置し、各関係機関との連携やDMAT等救護班の派遣、患者搬送の調整を行う。

8 医療関係ボランティアの要請

福祉政策班及び地域保健班は、福井市社会福祉協議会及び赤十字奉仕団等の協力を得て、医療関係ボランティアの正確な把握に努め、救護所等における医療救護活動の救援に際しボランティアの支援を要請する。また、地域の医療経験者等の人材の確保や要請に努めるものとする。

9 医療機関の災害時の対応

- （１）医療機関は、災害時において医療救護活動を可能な限り早く行うこととし、あらかじめ策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動を行う。
- （２）医療機関は、地域保健班の要請に基づき、後方支援病院として医療救護活動を行う。

10 惨事ストレス対策

- （１）救急・救助活動を実施する各機関は、職員等のストレス対策の実施に努める。
- （２）市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医及び臨床心理士等の専門家の派遣を要請するものとする。
- （３）県は、被災市町から要請があったとき、又は必要と認めたとき、被災者及び救護者のこころのケアのため、精神科医師、看護師、精神保健福祉士等による災害派遣精神医療チーム（DPAT）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療及び精神保健活動にあたる。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

第18節 防疫及び保健衛生計画

市は、災害時において、生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又はそのおそれがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延の防止に努める。

1 被害状況等の把握

地域保健班及び健康管理センター班は、災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、被災地内の救護所及び各指定避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 被災地の交通機関の被害状況
- (2) 指定避難所の設置及び収容状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫保健衛生資器材等の需給状況
- (5) 食品及び食品関連施設の被害状況
- (6) 集団給食施設の被害状況

2 保健衛生対策

生活環境の悪化による被災者の健康状態の変化に対応するため、健康管理センター班は地域保健班と協力し、指定避難所等の適切な衛生状態の維持に努めるとともに、被災者の健康状態を把握し、被災者が健康な生活を送れるよう心のケアを含めた対策を支援する。

(1) 巡回保健チームによる健康相談等の実施

ア 健康管理センター班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とし、必要に応じて医師、栄養士、精神保健福祉相談員等による巡回保健チームを編成し、被災地区の指定避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談、保健指導等を行うとともに指定避難所等の衛生維持に努める。

イ 健康管理センター班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を立てる。

(2) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談にあたっては、被災者の健康の確保を図るため、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り被災者に対し適切な処遇を行う。

ア 要介護者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等に対する保健指導

ウ インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

(3) 避難所等の衛生指導

指定避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

- ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気等の環境
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、トイレ等の清掃
- キ プライバシーの保護

3 防疫活動実施体制

被災地の生活環境悪化による、感染症発生予防、被災者の健康調査、健康診断の実施及び感染症発生時の対応及び防疫対策等まん延防止に努める。

(1) 防疫活動

地域保健班は健康管理センター班と協力し、感染症発生を防止するため、災害規模に応じ、迅速に防疫活動を実施する。

- ア 消毒用薬剤等の配付
- イ 情報紙の発行等による感染症発生予防に関する知識の啓発
- ウ 感染症予防のための衛生指導

(2) 県等に対する支援要請

地域保健班は、災害の発生状況に応じ、市のみで対応が困難な場合、本部長に対し、県及び応援協定締結市町等に対する支援要請の依頼を行うものとする。

(3) 感染症発生予防対策

地域保健班は、感染症の発生を未然に防止するため、浸水地区その他衛生状態の悪い地域の自治会等に対し、次亜塩素酸ナトリウム及び塩化ベンザルコニウム等の薬剤を配布する。

(4) 感染症発生時の対応

ア 感染症発生時の入院手続

地域保健班は、感染症患者が発生した場合は、必要に応じて速やかに市の医療機関に入院等の調整を行い、交通途絶等の理由により収容困難の場合は、災害を逸れた協定締結市町等各関係機関と連携をとりながら対応する。

- イ 濃厚接触者の検病調査、健康診断、検便等の実施
- ウ 患家の台所、トイレ、排水溝等の消毒
- エ 防疫対策等の実施

地域保健班は、感染症のまん延防止のため、速やかに消毒が必要な地域を把握し、消毒作業等必要な防疫対策を講じる。

4 飲料水及び食品衛生確保対策

被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する健康被害を防止するため必要と認めたときは、生活衛生班、健康管理センター班、水道管路班は、次の諸活動を行う。

(1) 緊急食品（援助物資を含む）の安全確保

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

緊急食品の保管場所、輸送方法及び保存期間等について把握し、監視指導を行う。

また、被災地域への弁当等緊急食品の調達・確保計画に基づき、食品調理施設に対して、監視・指導を実施する。

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地への炊き出し施設の把握と衛生指導を実施し、特に仮設の炊き出し施設については、原料の調達、保管、調理について指導する。

(2) 営業施設及び給食施設等の指導監視

ア 食品営業施設、給食施設、食品保管施設及びその他の食品関連被災施設に対して、被災状況を確認する。

イ 冠水食品や火災食品等の廃棄などの指導を行う。

ウ 機能損失食品（冷凍、冷蔵食品の保管維持損失など）の監視指導を行い、適正に措置する。

エ 施設内及び器具機材の消毒や手洗いの励行等の指導を行う。

オ 被災により直ちに営業等ができない施設については、補修箇所の指摘及び被災した調理器具等の消毒を指導し、速やかに営業を再開できるよう協力する。

カ 仮設店舗等の衛生指導を行う。

(3) 飲料水の衛生確保

ア 水道管路班と協力して飲料水の使用状況を把握する。

イ 飲料水の衛生指導

（ア）給水車により給水を受けている住民に対する受水容器や保管場所、保管期間等の衛生指導を行う。

（イ）やむを得ず井戸水を飲料水に使用する場合、その住民に対し水質の安全確保について指導する。

（ウ）健康被害を引き起こす物質が井戸周辺に流出した場合は、直ちに住民に周知し、飲料水として使用しないように指導する。

（エ）貯水槽の衛生指導を行う。

(4) 広域応援の要請

被災が著しく、食品衛生確保の対策が市だけでは体制の確保ができない場合は、国、県、応援協定市町に応援を要請する。

5 栄養指導対策

地域保健班、健康管理センター班は、被災者の栄養確保と自立支援を図るため次の活動を行う。

なお、災害の状況により必要と認めたときは、被災者の栄養指導を行う。

栄養指導班の編成にあたっては、被災地区の規模、状況により必要に応じて福井県栄養士会等の各種関連団体に支援を要請する。

(1) 炊き出しの栄養管理指導

ア 市が設置した炊き出し実施現場へ栄養士が巡回し、炊き出し内容等の調整及び給食管理

指導を行う。

イ 給食業者への食事内容の指導を実施する。

(2) 栄養相談の実施

ア 指定避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

イ 高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法を相談する。

ウ 難病患者の健康維持のため、食品や低エネルギー食、アレルギー除去食、低塩分食、低タンパク米等の特別用途食品の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を実施する。

(3) 集団給食施設への指導

状況を調査し、給食施設や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように指導する。

6 被災動物等の保護及び収容

飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから、生活衛生班は、県（福井県動物愛護センター）（公社）福井県獣医師会等と協力して次の諸活動を行う。

(1) 一般動物（犬及び猫等）について

ア 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物の把握を行う。

イ 動物愛護ボランティア等と連携して次の活動を指導支援する。

（ア）飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導

（イ）飼養困難な動物の一時保管

（ウ）負傷している動物の収容、治療、保管

（エ）放浪動物の保護

（オ）飼養されている動物に対する餌の配布

（カ）所有者及び里親探し並びに情報提供

（キ）その他動物に係る相談等

(2) 特定動物（ワニ、クマ、サル等）について

ア 特定動物の管理状況や脱出した動物の把握を行う。

イ 飼育者の了解に基づき、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。

ウ 飼育者が不明で、緊急性が認められる場合、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。

第19節 災害廃棄物処理応急計画

災害によって生じた廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るため、「家庭ごみ」及び「し尿」については保健衛生上、また、「災害廃棄物」については応急対策上、速やかに処理するための収集運搬及び処理計画について定める。

1 被害状況調査及び把握

廃棄物処理施設等の被害状況の把握は、収集資源センター班、クリーンセンター班が調査し、被害状況報告書を早急に取りまとめ、速やかに災害対策本部及び県に報告する。

2 家庭ごみの処理

被災地域や指定避難所等における住民の生活活動から生じる「家庭ごみ」(家庭ごみとは、災害ごみ処理マニュアルで定める「生活ごみ」及び「避難所ごみ」をいう。)の処理計画を定める。

(1) 体制

被災地域及び指定避難所等における「家庭ごみ」の収集については、収集資源センター班が応急計画を策定し、実施するものとする。ただし、被害状況に応じ、市のみで対応が困難な場合は、本部長に対して、県及び応援協定締結市町等に応援を要請する。

(2) 収集

ア 「家庭ごみ」については、市内全域を対象に収集するが、道路状況や集積場等の被災状況を的確に把握し、速やかに収集計画を策定する。

イ 市民やボランティアに対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分ルールを守るよう協力を呼びかける。

ウ 特に被害の多い地域に対しては、環境政策班、収集資源センター班との協議のうえ、応援体制を含め、効率的で迅速な収集作業を実施する。

エ 収集については、直営及び市委託業者を基本とし、災害規模によっては、速やかに県及び近隣市町等に応援を要請する。

(3) 臨時の集積場の確保

被災地域内において既存集積場が機能しなくなった場合に、当該地区内で臨時の集積場を確保し、収集計画を策定する。

(4) 処理

ア ごみの排出方法は、平時と同じように分別して排出し、それぞれ処理施設で処理する。

収集資源センター班は、分別排出の徹底について市民やボランティアに広報するとともに、指導を行う。

ごみ処理については、原則として、平時と同じ施設で処理するが、被災状況によっては、県及び近隣市町等に応援を要請する。

3 災害廃棄物の処理

災害時において発生する建築物の倒壊・焼失等から生じる家具・廃木材等「災害廃棄物」の処理計画を策定する。

(1) 体制

ア 道路、下水道、河川等の応急措置及び復旧による災害廃棄物の処理は、それぞれの維持管理者が行う。

イ 家庭の災害廃棄物の処理は、次により行う。

(ア) 倒壊家屋等の解体・除去

倒壊した家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行う。

(イ) 粗大ごみの処理

畳や家具等の粗大ごみについては、原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に高齢者等の要配慮者には、戸別収集の対応をする。効率的な収集を行うため、自治会単位の申込みや拠点収集方式についても導入に努める。

ウ 災害廃棄物の収集、処理等が市のみで対応が困難な場合は、県及び近隣市町等に応援を要請する。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、災害ボランティアセンター、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

オ 事業所の災害廃棄物の処理は、それぞれの事業所が行う。

(2) 仮置場の確保

災害廃棄物が、市の処理能力を大幅に超えて搬出された場合には、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から仮置場を確保するとともに、住民やボランティアに広報等を通じて協力を求める。

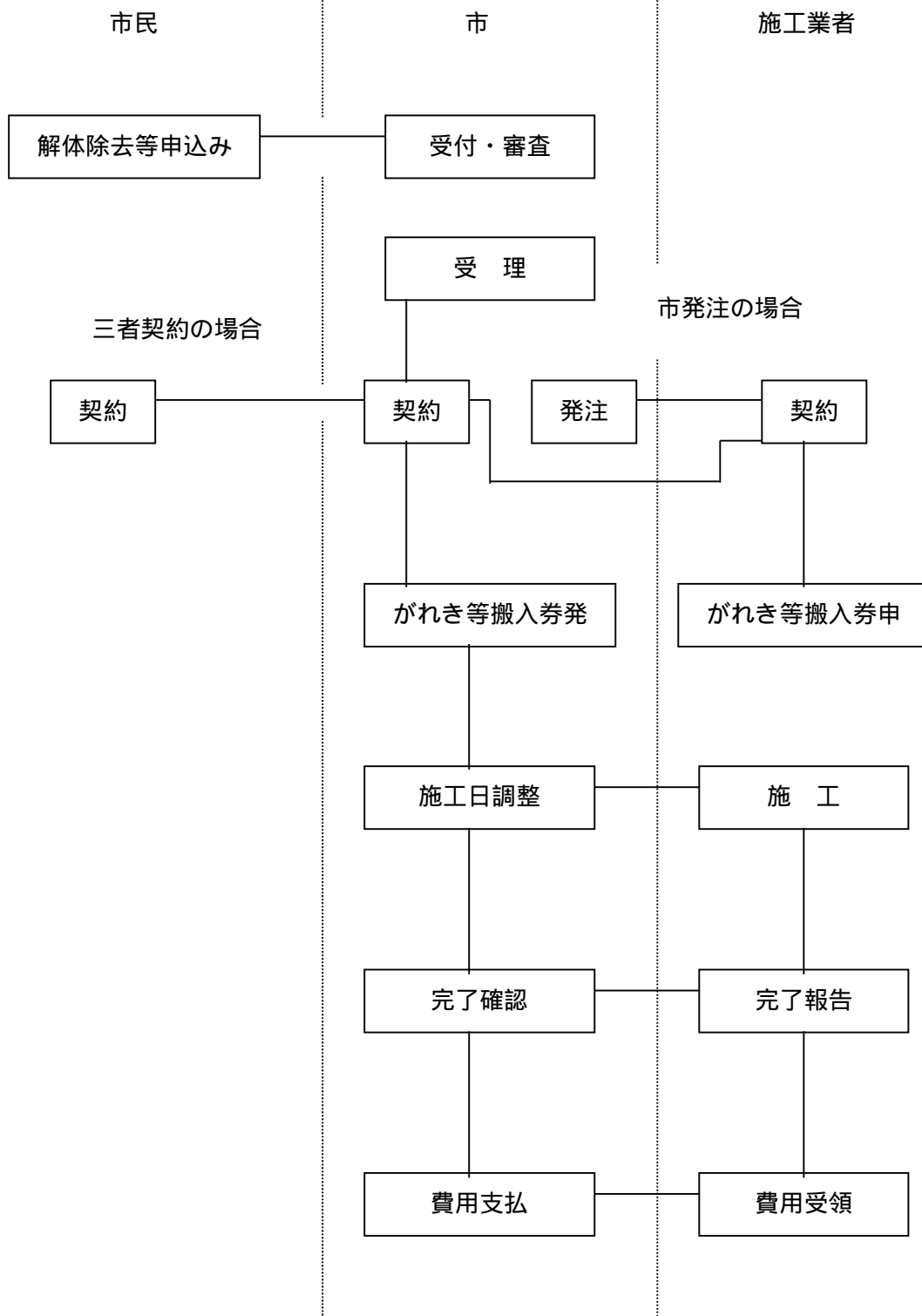
(3) 住民等への啓発・広報

大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために、住民やボランティアに対し、ごみの排出ルール(分別方法、便乗ごみの排出禁止) 仮置場の設置・運営等の情報について、早期に分かりやすく発信する。

(4) 処理

ア 倒壊家屋等の解体・除去は、原則として所有者が行うが、市は、被災状況に応じて被災者の経済的負担の軽減を図るため、国による特別措置(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条)の適用について、速やかに県、国と協議する。

(ア) 国による特別措置（解体・除去等を公費で行う場合）



(イ) 適用がない場合

市の仮置場に所有者が自己搬入した場合は、処理手数料の減免措置を実施する。
ただし、解体、収集、運搬等については、基本的には所有者が負担する。

(5) 不法投棄の防止

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者等と連携して啓発等を行う。
また、海洋への不法投棄による汚染を防止するため、福井海上保安署との連絡を密にする。

4 し尿処理について

市域の被害状況を調査し、仮設・簡易トイレの設置必要箇所及び緊急汲み取り必要箇所等の把握に努め、収集計画を策定する。

(1) 体制

下水管理班等は、被害状況に応じて所管地域及び指定避難所等の仮設トイレ等の設置手配を行う。ただし、被害状況が特定の地域に集中する場合は、災対本部と協議のもと応援体制を展開する。

(2) 収集

ア 収集については、被災者の生活に支障が生じることのないよう、速やかに市許可業者に要請して行う。なお、バキューム車等が不足する場合は、県及び近隣市町等に応援を要請する。

(3) 処理

ア し尿の処理は、原則としてし尿処理場、下水道終末処理場等において処分するものとする。

イ し尿処理については、可能な限り市の処理場で処理するが、被災状況によっては県、近隣市町に応援を要請する。

5 死亡獣畜及び放浪犬猫の収集・処理

(1) 収集等

災害によって死亡した犬、猫等（以下「死亡獣畜」という）は、占有者が処理する。

ただし、占有者が不明又は占有権を放棄した場合は、収集資源センター班、クリーンセンター班が関係機関等と連携し、収集・処理を行う。

(2) 放浪犬猫の保護収容

放浪犬猫については、生活衛生班が関係機関等と連携し、保護収容する。

第20節 障害物除去計画

風水害等により発生した倒壊家屋や工作物等の障害物を速やかに除去することにより、被災者の日常生活の確保を図るとともに、道路等の交通を確保し、人的、物的輸送を確保するための計画を定める。

1 被災地における障害物の情報収集

対策本部は被災地全体の状況把握のほか、救命、救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾等の公共管理施設について各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、障害物除去を実施する。

2 障害物処理の実施

(1) 障害物処理の実施主体

障害物除去は、原則として各施設管理者が実施するものとする。

ア 道路管理者

国：福井河川国道事務所

県：福井土木事務所

市：監理課、道路課、農村整備課

その他：中日本高速道路㈱金沢支社福井保全・サービスセンター

イ 河川管理者

国：福井河川国道事務所

県：福井土木事務所

市：河川課

ウ 港湾管理者（港湾施設及びその区域内の障害物除去）

県：港湾空港課

エ 漁港管理者（漁港施設及びその区域内の障害物除去）

県：水産課

市：林業水産課

オ 建物関係実施主体（災害救助法を適用した場合の障害物除去）

市：建設部

カ その他（各施設管理者が上記管理者のほか連携を図る必要がある関係機関）

福井海上保安署、県警察本部及び各警察署、自衛隊、JR 西日本、消防部等

(2) 各施設の障害物処理

ア 道路関係障害物処理

(ア) 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特にあらかじめ定められた緊急時確保路線については、最優先に実施するものとする。

実施にあたっては、その管理区域の道路管理者の指示のもとに行うものとする。

(イ) 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第3章第11節「交通規制計画」によるものとする。

(ウ) 歩道橋、跨道橋の落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたるものとする。

イ 河川・港湾関係障害物除去

河川管理者・港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域・港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、対策本部に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

ウ 建物関係障害物の除去（災害救助法を適用した場合）

災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は建設部が主体となり除去するものとする。

(3) 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積場所は、本部長が定めた所とする。

また、障害物処理の実施者は、がれき等の処理・処分方法にあたり、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努めることとし、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

第21節 行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画

市は、風水害等の災害により行方不明者又は死亡者が発生した場合には、関係機関の協力を得て、行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬の処置等を速やかに講じ、人心の安定を図る。

1 行方不明者の搜索

(1) 搜索方法

行方不明者（災害により現に行方不明の状態にある者で、かつ周囲の状況から既に死亡していると推測される者も含む）の搜索は、災害規模等の状況を勘案して、各警察署、福井海上保安署、自衛隊等の関係機関及び地域住民の協力を得て行う。

(2) 行方不明者等の相談受付窓口の設置

ア 保険年金班は、行方不明者の安否等に関する相談窓口を設置する。

イ 受付の際には、受付票に行方不明者等の住所、氏名、年齢、性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項を記載するとともに写真があれば添付する。

ウ あらゆる情報発信、情報提供方法を活用し、多数の問い合わせに対応する。

(3) 情報の収集及び公開

保険年金班は、行方不明者等の情報について、各警察署に連絡し、情報収集するとともに、搜索依頼者・家族の許可を得て、関係機関及び住民に対して要搜索者リストを公開する。

また、行方不明として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

2 遺体の処理方法

保険総務班は、遺体が発見された場合は、警察等関係機関に連絡するとともに、遺体の検視場所を確保し、警察等関係機関による検視又は調査の後、次の要領により処理する。また、地元住民の協力を得て身元確認を行う。

(1) 身元が判明し、かつ遺族等の引取人がある場合は、当該遺体を遺族等に引き渡す。

(2) 身元が判明しない者又は遺族等の確認ができない者については次による。

ア 各警察署又は福井海上保安署より遺体の引き渡しを受けた後、できるだけ霊柩車等により遺体安置所へ搬送するものとし、運搬車両等が不足する場合は、車両の手配をするよう県に要請する。

イ 寺院、公共施設等から遺体安置所を選定し、遺体の一時保存及び埋火葬が行われるまでの間、天幕を張る等して遺体を管理する。

ウ 発見時の状況、遺体の性別、身長、人相、所持品、着衣、特徴その他必要事項の死体調書への記載及び写真撮影を行い、遺留品と併せて保管する。

エ 遺体の洗浄・縫合・消毒及び検案は、日本赤十字社福井県支部及び福井市内の医師会等と協力して行う。

オ 遺体の腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の手配をする。なお、棺やドライアイス等が不足する場合、県に応援を要請する。

3 遺体の埋火葬

(1) 遺族等が埋火葬を行うことが困難な場合又は身元不明の遺体について、次により埋火葬を行う。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、身元確認の調査にあたる。

イ 遺体で身元の確認ができない場合は、一定期間経過後に行旅死亡人として、埋火葬を行う。

ウ 遺体の埋火葬は、死体検案書をもって市民班で埋火葬手続をとり、福井市聖苑斎場で行う。

エ 遺骨は、遺留品とともに一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

オ 死亡者が多数発生した場合、斎場への遺体の搬送については(一社)福井県トラック協会、葬祭業者等に、骨箱等については葬祭業者等にそれぞれ手配するよう要請する。

4 応援要請

行方不明者の搜索、遺体の処理・埋火葬等の実施が困難な場合、県、自衛隊、近隣市町等に応援要請する。

第2.2節 公共施設等災害応急対策計画

(道路、公園緑地、上下水道施設、海岸、港湾・漁港、農業集落排水処理施設、排水機場施設)

災害時における公共施設の保全を図るとともに、被災地における人命の救助、二次災害の防止、人心の安定、都市機能の早期回復を図るため、公共施設等の災害応急計画について定める。

1 公共建築物等の応急対策

(1) 災害発生直後の施設の緊急点検

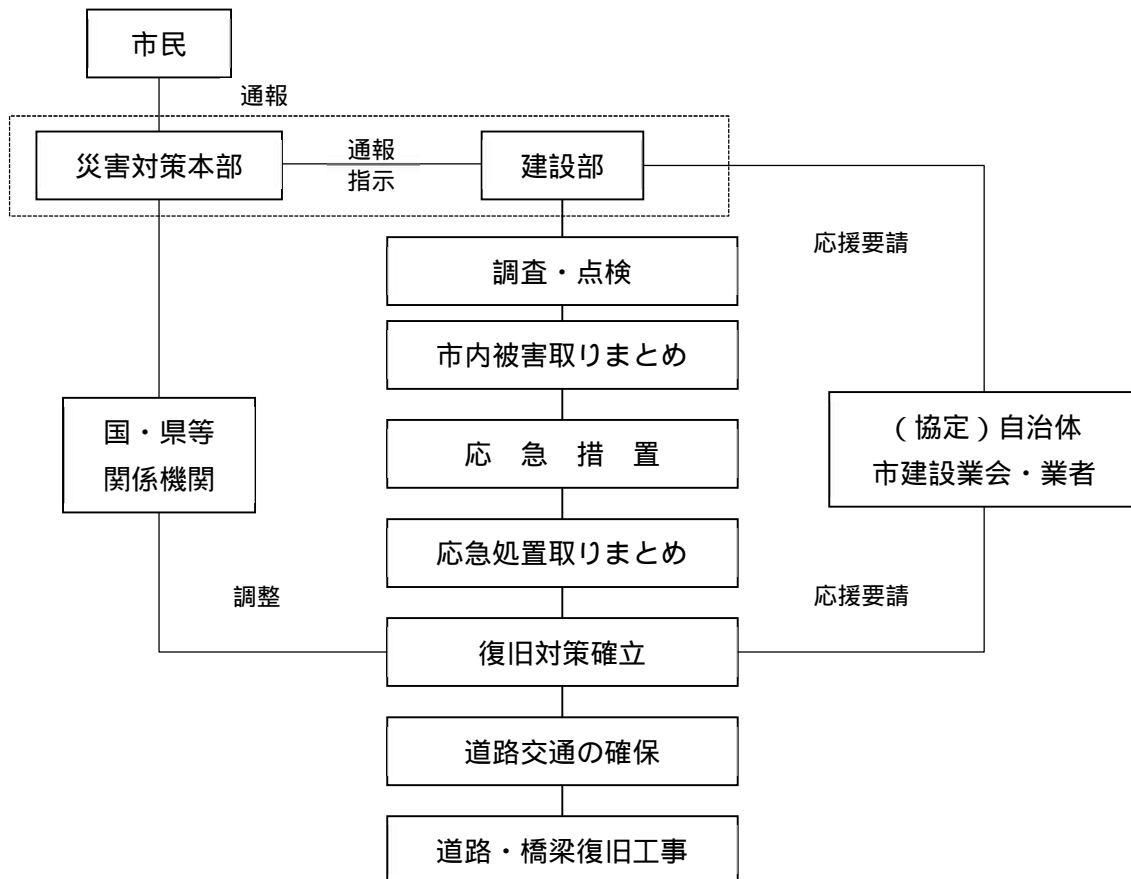
各施設の管理者は、災害発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施するものとする。その際、被災した施設等の被害情報の迅速な収集等を行うため、建築技術職員及び施設の管理、点検等に携わってきた人材を活用し、調査、把握する。

(2) 公共建築物の被害調査

緊急点検後の通報により、初動調査、詳細調査に分けて段階的に進めるが、大規模な被害を受けた施設については、復旧方法の経済性・機能性・緊急性を比較検討して応急対策計画を立てる。また、建築物被害だけでなくガス漏れや停電復旧に伴う漏電による被害も緊急調査として考慮する。

2 道路・橋梁施設応急対策

(1) 道路及び橋梁点検及び応急措置フロー



(2) 道路及び橋梁応急対策

災害が発生した場合、各道路管理者はパトロール等により道路、橋梁の点検、情報収集を行い、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制、迂回路選定等の通行者の安全策を講じる。

ア 緊急の措置等

道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所、区間において関係機関と連携を図りつつ、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

イ 道路交通の確保

(ア) 関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急作業により道路交通の確保を行う。

(イ) 道路交通の確保は、可能な限り迅速に行い、原則として二車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に一車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導等を行う。

(ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、各警察署及び自衛隊等は、状況に応じ協力して必要な措置をとるものとする。

ウ 防災拠点等のアクセスの確保

上記の緊急の措置及び道路啓開等にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行うものとする。

(3) 応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要度・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に順次実施するものとする。

(4) 防災機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況の情報を対策本部や関係防災機関へ速やかに連絡するものとする。

(5) 交通規制

風水害等の災害の発生と同時に各警察署と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び道路管理者所有のパトロールカー等により、運転者や通行者に対し道路情報等を提供するものとする。

(6) 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難誘導、広報等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡するとともに応急復旧を実施するものとする。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行うものとする。

3 公園緑地施設応急対策

風水害等の災害が発生した場合は、パトロール等により公園緑地の被害状況を速やかに把握し、倒木等による周辺住民への被害処理を最優先にするとともに、二次災害防止策の措置を講

じる。

(1) パトロールによる調査・点検（被害状況の把握）

災害が発生した場合は、公園緑地のパトロールを実施し、樹木や遊具、傾斜面等の調査点検を行うとともに、住民からの通報も含め、公園緑地の被害状況を把握する。

(2) 倒木・遊具・傾斜面等の応急処理（被災箇所の処置）

公園緑地の樹木等が隣接する住宅等に支障をきたしているものについては、至急撤去するなどの措置を講じるとともに、公園内の被災状況に応じて危険箇所は防護柵などで囲うなど二次災害の防止に努める。

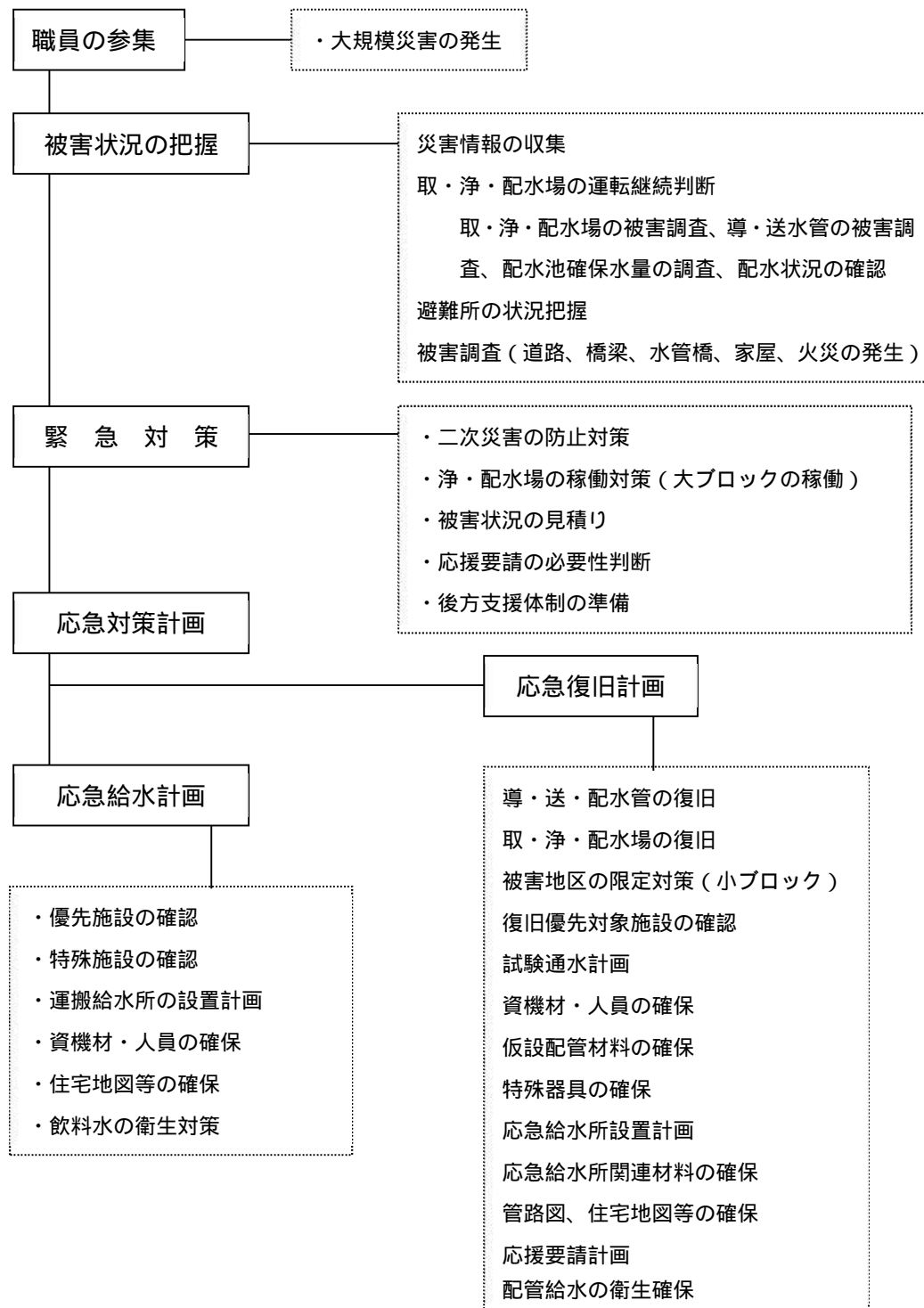
4 上水道施設応急対策

(1) 計画の基本方針

災害時における飲料水を始め、生活水の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、上下水道部は、これに必要な人員、車両並びに資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。

災害時初期は被害の状況に応じ、飲料水の供給に努めるとともに、被害地域の限定対策により、可能な限り広範囲での生活水の供給と、早期復旧に向けて効率的に復旧作業を進める。

(2) 応急対策の流れ

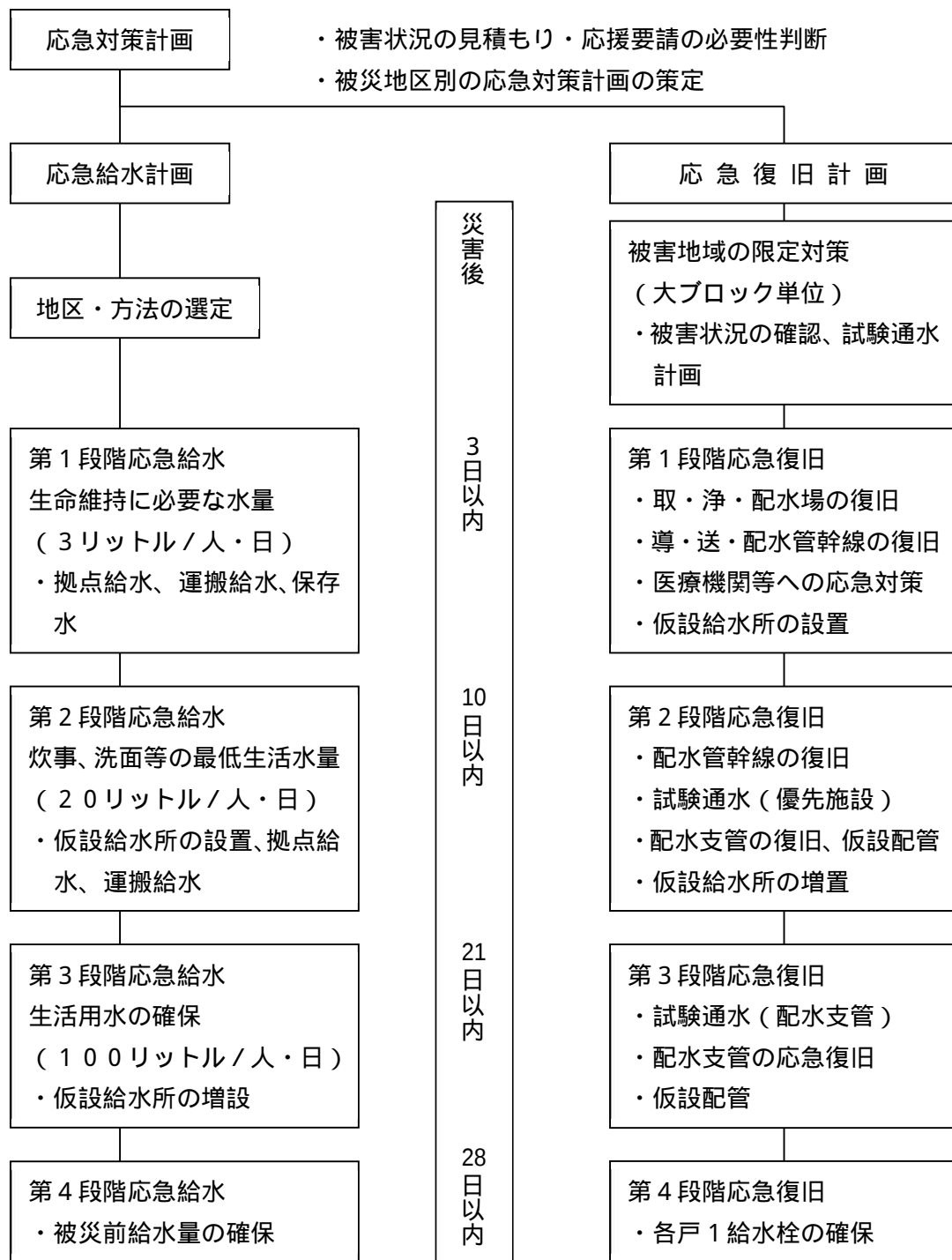


(3) 応急対策の目標水準

被害状況を迅速かつ的確に把握し、被災地区別に応急復旧と応急給水を関連させながら、応急対策を実行するものとする。

応急対策の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、災害後3日以内は生命維持に必要な水量の給水を確保し、その後は仮設給水等により生活水の給水を行い、28日以内に各戸1給水栓を確保することを目標とする。

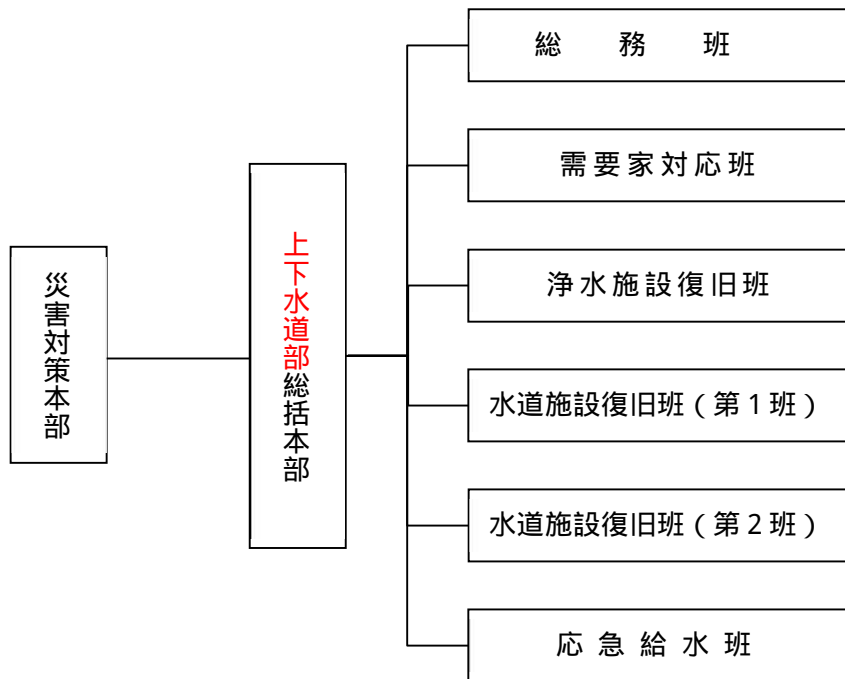
この目標達成のため、平常時より水道施設のレベルアップを進めるとともに、災害時の広域応援体制の強化を図る。



応急対策の目標水準

(4) 実施体制

上下水道部は、「福井市水道施設震災対策計画」に基づく班編成により、水道対策業務を行う。組織は次のとおりとする。



(5) 初動体制

「福井市水道施設震災対策計画」に基づき、非常配備体制、参集計画等の初動体制を定め、災害発生後、組織的、計画的な対策が行われるまでの間は、初動体制による初動業務を行う。

ア 初動業務

「福井市水道施設震災対策計画 第6」に基づき実施するものとする。

(6) 応急給水計画

第3章第16節「給水計画」によるほか「福井市水道施設震災対策計画」によるものとする。

(7) 応急復旧計画

今日の生活様式や都市化の進展は、長期にわたる水道の減断水を容認しない。また、災害後の運搬給水・拠点給水による応急給水では、必要とされる水量と供給する水量とのギャップが極めて大きい。

水道は都市基盤施設として飲料水だけでなく、生活用水、都市活動用水の供給機能を確保すべく、可能な限り早く応急復旧を進め、「通常給水」の状態に近づけるものとする。

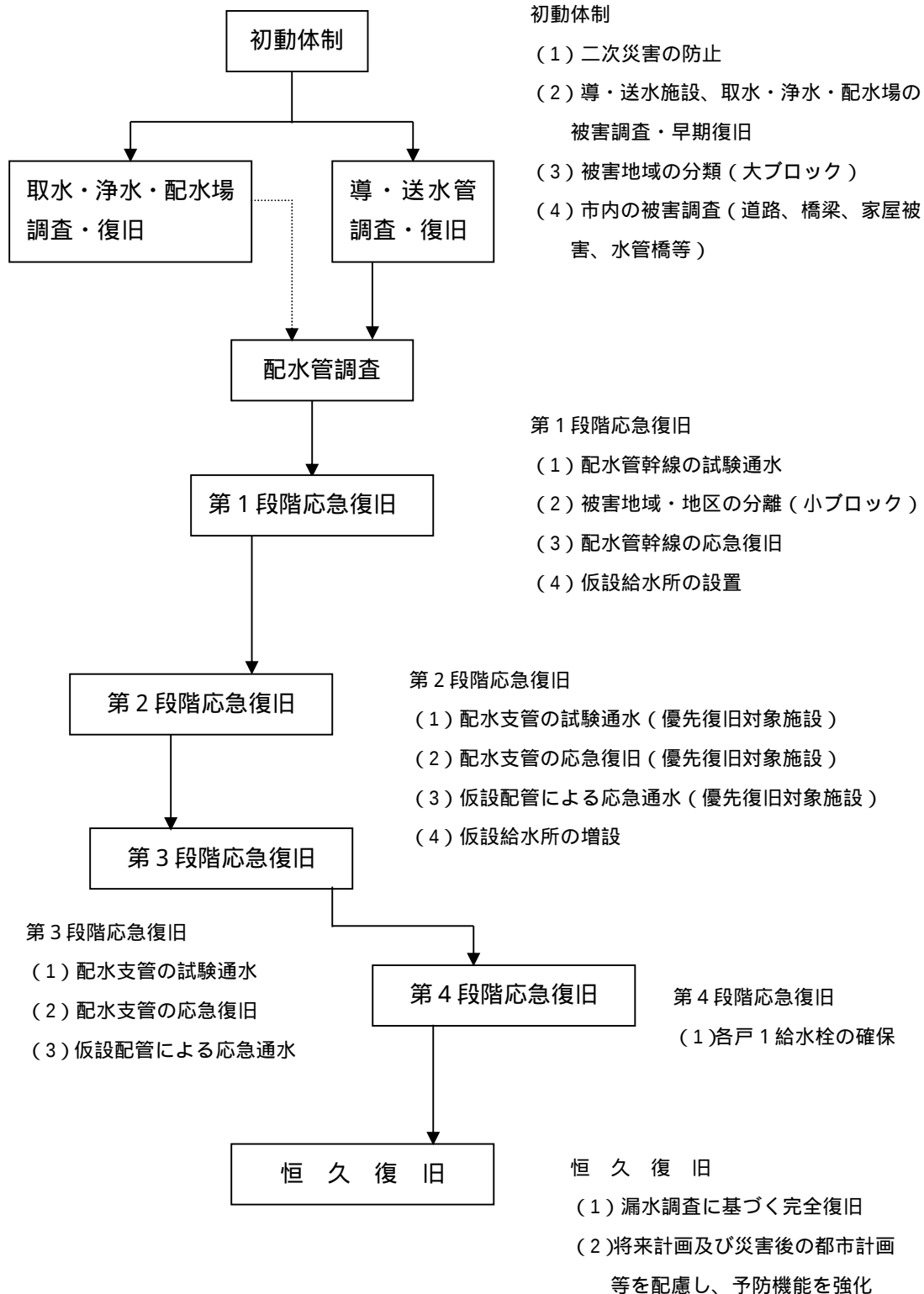
ア 目標水準

応急復旧は水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧による浄水プロセスの確保、次に送水施設、配水施設（配水池、配水管幹線、配水支管）、給水装置の順に作業を行う。

応急給水作業と同時並行で応急復旧作業に着手し、28日以内での応急復旧（各戸での1給水栓の確保）を目標に作業を進める。このため平常時から施設のレベルアップを図るとともに、災害時の広域応援体制等を確立しておく。

災害後	・被害状況の把握（家屋、道路、橋梁、水管橋等） ・被害地域（大ブロック）の特 ・復旧計画の策定
3日以内	・浄水・配水場機能の復 ・試験通水による被害管路の選別（配水管幹線）
28日以内	・被害地域（小ブロック）の特定及び分離 仮設給水所の設置（配水管幹線） ・試験通水による被害管路の選別（配水支管）～優先性の高いルートから 仮設給水所の設置（配水支管） ・配水支管の応急復旧及び仮設配水管の布設～優先性の高いルートから 仮設給水所の設置（配水支管、仮設管） ・各戸1給水栓の確保

応急復旧の目標水準



応急復旧主要業務のフロー図

イ 復旧の範囲

応急復旧は、各戸1給水栓程度確保するまでとする。それ以降の給水装置の復旧は所有者に委ねられる。

ウ 復旧の優先順位

応急復旧に際し、全体を可能な限り早く復旧することが原則であるが、被害状況や特に浸水状況等により一律に実施することは困難である。復旧計画策定にあたっては、管路被害状況やその他の被害状況を総合的に考慮して、復旧順序を決定するものとする。

(ア) 水道施設

被災直後においては二次被害の防止対策を施し、被害状況の把握に努めなければならない。又、早急に浄水機能回復を図るとともに、管路被害調査を行い、応急復旧計画を策定する。

管路の復旧作業は、試験通水により被害管路の切り離し・無被害管路の通水等、順次進めていく。また通水可能管路については、仮設給水栓による仮設給水所を設置する。

取水場・浄水場・配水場

過去の災害事例からも、浄水施設の被害は軽微なものと思われるが、浄水施設の被害は、その後の応急給水・応急復旧に及ぼす影響が大きいので、迅速に浄水機能回復を図らなければならない。

導・送水管

導・送水管が被害を受けた場合は、応急給水に必要な水量を確保するため、最優先に復旧を行う。

配水管

配水管路の復旧は、被害の程度によるが、復旧計画に基づき配水池を起点とする配水管幹線、配水支管の順で復旧する。また、復旧計画策定にあたっては、優先復旧対象施設のあるラインを考慮する。

- ・被害調査をもとに、直接給水が継続できる地域(大ブロック)と、できない地域(大ブロック)を確定する。
- ・直接給水が継続できない地域(大ブロック)については、配水管幹線と配水支管ブロックを切り離し、第一に配水管幹線の被害箇所を特定し修理する。
- ・復旧した幹線を生かし、消火栓を利用した給水拠点を確保する。
- ・配水管幹線の通水の見通しがついた段階で、順次配水支管ブロック単位(小ブロック単位)での復旧に入る。
- ・重被害を受けた支管ブロック(小ブロック)では、優先復旧対象施設から試験通水を開始し、通水ルートと非通水ルートを確定する。
- ・通水ルートには順次仮設給水所を設置し、非通水ルートについては、応急復旧、又は仮設配管の布設を進めていく。
- ・ある程度通水ルートが確保できた時点で、各戸給水へと復旧の範囲を広げる。

(イ) 優先復旧対象施設

復旧計画立案の段階で、人命の救護、更に社会的な混乱を招かないよう、次の関係機関を優先して応急復旧を進めていく。

病院等、人命に関わる医療機関

避難所及び福祉施設

災害対策の中核となる官公署、放送、交通網等の公共及び公共的機関

銭湯等公衆衛生に関わる施設

エ 復旧用資機材等の手配

復旧用資材は、市場並びに関係業界との協定等により調達するものとする。また、機材等も同様に、関係業界より優先的に調達するものとする。

また、応急復旧に必要なとされる配水管路図、住宅地図、仮設給水所計画位置図等についても、被害の規模に応じて早めに調達するものとする。

(8) 応援要請

大規模の風水害被害に対しては上下水道部単独での応急対策は、その実施が困難であると想定されるため、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等に係る関係機関等に速やかに応援要請を行う。

ア 応急給水

応急給水に必要な資機材等が不足する場合には、対策本部及び関係団体等と調整を図りつつ、速やかに支援の要請を行う。

イ 応急復旧

応急復旧に必要な資機材等が不足する場合には、対策本部及び関係団体等と調整を図りつつ、速やかに支援の要請を行うとともに、福井管工事業協同組合及び（一社）福井地区建設業会等に支援の要請を行う。

ウ 資機材等の調達

水道施設及び導、送、配水管の応急復旧等に必要な資機材等が不足する場合には、速やかに製造業者及び代理店等に支援又は手配の要請を行う。

エ 車両・燃料等の調達

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には、速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。また、給水可能配水施設の非常用発電機燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行う。

オ 後方支援

後方支援では、支援団体等への食料の供給や宿舍の手配について、関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行う。

カ 冬期間における対応

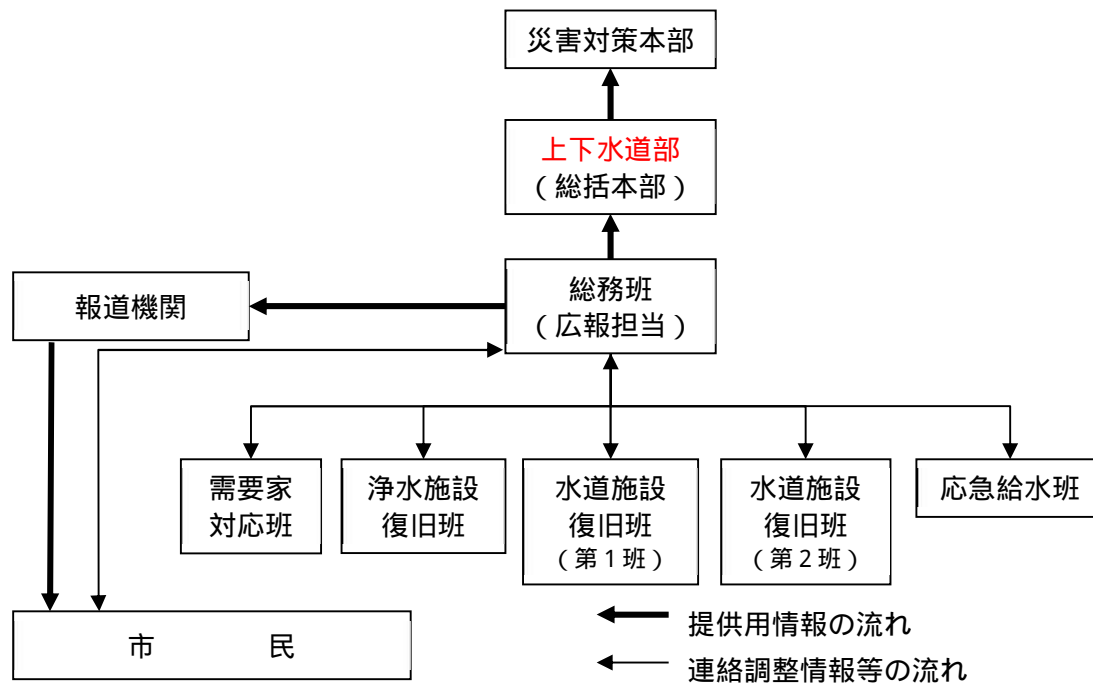
冬期間における応急対策については、施設・道路等の除雪作業を始めとして各拠点基地の熱源確保及び応援事業体等への防寒用具、宿舍、食料等についても関係団体等へ手配の要請を行うとともに、適切な対応を図るものとする。

(9) 広報体制

災害時の広報については、減断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報することにより、住民の不安解消に努めるものとする。

ア 広報の流れ

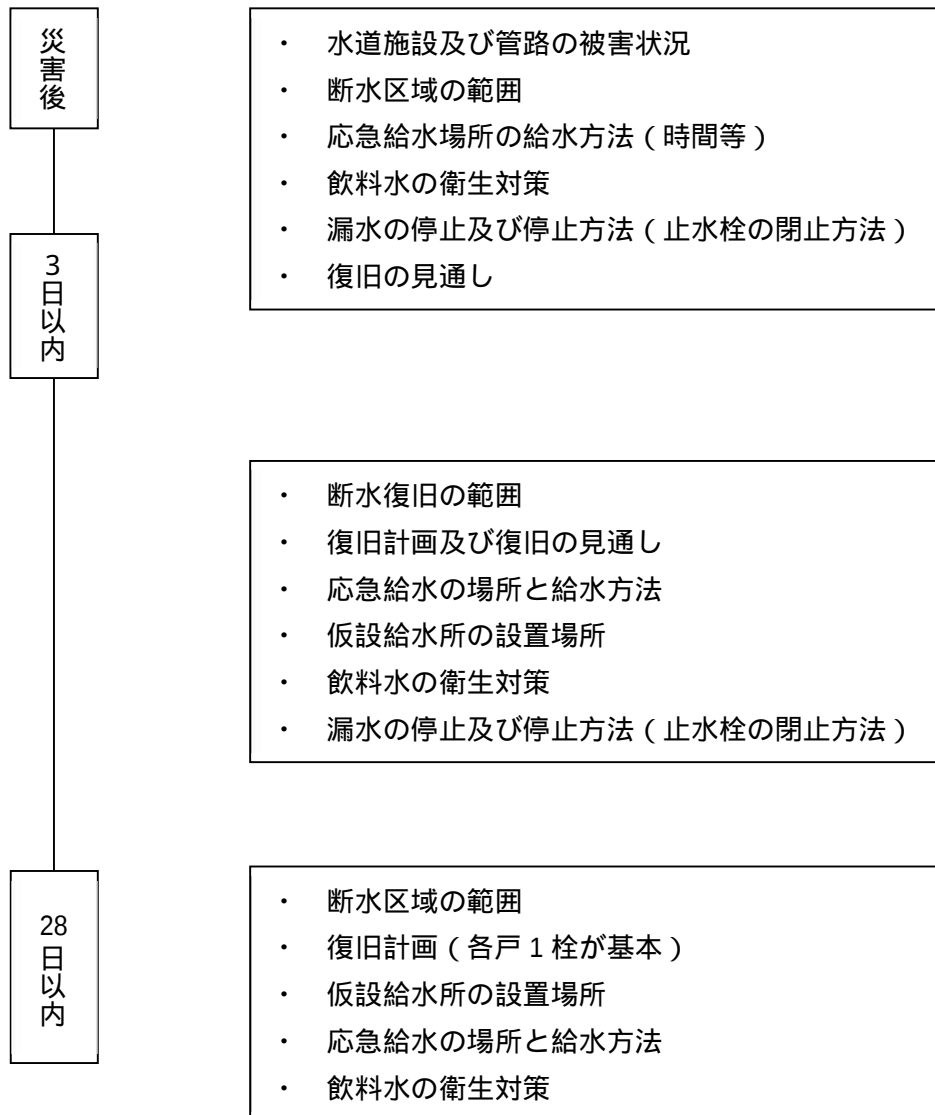
- (ア) 対策本部及び上下水道部内の情報収集、伝達、連絡調整に関する事項は総務班が行う。
- (イ) 報道機関等への情報提供及び市民への広報、問い合わせに関する事項は総務班（広報担当）が行う。



広報フロー図

イ 広報する情報の内容

応急対策の目標水準ごとに広報する情報の内容は次のとおりとする。

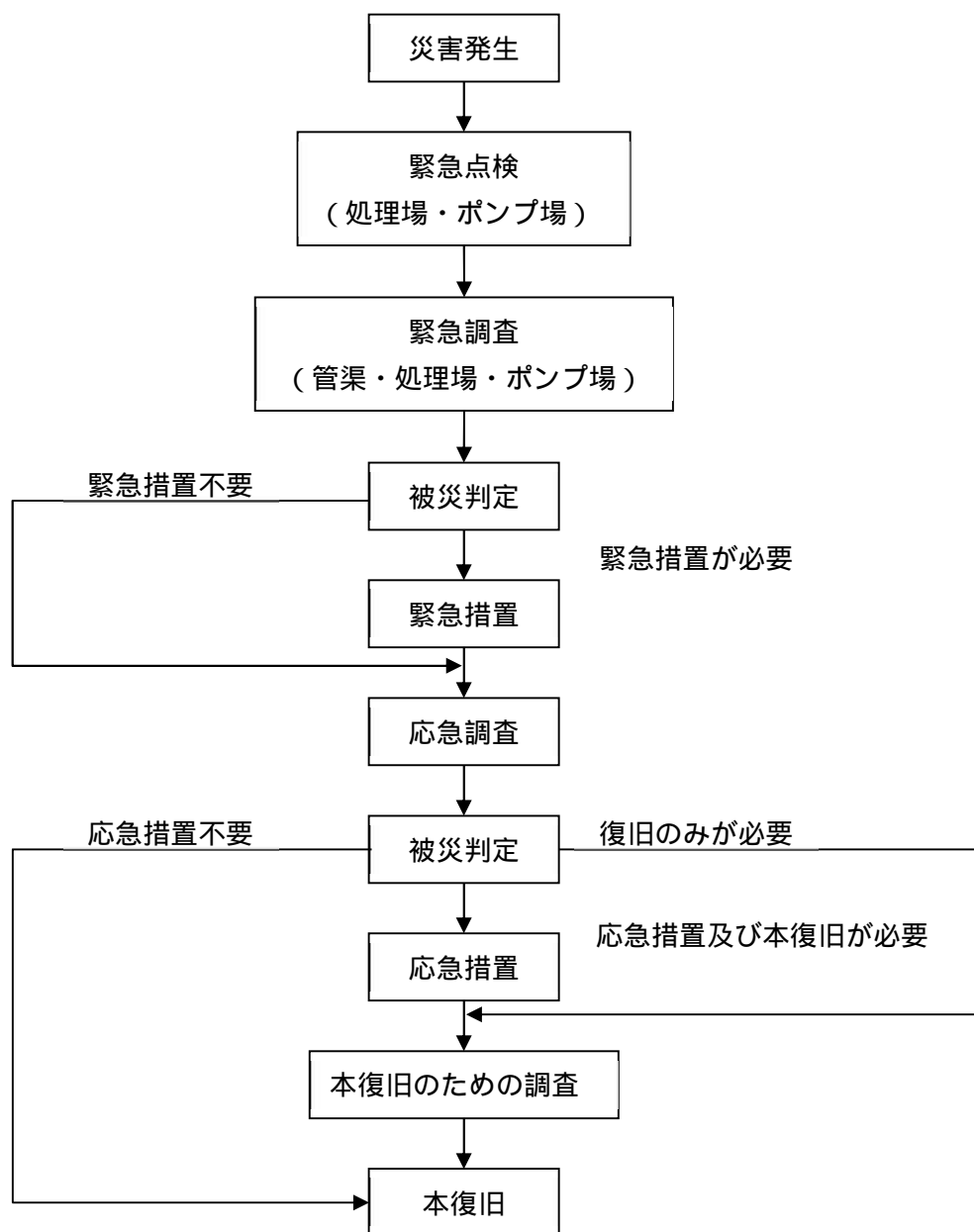


目標水準ごとに広報する情報内容

5 下水道施設応急対策

災害時における下水道機能の確保及び被害施設の早期復旧に対処するため、これに必要な人員、車両及び資機材の確保、情報連絡体制等を確立する。被災時は災害の状況に応じ、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害状況を迅速かつ正確に把握し、早期復旧に向けての基礎づくりを行う。

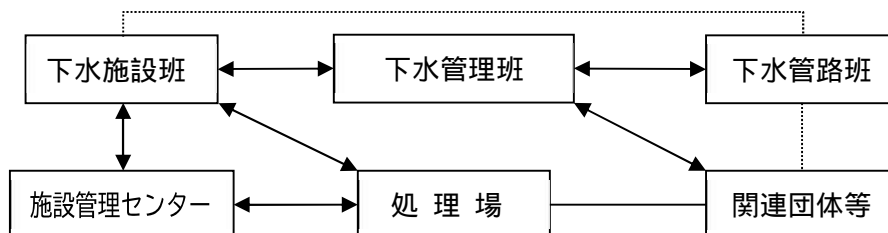
(1) 応急対策のフロー



(2) 応急対策における主な作業項目

段 階 (作業項目)		管 渠	処 理 場	ポ ン プ 場
第1段階	緊急点検	—————	・人的被害につながる二次災害の未然防止	・処理場と同じ
	緊急調査	・被害の拡大防止、二次災害防止のための調査 (主に地表からの調査) ・下水道本来の機能により道路等他施設に与える影響調査 ・重要幹線等の被害状況の把握	・被害状況の概要把握 ・大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査	・処理場と同じ
	緊急措置 (例)	・管渠破損の補修及び陥没部への土砂搬入 ・危険箇所の交通規制 ・可搬式ポンプによる仮排水 ・下水道施設の使用中止の広報等	・火気使用禁止 ・施設内への立ち入り禁止措置 ・漏えい箇所の仮止措置	・処理場と同じ
第2段階	応急調査	・被害の拡大、二次災害防止のための調査 (管内、マンホール内までに範囲を広げての調査) ・機能的、構造的な被害程度の調査	・処理場施設の暫定機能確保のための調査	・ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査
	応急措置 (例)	・管内、マンホール内の土砂の浚渫 ・止水バンドによる圧送管の止水 ・仮管渠の設置等	・コーキング等による水路の仮締め切り ・仮配管の布設 ・弁操作による配管ルートの切り廻し ・可搬式ポンプによる揚水 ・固形塩素剤による消毒等	・コーキング、急結セメント等による仮復旧 ・可搬式ポンプによる揚水 ・仮配管の布設等 ・可搬式発電機の設置

(3) 応急対策体制の概念図



6 港湾及び漁港施設応急対策

災害発生直後の港湾・漁港施設の被害状況を速やかにまた的確に把握する。

そのために、港湾にあっては、県福井港湾事務所、県管理の鷹巣漁港及び茱崎漁港にあっては、越前漁港事務所との連絡・連携を密にしながら情報収集、状況把握に努める。

7 漁港応急対策

漁港は、災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのために、大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

(1) 応急対策

ア 被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

イ 緊急処置

二次災害のおそれのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

ウ 漁業者に対する広報

漁港施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

8 農業集落排水処理施設応急対策

(1) 計画の基本方針

ライフライン施設として被災者の生活に大きな影響を与えることから、災害時の組織体制を速やかに確立し、被災箇所の早期把握により、ポンプ施設、処理施設においては最小限の機能回復を、管路施設においては本復旧工事までの暫定的な下水機能の確保等の応急復旧を講じる。

(2) 初動対応

ア 農業集落排水処理施設対策本部の設置

上下水道部は、部内に下水施設班からなる農業集落排水処理施設対策本部を設置し、迅速かつ効果的な対策を実施する。

イ 非常配備体制の確立

（ア）運転時における機器等故障の業務委託業者への24時間通報体制の確立

（イ）職員と業務委託業者（電気設備、処理場・中継ポンプの機器点検、汚泥引き抜き）との連絡体制の確立

ウ 初動対策

（ア）施設内外の危険箇所への立入規制など緊急防護措置

（イ）応急工事による機能回復措置

(ウ) 仮設トイレの設置

エ 調査、情報の収集

(ア) 処理場、中継ポンプ場、管渠及び排水設備等の緊急調査及び情報収集

(イ) 水道、ガス、電気、通信施設の緊急調査及び情報収集

(ウ) 道路及び河川の緊急調査及び情報収集

オ 広報活動

(ア) 利用者に対する水洗トイレ、風呂等の使用制限の協力要請

(イ) 被害状況、復旧方針、復旧状況などの情報提供

(ウ) 関連業者の協力による、宅地内排水設備の復旧相談窓口の設置案内

カ 処理場、中継ポンプ場の応急復旧

(ア) 二次災害防止のための調査の実施

(イ) 可搬式ポンプの設置及び仮設配管の布設による揚水機能の復旧

(ウ) 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等

9 排水機場施設応急対策

(1) 計画の基本方針

降雨時に運転する排水機場施設は農地の湛水を防除し、又、一部の区域の生活雑排水をも排水することから、災害時における排水機場の被害は農作物、被災者の生活に大きな影響を与えるため、早期の復旧が必要である。

(2) 非常配備体制の確立

ア 農村整備班、県、福井河川国道事務所、各排水機場運転委託従事者、排水機場管理委託業者との非常配備体制の確立

イ 応急工事に必要な建設資材及び重機、車両等の確保について関連業者等との体制確立

(3) 初動対策

ア 施設内外の危険箇所への立入規制などの緊急防護措置

イ 機械設備やその他の施設についての再点検及び破損箇所の機能回復措置

ウ 常時運転の排水機場、他の機場との連絡調整

エ 土地改良区、農業協同組合、生産組合等関係機関・団体に対する協力要請

オ 仮設ポンプの設置

(4) 調査、情報の収集

ア 農地被害状況調査及び情報の収集

イ 排水機場、排水路等の状況調査及び情報の収集

ウ 電気、通信施設の状況調査及び情報の収集

エ 道路及び河川の状況調査及び情報の収集

オ 国、県の施設の情報収集

(5) 広報活動

被害状況、復旧方針、復旧状況など住民に対する情報の提供

第23節 交通施設応急対策計画

各交通施設の事業者及び管理者は、風水害等の災害により各施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

1 鉄道施設

(1) 西日本旅客鉄道(株)(金沢支社管内)の措置

ア 活動体制

(ア) 対策本部及び現地対策本部の設置

事故が発生したときは支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

(イ) 社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図及び非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

イ 災害時の初動措置

(ア) 旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長及び駅長は、風水害等の災害の状況を考慮して旅客及び公衆の動揺や混乱を招かないようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての周知に努める。

(イ) 避難誘導

駅長及び乗務員は、列車又は路線構造物の被害若しくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令又は近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長及び駅長は、災害の規模、二次災害の発生危険、建物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、高齢者、婦女子等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の状態が生じないように携帯電灯を準備する。

(ウ) 救護措置

現地本部長及び駅長は、被害の状況により救護所を開設し、防災関係機関及び隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

ウ 関係施設の応急復旧

支社と社員及び外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行い、食料その他非常緊急に関わるものの輸送を早急に確保するよう努める。

(2) えちぜん鉄道(株)の措置

ア 活動体制

(ア) 「緊急時救急体制内規」に定めるところにより災害対策本部を設置する。

(イ) 社員は「緊急時救急体制内規」に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を

行う。

イ 災害時の初動措置

(ア) 旅客に対する広報

乗務員は、指令区からの指示、情報等のうち必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

駅務区長及び駅員は、災害の状況を考慮し、旅客の動揺、混乱を招かないよう避難場所や列車の運行状況等の周知に努める。

(イ) 避難誘導

乗務員は、列車、路線構造物の被害又は二次災害の発生する危険が大きいと予測したとき、若しくはその他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに指令区と連絡のうえ、旅客を安全な場所に誘導する。

駅務区長及び駅員は、災害の規模、二次災害発生の危険が高い建造物の状況、転倒、落下物等を考慮して旅客を安全な場所に誘導する。

(ウ) 救護措置

被害の状況により災害対策本部を設置し、関係防災機関及び医療機関の救護を求める。

平素から救護選定方法や救急病院の選定基準を整えるとともに、旅客取扱者に対し救護上必要な教育を周知徹底する。

ウ 関係施設の応急復旧

地震時の非常災害に際しては、「緊急時救急体制内規」に基づき災害対策本部を設置し、関係施設の応急復旧にあたる。

(3) 福井鉄道㈱の措置

ア 活動体制

(ア) 災害対策本部及び現地対策本部の設置

災害発生時には、「安全管理規定」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括する。

(イ) 職員の動員

災害発生時においては、「事故復旧・救助体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

イ 災害時の初動措置

(ア) 旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊急に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。また、報道機関に対しては、広報担当者が情報の提供を行う。

(イ) 避難誘導

異常発生時に旅客に避難誘導が円滑に行えるよう、関係者に対し防災教育・訓練を行い、周知徹底を図る。

駅及び車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には、鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜広報活動を行う。

(ウ) 救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容するものとし、あらかじめ関係医療機関と協議するものとする。

ウ 関係施設の応急復旧

現地対策本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

第24節 電力施設応急対策計画

電力供給機関は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、事故の拡大を防止し、電力の供給を維持する。

1 活動体制

(1) 災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部において災害対策業務を遂行する。

(2) 情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

(3) 応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。また、倒木や土砂崩れ等、被災現場まで通行の妨げとなっている場合、道路管理者等と連携し、障害物を除去するなど、早期復旧の体制を強化する。

2 応急対策

(1) 危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害のおそれがあった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

(2) 復旧資材の確保及び輸送

ア 資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材の置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場及び仮設用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県及び市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

(3) 応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

ア 水力、風力発電所設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮設復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

オ 通信設備

可搬型電源、衛星無線等により通信連絡を確保する。

(4) 災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

3 災害時における広報活動

(1) 住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電の目途、公衆感電事故防止及び復旧後の通電時の火災発生防止についてのPRを主体とした広報活動を、広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(2) 地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり合う。

4 代替施設・設備の活用

避難所に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設・設備の活用を図る。

第25節 ガス施設応急対策計画

ガス事業者等は、災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

1 活動体制

風水害等の災害の発生によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合、応急対策及び復旧対策を円滑、適切に行うため、ガス事業者にあつては福井都市ガス株式会社に非常災害対策本部を、液化石油ガス事業者にあつては（一社）福井県エルピーガス協会又はその支部において対策本部を設置する。

2 都市ガス

(1) 初動対策

ア 需要家による初動対策

需要家は、災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、元栓を閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

イ 災害時情報収集及び応援体制

ガス事業者は、事故又は災害に際し個々に所轄官庁及び関係機関に速やかに連絡するとともに、情報の収集に努め、必要に応じて日本ガス協会近畿部会等に応援の要請を行う。

ウ 被害調査及び巡視点検の実施

災害情報とガス施設情報を早期に収集し、速やかに施設の被害調査及び巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

エ 供給停止

異常なガスの送出が感知された場合、又は異常なガスの送出が予想される場合は、当該ガスを停止可能なバルブを閉止する。

オ その他の措置

災害により導管の一部に被害が生じ、供給を継続している場合は、現地へ出動し次の措置をとる。

(ア) 局地的な被害が発生し、供給を継続している場合、又は二次災害の発生のおそれ及び供給継続に支障を来すおそれがある場合は、その区域をブロック化し、健全地区と切り離し、バルブ及び整圧器を閉止する。

(イ) 被害が僅少で若干の供給操作により容易に応急修理できるものに対して措置をとる。

(ウ) 橋梁、架管、道路の部分的損傷に対しても、(ア)(イ)と同様な措置をとる。

(2) 応急復旧

ア あらゆる施設が被害を受ける中で、早期に復旧するため次のように行う。

(ア) ガス製造所内のガス発生設備並びに各種設備及び受電設備・原料貯槽・ガスホルダー等の復旧を行う。

(イ) 中圧導管及び地区整圧器の復旧は、被害状況調査に基づき原則としてブロックごとに復旧を行う。

- イ 応急復旧にあたっては、路線被害の分析をもとに供給ルートを検討し、ブロックごとに地区被害を把握して早期復旧順位を決定する。

早期復旧地区より低圧導管網のブロック化を行い、各需要家のメーターガス栓を閉止し、漏えい検査を行い、異常が無いことを確認の上復旧する。

3 液化石油ガス

(1) 初動体制

ア 需要家による初動対策

需要家は、風水害等の災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

イ 液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は、災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設及び集団供給設備のような大規模供給設備を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設及び大規模な容器置き場を有する施設を優先して行う。

ウ 容器の回収

液化石油ガス事業者は、需要家の要請、又は巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

(2) 応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

4 災害時における広報活動

(1) ガスの供給停止が予想されるとき

(2) ガス供給停止時

(3) 復旧完了における再供給時

5 代替施設・設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、LPガス等の代替施設・設備の活用を図る。

第26節 通信及び放送施設応急対策計画

通信の途絶防止及び放送電波の確保のための諸施策を講じるとともに、設備の早期復旧を図る。

1 電気通信設備

西日本電信電話(株)福井支店、(株)N T T ドコモ北陸支社等は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

(1) 応急対策

ア 災害時の通信確保体制

災害の規模により、災害情報連絡室及び災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

イ 初動措置

(ア) 電源の確保

(イ) 災害対策用機器の配備

(ウ) 災害対策用資器材の確保

ウ 重要通信の確保

各種災害応急対策の実施に不可欠な重要通信を、優先的に復旧を行う。

エ 特設公衆電話の設置

災害救助法が発動された場合、又は、これに準じた状況の場合は、当該地域に必要な期間、罹災者の用に供するための公衆電話を特設する。

オ 通信の利用制限

災害等が発生し、通話が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、臨機に通信の利用制限等の措置を行う。

(2) 広報活動

災害のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知させる。

ア 通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時期

ウ 通信利用者に協力を要請する事項

エ その他、必要な事項

(3) 復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を実施する。

2 放送設備

(1) 日本放送協会福井放送局

風水害等の災害の発生に際して放送施設に障害を受けた場合は、被害箇所を優先的に復旧するとともに、迅速・適切な応急措置により放送の継続及び放送電波の確保を図り、公共放

送としての使命を達成する。

ア 活動体制

災害の状況に応じ体制を定め、要員を確保する。

イ 資機材等の確保

(ア) 放送用・取材用等の機材のほか、電源関係・回線関係設備についても必要な機材を確保する。

(イ) 送受信空中線を補強し、予備空中線材料等の資材を確保する。

(ウ) あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を緊急借用又は調達により確保する。

ウ 応急対策

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機等が障害を受けた場合は、必要な措置を講じて、放送の確保を図る。

停電又は受電設備に障害が発生した場合は、自家発電装置によって給電するが、自家発電装置運転不能の場合には、仮設電源の設置又は被害箇所の応急措置等により対処する。

(イ) 回線障害時の措置

西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱に対し早期回復を要請するとともに、次の措置を講じる。

放送回線の場合には、無線中継の実施、F P U等による臨時回線の措置、衛星放送の活用、非常用番組の送出等、障害程度に応じた措置を講じる。

局間打合回線の場合には、代替回線を単独に、あるいは併用して使用する。

(ウ) 演奏所障害時の措置

演奏所が使用不能となったときは、放送所等に臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

エ 視聴者対策

災害時における受信の維持・確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車・船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

オ 復旧対策

(ア) 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

(イ) 復旧の順位は、放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施にあたっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図る。

(2) 民間放送会社(福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱、福井ケーブ

ルテレビ(株)、福井街角放送(株))

ア 活動体制

災害の状況に応じ、体制を定め要員を確保する。

イ 資機材の確保

(ア) 電源関係諸設備を整備、確保する。

(イ) 中継回線、通信回線関係を整備、確保する。

(ウ) 予備空中線材料を手配、確保する。

(エ) あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を緊急借用又は調達により確保する。

ウ 応急対策

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機等障害により一部の放送系統による放送送出が不可能となったときは、予備系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組のみの送出継続に努める。

(イ) 回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

エ 視聴者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講じる。

(ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知するとともに、受信機巡回修理班を編成し、関係団体の協力を得て被災受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置・速報板等を設置するとともに、状況により広報車・船艇等を利用して視聴者への情報周知に徹底を期する。

オ 復旧対策

(ア) 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

(イ) 復旧の順位は、放送内容・障害状況等を考慮しつつ、原則として放送実施の優先順位に従う。復旧工事の実施にあたっては、人員・資材等を最大限に活用して作業を迅速に押し進め、全般的な早期復旧を図る。

第27節 危険物施設等応急対策計画

風水害等の災害による危険物施設等の損傷は、危険物等の流出を伴い様々な被害が発生する可能性が高い。災害発生の際には危険物等取扱事業所の管理者は、災害防止のための応急措置をその施設の形態等に合わせて迅速かつ的確に行い、国、県、市、消防及び関係機関と連携を密にし、災害による被害の軽減化を図る。

1 石油類等の危険物施設の応急対策

風水害等の災害発生時に危険物取扱事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 関係機関への通報

危険物の流出等が発生した場合、消防局、各消防署、各警察署、福井海上保安署等の機関に通報するとともに、隣接事業所に事故状況等を伝達し、隣接事業所並びに県、市及び石油コンビナート等特別防災区域協議会等の機関との連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

(3) 災害発生時の自主防災活動

災害発生時には、予防規程等であらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を実施する。この場合には、当該機関等との連携体制を密にして活動を実施する。

(4) 流出、漏えい等の拡大・拡散防止

危険物の流出、漏えい等が発生したときは、危険物施設の損傷箇所の補修、オイルフェンス、中和剤等を活用した拡大・拡散防止措置を実施する。

(5) 付近住民への広報

被害が発生し、その影響が周辺に及ぶおそれがある場合には、付近住民の安全を確保するため、速やかに概要を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、市、各警察署等の機関にも住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 毒物劇物保管施設等の応急対策

風水害等の災害発生時に毒物劇物を取り扱う事業所は、次の措置を各施設の実態に応じて講じるとともに、県、市及び関係機関と連携して被害の軽減化を図る。

(1) 施設の応急点検

災害発生後直ちに施設の応急点検を実施し、異常の有無を確認する。

(2) 被害発生時の対応

被害発生時には、被害状況に応じ、関係事業所の毒物劇物取扱従事者等の協力を得て、適切な対応を図る。

3 高圧ガス製造施設等の応急対策

高圧ガス取扱事業所は、災害発生後直ちに高圧ガス施設・設備、容器置場等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えいへの対応を図る。

4 放射性物質保管施設の応急対策

放射性物質保管施設の管理者は、施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、被害の拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、国及び各警察署等の機関への通報を行う等適切な対応を図る。

5 危険物等流出応急対策

危険物等の流出については、急速な拡散により被害が広範囲に及ぶこともあることから、次の対策を講じ、迅速かつ適切に被害の拡大防止を図る。

- (1) 河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、事故の関係者及び発見者は速やかに市、各警察署、福井海上保安署、河川管理者、消防局、各消防署及び港湾管理者等の機関に通報する。
- (2) 危険物等が大量に流出した場合は、事業者及び当該機関が協力し、拡散防止等の防除作業を実施する。

第28節 応急住宅対策計画

風水害等による家屋の全壊等で住居を失った被災者のうち、自己の資力で住宅を確保することが困難な被災者に対し、応急仮設住宅の建設や被害住宅の応急修理、公営住宅の提供などを実施し、居住の安定を図る。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 設置主体

応急仮設住宅の設置は災害救助法の適用により県知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 設置戸数等

ア 設置戸数

市内の全壊（焼）及び流失戸数の3割以内とする。

イ 規模

1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模とする。

ウ 費用限度額

災害救助法施行細則別表に定める範囲内とする。

エ 着工

災害発生の日から20日以内に着工するものとする。ただし、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(3) 設置場所

仮設用地候補地は公園、グラウンド等の公有地、又は被災前の住宅の建設地等の場所に建設することとし、次の事項に留意するものとする。

ア 交通機関、教育機関等社会施設の便利な場所

イ ガス、水道、電気等供給施設の布設可能な場所

ウ 洪水、高潮、津波、土砂災害等のおそれのない場所

エ 災害地の応急措置の用に供するときは、国有財産の無償貸与を受けることができることになっており、この場合、財務大臣に対して普通財産の貸付申請をする必要がある。

オ 民有地の借り上げによる使用料は救助費の対象とならない。

カ 学校の敷地に建設する場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(4) 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

ア 工事は原則として請負工事とする。

イ 施行業者の選定にあたっては、市の契約する工事施行有資格者を優先するが、緊急時であることからその他業者、又は建設団体等からも適宜選定し、又状況によっては県へ要請するなど臨機応変の措置を講じる。

ウ 建築資材の確保については、県へ要請すると同時に、市内の事業者、団体に対し建築資材の安定供給について協力を要請する。

(5) 入居者の選定

応急仮設住宅に収容する入居者は、下記アの対象者のうちから、下記イに該当するもので、住宅の必要度の高い者から民生・児童委員等の意見を聞き選定する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が決定するが、市長に委任された場合は市長が決定する。

ア 次のいずれにも該当するもの

- (ア) 災害のため住家が全壊（焼）流出したもの
- (イ) 居住する仮住家がないもの
- (ウ) 自己の力では、住宅を建築することができないもの

イ 上記アの該当者のうち下記要件を備えているもの

- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者

(6) 供与期間

応急仮設住宅供与期間は建築工事完了の日から2年以内とする。

(7) 運営管理

市、県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を促し、生活者の意見を反映できるよう努める。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

2 被害住宅の応急修理

(1) 対象世帯の選定

住宅が半壊（焼）し、日常生活に欠くことができない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない世帯

対象世帯の選定にあたっては、建設部（住宅政策班）及び保険年金班と十分連絡をとり、被災者台帳から対象世帯（生活困窮者等）を選定する。

(2) 被害者住宅の調査及び修理箇所の範囲

ア 対象世帯として選定された住宅の被害箇所及び程度を的確に把握するため、速やかに現地調査を実施すると同時に応急修理箇所を決定する。

イ 住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損箇所で居室、炊事場及びトイレ等必要最小限度の部分とする。

ウ 費用限度額

別に定める範囲内とする。

エ 応急修理の期間

災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了とする。

オ 工事の発注及び資材の確保（市が委任を受けた場合）

- (ア) 工事は、原則として請負工事とする。
- (イ) 施工業者の選定にあたっては、緊急時であることから、市内の建築組合及び建設団体

などを通じ地元業者に請負わせ、手不足を生じるときは、県を通じ県内外業者の援助を要請する。

(ウ) 建築資材の確保については「応急仮設住宅の建設」に準じる。

3 市営住宅等の提供

(1) 被災者への仮住宅として市営住宅の空き家を提供する。

(行政財産の目的外使用許可手続による。)

(2) 提供可能な住宅をマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

(3) 入居者の選定は「応急仮設住宅の入居者の選定」に準じる。

(4) その他、民間賃貸住宅や空き家等の活用等により、仮住宅の迅速な提供に努めるとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第29節 文教対策計画

日常の防災に関する措置、風水害等の災害時における児童・生徒等の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

1 学校教育対策

(1) 災害発生のおそれがある場合の措置

ア 気象情報等により風水害等の災害発生が予想される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校や登校時刻変更等の措置をとり、児童・生徒が家庭で保護者とえられるよう配慮する。

下校措置にあたっては、帰宅経路の安全確認及び保護者への連絡を行ったうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添うものとする。

イ 校外活動中に風水害等の発生が予想される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を休止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させるものとする。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保したうえで本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行うものとする。

(2) 災害発生時の措置

ア 在校時の場合

児童・生徒が在校しているときに災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(ア) 発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(イ) 避難誘導

教職員は、避難経路の安全を確認のうえ、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ウ) 安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、校長に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助にあたる。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(エ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全を確認のうえ、児童・生徒を速やかに下校させる。

下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添うものとする。

被災状況により、あらかじめ保護者へ連絡のうえ、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保するものとする。

ただし、保護者への連絡ができない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りにくるまで学校で保護するものとする。

イ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、家族への確実な引き渡し、若しくは学校での保護を行う。

ウ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいないときに災害が発生した場合、次のとおりとする。

(ア) 教職員の対応

教職員は、直ちに勤務校に参集する。ただし、交通事情等により勤務校に参集できない教職員は、可能な学校に参集する。

(イ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(3) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、その結果を直ちに防災行政無線その他の使用可能な通信手段により学校教育班等へ報告する。

学校教育班は、前段の情報を整理し、危機管理班へ伝達するとともに、必要な措置について関係機関へ要請する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置をとった場合は、学校教育班等へ報告する。更に休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

(ア) 校舎の破損、倒壊等により、教育活動の実施が困難な場合

(イ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合

(ウ) 教職員の確保が困難で教育活動が困難な場合

(エ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ 各学校における体制の確立

校長は、災害発生状況等により必要に応じて、教職員の体制を確立する。

体制は、概ね、統括（校長、教頭等）、情報連絡係、巡視係、消火係、救助係、搬出係、誘導係、避難所支援係（避難所となった場合に限り）等を係として教職員を配置させるが、被害状況等に応じて弾力的に組み替えての体制をとる。

エ 避難所開設及び運営の協力

校長等は、避難所対応班、自治会連合会、地域自主防災組織等と連携して避難所の開設・運営に積極的に協力する。

ただし、児童・生徒の安全確保を最優先とする。

(ア) 教職員等の基本的役割

校長等は、避難所運営担当の避難所対応班が出動困難な場合における避難所初期対応、並びに避難所施設管理者としての指示及び協力を次のとおり行う。

- ・校長—施設管理者として自主防災組織の代表者と連携して避難所運営を支援する。
- ・教頭、教諭—校長の指揮のもとで学校の避難所運営を支援する。
- ・養護教諭—学校医と連絡をとり、避難所の救援活動を支援する。
- ・事務職員等—教育部との情報連絡、学校施設のライフライン確保にあたる。

(イ) 避難所の優先順位

避難所には、体育館、集会室、普通教室の順に開設するものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所としては使用しない。

高齢者、妊婦、乳幼児等の要配慮者には、優先的に条件の良好な部屋（和室等）を提供する。

(4) 教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努めるものとする。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握したうえ、次のとおり体制を確立する。

ア 児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向（避難先等）及び児童・生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ 授業体制

校長は、教育委員会と協議のうえ、次のような授業形態で授業を行う。

- ・短縮授業・合併授業・二部授業・分散授業・複式授業・前記の併用授業

ウ 学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育総務班と協議のうえ、校舎等の応急措置、安全点検（危険度判定調査）設備の復旧を進める。

なお、教育総務班は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議のうえ、次のような措置をとる。

(ア) プレハブ等仮設施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。

(イ) 被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。

(ウ) 隣接市町に対し類似施設の使用を要請する。

エ 教育実施者の確保

学校教育班は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

(ア) 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。

(イ) 交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、学校教育班と協議のうえ、可能な学校へ赴き指導する。

- (ウ) 県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。
- (エ) 県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ 児童・生徒及び教職員の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、教職員に対しては、「心のケア相談室」を教育相談センター内に開設し、必要に応じて学校への巡回相談を実施するとともに、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得、学校の保健、衛生管理に努める。なお、スクールカウンセラー等の派遣が必要な場合は、教育委員会と協議するものとする。

- (ア) 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
- (イ) 防疫上必要と思われる場合は、福井市保健所の指示により臨時の予防接種を行う。
- (ウ) 飲料水の水質検査を実施する。
- (エ) 校舎消毒用薬品の確保を図る。
- (オ) し尿及び汚物の処理を行う。

(5) 学用品の調達・支給

災害により住家が被害を受け、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対して、災害救助法施行細則に定めるところにより、学用品を支給する。

ア 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、半壊、半焼、流失及び床上浸水等の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）とする。

イ 対象者の把握

学校教育班は、校長の協力を得て、救助対象者の確実な学年別人員数等必要な事項を把握する。

ウ 学用品の調達

学校教育班は、校長の報告に基づき、必要な学用品を調達する。

エ 学用品の支給

学用品は、学校を通じて支給対象者に支給する。

オ 学用品の範囲

学用品の範囲は、教科書、教材、文房具及び通学用品とする。

カ 費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品は県の定める額を限度とする。

キ 支給期間

教科書及び教材は災害発生の日から1か月以内に、文房具及び通学用品は災害発生の日から15日以内に支給を完了するものとする。

(6) 学校給食の措置

ア 児童・生徒に対する学校給食は、次の場合には一時中止する。

- (ア) 感染症その他の危険の発生が予想される場合
- (イ) 災害により、給食食材が入手困難な場合
- (ウ) 給食施設が被災し、実施が不可能となった場合

- (エ) 被害を受けなく避難所となった学校において、食料供給上の緊急措置として、学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (オ) その他、給食の実施が適当でないと認められる場合
- イ 学校施設の被災により中断された給食を再開するため、次の措置をとるものとする。
 - (ア) 給食施設・設備、給食関係職員、納入業者等の被害状況を把握し、学校再開に合わせて学校給食が実施できるよう努める。
 - (イ) 被害状況等により完全給食の実施が困難な場合は、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、状況に応じて給食を実施する。
 - (ウ) 完全給食の再開にあたっては、施設・設備の清掃消毒及び衛生検査並びに給食関係職員の健康診断を実施し、衛生管理について万全を期すとともに、再開可能校から逐次実施する。

2 公民館施設及び体育施設の応急対策

生涯学習班、スポーツ班、公民館長及び施設管理者は、災害が発生した場合において速やかに被害の発生状況を把握し、その状況に応じた措置を講じるものとする。

(1) 利用者の安全確保

施設管理者は、直ちに施設で行われている事業を中止し、人命の安全確保を図る。

(2) 避難誘導

施設利用者については不特定多数である場合が多く混乱が予想されるため、施設の管理者は速やかに適切な指示と避難誘導を行う。

(3) 被害状況等の情報収集・伝達

施設管理者は、速やかに被害状況等を把握し、生涯学習班、スポーツ班に報告する。

(4) 避難所となった場合の対応

施設が避難所となった場合、施設管理者は避難所対応班及び自治会連合会、自主防災組織などと緊密に連携を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。

(5) 食料等の集積場所となった場合の対応

施設が食料等の集積場所となった場合、施設管理者は農政企画班、納税班及び自治会連合会、自主防災組織と緊密に連携を図り、施設使用について適切な対応措置をとるものとする。

3 文化財の応急対策

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

(1) 被害状況の確認

文化財保護班は、所有者又は管理者に文化財の被害状況を確認する。

(2) 被害拡大防止のための応急措置

文化財保護班は、被災状況を確認したときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。

第30節 商工業対策計画

風水害等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、食料や生活関連物資等の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

1 被害状況調査

(1) 食料、物資等の緊急調査

緊急時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通に関わる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

ア 調査対象範囲

市内の主要な製造事業所及び流通（卸売店、百貨店、量販店、小売店、小売り市場など）に関わる事業所

イ 対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

ウ 調査・監視体制

商工振興班の職員による面接調査及び可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

エ 調査内容等

（ア）店頭価格及び価格動向

（イ）物資の需給動向及び流通状況

(2) 一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

ア 調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所（物の生産又はサービスの提供を業として行っている個々の場所）

全ての事業所 - 総務省統計局の経済センサスの対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類 A - 農業」「大分類 B - 林業」「大分類 C - 漁業」に属する事業所は除外する。

イ 調査の単位

総務省の経済センサスに準じる。

ウ 調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

エ 調査体制

調査は商工振興班の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合等の商工関係団体、自治会への委嘱による体制とする。

オ 調査事項

事業所被害状況調査表による。

2 食料、生活関連物資の安定供給対策

(1) 物価相談窓口の開設

売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなどに対応するための相談窓口を市役所内に設置する。

(2) 事業所等に対する指導、要請

市民サービス推進班は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき、値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食料や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

(3) 調査結果等の情報提供

調査結果等については、広報プロモーション班を通じ適宜、住民に情報提供するものとする。

3 雇用対策

(1) 災害復旧工事労働者の確保

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、福井公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

4 指定避難所への食料、生活必需品等の供給支援

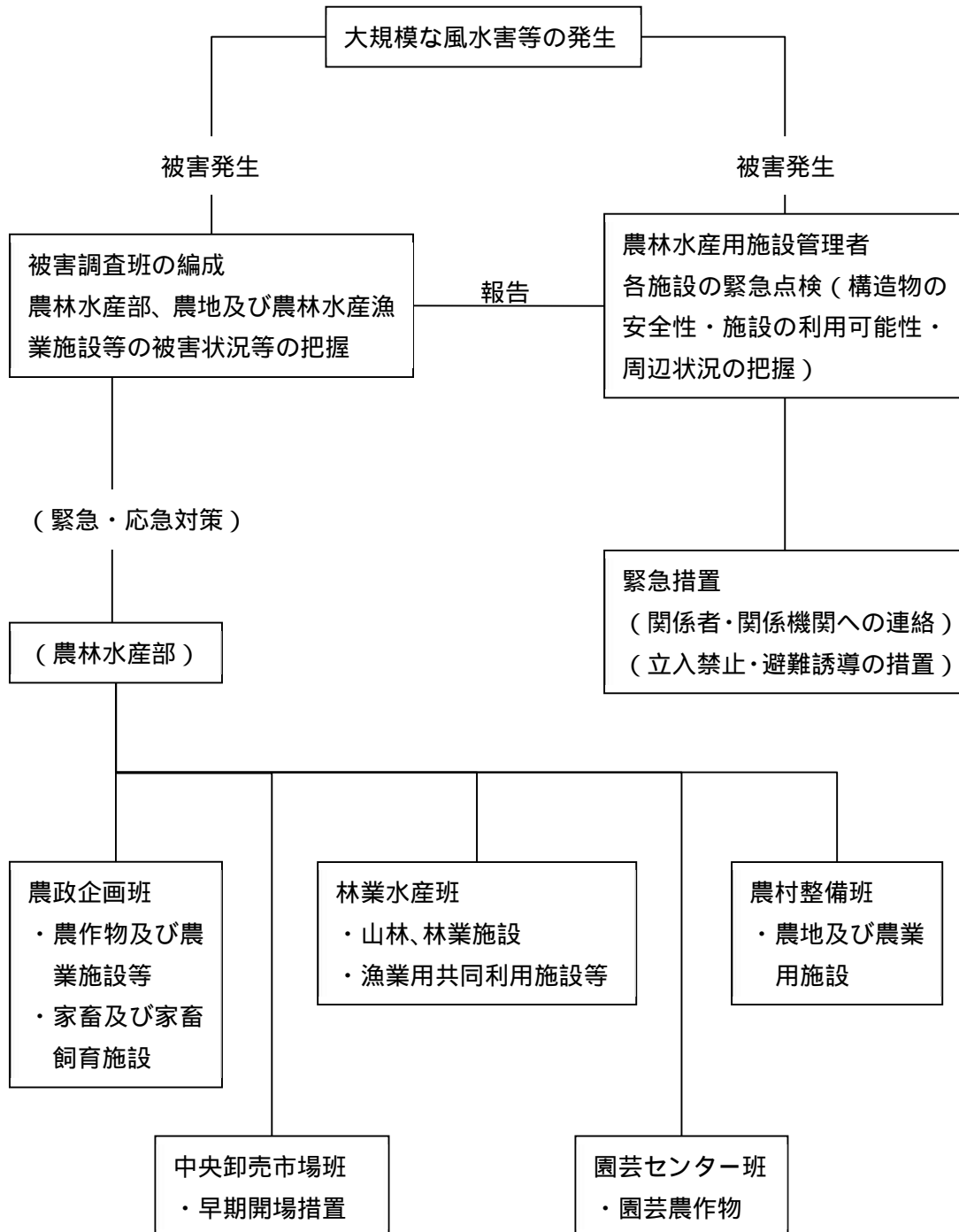
契約班・農政企画班・中央卸売市場班は、指定避難所で必要とする食料、生活必需品等の確保について避難所対応班から要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼するなど協力するものとする。

第3.1節 農林水産業等対策計画

大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、漁業用共同利用施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には県及び農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに被災した施設等については、機能を回復するための応急対策について定める。

1 農林水産業施設等応急対策フロー図



2 被害状況の把握

- (1) 農林水産部は、大規模な災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜産、農業用施設、山林、林業施設、漁船、漁業用共同利用施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。
- (2) 農業用施設及び漁業用共同利用施設等の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市及び関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための指示等適切な避難誘導を実施するものとする。
- (3) 把握した被害状況は農政企画班が取りまとめ、対策本部に報告するとともに「農林水産業被害報告取りまとめ要領」に基づき、県へ報告する。

3 農作物及び農業用施設等

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農政企画班及び農村整備班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び関係農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
- イ 農業用燃料の漏出防止措置
- ウ 農薬の漏出防止措置

(2) 応急対策

農政企画班及び農村整備班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物及び農業用施設等の被害状況を把握し、県に報告するとともに、被害状況に応じた応急対策を講じるものとする。

ア 種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要なことから、市内の農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

イ 病害虫の予防

災害により農作物に病害虫の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合を通じた病害虫駆除のための薬剤散布を実施する。

ウ 中央卸売市場の早期開場措置

中央卸売市場班は、集出荷団体の協力を得て、市内及び周辺地域の青果物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

エ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給

オ 農作物の生育段階に対応した生産管理技術指導

4 家畜及び家畜飼養施設

(1) 二次災害防止のための緊急対策

農政企画班は、被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農業協同組合及び飼育農家に対し、次の指導又は指示を行う。

- ア 畜舎の二次倒壊防止措置及び生存家畜の速やかな救出措置
- イ 家畜の逃亡防止及び捕獲、収容による住民への危害防止措置

(2) 応急対策

農政企画班は、農業協同組合等との連携・協力のもと、家畜被害に対する応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。

ア 家畜の防疫等

家畜に伝染病が発生又はまん延するおそれのある場合は、県家畜保健衛生所、農業共済組合等を通じ緊急に予防接種や畜舎の消毒を実施する。

イ 家畜等の死体処理

河川、海岸等で家畜の死体が発見されたときは消毒等の措置を速やかに行い、県家畜保健衛生所の検視を受けた後、へい獣処理場へ処理を依頼する。

5 農業土木の応急対策

(1) 農地の湛水排除

河川等の決壊により生じた湛水を排除するため、県や土地改良区、水防団、農家組合等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

(2) 排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

(3) 農業用施設等の応急工事

農業用施設の被害や農地等の湛水被害を最小限度に食い止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

(4) 農業集落排水施設

災害等により下水の排水に支障を来す被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

6 漁業用共同利用施設等

(1) 二次災害防止のための緊急対策

林業水産班は、漁業用共同利用施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために福井市漁業協同組合、越前漁業協同組合及び漁家に対し、次の指導又は指示を行う。

ア 船舶燃料等の漏出防止措置及び拡散防止又は関係機関への協力要請

イ 流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置又は関係機関への協力要請

ウ 流出油の拡散防止、回収、無害化措置又は関係機関への協力要請

(2) 応急対策

林業水産班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

ア 水産（機能）施設

冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県及び福井市漁業協同組合、越

漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

イ 流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防部、県、福井海上保安署、福井市漁業協同組合、越前漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や漁船及び転覆船の処理対策についても協力して対応するものとする。

ウ 漁業者に対する広報

水産（機能）施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁船等に対する水産（機能）施設被害状況の情報提供を行う。

エ 応急対策用資材の円滑な供給

7 市場の早期開場措置

中央卸売市場班は、集出荷団体の協力を得て、市内及び周辺地域の青果物・海産物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

被災した市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県及び市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設市場を開場するよう努める。

第3.2節 要配慮者応急対策計画

風水害等の災害が発生するおそれがある場合の事前周知・事前避難や、発生直後の避難誘導や避難所での生活環境、健康状態の把握など、要配慮者の応急対策について計画を定める。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 事前避難

施設管理者は、風水害等の災害が発生するおそれがあるために避難指示等が出された場合、直ちに避難体制を整え、入・通所者の安全な避難誘導を行うものとする。

(2) 施設の安全確認

災害発生直後、施設管理者は直ちに組織的な防災体制を取り、出火の防止措置等、二次災害を最小限に止めるための措置をとる。

(3) 避難場所への誘導

施設管理者は施設の被災状況を判断し、避難が必要な場合は入・通所者全員の確認後、最も適切な方法によりあらかじめ決められた避難場所へ入・通所者を誘導する。

なお、近隣住民や自主防災組織の協力を得て避難するよう努める。

(4) 入・通所者の安否確認、所在の把握（施設の被災状況報告）

災害発生直後、施設職員は定められた防災業務計画に基づき入・通所者の安否確認や施設の被災状況等を確認する。

なお、状況により（電話等の通信が可能な場合）保護者や家族に連絡をとり、必要な措置をとるものとする。

(5) 入所者の安否や施設の被災状況の報告方法

施設管理者は、入・通所者の安否や所在、施設の被災状況を取りまとめ、的確かつ迅速に福祉政策班へ報告する。福祉政策班は、報告された情報を災対本部に報告する。

なお、被害が甚大で電話による通信が不能の場合は、近くの公民館等の防災行政無線により報告する。

(6) 高齢者、障がい者等の被災者の緊急入所（短期・長期）の対応

施設管理者は、避難所や在宅での生活が困難となった高齢者や障がい者の緊急受入れ（短期・長期）について依頼された場合、定員の許す範囲で受け入れる。

なお、定員枠を超えて高齢者や障がい者を受け入れるよう通知があった場合は、定員枠を超えて受入れを行う。

(7) 施設・設備の開放

施設管理者は、災害時、浴室や食堂、医務室等、利用可能な施設・設備を地域住民に開放するものとする。

(8) 施設使用不能の場合の対応

施設管理者は、災害時の被災状況から施設・設備が使用不能になった場合、入・通所者を介護可能な他の社会福祉施設への移送や保護者等の同意による自宅待機とする対応をとる。

また、保育園等の園児については保護者に直接引き渡しし、再開までの間自宅学習とする。

なお、保護者の都合等により緊急に保育が必要な園児については、保育が可能な近隣の代替施設で保育を行えるように努める。

2 避難行動要支援者に対する対策

(1) 事前周知及び安否確認

風水害等の災害発生のおそれがある場合、地域住民、自主防災組織、消防機関等の協力のもとパトロール等を行い、あらかじめ提供を受けた避難行動要支援者名簿等により避難行動要支援者に対する事前周知及び安否確認等を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿（対象者名簿）の活用

市は、避難行動要支援者の対象者名簿を作成し、災害時に活用する。災害時には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供する。

(3) 避難支援及び救助活動

避難行動要支援者の避難支援については、近隣に居住する住民や自治会、自主防災組織等が協力し、個別避難計画に基づき安全かつ迅速に行うように努める。

避難行動要支援者の救助については、消防部、警察官等が近隣に居住する住民や自治会、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速に行うように努める。

避難支援及び救助にあたっては、活動する者自身の安全確保に留意して活動を行う。

(4) 在宅援護（ケア）

在宅で援護可能な高齢者や障がい者等の要配慮者に対しては、ホームヘルプサービス・訪問看護等福祉サービスを優先的に提供し、在宅生活の支援をする。

また、その要配慮者について、地域住民や自治会、自主防災組織、民生・児童委員、ボランティア、介護サービス事業者等の協力を得て把握に努める。

3 避難所での支援

(1) 要配慮者の実態把握

要配慮者支援班は、避難所対応班等と連携し、高齢者や障がい者等を対象とした実態調査を実施し、要配慮者の実態を速やかに把握するよう努める。

(2) 高齢者や障がい者等の健康状態の把握

要配慮者支援班は、避難所対応班等と連携し、実態調査により把握した高齢者や障がい者等を対象として健康調査を実施する。

(3) 高齢者や障がい者の福祉避難所等への搬送

避難所対応班等から報告された避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等については、必要に応じ、自主防災組織など避難支援等関係者が福祉避難所へ搬送する。また、緊急入院が必要な場合については、病院等へ搬送を実施する。

(4) 要配慮者のための情報機器等の設置

聴覚障がい者や視覚障がい者等の避難している指定避難所に対して、いち早く災害情報を把握できる文字放送テレビやファクシミリ、ラジオ等の機器を設置するよう努める。

(5) 手話奉仕員等の派遣

障がい福祉班は、実態調査により手話通訳等を必要とする避難所に対しては、ボランティア等の協力による手話奉仕員を派遣する。

(6) 障害者手帳、補装具、日常生活用具の交付・修理等

障がい福祉班は、災害により紛失や破損した障害者手帳、車椅子、補聴器、杖等の交付・

修理等について、障がい者やその家族等からの申し出により速やかに対応する。

(7) 医師、看護職、介護職、ソーシャルワーカー等の巡回相談の実施

健康管理センター班は、実態調査により把握した要配慮者に対しては、医師、看護職、介護職、ソーシャルワーカー等による定期的な巡回相談を実施するとともに、必要に応じて医薬品の提供や治療、生活支援や心のケア等を行う。

4 外国人等への対策

(1) 外国語による災害情報の提供

観光振興班は、外国人への災害情報の提供のため、ラジオ放送や印刷物の多言語化を図るとともに、国際交流団体などと連携して、メール等を活用した情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

観光振興班は、語学能力のある職員や国際交流団体などから派遣を受けた通訳ボランティア等の協力を得て、日本語によるコミュニケーションが困難な外国人の相談を受け付ける窓口を市役所内、又は平常時活用の多い公共施設等に開設する。

(3) 通訳ボランティアの確保

観光振興班は、県や国際交流団体などに協力を得て、通訳ボランティアの確保に努める。

5 要配慮者の一元的対応の整備

福祉健康部は、災害発生後に要配慮者の安否確認・避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施するための専門部門を設ける。

第3.3節 ボランティア活動支援計画

大規模な災害等による災害応急対策を実施するうえで、効果的なボランティア活動が行われるために、福井市災害ボランティアセンター連絡会、県や日本赤十字社福井県支部などの関係機関との連携体制を構築するとともに、ボランティアニーズの把握や情報の提供等、ボランティア活動に対する支援体制について定める。

1 災害ボランティアの受け入れ体制

- (1) 市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティアセンター連絡会に対し、「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置を要請することができる。「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」は、県、災害対策本部と連絡をとり、被害状況に応じて、以下の活動を行うとともに、あらゆる広報媒体で周知を行う。

ア 災害ボランティアセンター

- ・災害全般の状況を把握するとともに、行政や関係機関と連携し、現地ボランティアセンターが円滑かつ効率的に運営されるように総合調整を行う。
- ・災害ボランティアセンターの活動方針や運営については、災害ボランティアセンター自らの決定に委ねることとし、市民協働・ボランティア推進班はその運営に協力するものとする。

イ 現地ボランティアセンター

- ・被災地の活動拠点として、行政機関と連携し、被災地の状況やニーズを的確に把握し、災害ボランティアセンターからの指示に基づき、又は災害ボランティアセンターに要望を行い、円滑かつ効率的に活動が行われるよう調整する。
- ・ボランティアニーズは、避難所や救援物資集積所等、自治会、民生委員・児童委員等と連携し、把握に努める。

- (2) 「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」の設置場所については、施設の状況や活動先への距離、交通の利便性等を考慮し、柔軟に判断を行うものとする。

2 災害ボランティアの活動内容

(1) 一般ボランティア

下記の活動のうち、特別な経験や資格を必要としない安全なもの

「災害ボランティアセンター」及び「現地ボランティアセンター」で対処する。

- ・被災家屋の清掃、片付け、家財道具運搬
- ・避難所等の管理・運営補助
- ・避難者の生活援助
- ・救援物資等の搬送・整理
- ・炊き出しなどの食事サービス
- ・情報収集活動
- ・その他災害時に必要となる活動

(2) 専門ボランティア

一定の経験や資格を必要とする活動

庁内の班と関係機関が連絡・調整を行い対処する。

- ・介護
- ・輸送
- ・応急危険度判定士
- ・外国語通訳
- ・点字・朗読・手話通訳、要約筆記
- ・ボランティアのコーディネート
- ・被災動物等の保護及び収容
- ・その他災害時に必要となる活動

3 災害ボランティア活動への支援

「福井市災害ボランティア活動支援基金」等を活用し、災害ボランティアセンター及び現地ボランティアセンターの運営とボランティア活動を円滑に行うため、次の支援を行う。

- (1) 災害対応状況、把握したボランティアニーズ等の情報提供
- (2) 災害ボランティアセンター及び現地ボランティアセンターの運営に必要な資機材の提供
- (3) 会議室等の活動拠点の提供
- (4) 光熱水費などの経費の負担
- (5) 職場や学校へ提出するための従事証明書の発行
- (6) ボランティア活動従事者に対する心のケア 等

4 ボランティア保険への加入

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者は、ボランティア保険に加入するものとする。

第3.4節 降雪期の交通確保計画

冬期間における道路交通の安定化と、安全かつ安心な市民生活の確保のため、国・県・市並びに市民・事業者が互いに連携、協議しながら、効率的かつ効果的な除排雪作業を実施する。

1 市の除雪対策概要

除雪は、市民協働のもと、路線ごとに配備された除雪機械により実施する。

主要な幹線道路については、国道や県道を管理する国、県等と連携し、道路交通ネットワークの維持に努める。その他の市道については、地域住民との連携を図り、降雪状況に応じて効率的な除雪を実施する。

(1) 除雪組織

福井地方気象台の発表する気象情報を参考とし、原則として12月1日から翌年の3月31日まで福井市除雪対策本部を建設部に設け、本部長である建設部長の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。異常降雪で市長が特に必要と認めたときは、道路交通確保が十分行われるよう、除雪対策本部を道路雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入される。

(2) 除雪路線の区分

交通量を基準とし、路線の性格を勘案して路線を次表のとおり区分する。

路線名	区 分 内 容	実 施 頻 度
最重点除雪路線	・ 県の最重点除雪路線とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路 ・ 中核サービスステーション（中核給油所）へのアクセス道路	降雪・積雪の状況に応じて実施
重点除雪路線	・ 県と連携し、重点的な除雪を実施する道路 ・ 公共交通機関の運行や物流・燃料配送等を確保するための道路	
緊急確保路線	・ 国・県道とアクセスする幹線道路及びバス路線などの生活幹線道路	
一般除雪路線	・ その他の未除雪路線、自治会等協力除雪路線を除いた道路	
消雪施設路線	・ 消雪施設が設置された道路	消雪施設による対応
春期除雪路線	・ 冬期間閉鎖し、融雪期を待ち除雪を行う道路	春期に1回のみ実施

(3) 除雪出動基準

除雪出動基準は、原則として次表のとおりとする。ただし、その他特別の事由等により、本部長が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

路線名	出 動 内 容
最重点除雪路線	積雪深 5 cm 以上を目安とし、県の最重点路線出動と連携し出動する。
重点除雪路線	新降雪深 10 cm を超え、異常な降雪がある又は見込まれるとき、県の除雪出動と連携し出動する。
緊急確保路線	新降雪深 10 cm を超え、県の除雪出動と連携し出動する。
一般除雪路線	新降雪深 10 cm を超え、気象情報等から更に降雪が予想されるとき、早朝 2 時頃より出動する。

(4) 除雪の実施体制及び組織

各除雪体制の基準は、次表のとおりとする。

体 制	降雪の状況	内 容	組 織
準備体制	気象情報等により降雪が予想される場合	・除雪協力企業及び職員の待機	除雪対策本部
平常体制	積雪深が、10 cm 以上ある場合	・出動基準に基づき除雪出動（最重点路線は 5 cm） ・雪捨場の準備・開設 ・主要交差点部の排雪	
警戒準備体制	積雪深が、60 cm 以上ある場合	・必要箇所の拡幅除雪 ・必要箇所の排雪 ・情報連絡の強化 ・道路雪害対策本部設置準備	
警戒体制	積雪深が、警戒積雪深の 90 cm に達した場合	道路雪害対策本部設置 ・除雪協力企業による相互支援による除雪の実施 ・情報連絡の強化	道路雪害対策本部

(5) 大雪時における除雪協力企業のグループ化

大雪時において、物流の停滞や路線バスの運休等を防ぐため、最重点除雪路線及び緊急確保路線を優先かつ早期に除雪する必要がある。そのため、除雪作業ブロック内であらかじめ除雪協力企業のグループ化を行い、相互に応援できる体制を構築する。

(6) 歩道除雪

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、降積雪状況に応じ、適宜実施する。対象は原則として、学校から半径 500 m 程度内の通学路、総合病院周辺、市内中心部を対象とする。作業は歩道上の積雪深が 20 cm を上回っている場合を基準とし、降雪状況を観察しながら天候がほぼ安定したときに実施する。作業の水準としては、長靴・防寒靴で歩行可能な状態を確保するものとする。ただし、県の早期歩道除雪路線と連絡する市の歩道除雪路線については、県の出動と連携して歩道除雪を実施する。

(7) 連絡体制

企画・直営班は、除雪作業を円滑かつ合理的に遂行するため、次の事項に留意し、県やその他の関係機関との連絡体制を強化・確立する。

ア 福井土木事務所及び関係機関と待機の有無、除雪の開始・終了等の連絡を密にし、連携のとれた除雪作業を行う。

イ 所轄警察署と除雪実施計画につき協議し、路上放置物件の取締り、除排雪作業に対する交通整理、その他の協力を要請する。

ウ 国道、県道、ＪＲ線、私鉄との交差点及び並行路線を除排雪する際は、相互連絡を徹底し、円滑な通行を確保する。

エ 除排雪作業に伴い通行規制を行う場合には、関係機関への情報提供を行う。

(8) 住民協力を得るための広報活動の実施

雪国の快適生活７ヵ条を広報ふくいや市のホームページ等に掲載し広報することで、除雪に対する協力を呼びかける。

(9) 除雪に関する情報提供

市民や道路利用者等に対して、市のホームページやＳＮＳ等の情報提供ツールを活用し、除雪に関する情報提供を行う。

(10) 救助・救急及び医療活動

県、市町及び道路管理者、近畿地方整備局並びに中部地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

第35節 災害救助法による救助計画

市域に風水害等の大規模な災害が発生し、被災者が応急的な救助を必要としている場合は、災害救助法の適用を要請するための所定の手続を行うとともに、迅速かつ的確な災害救助業務を実施し、被災者の基本的生活の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

1 災害救助法の適用基準

次の(1)～(5)のいずれか一つに該当する場合

- (1) 住家の滅失した世帯が、市域内で100世帯以上に達した場合
- (2) 県内の住家滅失世帯数1,000世帯以上であって本市における住家滅失世帯が50世帯以上に達したとき
- (3) 県全体で5,000世帯以上が滅失した場合で、本市において多数の世帯の住家が滅失したとき
- (4) 災害が隔絶した地域に発生し、前記にいう世帯数に及ばないが救護を著しく困難とする場合で事前に厚生労働省との協議を行ったとき
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じる場合で、住家の被害に関係なく適用できるが、事前に厚生労働省との協議を行ったとき

2 滅失世帯の判定基準

(1) 滅失世帯の認定

- ・ 住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準
- ・ 住家が半壊、又は半焼した世帯は2世帯、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状況となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家滅失世帯として取り扱う。

滅失世帯 = (全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼 $\times 1/2$) + (床上浸水等 $1/3$)

(2) 住家滅失の認定

被害区分	判定基準
全壊 全焼 流出 (滅失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。住居全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70パーセント以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のものとする。
半壊 半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上50パーセント未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。 土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊程度に達しない程度のもの。

3 災害救助法の適用手続

(1) 被害報告・適用申請

市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

ア 災害救助法の適用申請事務は市長の指示により福祉政策班が行う。

イ 報告内容は以下のとおり

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 被害状況調べ
- (エ) 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他必要事項

4 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び費用の限度額等

(1) 救助の種類

救助は、国の責任において行われるが、その実施については県知事に全面的に委任されていることから、県知事は国の機関として救助にあたる。

第36節 土砂災害応急対策計画

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われるおそれがあるので、防災関係機関が、災害の発生した場合又は発生するおそれがある場合に十分な対策の実施を図る。

1 現地確認による情報の収集

(1) パトロールの実施

土砂災害警戒情報等に基づき土砂災害が発生するおそれのある箇所のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(2) 住民による状況の把握

自主防災組織、自治会等においても、土砂災害が予想される場合には、住宅周辺の斜面等に異常がないか確認に努めるものとする。なお、土砂災害の前兆現象を発見した場合は、市に連絡するとともに、自主的に安全な場所への避難を呼びかけるものとする。

2 土砂災害警戒情報の活用と伝達

福井県と福井地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町の長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町ごとに発表する。なお、大地震が発生した場合には、暫定基準による運用を行う事がある。発表された市町は、屋外拡声子局、戸別受信機、携帯電話による緊急情報メールの配信などを活用して、住民への周知を図る。

3 避難活動

土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。

4 避難指示の解除

市は、避難指示の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。国及び県は、市から土砂災害に関する避難指示等の解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市に助言を行うものとする。

第3.7節 暴風・竜巻等災害応急対策計画

暴風・竜巻等による被害を最小限にとどめるため、防災関係機関が、災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急対策を実施するための計画である。

1 災害情報の収集・伝達

県、市及び関係機関は、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

また、強風注意報、暴風警報、竜巻注意情報等の伝達周知について、防災関係機関に徹底を図る。

2 住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

3 災害応急対策の実施

県、市及び防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の災害応急対策を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者援護計画

災害により被害を受けた市民の自立復興を促進し、もって市民生活安定の早期回復を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら迅速かつ公平な被災者の援護について計画を定める。

被災者の生活再建に向けては、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理体制の構築に加え、生業や就労の回復、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じるものとする。

県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

1 融資・貸付・資金等による援護計画

(1) 災害弔慰金

福祉政策班は、自然災害により死亡した市民の遺族に対し、「福井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号）」に基づき、次の弔慰金等の支給をする。

種 別	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害（災害発生から起算して2年を経過していないものが対象）	自然災害により死亡した市民の遺族 (1) 死亡当時、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。 (2) 同順位の遺族については、次に掲げる順序 ・配偶者 ・子 ・父母 （養父母が先で実父母が後） ・孫 ・祖父母 （養父母の父母が先で実父母の父母を後にし、父母の養父母を先で実父母を後にする。）	・死亡者1人につき主たる生計維持者の死亡の場合 500万円 ・それ以外の場合 250万円 ただし、既に災害障害見舞金を受けている場合は、見舞金額を控除した額を支給

(2) 災害障害見舞金

福祉政策班は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し「福井市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、災害障害見舞金を支給する。

種 別	対 象 災 害	対 象 者	支 給 額
災害障害見舞金	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条に規定する災害	・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に揚げる程度の障害を受けた者	・ 障害者1人につき主たる生計維持者の場合250万円 ・ それ以外の場合125万円

(3) 災害援護資金の貸付

福祉政策班は、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活立て直しの資金として「福井市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき災害援護資金の貸付を行う。

ア 貸付限度額

世帯主の負傷区分	被害の程度	金 額
・療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷があり、かつ次のいずれかに該当する場合	家財についての被害金額が、その家財の価格のおおむね3分の1以上である損害及び住居の損害がない場合	150万円
	家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250万円
	住居が半壊した場合	270万円 (特別の事情がある場合は350万円)
	住居が全壊した場合	350万円
・世帯主に1か月以上の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合	家財の3分の1以上の損害があり、かつ住居の被害がない場合	150万円
	住居が半壊した場合	170万円 (特別の事情がある場合は250万円)
	住居が全壊した場合	250万円 (特別の事情がある場合は350万円)
	住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

イ 災害援護資金の償還期間は10年以内とし、据置期間はそのうち3年(の場合は5年)とする。

ウ 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則に定める率とする。

エ 償還額については、次のとおりとする。

(ア) 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

(イ) 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(ウ) 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(4) 福井市災害見舞金

福祉政策班は、市民が市の区域内において発生した災害により被害を受けた場合に、「福井市災害見舞金支給規則」に基づき災害見舞金を支給する。(災害発生から起算して2年を経過していないもの)

対 象 者	被 害 の 区 分	支 給 額
・住家が災害により被害を受けた場合には、当該被害を受けた世帯の世帯主(当該災害により世帯主が死亡した場合には、当該死亡者の遺族又は葬祭を行った者)	全焼等であって、その原因が火災等の不慮の人為的災害であるもの	100,000円
	半焼等であって、その原因が火災等の不慮の人為的災害であるもの	70,000円
	一部焼等であって、その原因が火災等の不慮の人為的災害であるもの	30,000円
	全焼等であって、その原因が異常な自然災害であるもの	200,000円
	半焼等であって、その原因が異常な自然災害であるもの	140,000円
	一部焼等であって、その原因が異常な自然災害であるもの	60,000円
	床上浸水であって、その原因が異常な自然災害であるもの	10,000円
・死亡した者の遺族	市民が災害により死亡した場合	50,000円
・当該住家の世帯主	災害を受けた家屋以外の住家を当該災害による人命の救助のため損壊した場合	30,000円

(5) 被災者生活再建支援制度

福祉政策班は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の生活の開始を迅速かつ確実に支援するものとする。

(令和元年12月)

対 象 と な る 災 害 (自 然 災 害)	支 給 対 象 世 帯
1 災害救助法施行令第1条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該 当する被害が発生した市町村に係 る自然災害	(1) 住宅が全壊した世帯
2 10以上の世帯の住宅が全壊す る被害が発生した市町村に係る自 然災害	(2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、 その住宅をやむを得ず解体した世帯
3 100以上の世帯の住宅が全壊 する被害が発生した県の区域に係 る自然災害	(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住 不能な状態が長期間継続している世帯
	(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ 住宅に居住することが困難である世帯(大規模 半壊世帯)
	(5) 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなけれ ば居住することが困難な世帯

(支給額)

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

(基礎支援金)

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

住宅の 被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	50万円	—

(加算支援金)

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

住宅の 再建程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊 解体 長期避難 大規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(注)被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入又は補修する場合は、合計で200万円(中規模半壊の場合は100万円)又は100万円(中規模半壊の場合は50万円)を支給限度額とする。

ア 支援金の申請期間

基礎支援金

災害発生日から13月以内

加算支援金

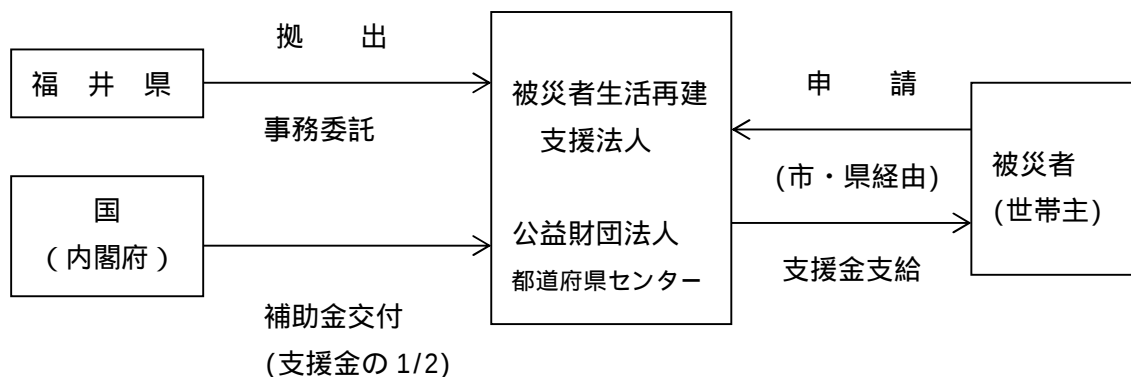
災害発生日から37月以内

イ 手続

基礎支援金の支給を受けようとする世帯主は、申請書に罹災証明書、住民票などの必要書類を添えて市(県を経由して被災者生活再建支援法人)に提出する。

加算支援金の支給を同時に受けようとする世帯主は、の申請書に契約書(住宅の購入、補修又は賃借等)などの必要書類を添えて市(県を経由して被災者生活再建支援法人)に提出する。

ウ 支援金支給の仕組み



(6) 生活福祉資金の貸付制度

(■実施主体：福井県社会福祉協議会 ■相談・申込：福井市社会福祉協議会)

低所得者、高齢者、障がい者の世帯(災害を受けた世帯含む。)に対し、資金の貸付と民生委員による必要な相談支援を行うことで、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援する。

資金種類			貸付限度額(以内)	償還期間(以内)	利率
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上：月20万円 単身：月15万円 ・貸付期間：原則3ヶ月、 最大12月以内	10年	無利子、 又は 年1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約費用	40万円		
	一時生活再建費	生活再建のための一時的な費用	60万円		

[現行] 離職者支援資金、自立支援対応資金を拡充			10～20万円 ・貸付期間：12月以内	7年	年3%
福祉 資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円	20年	無利子、 又は 年1.5%
		技能習得に必要な経費、その期間の生計維持経費 (就職氷河期世代を対象とした国家資格等を取得するための長期公共訓練コース等受講にかかる経費)	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年	
		障害者世帯又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年	
		障害者世帯が日常生活の便宜を図るための自動車の購入に必要な経費	250万円	8年	無利子、 又は年 1.5%
		中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	10年	
		負傷又は疾病の療養に係る必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円	5年	
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円	5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年	
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年	
		離職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年	
		その他日常生活上一時的な必要経費	50万円	3年	

	[現行] 更生資金、福祉資金、療養・介護等資金 災害援護資金に相当			50～470.4万円	3～10年	年3% 無利子
	緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金		10万円	12月	
教育 支援 資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学する経費	高校	月額 35,000円	20年	無利子
			高等専門学校	月額 60,000円		
			短期大学	月額 60,000円		
			大学	月額 65,000円		
			特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の 1.5倍の額まで貸付可能			
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円			
不動産担保型	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とした生活資金のための貸付資金		・土地の評価の7割程度 ・月30万円	据置期間 終了時	年3%、又はプライムレート のいずれかの低い 利率
生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保とした生活資金の貸付資金		・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割）。 ・生活扶助額の1.5倍以内		

(7) 災害復興住宅融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅融資を受けることができる。

建築指導班は、住宅金融支援機構が指定した災害の被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう借入れ手続等の住宅相談窓口の周知に努める。

(8) 天災融資制度

農政企画班、林業水産班は、災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）と農業協同組合等の組合（以下「被害組合」という。）に対し、低利の経営資金を被害農林漁業者に、事業資金を被害組合に融資することで、生産力の維持・増進と安定を図る。

また、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）に基づいて、融資機関に対し利子補給及び損失補償も行うものとする。

(9) 中小企業融資

商工振興班は、中小企業者が災害により被害を受けた場合、その企業の施設の復旧に要する資金並びに事業資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講じるものとする。

ア ㈱日本政策金融公庫及び㈱商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対し要請する。

イ 信用力の低い中小企業者の融資の円滑化を図るため、信用保証協会の保証枠の増大措置として、資金の貸付又は損失補償等を行う。

ウ 地元一般銀行、その他金融機関に対し、被害の状況に応じて特に必要があると認めるときは、融資の特別配慮を要請し、協力を求める。また、資金を預託し、貸付資金源の増大も図る。

エ 中小企業の負担を軽減し、復興を促進するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の指定を受けるための措置を講じる。

2 雇用対策

災害により職を失った労働者の働く場の確保について、商工会議所等関係団体と連携し、地元主要事業所等が優先的に雇用するよう働きかけていくものとする。

3 市税の減免及び徴収猶予等

災害により被災した納税義務者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、「地方税法」又は「福井市市税賦課徴収条例」の定めるところにより、市税の減免、徴収猶予、期限の延長、滞納処分の執行停止等の緩和措置を講じる。

(1) 減免

被災した納税義務者等に対し、該当する以下の税について減免を行う。

ア 個人市民税

イ 固定資産税・都市計画税

災害により被害を受け、著しく価値が減少した固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し、その被災の程度に応じて、減免の措置を講じる。

ウ 国民健康保険税

(2) 徴収猶予

被災した納税義務者等が、市税を一時に納付し又は納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、災害の状況に応じて、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行うことができる。

(3) 期限の延長

被災した納税義務者等が、期限内に申告、申請、請求、その他書類の提出又は市税を納付、納入できないと認められるときは、以下の方法により当該期限の延長ができる。

ア 広範囲にわたる災害の場合は、市長が職権により適用地域及び期限の延長日を指定する。

イ その他の場合で、被災した納税義務者等による申請があったときは、災害が治まった後、納税義務者については2か月以内、特別徴収義務者については30日以内に限り、市長が納期限を延長する。

(4) 滞納処分の執行停止等

納税滞納者等が災害により無財産となる等の被害を受けたときは、その状況に応じて滞納処分の執行停止、換価の猶予及び滞納金の減免等の適切な措置を講じる。

4 国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が、災害によりその所有する住宅又は家財に損害を受け、納付することが困難な事情にある場合は、その者の申請に基づき免除の措置を講じることがで

きる。

5 住民への支援制度等の周知・広報、相談窓口等の設置

(1) 支援制度等の周知・広報

広報プロモーション班やその他防災関係機関は、災害により被災者に対する各種支援制度、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により住民への周知を図るものとする。

ア テレビ・ラジオ等の放送、新聞広報等（各種報道機関と協力して実施する）

イ 広報車、広報紙（必要に応じて臨時号を発行するなどして対応する）、市ホームページ、チラシ等

ウ 有線放送、CATV等の地域型放送手段によるもの

(2) 相談窓口等の設置・紹介

広報プロモーション班は、災害の状況により被災者のために市役所内に総合相談窓口を設置し、被災者の幅広い問い合わせ、相談、支援等に応じるものとする。

また、災害の状況により、避難所等への巡回相談や専門家による相談窓口の紹介も行うものとする。

(3) 相談窓口等開設の周知

災害により相談窓口等を設置したときは、各種広報手段（上記（1）ア～ウ参照）等により、住民に開設の周知を図るものとする。

6 義援金・義援物資配分計画

(1) 義援金・義援物資の募集と周知

広報プロモーション班は、義援金・義援物資の受入れについて、国や県並びに報道機関等を通じて、次の事項を公表し、広く一般への周知を図るものとする。

ア 義援金

- ・受入れ窓口
- ・振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 義援物資

- ・受入れ窓口
 - 窓口と集積場所が異なるときは、その送り先の所在をはっきりさせる。
- ・受入れを希望する物資とそうでない物資
 - 被災地の需給状況を勘案し、逐次最新情報に改定していく。

(2) 義援金の受入れ・配分

ア 受入れ

出納班は、災害発生後速やかに金融機関の協力を得て、義援金受入れ窓口を開設する。また、義援金の受入れにあたっては、寄託者へ受領書を発行し、保管する。

イ 配分

集まった義援金の配分方法は、必要に応じて、市長が日本赤十字社福井県支部、市社会福祉協議会等を委員とする災害義援金配分委員会を設置し、協議のうえ引き渡し、決定し、迅速な配分に努めるものとする。

なお、委員会の設置については、災害義援金配分委員会設置要綱で定めることとし、個

別の災害の状況を鑑み、その都度作成するものとする。

(3) 義援物資の受入れ・配分

市民税班は、次のとおり受入れ・配分を行うものとする。

ア 受入れ

- ・災害発生後速やかに受入れ・照会窓口を開設する。
- ・受入れにあたっては、受入れ要員を事前に確保し、迅速に集積できる体制を整えておく。
- ・集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。
- ・義援物資の寄託者に対しては受領書を発行するなどして、配分先が決まるまで確実に保管しておく。

イ 配分

- ・配分のための引継ぎ等は、受入れリスト等による管理のもと、迅速、確実に行えるようにする。
- ・自己調達物資や応援要請物資等と調整を図り、義援物資の目的に添った効果的な配分を行う。

7 罹災証明書の交付

市長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく罹災証明の交付を行う。証明する事項及び手続については、福井市り災証明書等交付要綱において定める。

また、人並びに住家及び非住家の被害調査を実施した後は、速やかに罹災証明書及び被災証明書を交付できる体制を整備する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

8 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

市長は、被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、以下の被災者情報を記載した被災者台帳の作成を行うものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 住家の被害のその他市長が定める種類の状況

カ 援護の実施の状況

キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

ケ 災害対策基本法施行規則に定める事項

- ・電話番号その他の連絡先
- ・世帯の構成
- ・罹災証明書の交付の状況

- ・台帳情報の外部提供への同意の有無及びその提供先
- ・外部提供した旨及びその日時
- ・その他市長が必要と認める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外に内部で利用することができる。

市長は、被災者台帳作成のため必要があると認めるときは関係地方公共団体に対し、情報の提供を求めるものとする。

(2) 被災者台帳の利用・提供

市長は、次のいずれかに該当する場合は、被災者台帳に記載された情報を利用又は提供するものとする。

ア 被災者本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団地が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

また、台帳情報の外部提供について申請により、被災者の援護の実施に必要な限度で提供を行うものとする。

第2節 公共施設復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設又は改良が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行うものとする。

また、市は緊急融資の確保として、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。また、市で災害復旧資金の緊急需要が生じた場合、災害つなぎ短期融資の手当を講じて財源の確保を図るため、福井財務事務所及び日本郵政(株)北陸支社に対し、市の申出に応じて適切・効果的な融資措置が講じられるよう協議する。

1 公共建築物の復旧計画

公共建築物の被害調査の結果に基づき、被害額の算定及び施設の緊急性等を考慮し、順次復旧計画を立てる。

2 市営住宅対策

市営住宅班は、被災した市営住宅の被害状況を的確に調査把握するとともに、速やかに復旧計画を策定し、早期な災害復旧事業の推進を図る。

(1) 全市営住宅の被害状況調査、集計

(2) 災害復旧事業計画の作成

(3) 災害市営住宅の建設及び既設市営住宅の復旧にあたり適用される法律

事業	適用される法律	
	通常災害	激甚災害
既設公営住宅の復旧	公営住宅法第8条	激甚法第3条
改良住宅ストック総合改善事業	改良住宅等改善事業 制度要綱第2	
災害公営住宅整備	公営住宅法第8条	激甚法第22条

* 激甚法...激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(4) 既設公営住宅の復旧補助金交付までの手続の流れ

ア 既設公営住宅復旧計画書の提出

(事業主体→県知事→地方整備局長等)

イ 減失戸数及び補修費の査定

ウ 復旧計画の内示(地方整備局長等→県知事)

エ 補助金交付申請(工事設計要領書、審査意見書も必要。事業主体→県知事→地方整備局長等)

オ 補助金交付決定(地方整備局長等→県知事→事業主体)

3 公共土木施設災害復旧事業

被災した公共施設の災害復旧は、できるだけ早い被災施設の原形復旧と合わせ、再度の災害発生を防止するため、長期的視点に基づいた十分な検討による施設の新設又は改良等が必要である。

復旧にあたっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から事業を優先して行うものとする。

(1) 復旧事業の対象

災害復旧事業名	対象施設	関係省庁	県の窓口	根拠法
(1) 公共土木施設災害復旧事業	道路・河川・砂防	国土交通省	砂防防災課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
	下水道	国土交通省	河川課	
	漁港	農林水産省	水産課	
	公園	国土交通省	都市計画課	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 都市施設災害復旧事業	街路等	国土交通省	都市計画課 道路建設課	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

執行手続については、県地域防災計画による。

(2) 激甚災害の指定

適用すべき措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5 % B 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2 % かつ次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25 % 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5 %

(3) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	査定事業費 > 当該市町村の標準税収入 × 50 % ただし、当該査定事業費 1,000 万円未満は除外 ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く

4 公園緑地災害復旧事業

災害状況に応じ、樹木の植栽や遊具等の改良など災害予防の視点も考慮した公園緑地の復旧を行うとともに、災害箇所以外の公園緑地についても、適宜、予防計画に基づいた補植や改良等を実施していく。

5 漁港及び水産施設復旧事業

(1) 基本施設又は輸送施設

ア 復旧対策

林業水産班は、下記の復旧対策を行う。

(ア) 被災点検調査

被災概要調査で被害が発見された箇所等を中心に、構造物の安全性の確認及び施設の利用可能性の判定に視点を置いて、被害状況を詳細に把握するための調査を行う。

(イ) 応急工事

応急的に施設の機能を確保するための工事で、被害状況のほか施設の重要度や必要資機材の入手の可能性や工期等も考慮し、優先順位を定め段階を追って進める。

(ウ) 復旧工事

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の速やかな復旧を図ることに努める。

6 上水道施設復旧事業

応急的な復旧作業を終了した後に、全般的な漏水調査を実施し、完全復旧を図るとともに、将来計画及び地震後の都市計画等を配慮し、計画的に施設面及び体制面での災害予防対策を充実させ、恒久対策を推進する。

ア 漏水調査

地上に噴出して発見できた漏水箇所の他に、地下の漏水箇所を詳細に調査し、修繕計画を策定し、優先順位を定め、漏水を完全に防止する。

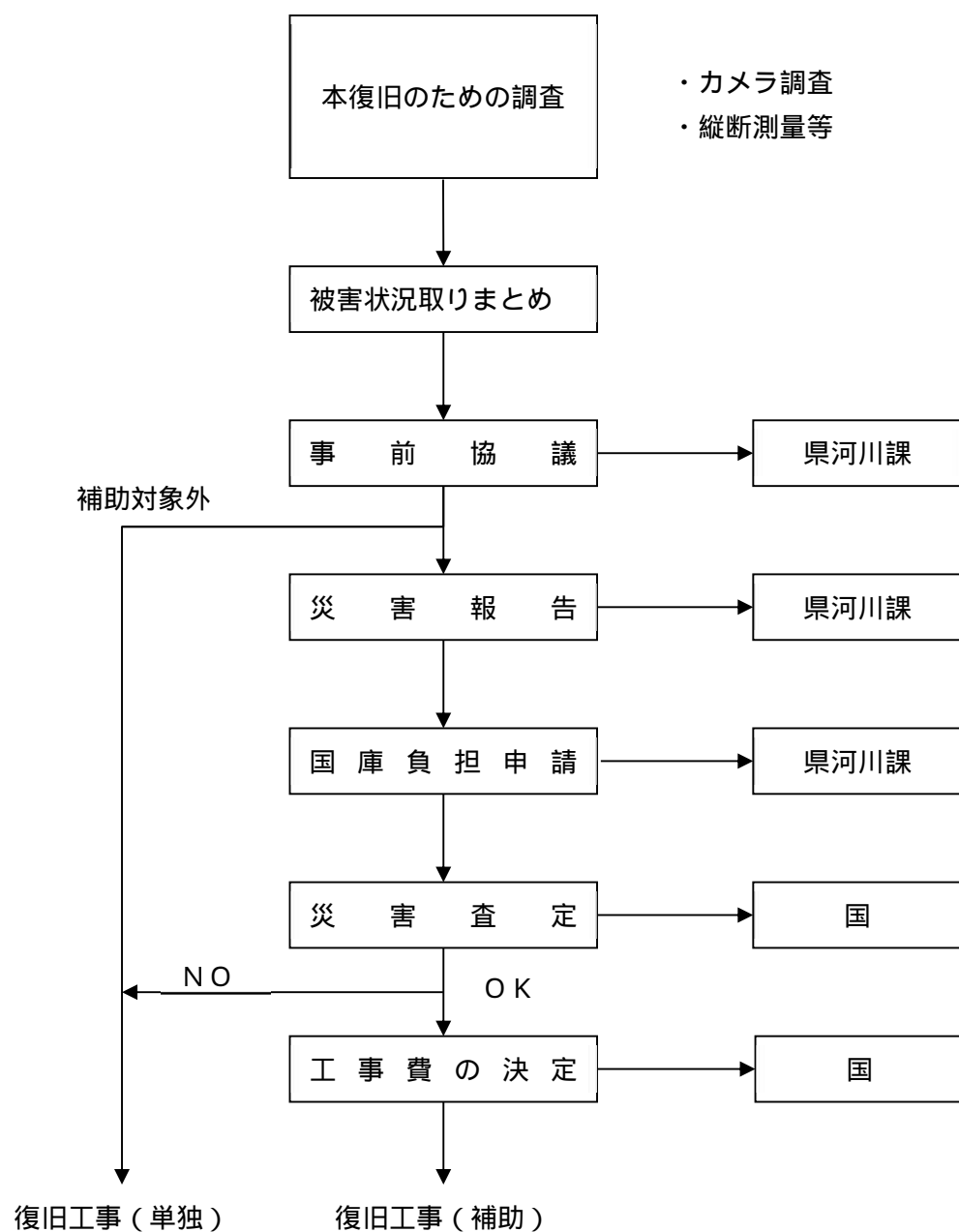
イ 恒久対策計画

原型復旧だけでなく、水道システム全体の耐震化、近代化の向上を図る。特に軟弱地盤の改良、老朽管の更新、管路の伸縮、可撓化等の耐震性の向上を図るとともに、配水区域のブロック化、配水管幹線のループ化、連結管のバイパスルートの確保等によりバックアップシステムの構築を図る。

7 下水道施設復旧事業

(1) 施設の復旧は、耐震性の強化・ネットワーク化や危険分散等を視野に入れて行う。

(2) 下水道施設復旧のフロー

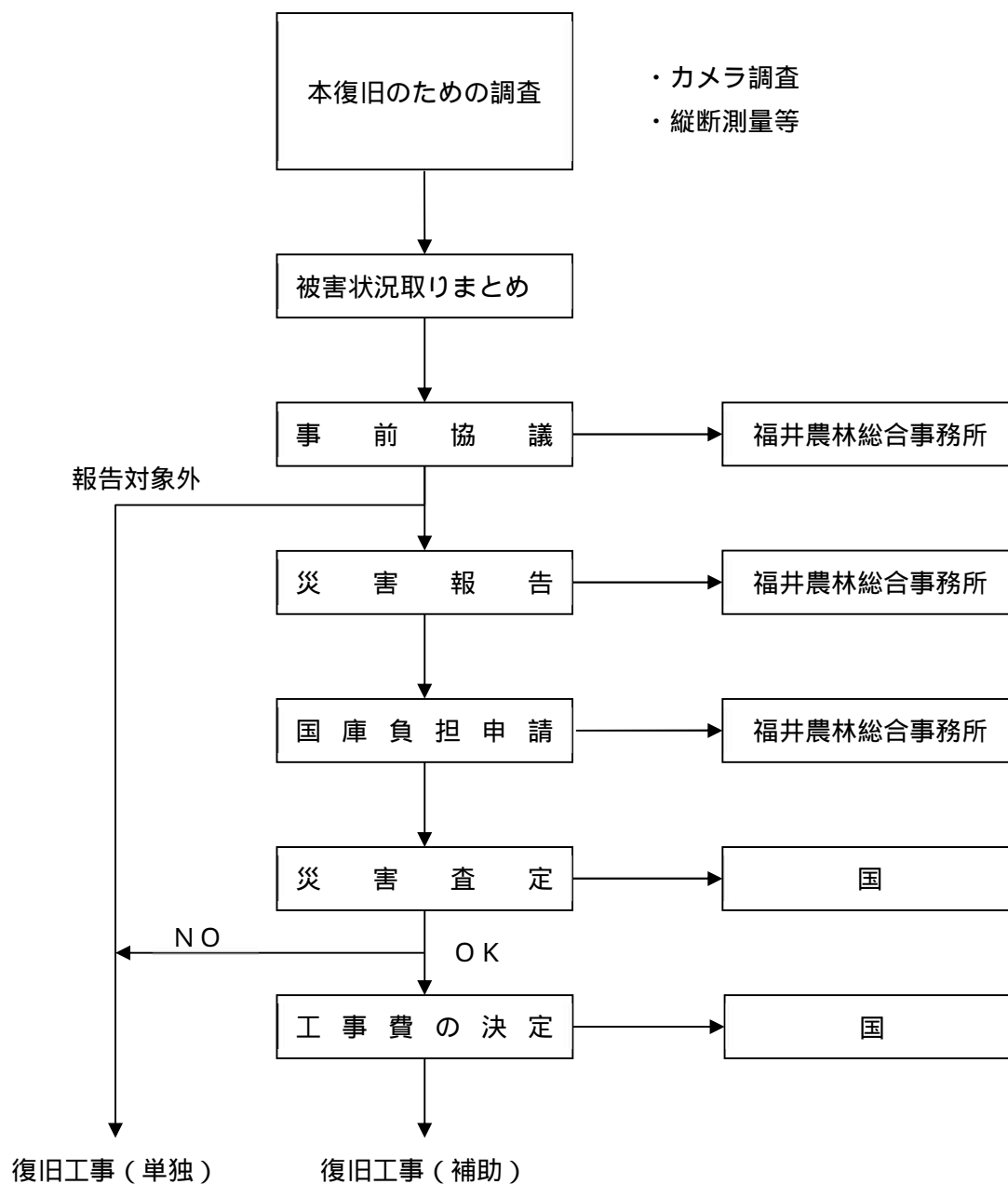


8 農業集落排水処理施設復旧

(1) 復旧対策の方針

下水施設班は、災害により被災した施設の原形機能を復旧するとともに、地域の将来計画も勘案した本復旧を行う。

(2) 農業集落排水処理施設復旧フロー



9 排水機場施設復旧

(1) 復旧対策の方針

ア 農業用施設の被害及び農地の湛水被害を最小限にくい止める。

イ 人的被害につながる二次災害の発生の防止を優先する。

ウ 復旧を適切に実施するため、的確な被害状況調査

(2) 復旧対策

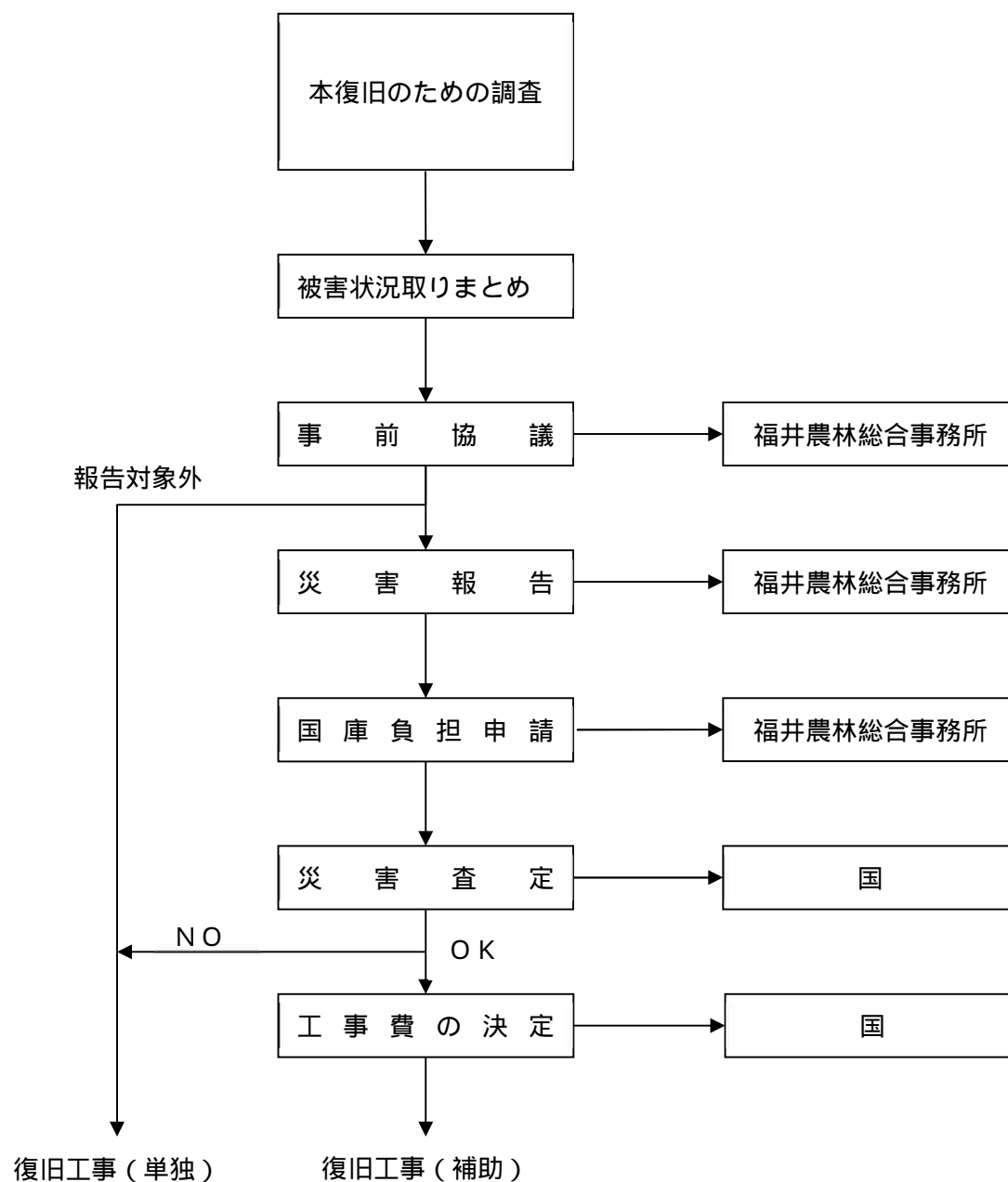
ア 施設全体の被害状況の把握

イ 二次災害の発生の防止工事

ウ 施設の緊急復旧工事、応急復旧工事

エ 本復旧は農作物の作付時期等を踏まえて土地改良区、農業協同組合、農家組合、他の関係機関との調整を密にして早期復旧

(3) 排水機場施設復旧フロー



第3節 復興計画

市は、県と協力し、被災地の再建を行うため、被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

また、被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、共同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

1 改良復旧

防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

2 計画的復興

大地震により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協議して、事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

また、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。

なお、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で住みやすい市街地の形成と都市機能の充実を図る。

3 大規模災害からの復興に関する法律の活用

(1) 復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(2) 特例措置

市が特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省及び県に要請するものとする。

(3) 職員の派遣

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせん努めるものとする。

職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第5章 個別事故災害対策計画

第1節 油等流出事故災害対策計画

市は、油流出事故の教訓を生かし、船舶や工場等からの油や木材等の大量流出による著しい海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制及び対応について定める。

1 油流出事故予防対策

(1) 関係機関の相互連携

油等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等処理するのが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐にわたることから、防災関係機関が有機的に連携を図ることが極めて重要である。

市は、他の防災関係機関と事故情報や被害状況及び各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するよう努める。

(2) 防災訓練の実施と参加

市は、過去の災害状況、予想される油等流出事故規模、被害の程度等を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、県、福井海上保安署、(独)海上災害防止センター等が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

また、油等の防除に関し、専門的な知識やノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化を図るものとする。

(3) 防除資機材の整備

市及び関係機関は、災害対策に必要な回収資機材等の整備に努めるとともに、防除資機材の整備状況を把握し、必要に応じて応援を求める体制を整備する。

(4) 情報マップの整備

油等の流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸地域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、事前に沿岸地域の利用状況等を把握しておくことが必要である。

そのため、沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備することを検討する。

2 災害配備体制

(1) 警戒体制

大規模な油等の流出事故が発生した場合は、事故の発生場所、規模及び経過時間等を考慮して警戒体制をとるものとする。

警 戒 体 制	内 容
・ 時間的余裕がある場合 (事故発生場所が福井市沿岸から離れている場合)	・ 庁内の情報収集、連絡体制の確立 ・ 職員の非常参集 ・ 陸上から漂着状況の把握を行う体制の整備 ・ 防除作業に必要な資機材の準備 ・ 防除関係機関との情報交換
・ 時間的に余裕がない場合 (事故発生場所が福井市沿岸や近隣の市町の場合)	上記のほか、直ちに災害対策本部に移行できる態勢

(2) 災害対策本部の設置

組織の編成及び動員体制については、第1章第5節「福井市災害対策本部」及び第3章第1節「組織動員計画」に準ずる。

(3) 現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は「現地災害対策本部の設置及び運営等要領」により原則として副本部長とする。

3 災害時の情報収集・伝達計画

(1) 情報の収集・伝達方法

ア 防災関係機関からの情報収集

危機管理班は、主な防災関係機関が参加する油防除対策調整会議等を通じて情報を収集するものとする。

イ 防災関係機関が収集、伝達する主な情報

機 関 名	収集・伝達する主な情報
事故原因者	・ 流出油の種類、性状、量、拡散状況に関する情報 ・ 流出油の防除措置の実施状況に関する情報
福井市	・ 海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・ 市が実施した防除活動に関する情報 ・ 資機材に関する情報 ・ 回収困難な地域の自衛隊派遣要請依頼に関する情報

福井海上保安署	・巡視船艇、航空機で収集した情報 ・気象・海象条件等に基づく流出油の漂流予測（進路予測）に関する情報 ・海上、沿岸部等における被害状況に関する情報 ・防除活動実施状況に関する情報 ・油等の専門家に関する情報 ・海上における警戒区域を設定した場合の県等に対する通知
福井地方気象台	・現場付近に係る気象情報 （海上風・波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供）
福井河川国道事務所	・直轄河川河口のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
福井県	・県所有船舶及びヘリコプターで収集した情報 ・海岸等のパトロール実施による漂着状況等の情報 ・県が実施した防除活動に関する情報 ・市町の漂着状況に関する情報 ・市町や防災機関が実施した防除活動に関する情報 ・資機材に関する情報 ・油等の専門家に関する情報 ・県漁連を通じた各漁協に対する指導事項等
福井県警察	・警察用航空機、船舶及び海岸パトロールで収集した情報 ・現場付近の警戒及び交通規制等の実施状況に関する情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
自衛隊	・航空機及び船舶で収集した情報 ・関係防除機関の防除活動に関する支援情報
（独）海上災害防止センター	・防除装置の実施状況に関する情報 ・油等の専門家に関する情報

ウ 住民への周知

（周知事項）

- ・事故の状況
- ・防災活動の状況
- ・火気使用及び交通等の制限禁止事項
- ・避難準備等の注意事項

（周知方法）

- ・第3章第8節「災害広報計画」に準ずる。

4 油等流出事故防除対策

（1）流出油等の漂流予測

市は、福井海上保安署等を通じて流出油等の漂流予測情報の入手に努める。

（2）海上での防除対策（浮流油の距離に応じた対策）

ア 事故原因者等の措置（委託を受けた（独）海上災害防止センターを含む）

油の船外への流出防止と流出油の拡散防止を目的として、現場の状況に応じた適切な措置（オイルフェンスの展張、損傷箇所の修理、排出油の回収等）を行うものとする。

イ 福井海上保安署の措置

（ア）事故原因者に対し、必要な防除措置を指示又は指導するとともに、海防法等に基づく防除措置を講じるものとする。

（イ）事故原因者等のみで対応できない場合は、事故原因者等と調整を行う。

（ウ）流出油の漂流状況等を船舶関係者に周知するとともに、必要に応じて流出事故現場海域付近で船舶の航行の制限や禁止等を行い、海上交通の安全確保に努める。

（3）漂着した油の防除対策

ア 漂着油の防除は、原則として事故原因者（及び委託を受けた（独）海上災害防止センター等）が行う。

市は、海上保安庁長官からの要請に基づく場合、又は原因者等が迅速かつ十分に漂着油の防除を実施できないときは、地域住民の健康、安全及び良好な海岸環境を守るため、原因者等に代わって防除活動を実施するものとする。

市は、防除活動の実施に先立ち、各海岸の利用状況等に応じて、人為的な防除作業による環境回復の到達度を定め、必要にして十分な範囲で、より経済的で効率の良い方法により作業を実施するよう努める。

防除作業は、市の職員及び消防職員・団員により行い、ボランティアによる防除活動とも十分な連携を図る。

また、市は作業者の安全確保と健康管理に十分留意し、必要な支援体制を整備するものとする。

イ 市のとるべき役割

（ア）漂着油の防除の実施に際しては、災害の状況に応じ、各関係機関等の役割や回収油の処理方法等具体的な対策について協議、調整を行うこととする。

（イ）市は、漂着油の状況により必要と認める場合は、災害対策本部を設置し、防除活動に努めるものとする。

なお、防除活動を行う場合は、平成9年1月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」を教訓とし、活動にあたるものとする。

（ウ）災害現場における防除活動の調整

市は、一体的かつ体系的な防除活動を行うため、他の機関と協調して実施するとともに、必要な情報の提供及び調整を行う。

また、防除作業の実施方法等については、現場で原因者の代理人（サーベイヤー）と事前に打合せ、了解を得るものとする。

- ・ 防除方針の周知
- ・ 作業手順の明示
- ・ 参加機関の担当区域の調整
- ・ 作業日及び作業時間等の設定
- ・ 作業の安全管理、健康管理等の指針の周知
- ・ 作業記録の報告

- ・その他防除作業等において関係機関の調整を必要とする事項

(エ) 事前準備

防除資機材等の調達

ビーチクリーナー・ポンプ・高圧水洗浄機・バックホー・バキュームカー・油処理剤・オイルマット・むしろ・オイルフェンス・ひしゃく・バケツ・ポリ袋・ビニールシート・オープンドラム缶・ダンボール箱・ゴム長靴・ゴム手袋・ゴム合衣

海岸監視所の設置

海岸パトロール職員の拠点とするため海岸監視所の範囲を決めて設置する。

現地集合場所及び仮設トイレの設置

回収要員・ボランティア等が油回収作業を行うため、拠点ごとに集合場所や仮設トイレを設置する。

資機材置場及び駐車場の確保

油回収作業のための資機材置場や回収要員、ボランティアのための駐車場を拠点ごとに確保する。

漂着油の一時的集積・保管スペースの確保

周辺環境や土壌汚染等に配慮して最終処分地へ運搬するまでの間、一時的に集積・保管する場所を県と協議し確保する。

救急救護体制の整備

回収作業従事者のため、救護所の設置や健康相談の実施等の健康管理に努めるとともに、事故に備え医療機関との救急救護体制の整備を図る。

(オ) 防除作業従事者の健康管理

作業条件への配慮

作業条件は季節、気候、作業の難易度等を考慮し、作業従事者に過重な負担とならないよう作業時間、休憩時間等を定めて実施する。

作業装備への配慮

作業従事者の健康確保のため、油の性状等に応じた作業衣服、装備を整えて実施する。

(主な装備)

マスク・ゴム手袋・ゴム長靴・眼鏡(スキー用ゴーグルや薬剤散布用眼鏡等)・保護衣(雨カッパ等)

(カ) ボランティア活動に対する支援

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるようボランティアとの連携に努める。

必要に応じ、ボランティア関係団体及び報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。

防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続を行うものとする。

活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置及び健康相談等の実施に努めるものとする。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

ボランティアとの連携については、第3章第3.3節「ボランティア活動支援計画」に準じる。

(4) 海岸保全施設等の防除対策

海岸等の管理者は、必要により管理する施設の防除活動を実施するものとする。

(5) 河川施設等の防除対策

ア 河川管理者は、油の漂着により河川が汚染し、河川管理に重大な支障を及ぼすおそれのある場合は、関係機関と連携して必要な防除活動を行うものとする。

イ 河川及び水路に水質汚濁が予想されるときは、河川水質汚濁対策に関する各機関相互の連絡調整を図るものとする。

ウ 上記記載なきものは、(3)(6)に準じる。

(6) 回収油の処分

ア 油の処分は、国及び県の指導のもと事故原因者（及び委託を受けた海上災害防止センター）が収集、運搬、処分及び関連資機材の調達、運送手段の確保等を行うものとする。

イ 市は、関係機関及び（独）海上災害防止センター等と協力して、海岸で回収した油を事故原因者等が収集・搬出するまでの仮置場を選定する。

(7) 漂着油防除処理費用の集約及び請求

ア 市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者又は（船舶の場合）その保険者に請求する。

イ 油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

(8) 環境汚染の応急対策

ア 環境汚染状況等に関する県への情報の提供及び住民等への広報を行う。

イ 環境影響調査の実施及び住民への結果の広報を行う。

ウ 住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難勧告時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。

5 流出木材防除対策

木材等の漂流物の対策については流出油等防除対策に準じるが、基本的な対応については次による。

(1) 木材等の漂流物が海上にある場合の対応

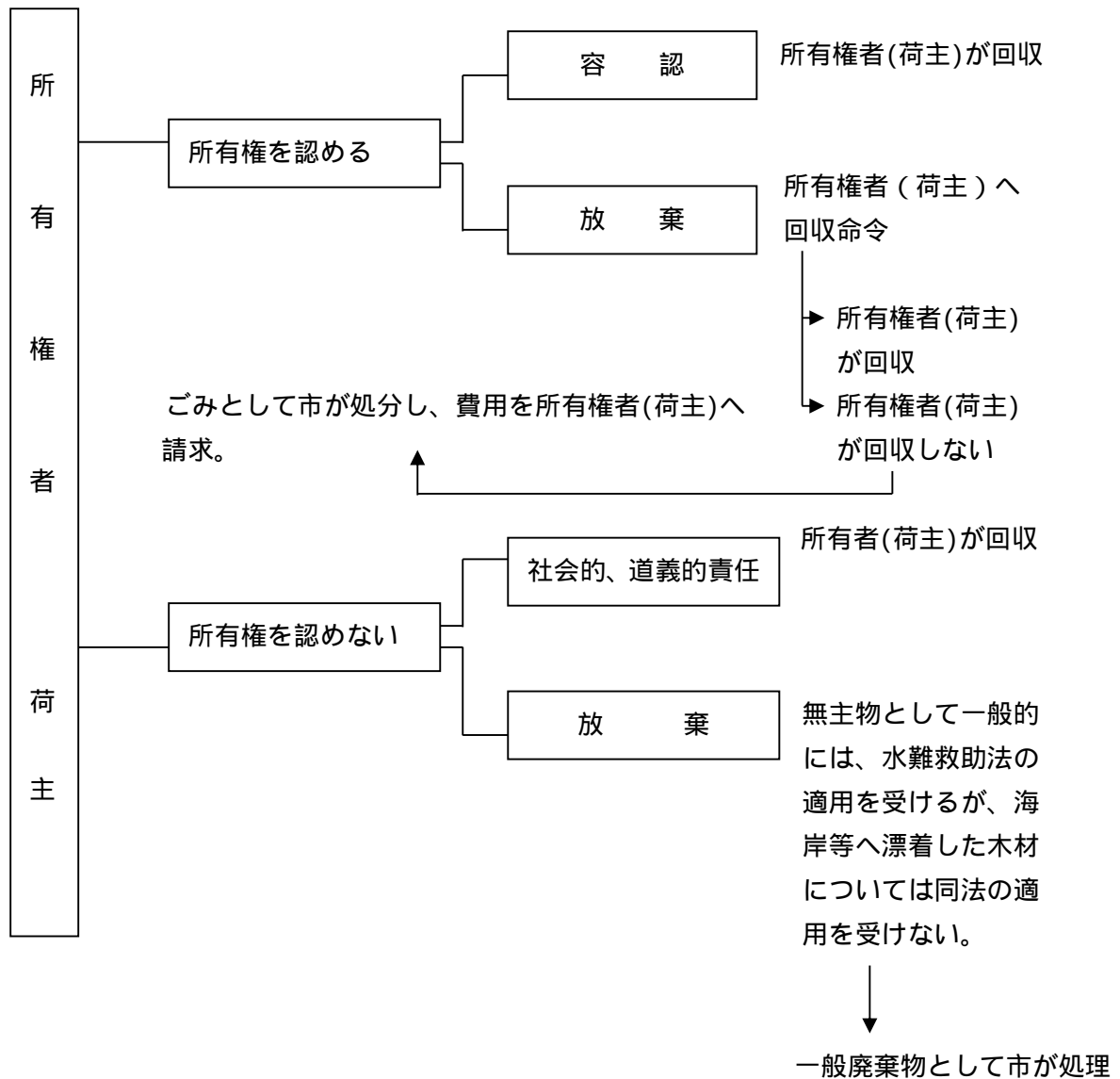
ア 所有権者（荷主）が社会的、道義的責任から回収する。

イ 福井海上保安署が船舶航行安全の確保の面から応急的に除去する。

ウ 漁業協同組合等で安全の確保の面から回収する。

(2) 木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応

木材等の漂流物の所有者（荷主）の対応により次の方法で処理する。



第2節 海上事故災害対策計画

船舶の遭難、火災により大規模な被害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、船舶の安全確保、港湾及び沿岸地域の人命・財産の保護を図るための対策について定める。

1 海上事故予防対策

(1) 海上火災等の予防対策

ア 福井海上保安署と福井市消防局との業務協定

「船舶火災の消火等に関する福井海上保安署と福井市臨海消防署との業務協定」により、福井市における船舶の火災予防等については、福井海上保安署と福井市消防局が協力して行うこととしている。

船舶の消火活動の担任範囲

福井市 臨海消防署	・ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 (この場合、福井海上保安署は消防局に協力する。)
福井海上保安署	・上記以外の船舶 (この場合、消防局は福井海上保安署に協力する。)

イ 合同防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される海上事故の規模等を想定した実践的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ 防災機関の相互連携体制

海上で発生した事故情報を迅速かつ的確に把握するため、防災関係機関との連絡窓口、連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

主な関係機関の窓口

機 関 名	担当部署	電 話	所 在 地
福井海上保安署		82-4999	坂井市三国町山岸 50-2-2
福井河川国道事務所	河川管理課	35-2661	花堂南 2-14-7
福井県	危機管理課	20-0308	大手 3-17-1
(独)海上災害防災センター	防災部	045-224-4311	横浜市西区みなとみらい 3-3-1 三菱重工横浜ビル

2 海上事故応急対策

(1) 関係機関のとりべき措置

ア 福井海上保安署

(ア) 非常配備・警戒配備の発令と災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、非常配備又は警戒配備を発令し、必要があるときは災害対策本部を設置する。

(イ) 情報の収集・伝達

福井市災害対策本部及び防災関係機関との密接な連絡をとり、災害に関する情報の収

集、交換を行う。

巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し、関係機関に伝達する。

(ウ) 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

(エ) 緊急輸送及び医療機関への出動要請

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をするものとする。

(オ) 自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合又は事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

(カ) 関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

(キ) 海上交通の安全確保

- ・船舶への災害情報の広報・周知
- ・船舶の通行禁止、制限等の措置
- ・海難船舶等の移動及び障害物の除去

(ク) 船舶火災の消火活動

- ・船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。
- ・福井海上保安署及び福井市臨海消防署は、相互協力して消火活動を実施する。

イ 福井河川国道事務所

(ア) 災害情報の収集及び情報処理

(イ) その他必要な措置

ウ 福井県（危機管理課）

(ア) 災害情報の収集

(イ) 緊急対策上必要な事項についての関係機関等への要請

(ウ) 自衛隊への災害派遣の要請

エ 福井南警察署

(ア) 災害情報の収集及び伝達

(イ) 警察用船舶及び航空機による負傷者の救出、救助

(ウ) 遺体の収容及び行方不明者の捜索

(エ) 死傷者の身元確認（福井海上保安署と協議）

オ 福井地方気象台

(ア) 関係防災機関等への気象、水象情報の提供

カ （独）海上災害防止センター

(ア) 事故原因者等からの委託による船舶火災の消火活動等

(2) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

本部長は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、災害対策基本法第23条第

1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

なお、組織の編成及び動員体制については、第1章第5節「福井市災害対策本部」及び第3章第1節「組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は「現地災害対策本部の設置及び運営等要領」により原則として副本部長があたる。

ウ 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車、携帯電話メール等により避難指示を行うものとする。

エ 水難救助法による人命、遭難船舶の救助

市は、福井海上保安署、福井県、福井南警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、福井海上保安署から要請のあった場合、救助活動に協力するものとする。

オ 沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸部に及ぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行うものとする。

カ 行方不明者・遺体の搜索及び埋火葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、3章第21節「行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画」に準じる。

(3) 消防局のとりべき措置

ア 出動体制

「福井市消防局警防規程」に基づき、救助及び救護を行う。

イ 関係機関との連携

福井海上保安署と情報交換を行い連絡調整に努める。

(ア) 福井市臨海消防署が主体となり福井海上保安署が協力するもの

- ・ ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び入渠中の船舶
- ・ 河川（港則法による港区域を除く。）における船舶

(イ) 福井海上保安署が主体となり福井市臨海消防署が協力するもの

- ・ 前記（ア）以外

(4) その他の防災関係機関のとりべき措置

海岸管理者等は、市から事故情報を受けた場合は、当該管理区間における巡視及び監視を速やかに実施し、その結果を逐次、市に連絡する。

第3節 鉄道事故災害対策計画

列車の脱線、転覆、衝突、火災、貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生するような又は地域住民に危険が及ぶような大規模な鉄道事故災害を対象とし、事故災害を未然に防止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切に対処するための体制及び対応について定める。

1 鉄道事故予防対策

(1) 鉄道施設等の安全対策

ア 鉄道環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき道路交通量の多い踏切での立体交差化、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努めるものとする。

イ 列車安全運行の確保

鉄道事業者は、車両の不燃化等の安全対策、CTC（列車集中制御装置）、ATS（自動列車停止装置）、踏切保安設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良を計画的に推進するとともに、車両、軌道、信号保安設備等の保守・点検を実施し、列車運行の安全性の向上に努めるものとする。

(2) 合同防災訓練の実施

各鉄道事業者、県、各警察署、その他の関係機関は、大規模な列車事故災害を想定した防災訓練の合同実施について検討する。市は、合同防災訓練が実施された場合は積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

(3) 防災機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故災害発生時の情報連絡体制及び相互の役割分担等についてあらかじめ協議・検討し、平時から連携の強化に努めるものとする。なお、連絡体制は次のとおりとする。

主な関係機関

機 関 名	担当部署	電話番号	住 所
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	施設課	076-253-5230	金沢市高柳町 9-1-1
日本貨物鉄道(株)金沢支店	貨物指令	076-251-7165	金沢市高柳町 10-1-4
えちぜん鉄道(株)	技術部	52-7730	松本上町 15-3-1
福井鉄道(株)	総務部	0778-21-0700	越前市北府 2-5-20
(株)ハピラインふくい	総務企画課	20-2300	大手 1 丁目 201 番 2
福井県	危機管理課	20-0308	大手 3-17-1
福井警察署	警備課	52-0110	開発 5 丁目 103
福井南警察署	警備課	34-0110	江守中町 6-18-2
(一社)福井市医師会	事務局	23-0587	大願寺 3-4-10
日本赤十字社福井県支部	事業推進課	36-3640	月見 2-4-1

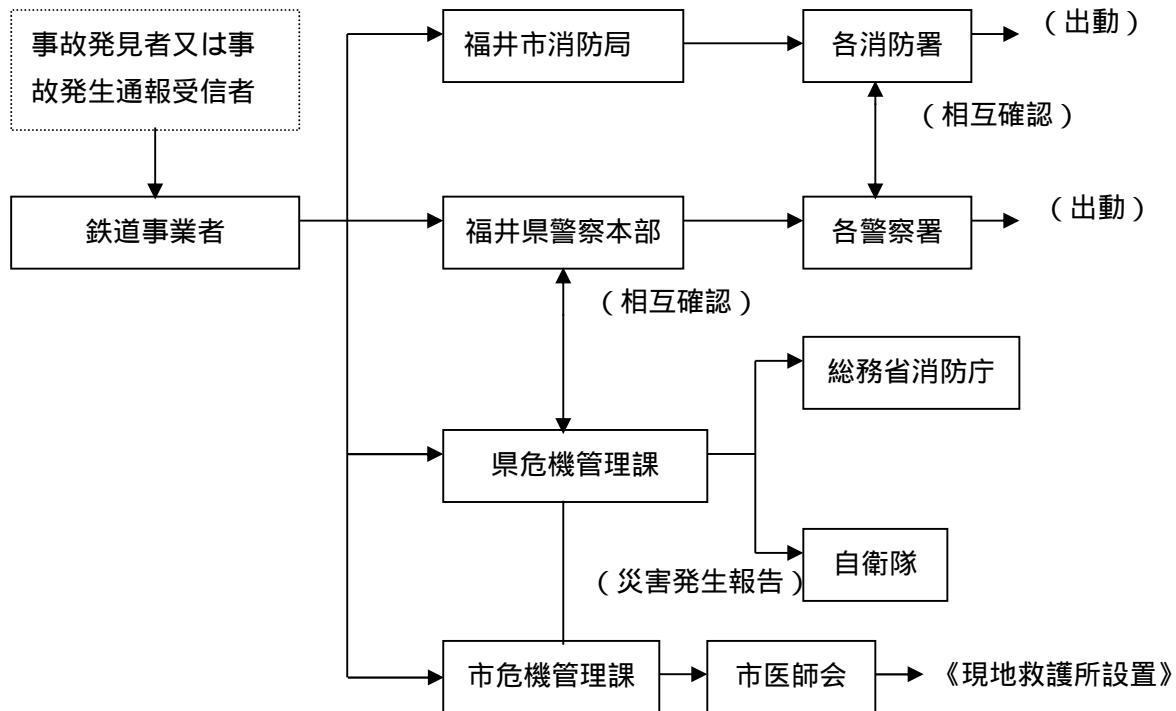
2 鉄道事故応急対策

(1) 被害情報の伝達系統

鉄道事業者は、大規模な鉄道事故により多数の死傷者が発生するなど、地域住民に重大な影響を及ぼす場合は、直ちに次の経路により関係機関に通知するものとする。

このほか、地域住民から事故発生情報がもたらされた場合、通報を受けた機関は下記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(伝達系統図)



(2) 応急体制の確立

鉄道事業者及び関係機関は、各組織内に事故対策本部を設置するとともに、現地に相互に近接して拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(3) 主な関係機関のとりべき措置

ア 鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の事故対策等に従い、応急措置及び関係機関への通報等を行うものとする。

イ 県

県は、主として関係防災機関の連絡調整を行うとともに、必要により次の措置を講じるものとする。

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市町災害対策本部との調整
- (イ) 医療及び死体の処理に要する資機材の調達
- (ウ) 公立医療機関に対する出動要請
- (エ) 日本赤十字社福井県支部に対する出動要請
- (オ) (一社) 福井県医師会及び(一社) 福井県歯科医師会に対する出動要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 警察

- (ア) 情報の収集及び伝達

- (イ) 被害の実態把握
- (ウ) 被災者の救出救助
- (エ) 住民の避難誘導
- (オ) 行方不明者相談への対応及び捜索
- (カ) 死体の検視又は調査及び身元確認
- (キ) 警戒区域等への立入制限
- (ク) 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制
- (ケ) 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙
- (コ) 現場広報
- (サ) その他必要な警察活動

エ 日本赤十字社福井県支部

- (ア) 被災者の医療救護

(4) 市のとるべき措置

ア 対策本部等の設置

本部長は、市域において鉄道事故による災害が発生し、地域住民に重大な影響を及ぼす場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、鉄道事故災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、一般対策編第1章第5節「福井市災害対策本部」及び第3章第1節「組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、「現地災害対策本部の設置及び運営等要領」により原則として副本部長があたる。

ウ 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車、防災気象情報メール等により、避難指示を行うものとする。

エ 災害広報

災害が発生し、地域住民に影響を及ぼす場合は、人心の安全と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するよう広報に努める。

なお、広報の内容や方法等については、第3章第8節「災害広報計画」に準じる。

(5) 消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「福井市消防局警防規程」に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者が発生した場合は、「集団救急救助災害活動計画」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

JR等関係機関に対して列車の停止等安全措置について協力を求める。

(6) 危険物等積載貨車事故に対する応急対策

ア 初動対応

危険物、毒物・劇薬、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又

はその危険性があると判断される場合は、駅員は、直ちに消防局に通報し、安全な場所（民家のない所等）での停車等の応急措置を行う。

また、事故に係る積載貨物の「化成品分類番号」の情報を消防局対し的確に提供するとともに、必要に応じて荷主に当該危険物等に関する詳細な情報を照会するものとする。

イ 二次災害の防止

現地に出動した消防隊の指揮者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断又は使用の制限を行い、地域住民の一時避難等を市に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、福井市保健所等に連絡する。

第4節 道路事故災害対策計画

道路構造物の被災（道路陥没、落橋、道路上での重大事故）等による多数の死傷者等の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の道路災害に対する対策について定める。

1 道路事故予防対策

(1) 道路構造物の災害予防

ア 国道、高速道路、県道、市道の災害予防

(ア) 道路管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

(2) 橋梁の損傷、劣化の点検

道路管理者は、主桁、主構、床版、支承部など橋梁の構造上重要な部材については、常時パトロールにより点検を行い、橋梁の劣化や損傷の有無を調査する。

(3) 合同防災訓練の実施

道路管理者は、消防局、各警察署等防災関係機関と合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助救急活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

(4) 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ明確にしておくものとする。

主な関係機関

機 関 名	担当部署	電話番号	住 所
福井河川国道事務所	道路管理課	35-2661	花堂南 2-14-7
中日本高速道路(株)金沢支社 福井保全・サービスセンター	工務課	41-3420	稲津町 16-7
福井県福井土木事務所	総務課	24-5111	城東 4-28-1
福井警察署	警備課	52-0110	開発 5 丁目 103
福井南警察署	警備課	34-0110	江守中町 6-18-2
(一社) 福井市医師会	事務局	23-0587	大願寺 3-4-10
日本赤十字社福井県支部	事業推進課	36-3640	月見 2-4-1

(5) 関係機関のとりべき措置

ア 福井河川国道事務所・県・市・中日本高速道路(株)金沢支社福井保全・サービスセンター

(ア) 道路管理者は、警察、消防との連絡調整を明確にし、事故発生時には作業員等を現地に派遣できるような体制を整備する。

イ 消防局

(ア) 大規模な道路事故災害時に必要な救助工作車、高規格救急自動車等の整備に努めるものとする。

(イ) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成に努めるものとする。

(ウ) 迅速かつ的確な救急搬送のため、事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立に努めるものとする。

ウ (一社) 福井市医師会

大規模な事故災害により多数の負傷者が発生した場合に、搬送患者を効率的に受け入れ可能状況等の情報を、県、市町、消防機関等に提供できる体制の整備に努めるものとする。

(6) 危険物の流出等に備えた資機材等の整備

消防局は、事故車両等からの危険物の流出、炎上、爆発等の事態に備え必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、化学消防車等の化学消防力強化並びに吸着剤、土嚢、処理剤等応急資機材の整備に努めるものとする。

2 道路事故応急対策

(1) 関係機関のとるべき措置

ア 道路管理者

道路管理者は、市の要請に基づき負傷者等の救助及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

イ 県

(ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市対策本部との調整

(イ) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請

(ウ) 公立医療機関に対する出動要請

(エ) 日本赤十字社福井県支部に対する出動要請

(オ) (一社) 福井県医師会及び(一社) 福井県歯科医師会に対する協力要請

(カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 各警察署

(ア) 情報の収集及び伝達

(イ) 被害の実態把握

(ウ) 被災者の救出救助

(エ) 住民の避難誘導

(オ) 行方不明者相談への対応及び搜索

(カ) 死体の検視又は調査及び身元確認

(キ) 警戒区域等への立入制限

(ク) 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制

(ケ) 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

(コ) 現場広報

(サ) その他必要な警察活動

エ 日本赤十字社福井県支部

(ア) 被災者の医療救護

(2) 市のとるべき措置

ア 対策本部の設置

本部長は、市域において道路事故による災害が発生した場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、道路事故災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第1章第5節「福井市災害対策本部」及び第3章第1節「組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、「現地災害対策本部の設置及び運営等要領」により原則として副本部長があたる。

ウ 地域住民に対する避難指示

市長は地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、避難指示を行うものとする。

エ 道路交通の安全確保

建設部は、道路、橋梁の被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止する必要がある場合は関係法令に基づき、速やかに通行の禁止又は制限の手続を行うものとする。

この場合は、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な回路を確保する。

オ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するような広報に努める。

なお、広報の内容や方法等については、第3章第8節「災害広報計画」に準じる。

カ 行方不明者・遺体の搜索及び埋火葬

道路事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3章第21節「行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画」に準じる。

(3) 消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「福井市消防局警防規程」に基づき、消防車両等が出動し、消火及び救助・救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急救助災害活動計画」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

警察、道路管理者等関係機関に対して、通行止等の必要な措置について協力を求める。

ウ 警戒区域の設定

積載危険物の流出等に対して、必要により警戒区域を設定する。

(4) 応援要請及び応急復旧

ア 市は、災害の状況に応じ他の地方公共団体等に対し応援を要請するとともに、県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。

(5) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出等が発生したときは、消防局及び警察署は、流出した危険物の名称、性状及

び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア 消防局は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災等の未然防止に必要な措置を講じるものとする。

イ 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水地区担当機関に速やかに連絡し、取水制限等の措置を講じるものとする。

ウ 有害物質が、河川海域等の公共用水域、地中及び大気中に放出された場合は、河川管理者及び環境廃棄物対策課等は必要に応じて環境調査を実施するものとする。

エ 市は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限の措置を講じるものとする。

第5節 危険物等事故災害対策計画

危険物、火薬類、高圧ガス（液化石油ガスを含む）、毒物・劇薬及び放射性物質等（以下危険物等という）の施設における火災、爆発及び漏えい等の災害において、防御活動の展開を迅速かつ的確に実施するため、体制及び資機材の整備を図るとともに、危険物等の取扱関係防災組織等と緊密な連携を図り、被害の状況に応じた適切な活動を行うため、事前に必要な体制の整備を行う。

1 危険物等事故災害予防対策

(1) 危険物施設安全対策

ア 立入検査及び指導の強化

消防局は、危険物施設に対し、次の事項について立入検査等又は指導を行う。

- (ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する検査
- (イ) 危険物の運搬及び積載方法についての検査
- (ウ) 危険物の貯蔵、取扱方法等安全管理についての指導
- (エ) 危険物施設の管理者及び保安監督者に対する保安監督についての指導
- (オ) 地震動及び津波等による施設等の影響に対する安全措置の指導
- (カ) 地震動による棚及び器材の転倒・落下の防止に対する指導
- (キ) その他法律に基づき検査、指導等の徹底

イ 貯蔵タンク等流出予防対策

消防局は、液体危険物を貯蔵する屋外タンクについては、防油堤の構造強化、流出油防止資機材等の整備により、流出防止又は被害軽減が行われるよう指導を強化する。

ウ 自主保安体制の確立

危険物取扱施設では、災害が発生した場合の対応についての特殊性を考慮し、専門知識を有する事業所員で構成された自衛消防組織の質的な充実と、事業所間の相互連絡体制の確立を図るため、その体制の整備に努める。

また、防災活動について、管理運営面の改善、必要な資機材の整備及び訓練を通じた防災技能の習熟・向上が図れるような体制の強化に努める。

エ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(2) 火薬類製造施設及び高圧ガス製造施設等の安全対策

ア 指導

火薬類、高圧ガス及びLPガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携のもとに、保安意識の高揚及び自主保安体制の整備等を重点に災害予防対策を推進する。また、消防局は、火薬類を消費しようとする者の実態把握に努め、災害発生時の障害とならないよう指導する。LPガスについては、市民生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関連法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(3) 毒物・劇物管理

ア 毒物・劇物管理

事業所の管理者は、県の指導等に基づき毒物及び劇物を安全に管理し、また災害発生時には消防活動の障害とならないよう適切な措置を講じるものとする。

イ 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関係法令に基づく構造、設備等に関する安全対策の向上に努める。

(4) 放射性物質使用施設（原子力を除く。）安全対策

ア 放射性物質の安全対策

放射性物質を取扱う事業者は、文部科学省の指針を遵守し、作業の安全管理を確保することにより、放射線障害事故防止を図るものとする。

(5) 学校・研究施設等における安全対策

学校及び研究施設等で、危険物（少量危険物を含む。）毒・劇物及び火薬品等が保管されている場合は、地震動等による転倒・落下で、混触や酸化による発火の危険性があるため、十分な対策を講じるものとする。

(6) 関係機関による安全確保体制の整備

ア 相互連絡体制

危険物等事故災害は、被害が短時間で広範囲に及ぶおそれがあることから、防災関係機関は迅速かつ的確な情報の伝達が必要である。

また、危険物等の性状・数量及び保管場所等により災害対応が変化することから、現状等の把握とそれら情報の共有化を行い、災害の未然防止を図るため防災関係機関等の連絡体制を整備するものとする。

イ 防災教育の実施

危険物等の施設における保安管理の徹底を図るため、危険物等の取扱関係者に対しあらゆる機会をとらえ、次の事項について防災教育を実施するものとする。

- (ア) 危険物等の性質・特徴等
- (イ) 危険物等の貯蔵又は取扱い施設の保安に関すること
- (ウ) 異常状態の発見方法及び事故災害発生時における応急措置
- (エ) 関係法令等
- (オ) その他防災上必要な事項

ウ 防災訓練

危険物等の施設においては、危険物等の性状、地域の実態、特殊性を十分考慮し、事故災害防止活動の体制の確立を目的とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関等と合同で訓練を実施し、相互の連携強化に努めるものとする。

2 危険物等事故災害応急対策

(1) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

設置基準

本部長は、市域において危険物等による大規模な災害が発生又は危険物の漏えい・飛散等で人命に危険が及ぶおそれがある場合に、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づ

き、危険物等事故災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第1章第5節「福井市災害対策本部」及び第3章第1節「組織動員計画」に準じる。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

なお、現地災害対策本部長は、「現地災害対策本部の設置及び運営等要領」により原則として副本部長が当たる。

ウ 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車、携帯電話メール等により、避難指示を行うものとする。

エ 災害広報

人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するような広報に努める。市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（県の災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、防災気象情報メール、緊急速報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

オ 行方不明者・遺体の搜索及び埋火葬

危険物事故災害により行方不明者等が発生した場合は、第3章第21節「行方不明者の搜索、遺体の搜索・埋火葬計画」に準じる。

（２）消防局のとるべき措置

ア 出動体制

「福井市消防局警防規程」に基づき、消防車両等が出動し消火、救助及び救護を行う。

なお、多数の傷病者等が発生した場合は、「集団救急救助災害活動計画」に基づき活動を行う。

イ 関係機関との連携

関係事業所に対して、情報の提供及び消火について必要な協力を求める。

ウ 警戒区域の設定

危険物の流出等に対して、必要により警戒区域を設定する。

第6節 雪害対策計画

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立を予防し、雪害の拡大を防止するため、その対策について定める。

1 雪害予防対策

国、県及び市町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

また、豪雪等に対し、道路交通を確保できるよう、国、県、市町及び高速道路事業者は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要因等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に集中的な大雪に対しては、国、県、市町及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

(1) 主要交通・通信機能の強化

ア 主要な鉄道、道路、港湾、通信局舎等の基幹的な交通・通信施設等については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、豪雪時の輸送・通信手段の確保、雪害に対する安全性の確保に努める。

イ 最重点除雪路線等については、地下水や河川水の最大限の利用を考慮した上で、消雪設備の整備を推進する。

ウ 公共交通については、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化し、安全で安定した運行体制の確保に努める。

(2) 除雪体制等の整備

ア 地域道路除排雪の円滑な実施

除雪対策本部を設置し、地域道路除排雪の円滑な実施を図る。

イ 組織及び活動体制

災害対策の責務を遂行するため、雪害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等については「福井市道路除雪計画」に定める。また、平常時から応急対策に必要な災害情報等の共有化の推進に努める。

ウ 国、県等との連携

(ア) 迅速な対応を図るため、事前の広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国道や主要県道を管轄する国や県などとの連携強化に努める。

(イ) 国や県等の関係機関と降雪時に必要な情報を適切に共有するため、強固な連携体制の構築を図る。

(3) 交通の確保

ア 避難路の確保

地震、なだれ等が発生した場合に備え、住民が円滑に避難所等に避難することができるよう、市民協働で歩道除雪の推進に努める。

イ 除雪路線の駐車禁止

除雪の円滑化を図るため、冬期は除雪路線における路上駐車を禁止し、除雪作業を妨げる駐車車両については、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、車両の移動を行うものとする。

ウ 緊急通行車両等の通行確保

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者が車両の移動を行うものとする。

エ 公共交通の確保

(ア) 公共交通の安全で安定した運行を確保するため、事業者や県、沿線市町との連携体制を強化するとともに、市民へ公共交通の運行状況等の情報を速やかに提供出来る体制を整備する。

(イ) 鉄道事業者は、積雪深計データなどの情報収集を行い、機械除雪の出動を早めるなどの確な除雪計画を策定し、部分開通など柔軟な運行に努める。

(ウ) えちぜん鉄道と福井鉄道の両社は、相互協力協定に基づき、資機材の提供や共同除雪を行うなど除雪体制を整備する。

(エ) 鉄道事業者は、踏切部の除雪について、圧雪除去等が困難な箇所を予め道路管理者と協議し、道路管理者と連携して行う。

(オ) バス事業者は、県や市で開催される除雪会議等において、道路管理者との情報共有を徹底する。

(カ) バス事業者は、除雪状況を踏まえて柔軟なバスルートの変更により、バス運行路線の確保を図る。

(4) 堆雪排除対策

ア 排雪対策

(ア) 屋根雪下ろし及び道路除雪で生じた堆雪は、自治会長を通じ、市民に早期排雪に協力を求めることとし、雪捨て場については、関係機関と協議のうえ毎年度定める「福井市の道路除雪計画」によるほか、市が状況に応じ適当な場所を定める。

(イ) 下水道施設の機能維持のため、下水道マンホールへの排雪は禁止するものとする。

イ 融雪対策

(ア) 冬期間であっても異常な気象の変化により、気温の上昇や降雨によって、融雪水による災害のおそれがあるため、気象予報等に注意し、家屋等への浸水被害を防止するものとする。

(イ) 融雪水により河川等が増水し、水防上危険な場合は、「福井市水防計画書」に定めるところにより水防活動を実施する。

(5) 建築物保全対策

積雪量等を考慮し、早めの屋根雪下ろしを実施するよう市民に広報するとともに、できる限り自治会一斉に行うよう指導して協力を求め、堆雪は指定の雪捨て場へ搬送し排雪する。

雪下ろしにあたっては、ガス、水道、電話線等への影響がないように注意し、かつ、危害

防止に努めるものとする。

(6) 食料物資確保対策

市民生活に必要な物資については、第3章第14節「食料供給計画」及び第3章第15節「生活必需品供給計画」に定めるもののほか、特に緊急を要する生鮮食料品等の食料物資については、福井市中央卸売市場及び関係業者に協力を求め、物資の輸送及び流通確保を図る。

なお、事前対策として、雪害の特殊性を考慮し最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、トイレットペーパー、灯油等の家庭内備蓄及びマイカーの満タン給油について、市民への周知を図る。

(7) 孤立する可能性のある地域への対策

雪害により交通が寸断され、孤立する可能性のある地域の自治会長に対しては、電話回線の切断に備えた連絡手段を確保する。

(8) 市民に対する情報発信等の強化

ア 雪害予防の広報活動

雪害を予防するため下記の事項について、市ホームページ、SNS、広報紙、各戸配布チラシ等を活用し、事前の市民に対する広報活動に努める。

(ア) 不要不急の外出の自粛

(イ) 公共交通機関の利用

(ウ) 雪道走行時におけるチェーン、スコップ、牽引ロープ等の携行

(エ) 路上駐車禁止

(オ) 用排水路等への排雪禁止

(カ) 雪置き場の提供

(キ) 水道水、地下水の節水

(ク) 降雪期におけるガス機器取扱いと配管破損等による漏水

(ケ) ごみステーション、消火栓、防火水槽、バス停周辺等の除雪

(コ) 通学路の安全確保

(サ) 雪下ろし中における屋根からの転落等、除雪中の事故防止

(シ) 車内における一酸化炭素中毒の危険性

(ス) 除雪作業中に伴う交通規制等への協力

イ 除雪関連の情報配信強化

市民への除雪関連の情報提供を効果的に行うため、市ホームページや SNS 等を活用した情報配信手段の充実に努める。

(9) 地域力等による対策

ア 地区連絡体制の強化

自治会連合会長から各自治会長までの連絡体制と情報伝達体制の強化を図る。

イ 自治会等への協力依頼

地域力の活用を図るため、各自治会に対し、用排水路等への排雪禁止、ごみステーション、消火栓及びバス停周辺の除雪、要配慮者の安否確認について協力を依頼する。

ウ ボランティアによる活動の推進

雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの市民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援充実に努める。

(10) 要配慮者対策

- ア 障がい者、ひとり暮らし高齢者、ひとり親世帯等の要配慮者について、福祉関係団体や自治会等と各部局が連携を密にし、安否確認等の体制構築を図る。
- イ 豪雪により食料調達が困難となった要配慮者に対しては、各部局の連携を密にし、本市の備蓄食料を支給する。

(11) 市民生活における燃料対策

- ア 大雪時の事前の備えとして、安定的に燃料供給を行う拠点である中核サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。(第3章第30節「商工業対策計画」参照)
- イ 大雪が予想される場合は、燃料発注の前倒しなど在庫の積み増しについて、福井県石油業協同組合に要請する。

(12) 除排雪の担い手の確保

- ア 除排雪事業者の確保
除排雪作業を担う地域の建設事業者の担い手確保に向け、週休2日の推進、施工時期の平準化および賃金の引き上げ等を図るものとする。
- イ 除雪オペレータの養成
継続的な除雪体制維持のため、除雪オペレータを養成するものとする。

2 雪害応急対策

(1) 関係機関のとりべき措置

ア 道路管理者

道路管理者は、市の要請に基づき負傷者等の救助及び消火活動の実施のため、必要な協力を行うものとする。

イ 県

- (ア) 救助、救急医療、死傷者収容処理についての市対策本部との調整
- (イ) 市の遺体処理業務の広域応援の調整及び関係団体への協力要請
- (ウ) 公立医療機関に対する出動要請
- (エ) 日本赤十字社福井県支部に対する出動要請
- (オ) (一社) 福井県医師会及び(一社) 福井県歯科医師会に対する協力要請
- (カ) 自衛隊等に対する派遣要請

ウ 警察

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 被害の実態把握
- (ウ) 被災者の救出救助
- (エ) 住民の避難誘導
- (オ) 行方不明者相談への対応及び搜索
- (カ) 死体の検視又は調査及び身元確認
- (キ) 警戒区域等への立入制限
- (ク) 避難路及び緊急交通路確保のための交通規制
- (ケ) 被災地域における犯罪の未然防止及び検挙

(コ) 現場広報

(サ) その他必要な警察活動

エ 日本赤十字社福井県支部

(ア) 被災者の医療救護

オ 福祉関係団体、自治会等

(ア) 要配慮者の安否確認

(2) 市のとるべき措置

ア 災害対策本部の設置

本部長は、市域において雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第 23 条第 2 項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

組織の編成及び動員体制については、第 1 章第 5 節「福井市災害対策本部」及び第 3 章第 1 節「組織動員計画」に準じる。

なお、災害対策本部室(危機管理班)は、建設部との連携を密にすることで、今後予想される雪害への早期対応に備える。

イ 現地災害対策本部の設置

地域において、災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

ウ 地域住民に対する避難指示

本部長は、地域の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、サイレン、広報車、携帯電話メール等により、避難指示を行うものとする。

エ 災害広報

(ア) 人心の安定と社会秩序の維持を図るため、災害の状況や応急対策の実施状況を住民に周知するような広報に努める。

(イ) 市民生活に直結する情報、市民の安全安心に関する情報は、市ホームページ、SNS、防災気象情報メール、防災行政無線、Ｌアラートを通じたラジオ、テレビ、新聞等を活用し、時機を逸することなく速やかな情報発信に努める。

また、各種情報の収集については、原則、市ホームページ、SNS、防災気象情報メール、防災行政無線、ラジオ、テレビ、新聞等により行うよう、市民に対して周知徹底を図る。

- ・ 除雪状況に関する情報
- ・ 公共交通情報
- ・ ごみ収集に関する情報
- ・ 帰宅困難者支援施設及び避難所の情報

オ 消防対策

消火栓、防火水槽等の消防水利は、常に確保されるよう自治会長に対し除排雪について協力を求めるとともに、標識等により位置を明示するものとする。

その他消防活動は、第 3 章第 7 節「消防活動計画」に定めるところによる。

カ 雪崩対策

(ア) 雪崩が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命等に危険があると認められるときは、福井・福井南警察署及び関係防災機関に出動を要請し、排除工作及び警戒にあたるものとする。

- (イ) 雪崩が発生し、又は発生が予想され、避難の必要があると認められたときは関係住民に対し、避難の指示をする。

キ 家屋倒壊

- (ア) 積雪により、家屋の倒壊の危険があり必要と認める場合は、屋根雪下ろしについて勧告し、また一人暮らしの高齢者等の家屋で自力の除雪が困難なものに対しては、屋根雪下ろしに係る支援措置を講ずるものとする。
- (イ) 家屋倒壊が発生し、人命救助の必要がある場合は、福井・福井南警察署の協力を得て実施する。
- (ウ) 豪雪時に倒壊の危険があり必要と認める場合は、倒壊等危険建築物調査を遅滞なく実施し、人命危険がある場合は、当該家屋への立ち入りを規制する等の措置を速やかに実施する。
- (エ) 市民の安全・安心を確保するため、倒壊の恐れのある老朽危険空き家等の除却を支援する。

ク 孤立地区対策

- (ア) 積雪による孤立地区において、人命の危険が発生し救出の必要がある場合は、第3章第10節「被災者救出計画」に定めるもののほか、警察等の防災関係機関が相互協力し、救出活動を行うものとする。
- (イ) 孤立地区に対する道路除雪は、特別編成の機械力を投入して開通に全力をあげるものとする。
- (ウ) 通信連絡が不能になった場合は、関係防災機関により復旧を図るものとする。
- (エ) 人命救出等緊急を要する場合は、知事に対し、県航空隊又は自衛隊へのヘリコプターの出動を要請する。
- (オ) 事前対策として、あらかじめ孤立予想地区に対し無線設備の配備等緊急時の通信体制を確保するとともに、孤立時の応急措置等について周知徹底を図るものとする。

ケ ごみ・し尿対策

第3章第19節「廃棄物処理応急計画」に定めるほか、次のとおりとする。

コ ごみ収集対策

- (ア) 道路除雪の状況等により収集車が運行出来ない地区においては、通行可能な路線沿いにステーションを定めるとともに周知を行い、市民の搬出協力を得て収集にあたるものとする。
- (イ) 収集不能地区については、収集が可能となるまで、家庭等において保管するよう市民に協力を求めるものとする。

サ し尿対策

- (ア) し尿の汲み取りは、降雪期までに済ませるよう指導するものとする。
- (イ) 積雪時には、道路の除雪状況に応じ、し尿の汲み取りを行う。

シ ガス及び上・下水道保全対策

第3章第25節「ガス施設応急対策計画」及び第3章第22節「公共施設等災害応急対策計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

(ア) ガス設備

積雪、凍結時における各戸の供給管及びガスメーターの破損防止については、市民の

協力を得るための具体的な方法をホームページ等で広報し、保全に努めるものとする。

需要家にあっては、屋根からの落雪等に伴う供給管等の破損によるガスの漏洩事故を防止するため、保護板の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 上・下水道施設

上・下水道施設の機能維持を図るため、建物、ポンプ設備等の維持管理と除雪に万全を期し、上水道にあっては給水管の破損防止について広報活動に努めるものとする。

ス 避難所等の開設

(ア) 避難所の開設

豪雪により避難所の開設が必要と認めた場合は、災害対策本部、関係所属及び避難所対応員が連携し、早期に開設するものとする。

(イ) 帰宅困難者支援施設の開設

豪雪により公共交通機関が停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数生じた場合は、災害時応援協定に基づき、ハピリン管理組合、北陸財務局福井財務事務所、FUKUMACHI BLOCK 全体管理組合及びまちづくり福井㈱に対し帰宅困難者支援施設開設の要請を行い、ハピリン、春山合同庁舎及び FUKUMACHI BLOCK 内に滞在場所を確保する。